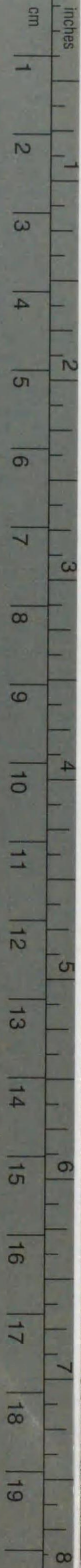


Kodak Gray Scale



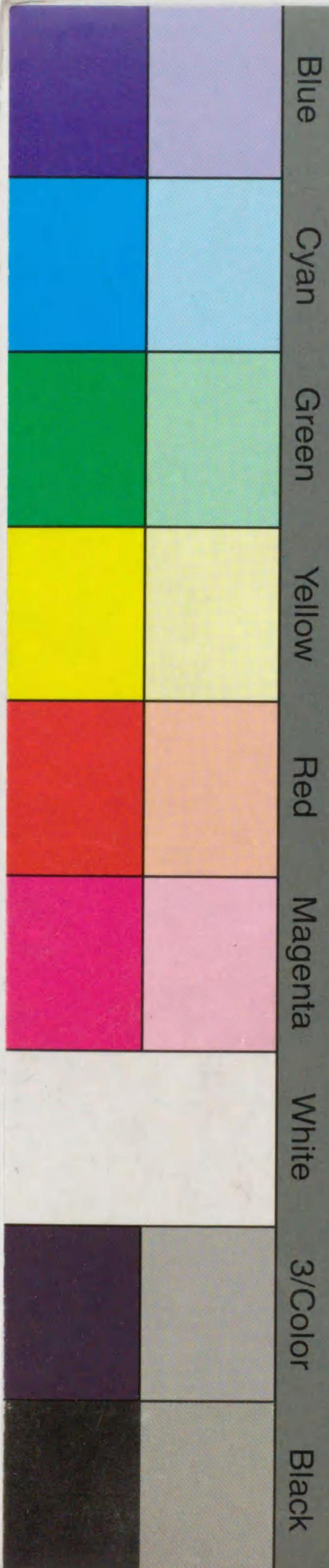
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19




Kodak Color Control Patches


© Kodak, 2007 TM: Kodak



594
46

594-146
1200501527094





10p 119

738



玉造郡誌

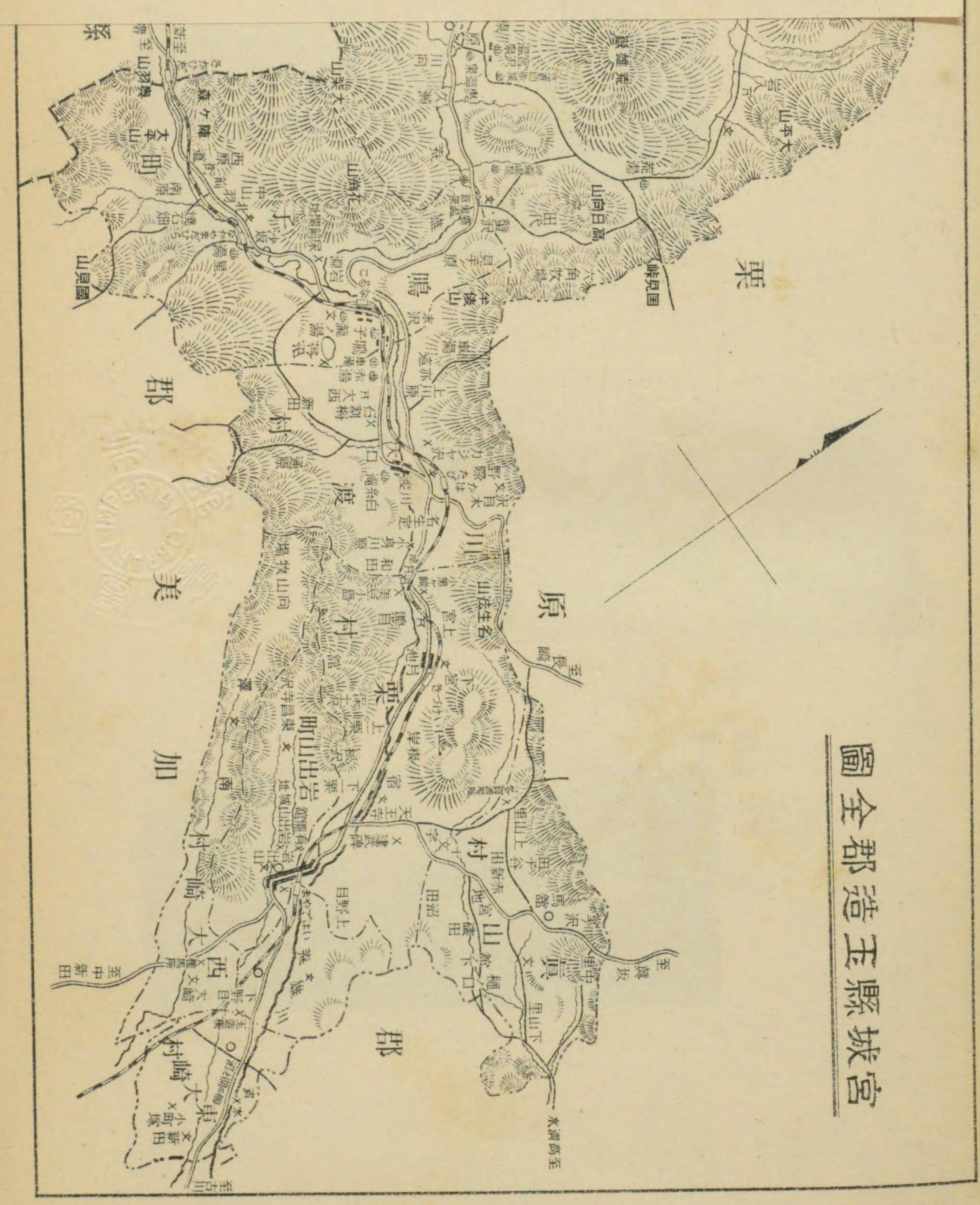


善言古者
考之今

正四位男爵伊達正人題

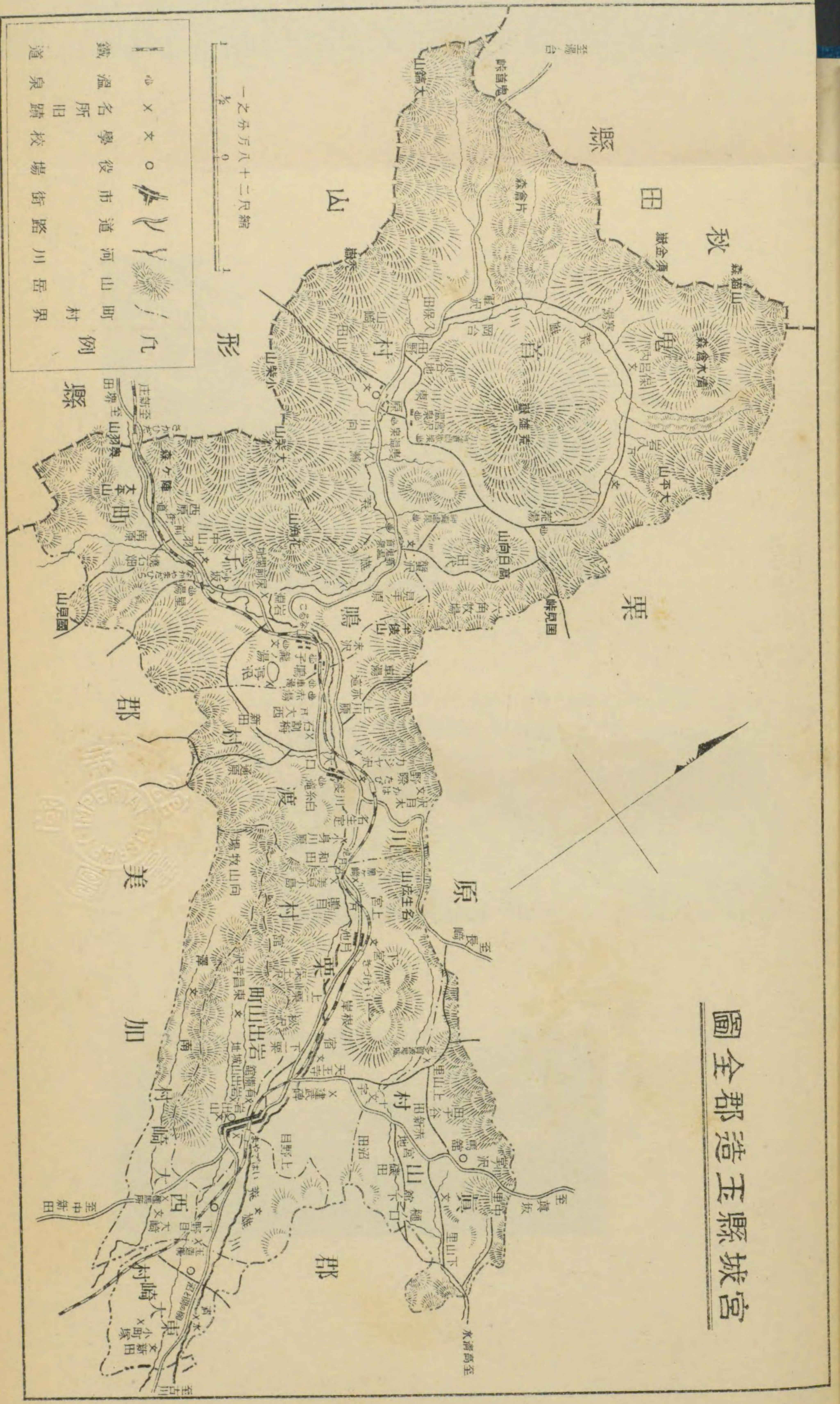
宮城玉造郡全圖
 此圖係由
 玉造郡全圖
 所製成

宮城玉造郡全圖



新加坡

宮城縣造郡全部圖





花
淵
山

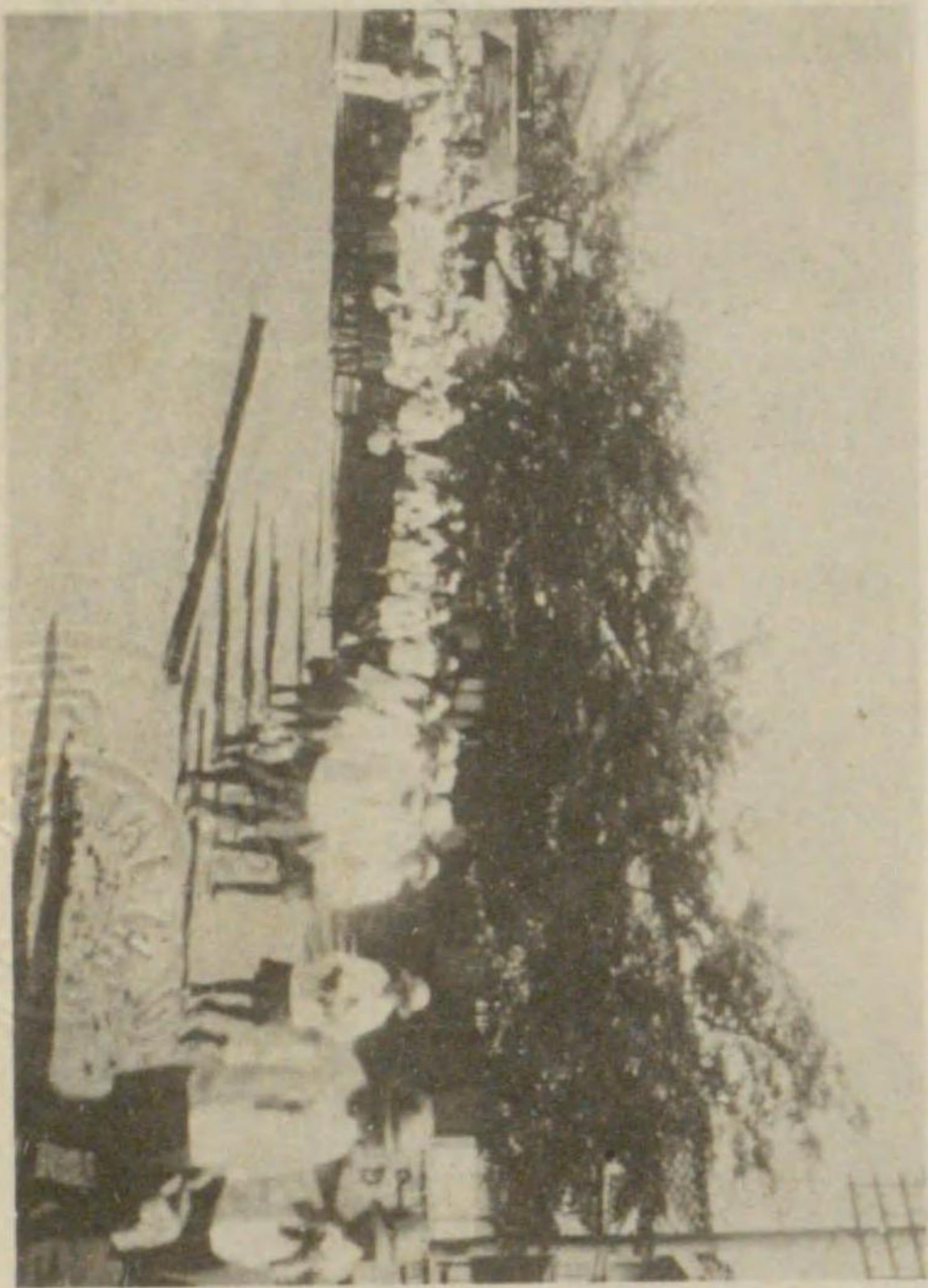


岩
出
山
町
全
景

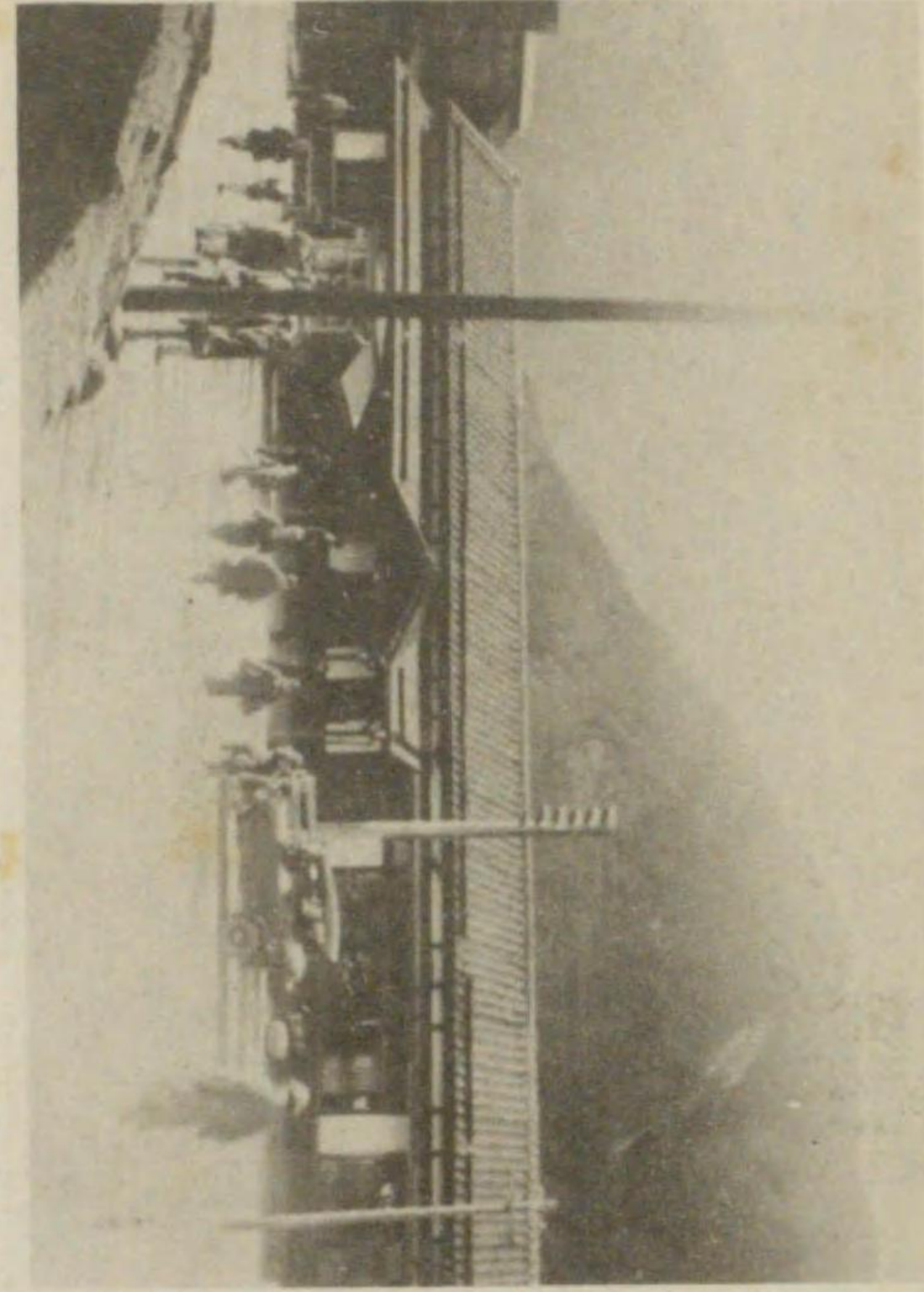


玉
造
川

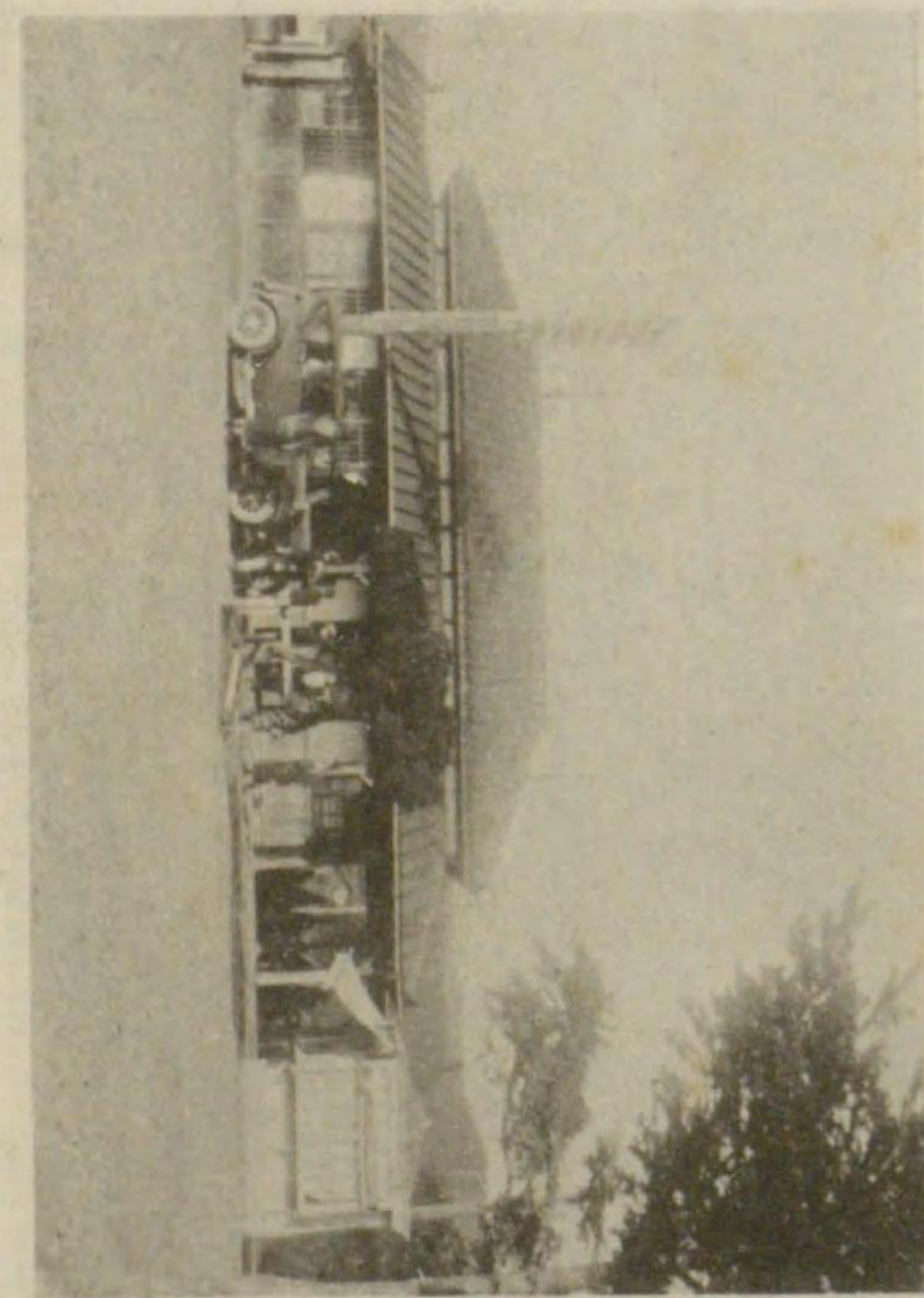




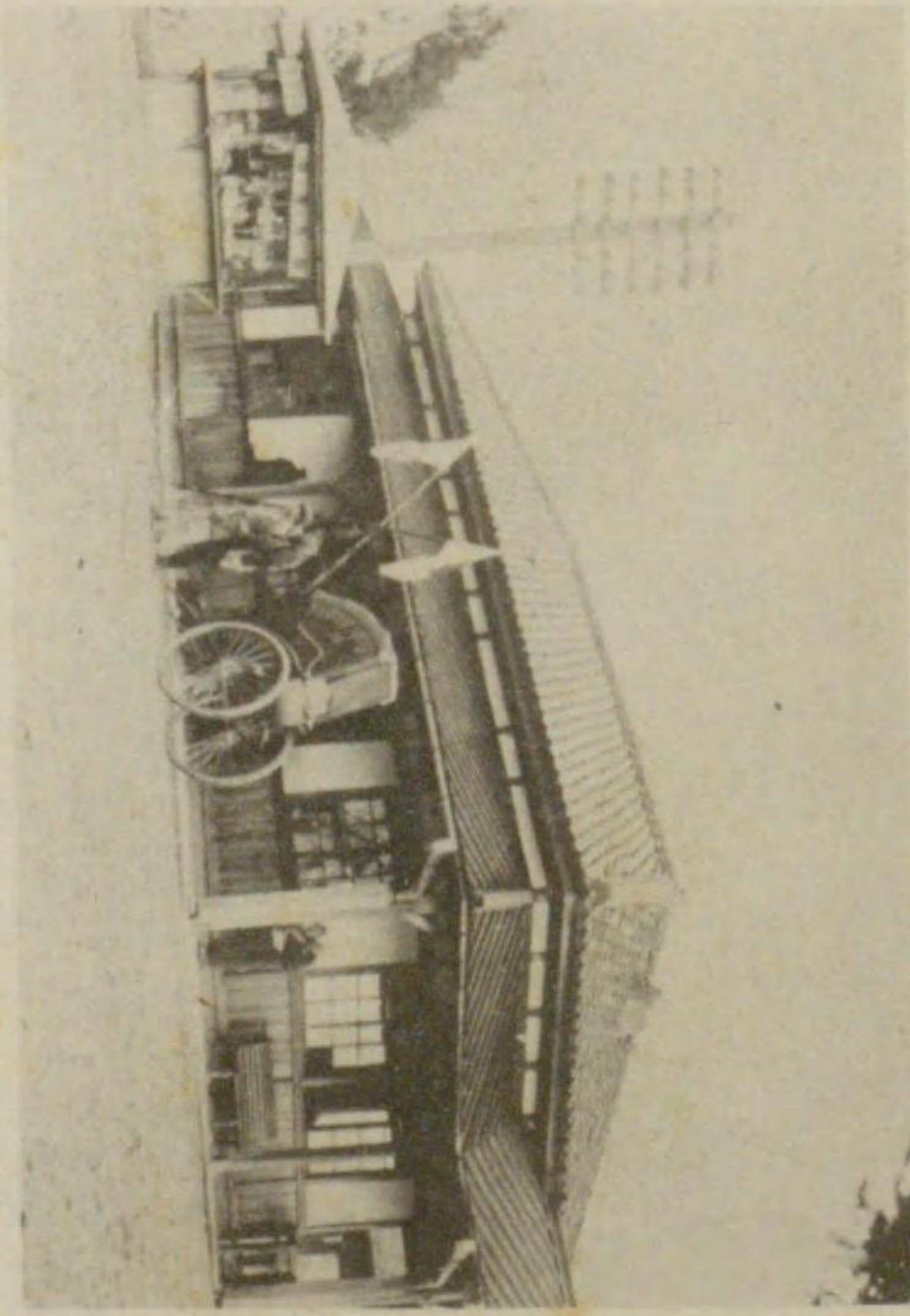
中 山 平 停 車 場



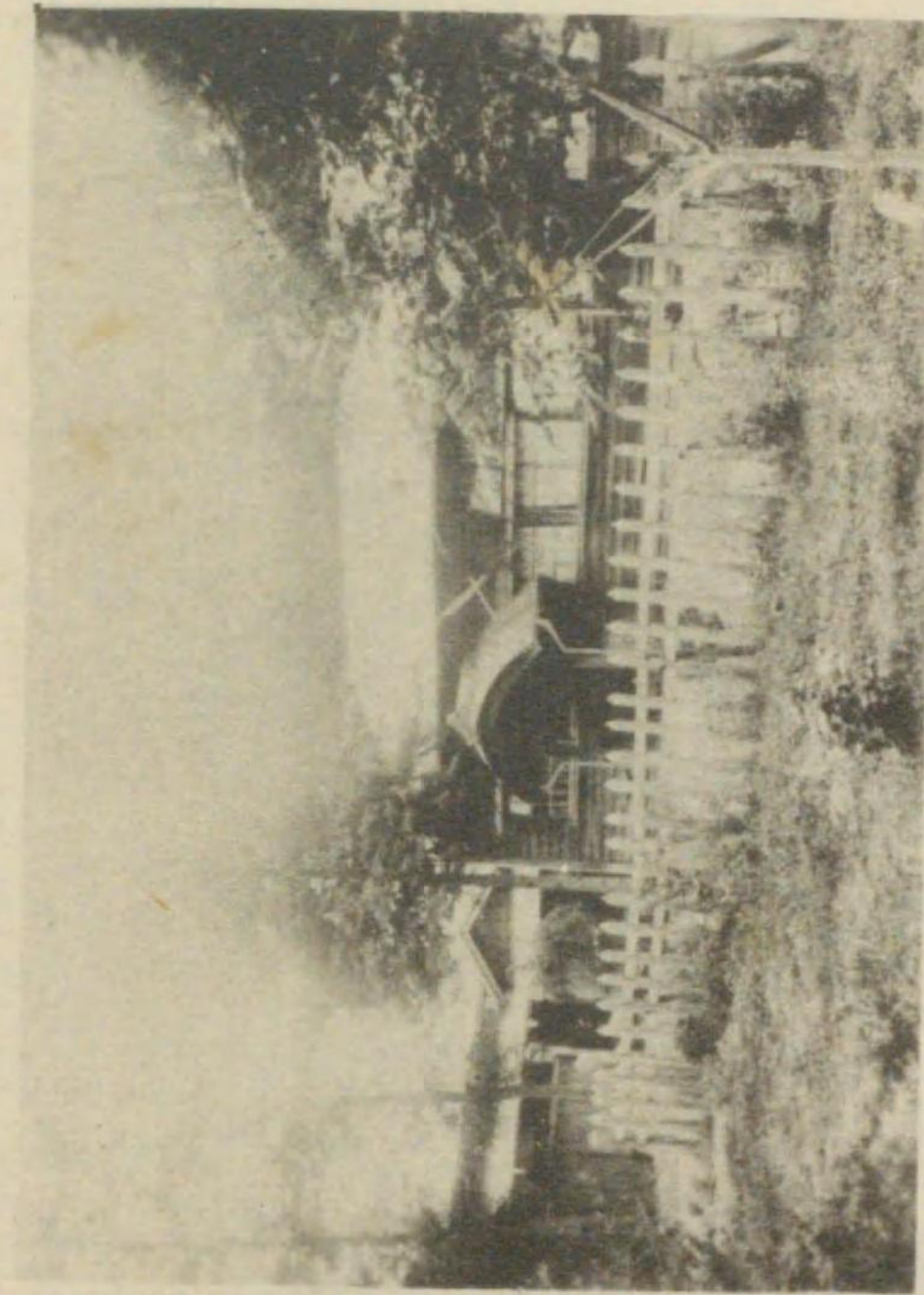
鳴 下 停 車 場



川 渡 停 車 場



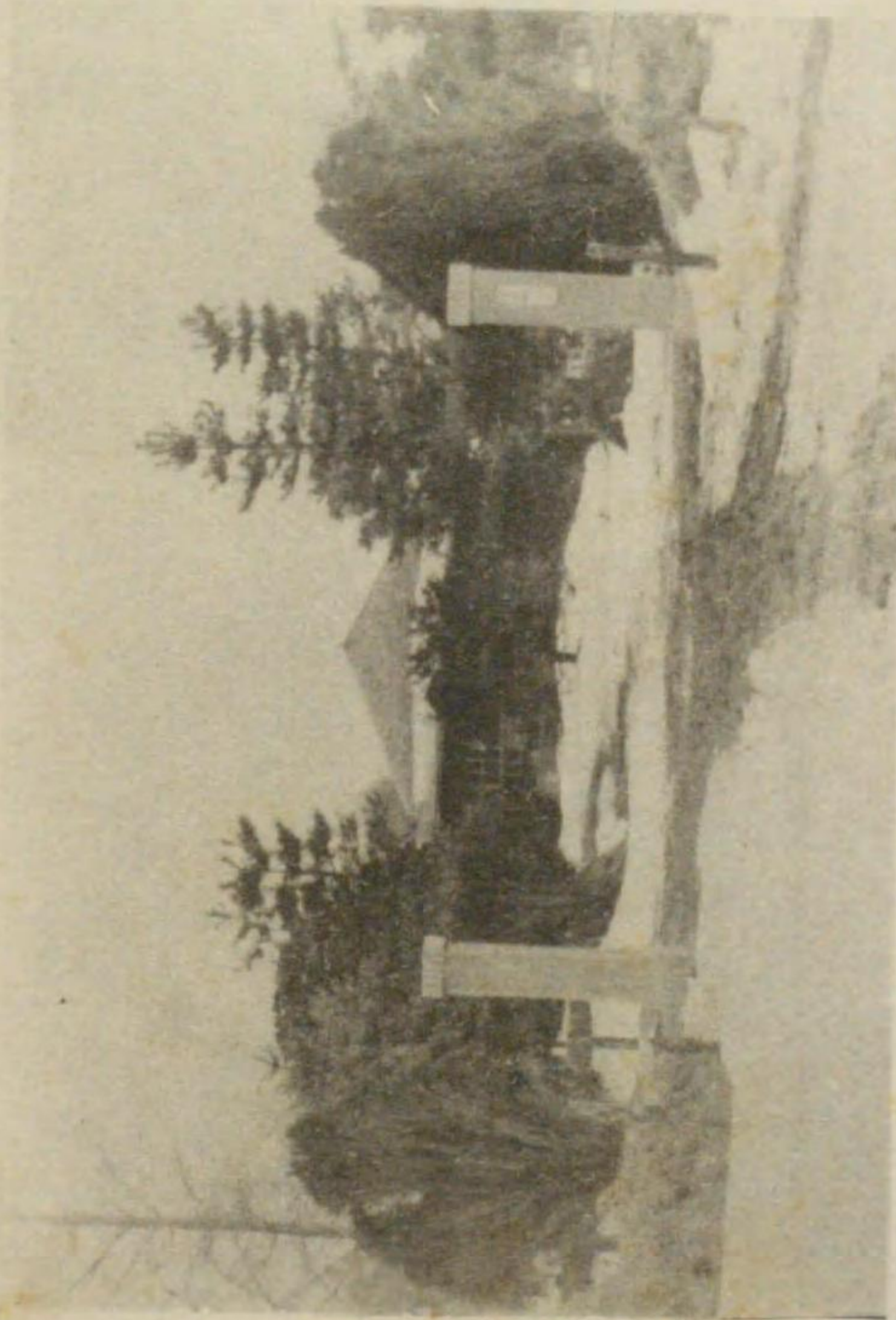
岩 出 山 停 車 場



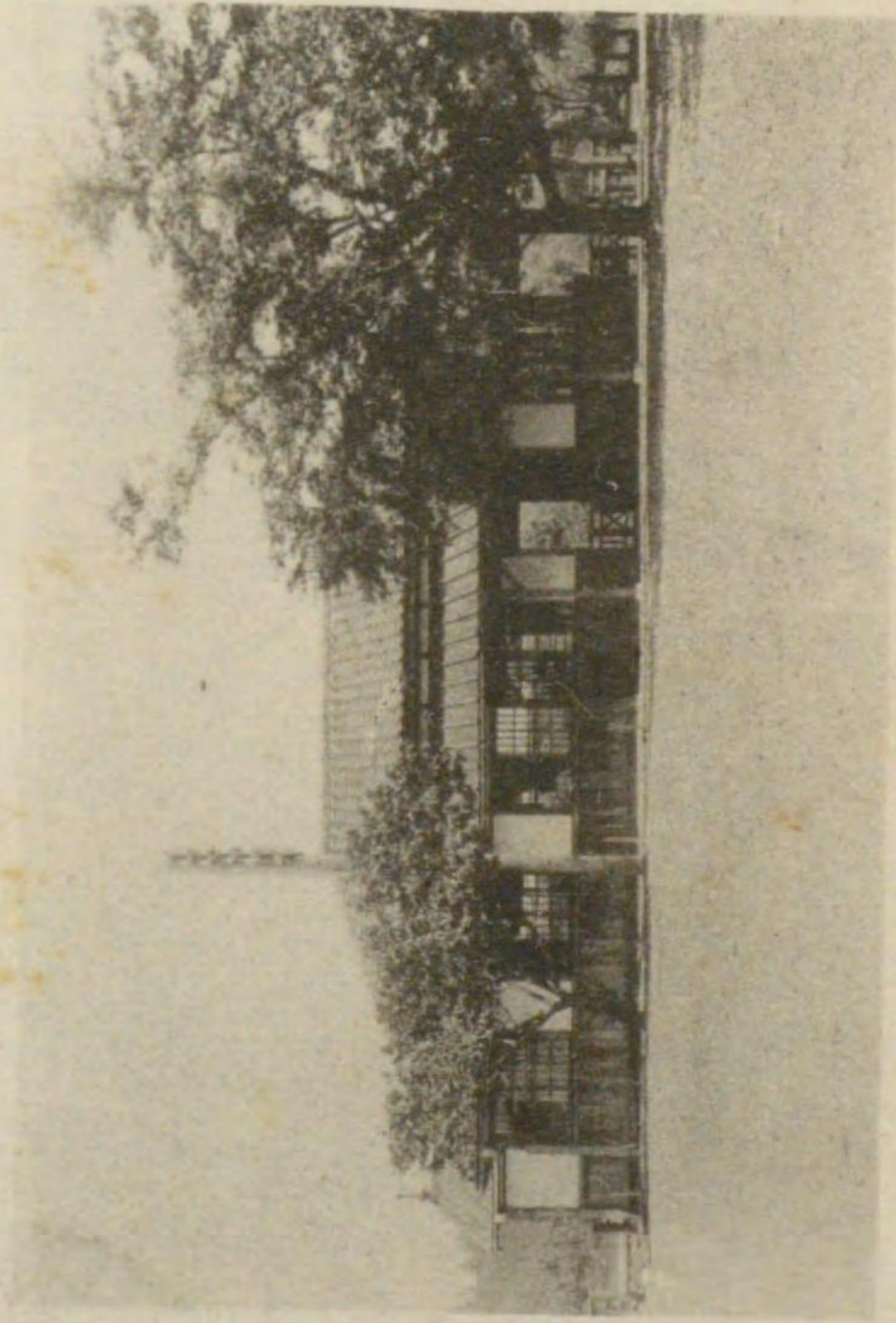
署 林 營 渡 川



所 派 谷 澗 鍛 冶 部 充 補 馬 軍



所 馬 種 城 宮



場 車 停 月 池



岩出山町長 伊達宗夫



鳴子町長 遊佐武治



東大崎町長 中鉢作太郎



鬼首村長 大場連治郎



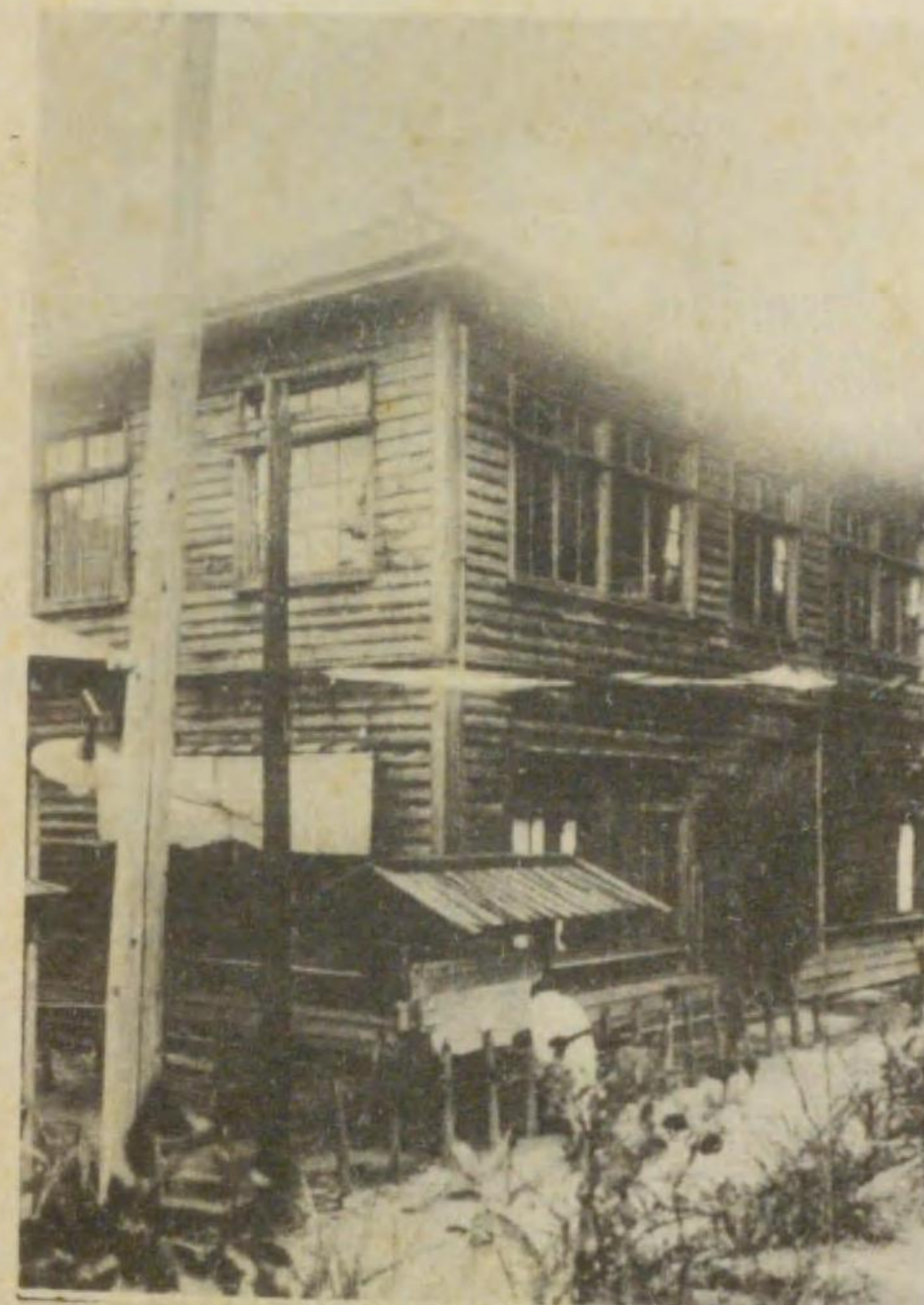
眞山村長 後藤 清



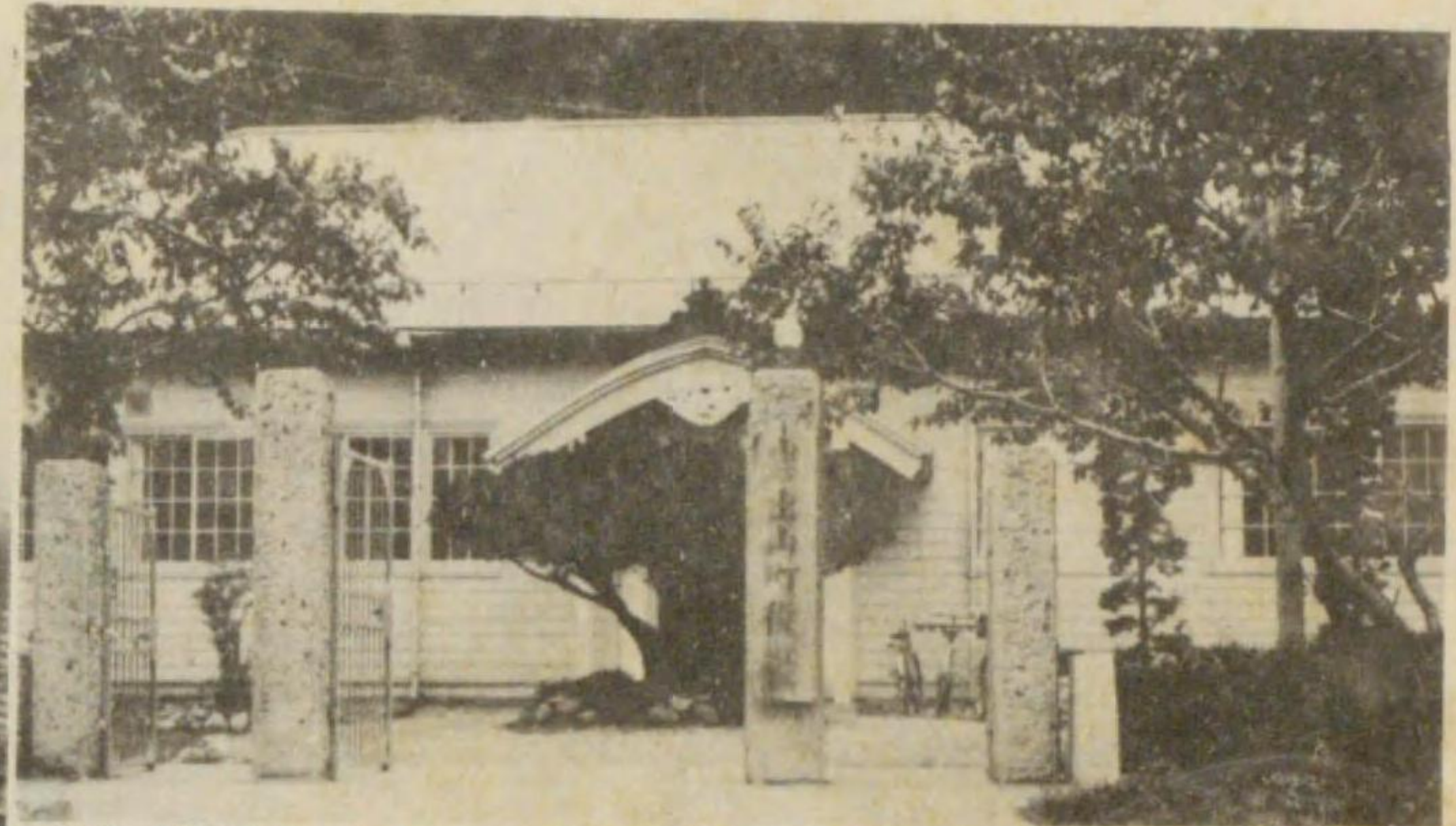
西大崎町長 片倉 徳治



一栗村長 白井文一郎



鳴子町役場



岩出山町役場



一栗村役場



川渡村役場



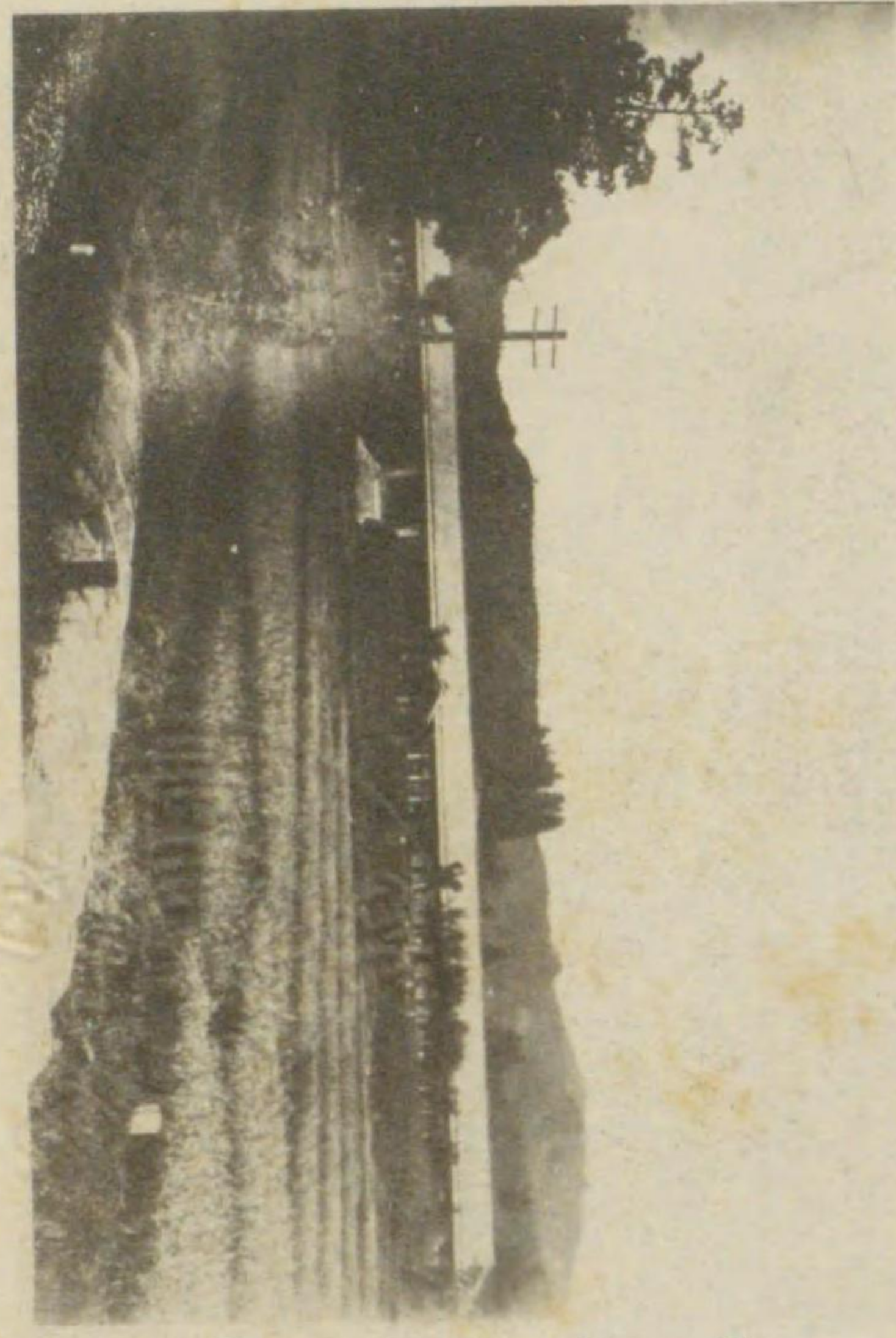
眞山村役場



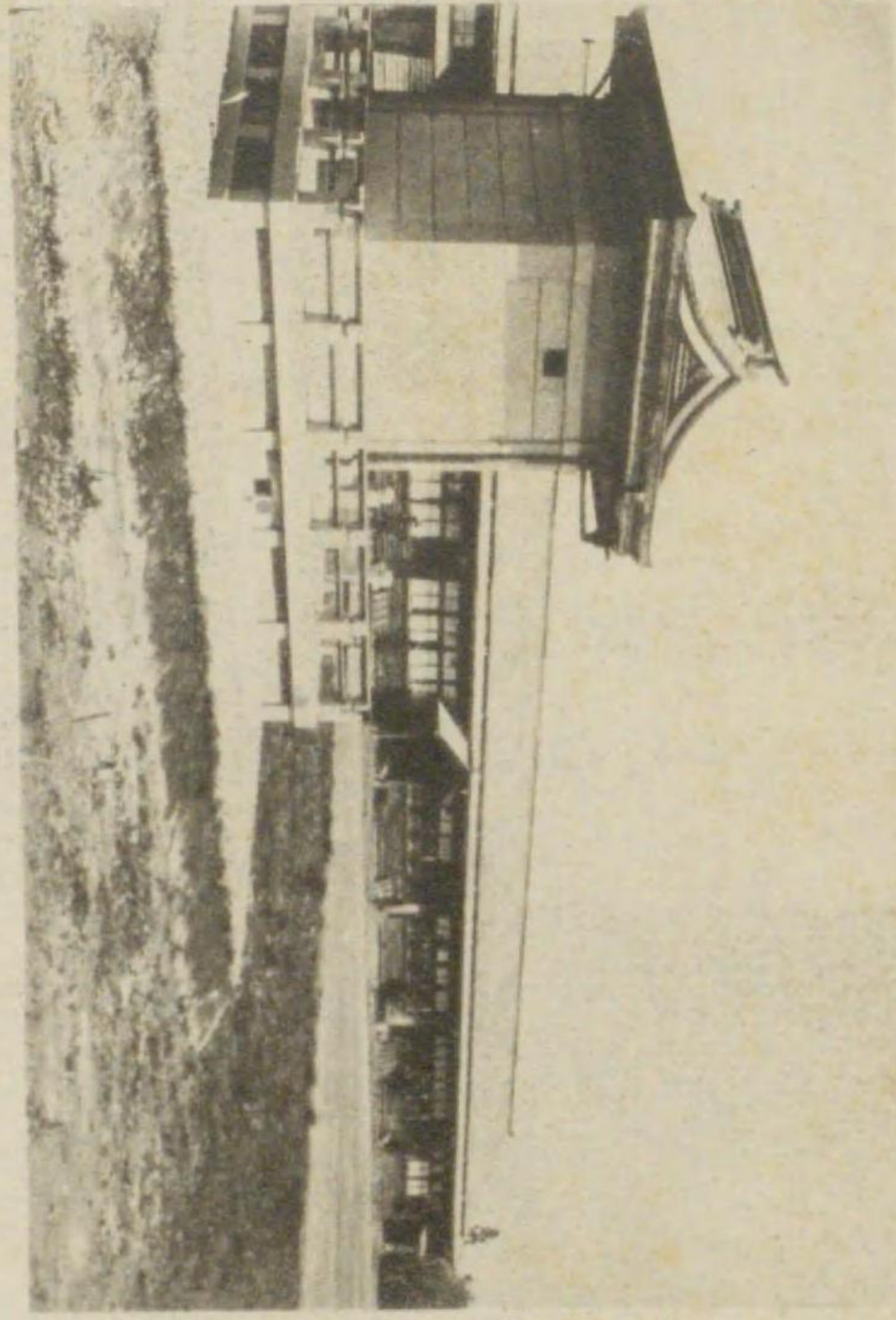
東大崎町役場



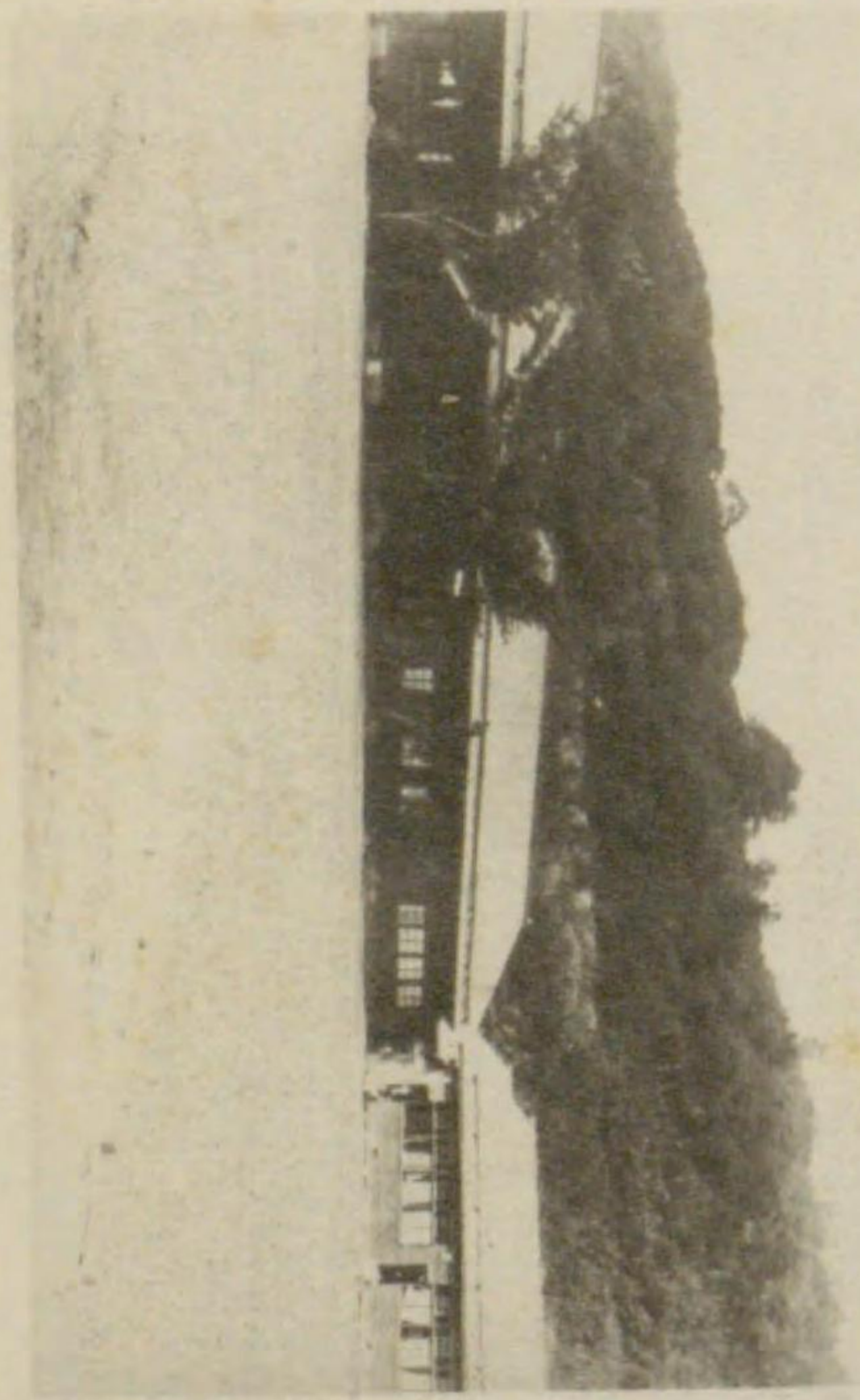
西大崎町役場



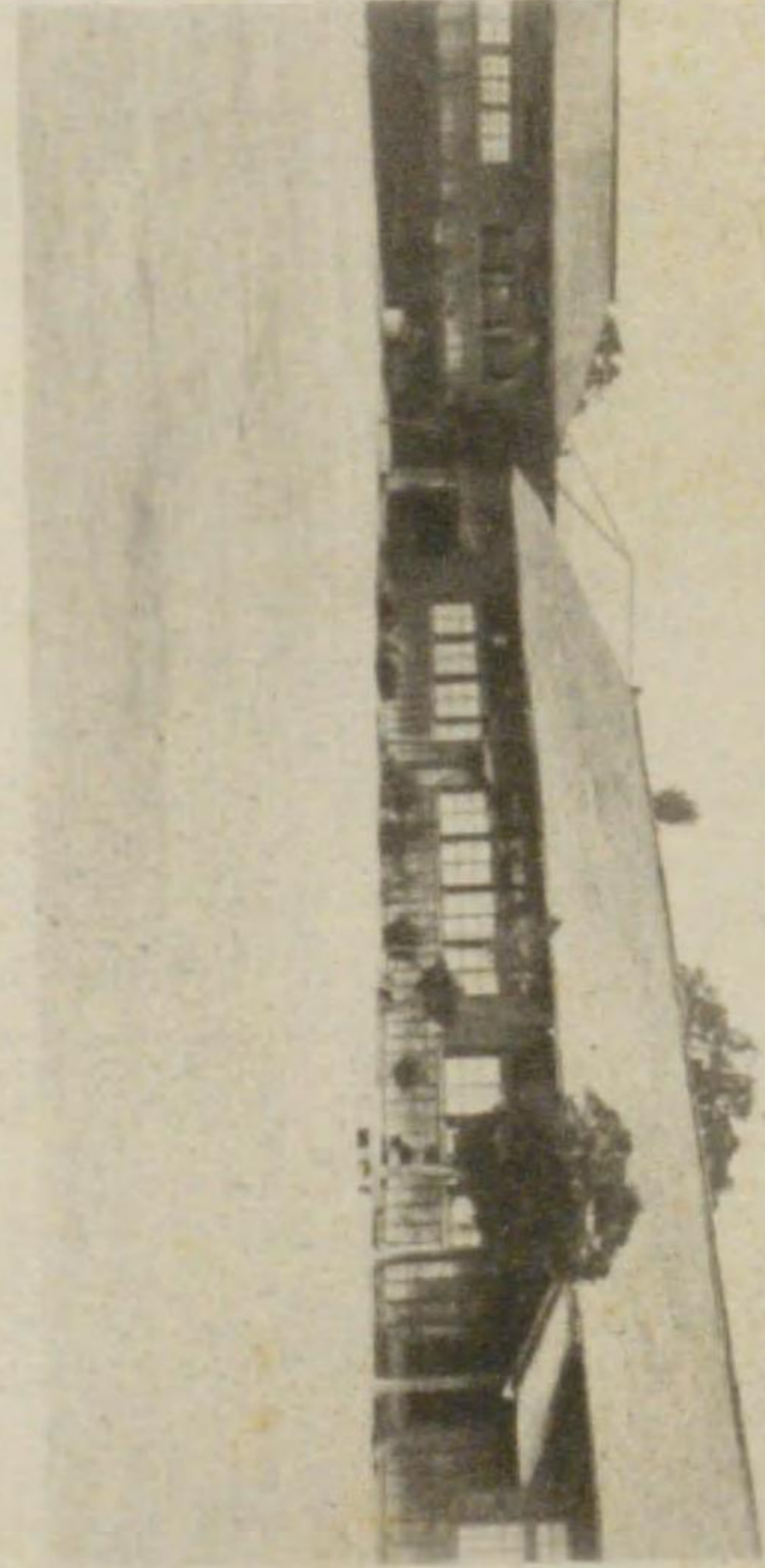
池月小學校



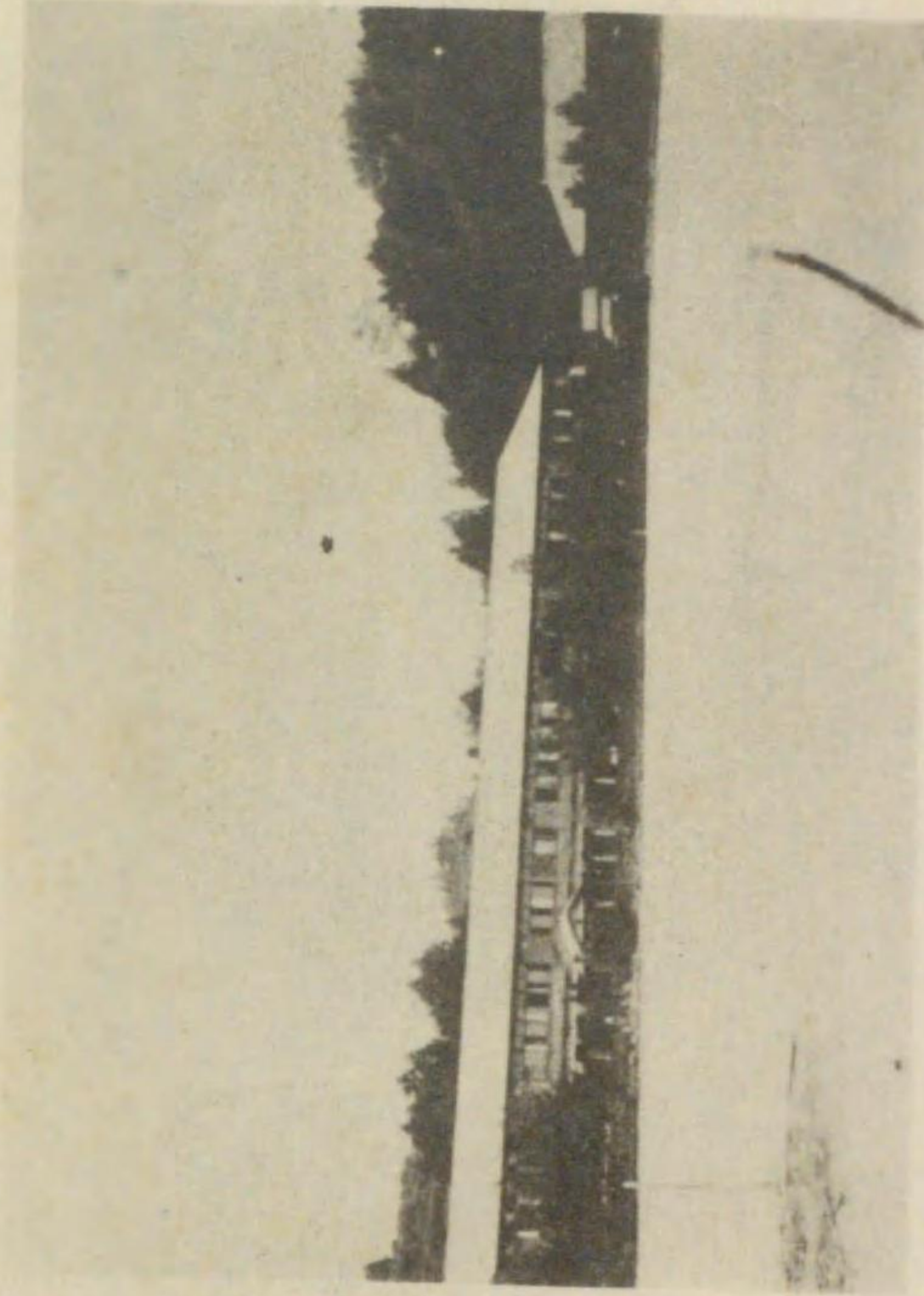
西大崎小學校



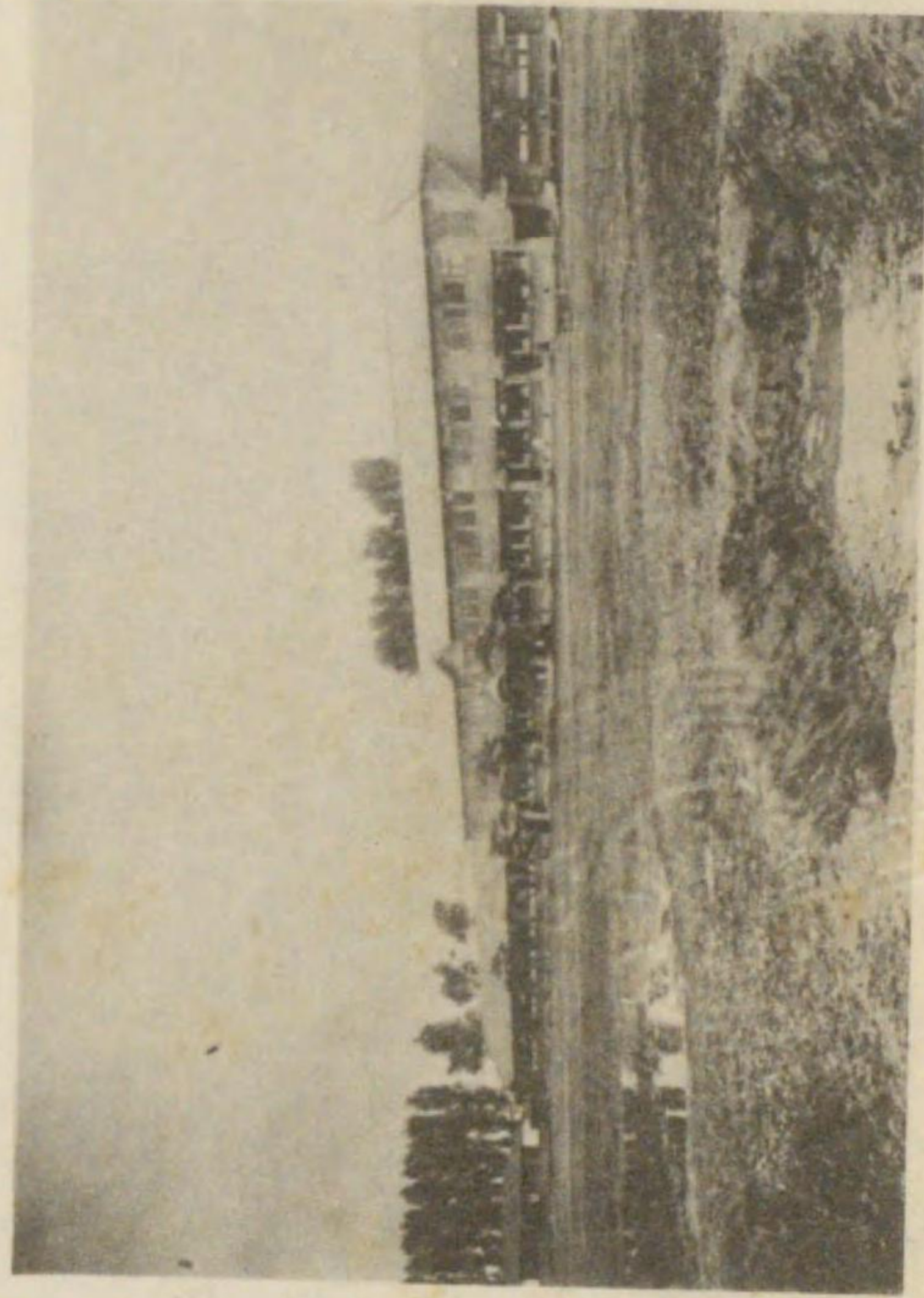
上野目小學校



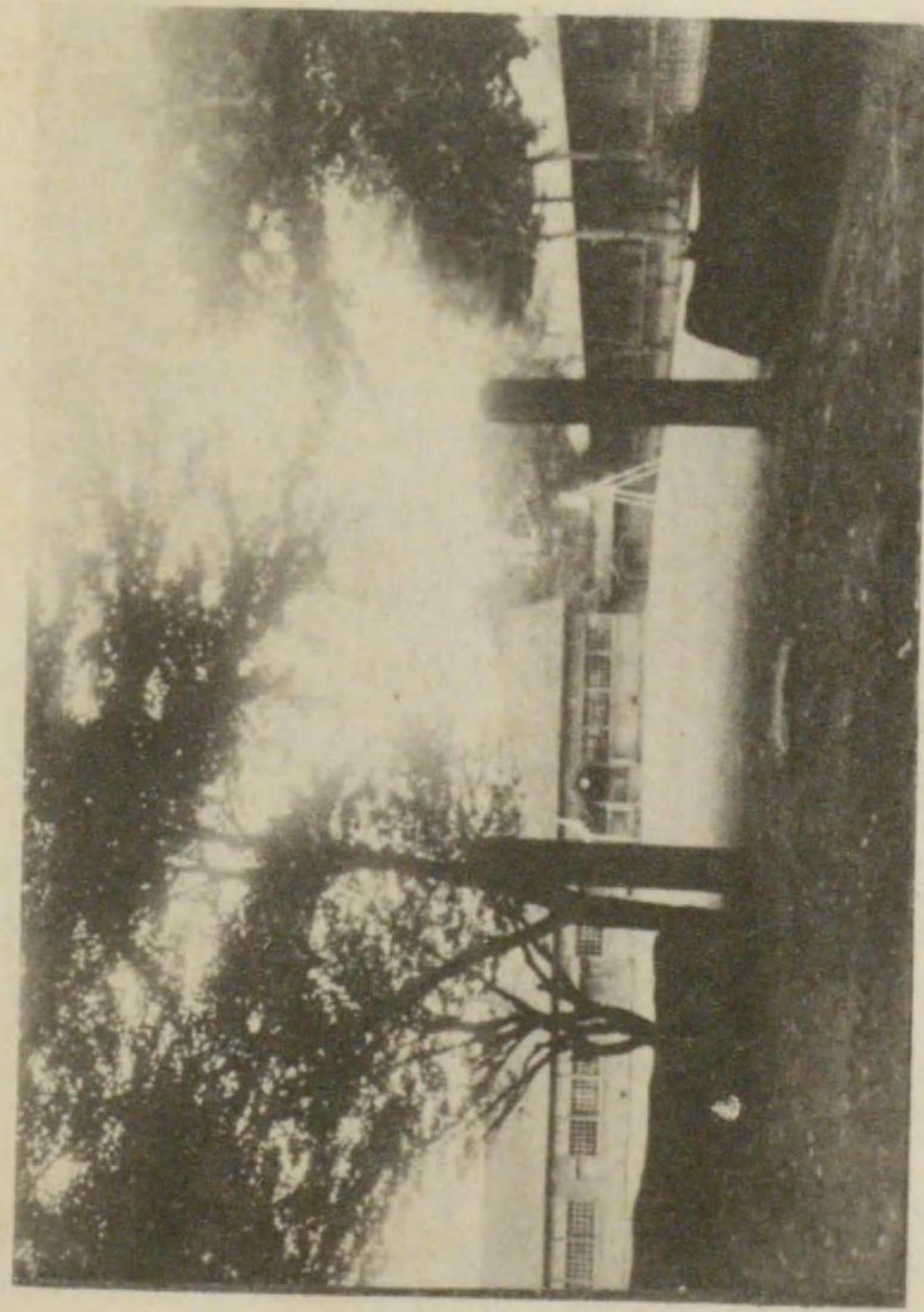
真山小學校



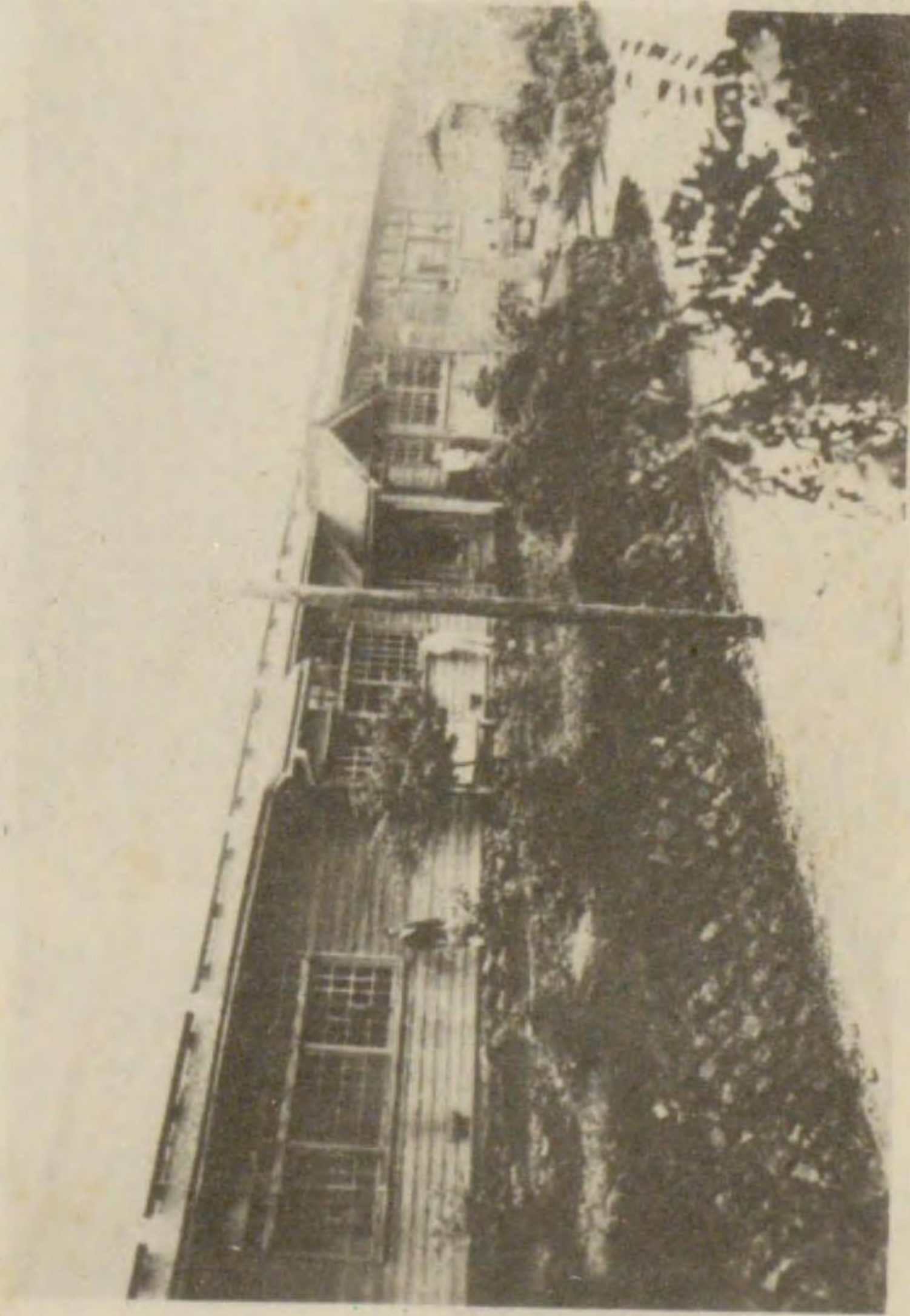
岩出山小學校



大崎小學校



鳴子小學校



川渡小學校

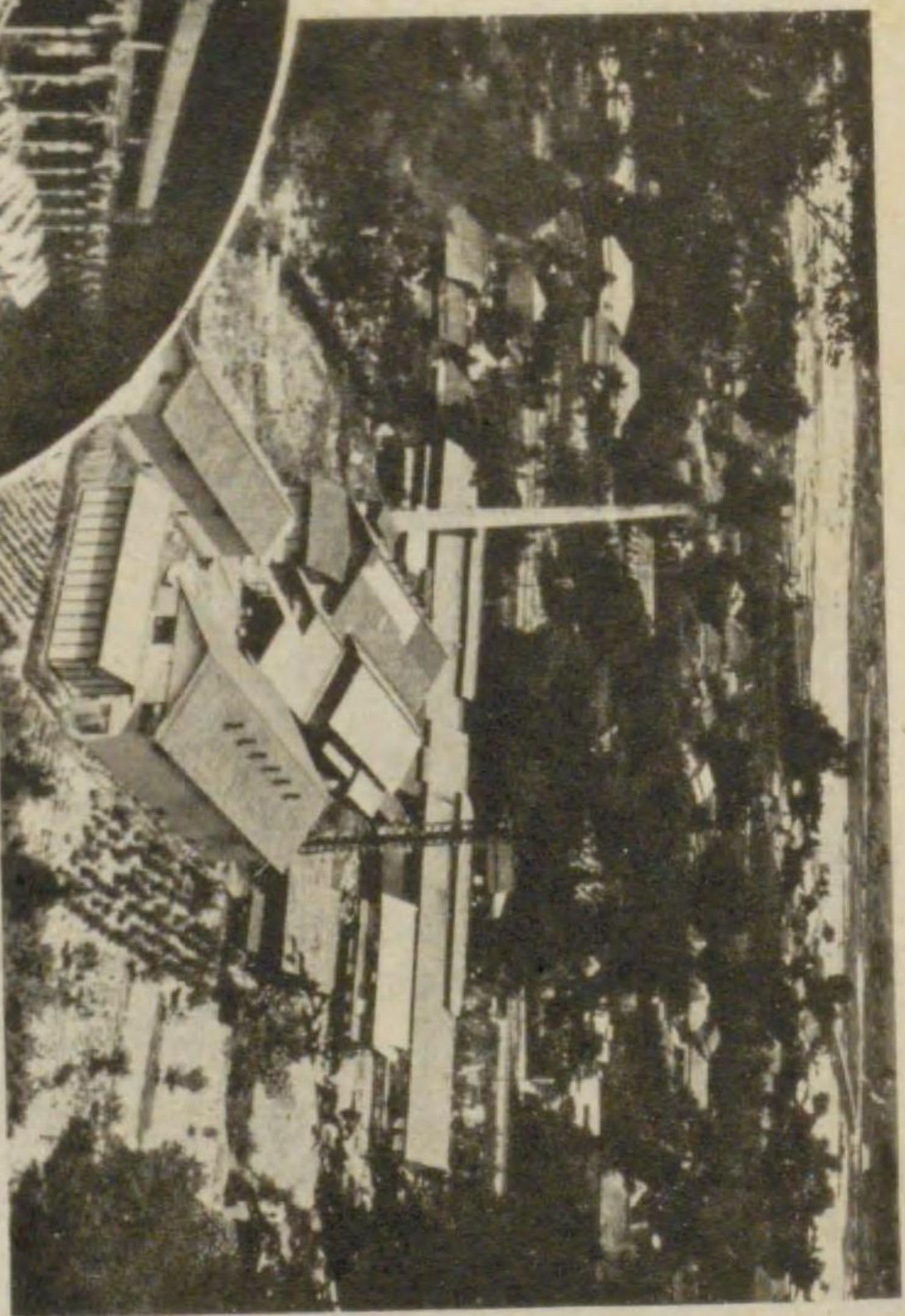
(前列右ヨリ)真山小學校長阿部正志、主任梅森二郎
 岩出校長須藤規、鳴子小學校長星榮吉、池月小學校長門脇強



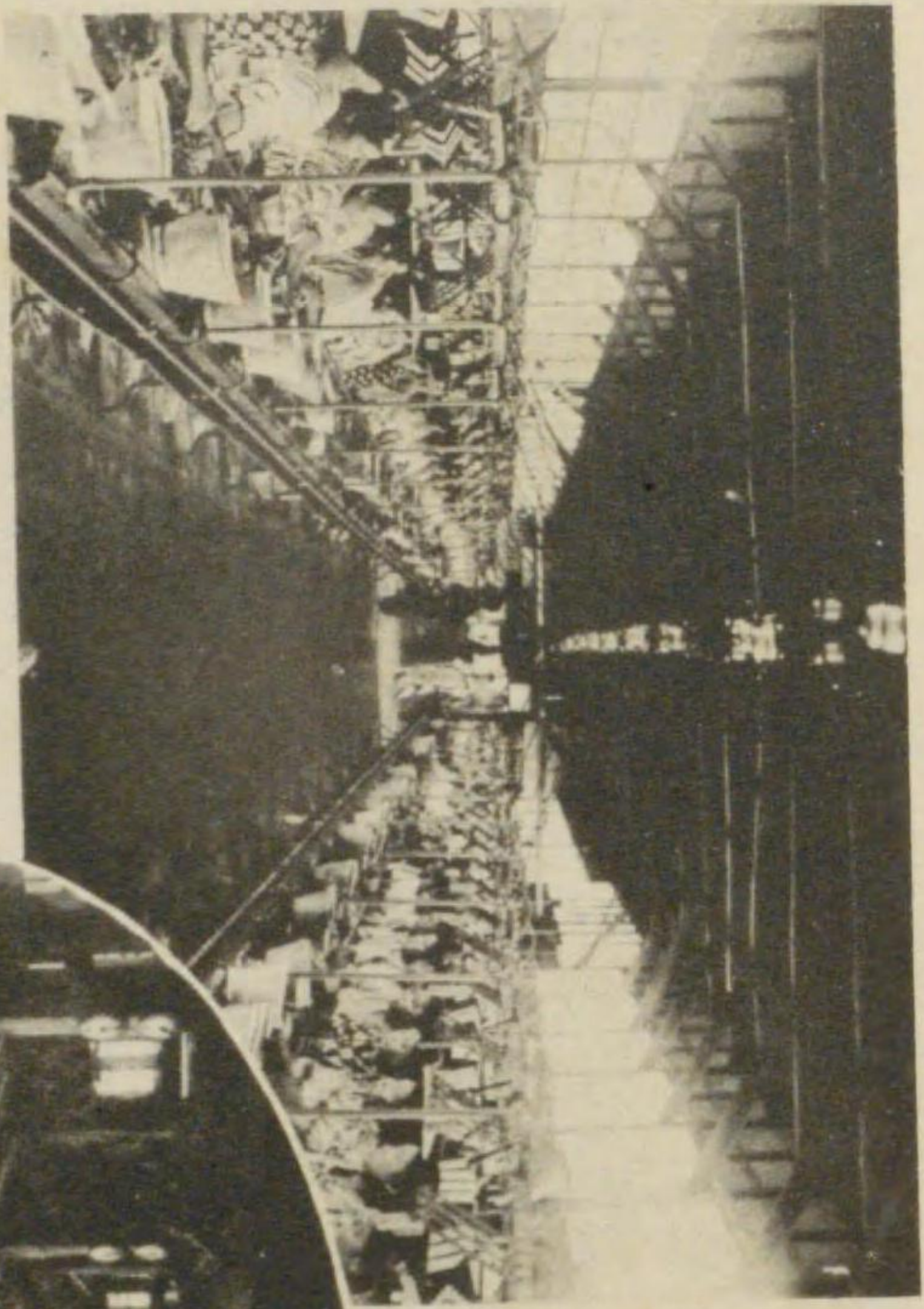
(後列右ヨリ)西大崎小學校長遊佐廣、鬼首小學校長門傳勝衛
 大崎小學校長猪又清志、上野目小學校長上野孜、川渡小學校長小畑龜吉

員纂編誌郡造玉

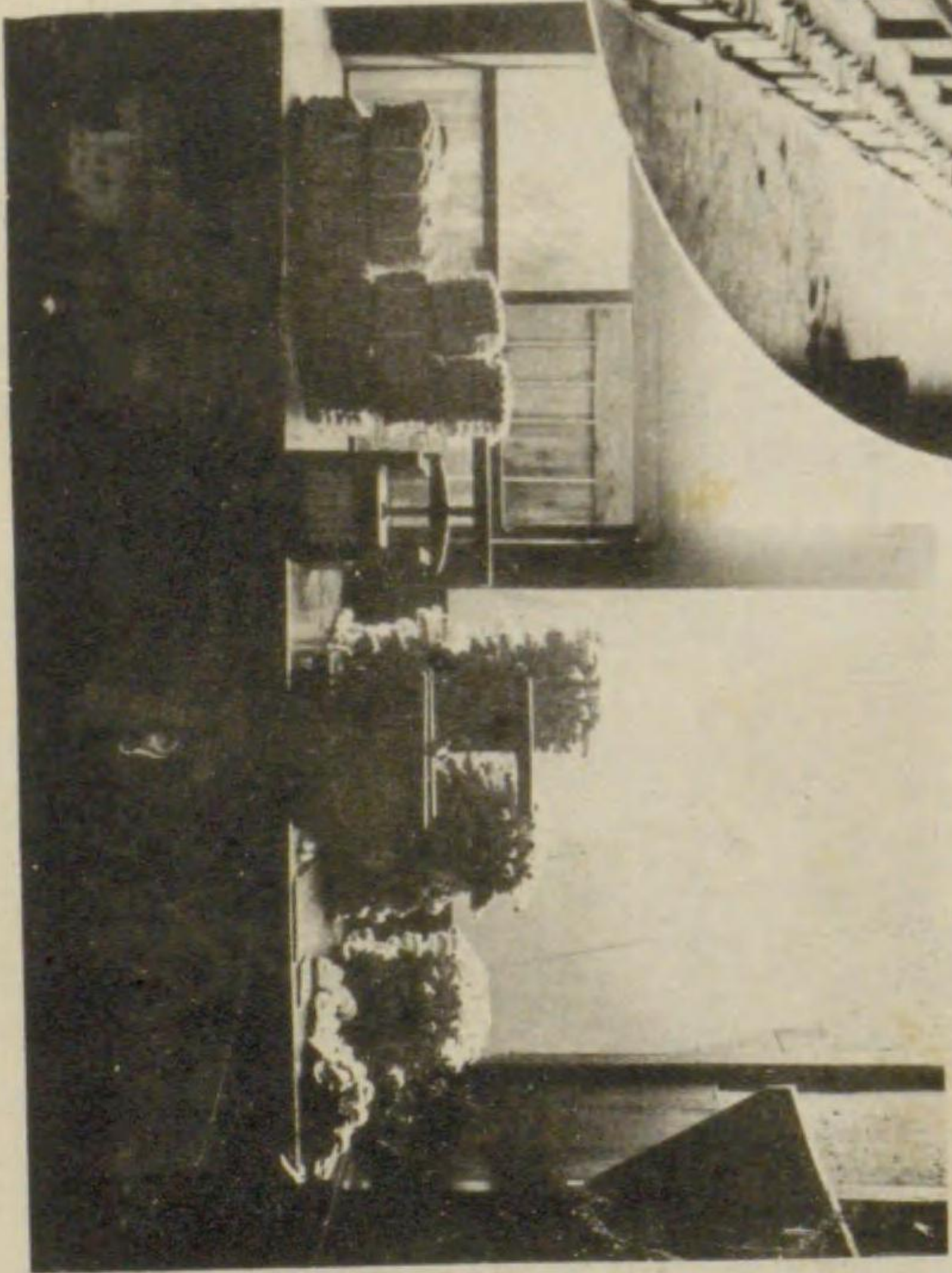
岩出製絲場の内部(其二)



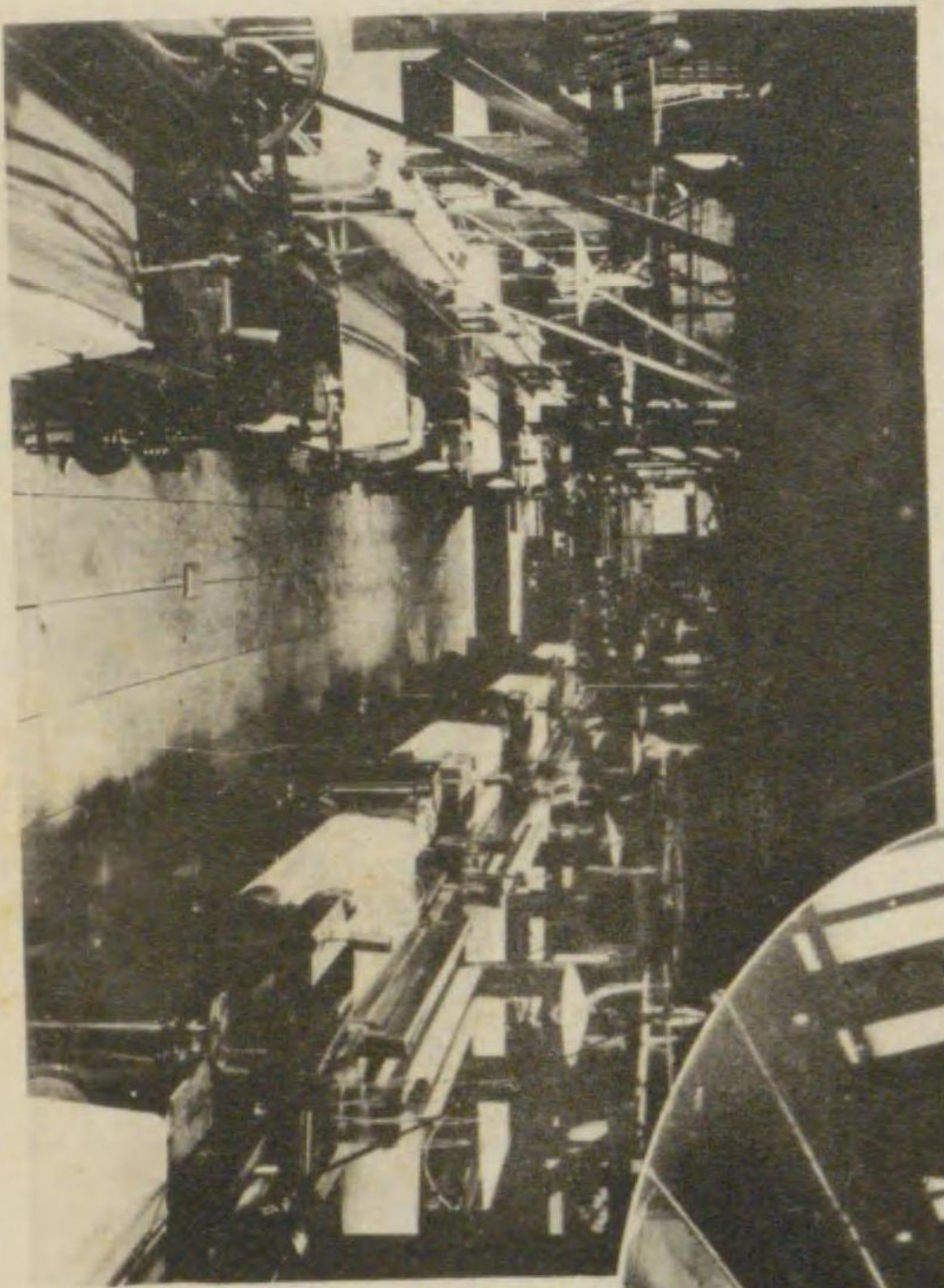
同製絲場の内部(其一)



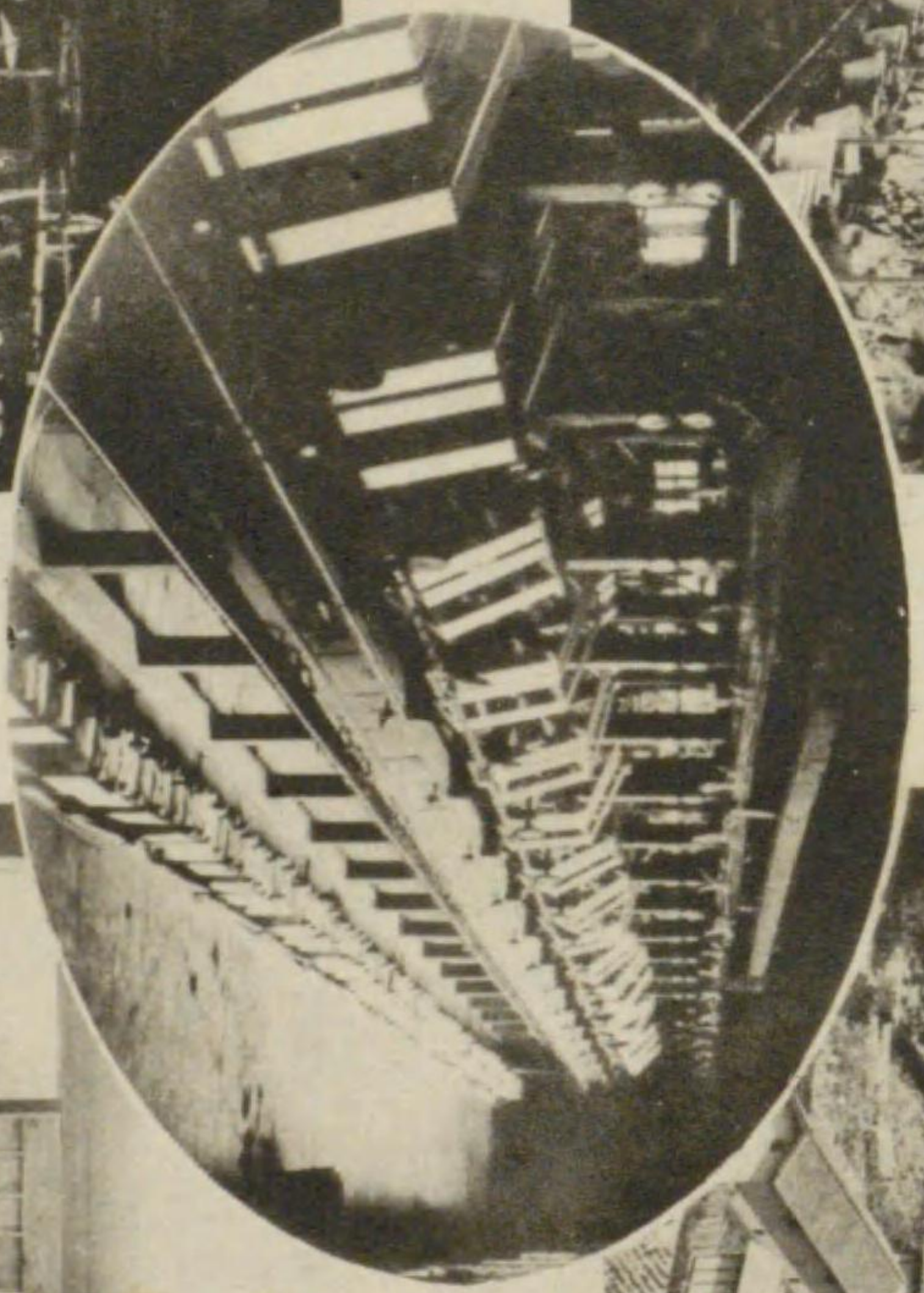
同製絲場の内部(其三)



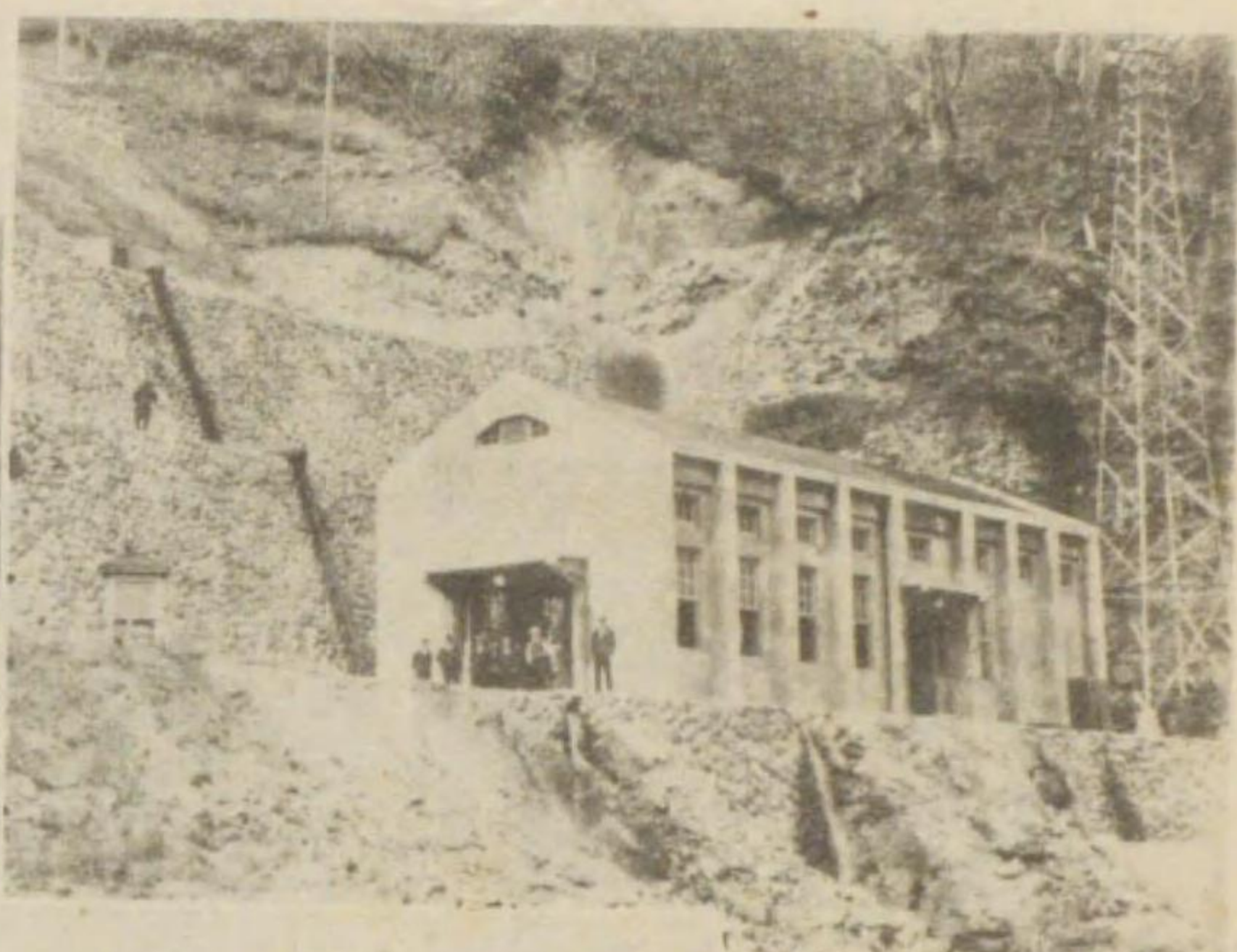
同上(其三)



同上(其四)



鬼首發電所



田中温泉の水害
(明治四十三年八月)



岩出山町五軒茶屋附近水害
(同年同月)



岩出山町高屋敷附近の水害
(同年同月)



赤湯御殿の水害
(明治四十三年八月)

(明治四十三年八月)

鍛冶谷榮橋の水害
(同年同月)

(同年同月)

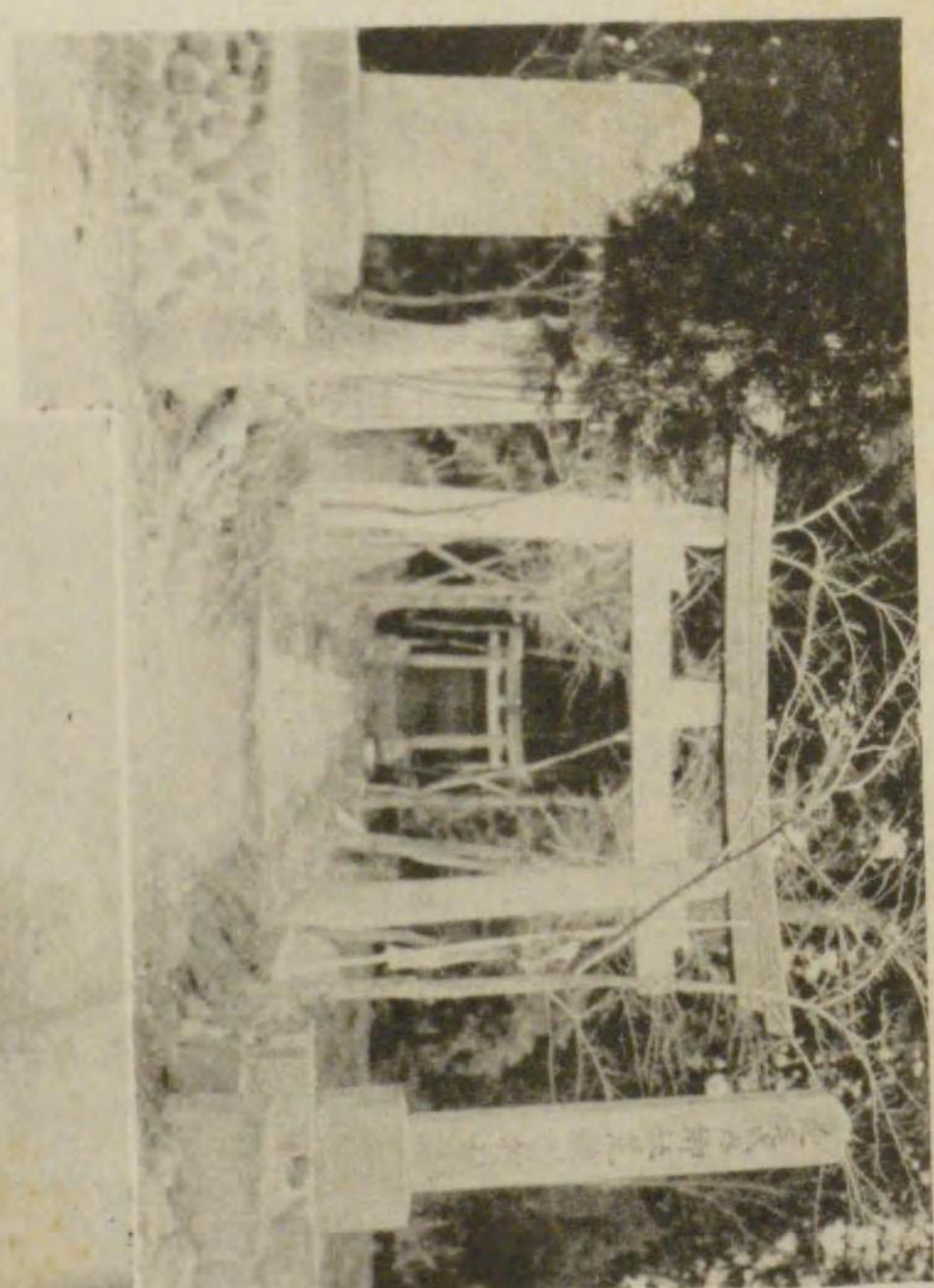


岩出山町六十人町附近の水害
(同年同月)

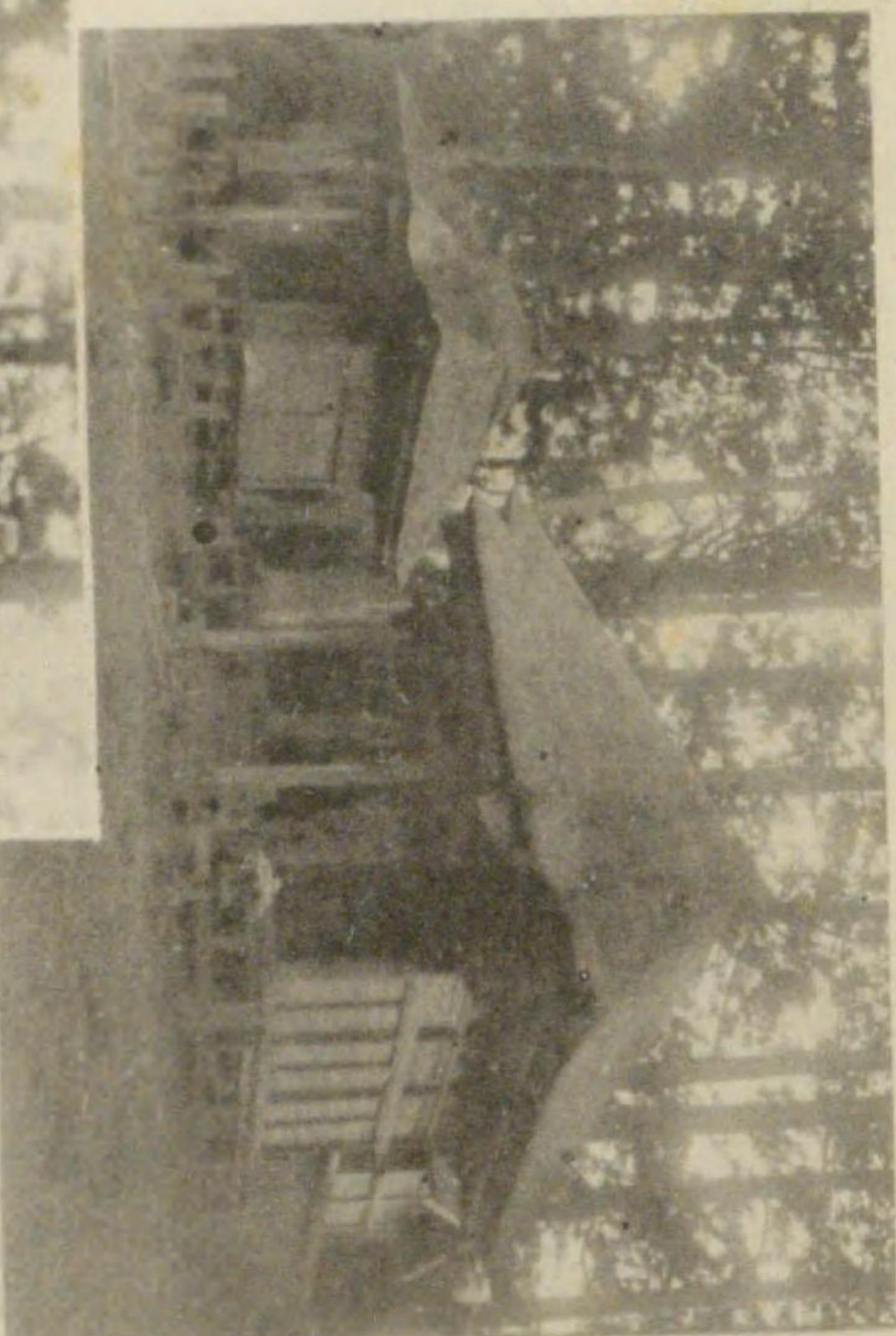
(同年同月)



栗荒雄三神社



鬼首荒雄三神社と
主馬神社



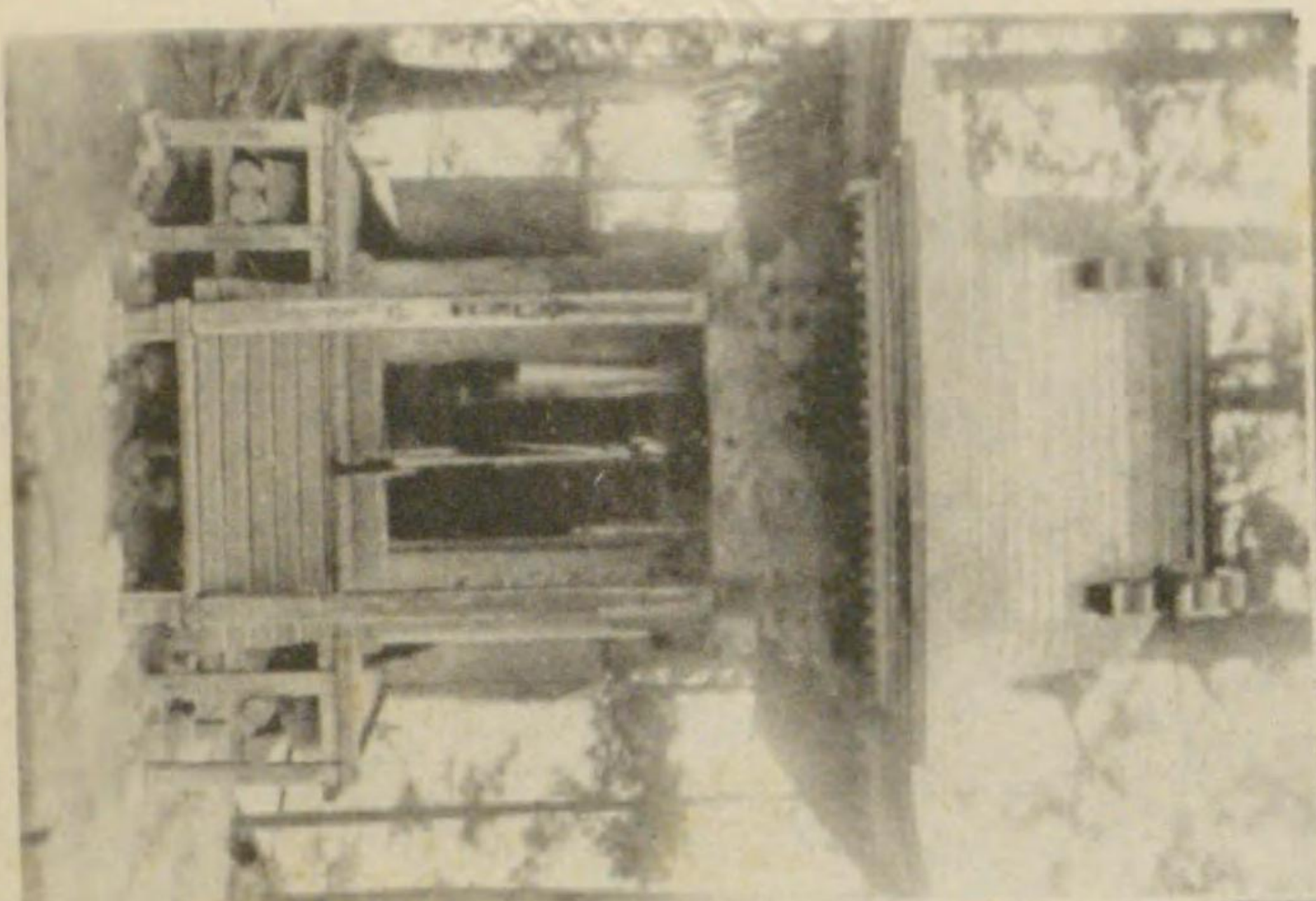
鳴子温泉神社



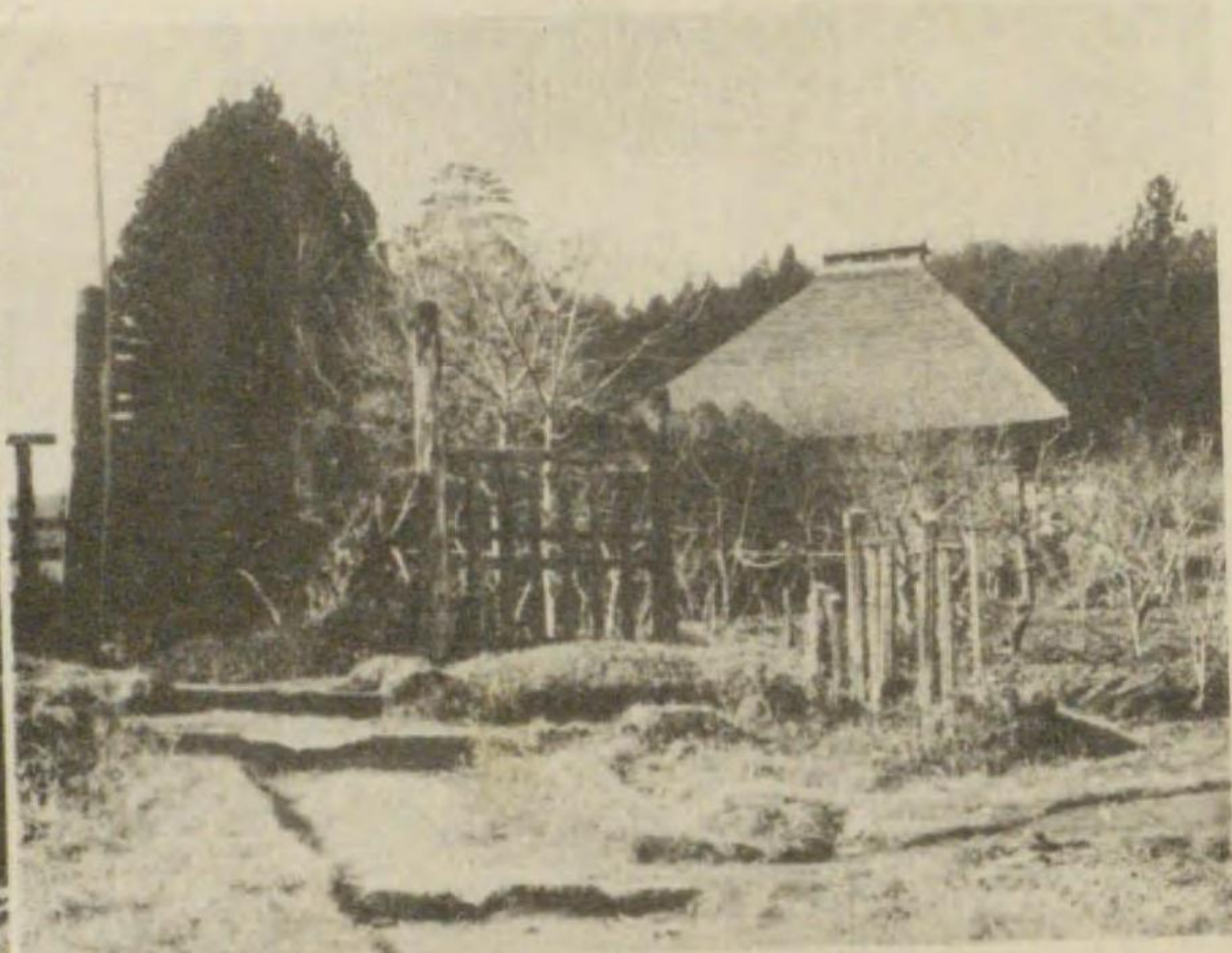
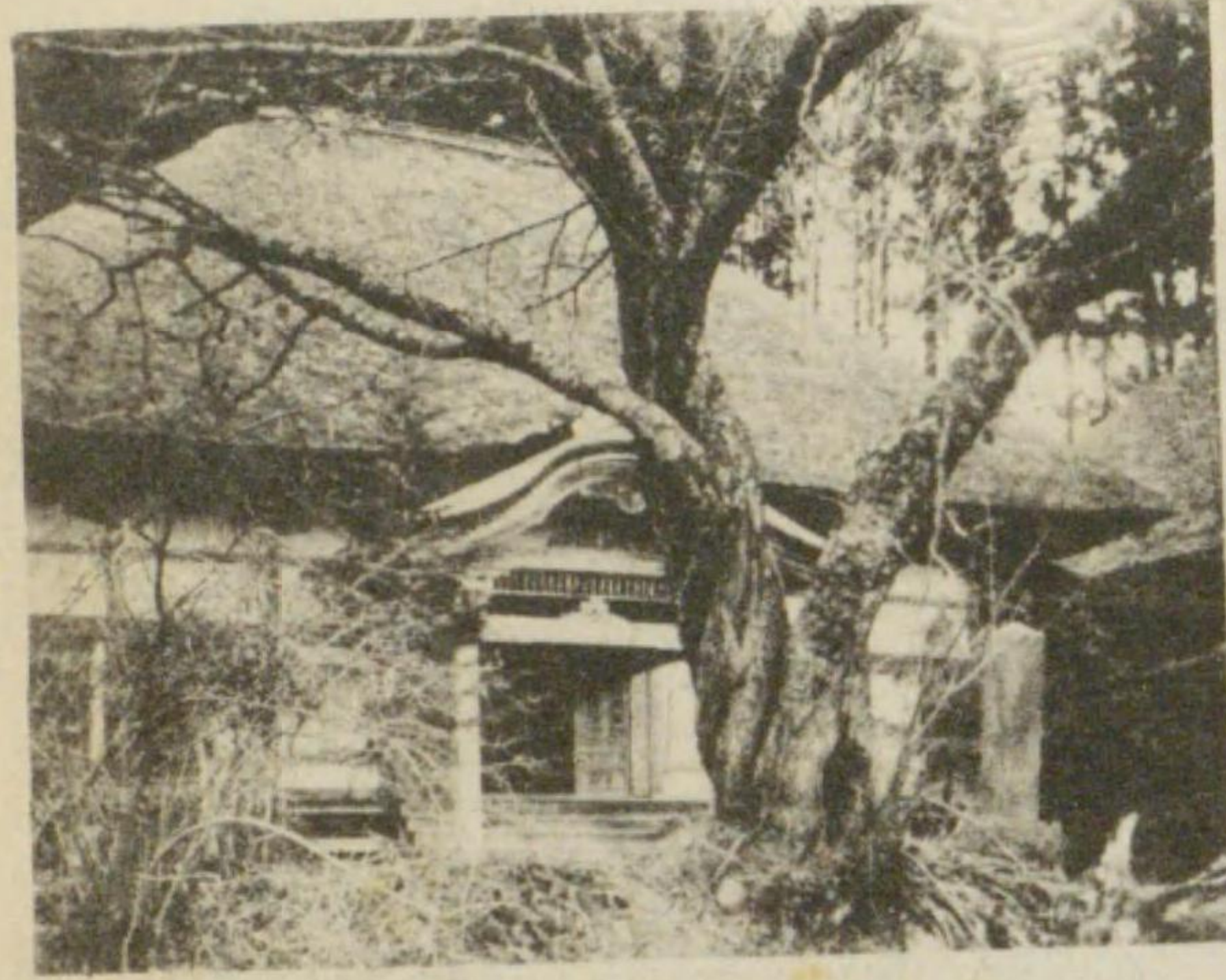
名馬金華山號



川渡温泉神社

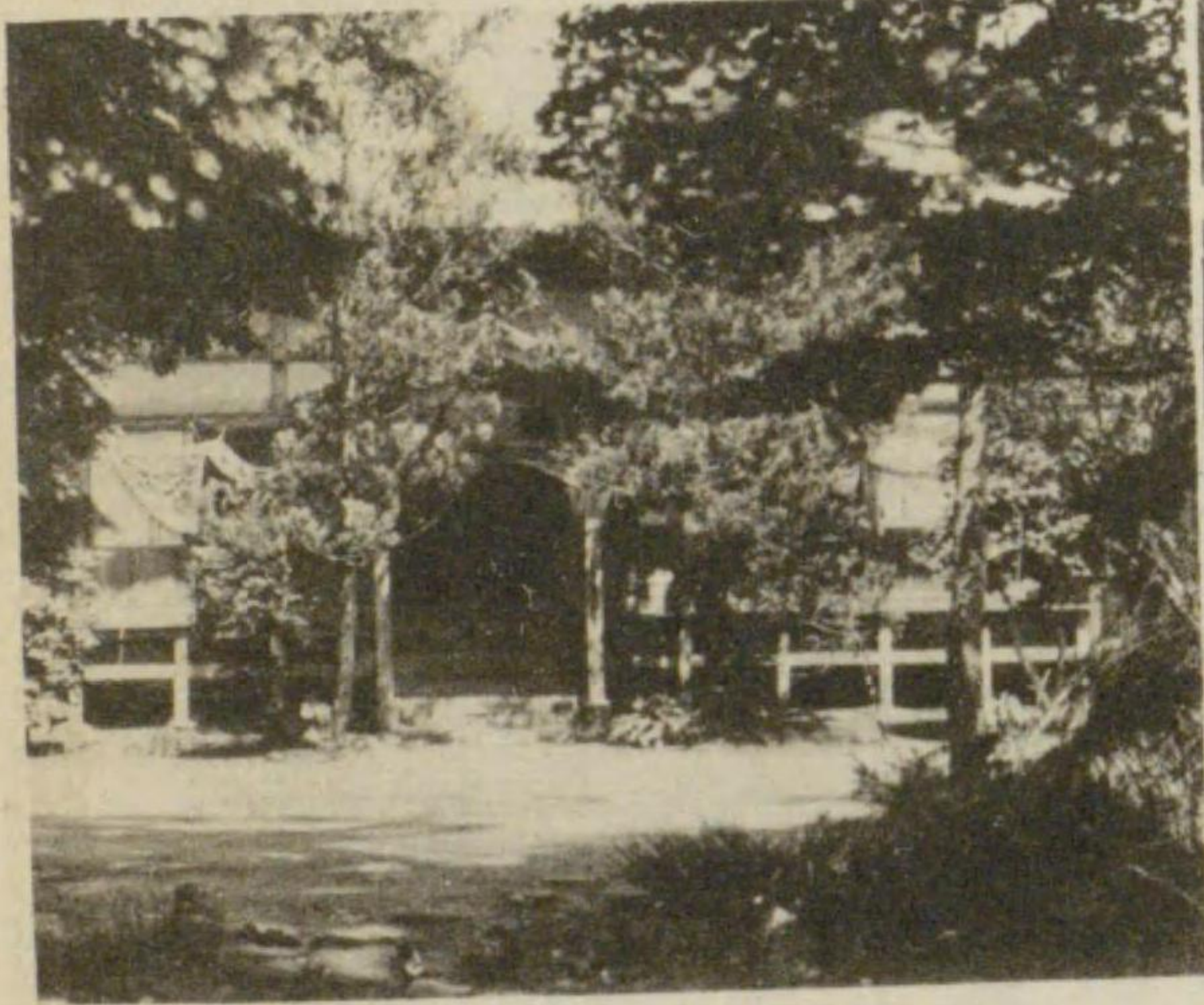


川渡祥雲寺



岩出山實相寺

一栗花岳院



一栗梅林寺

岩出山來迎寺



鳴子洞泉院

一栗八幡神社



岩出山八幡神社

眞山若宮八幡神社



眞山諏訪神社

西大崎主馬神社



西大崎八幡神社

一栗建武の碑



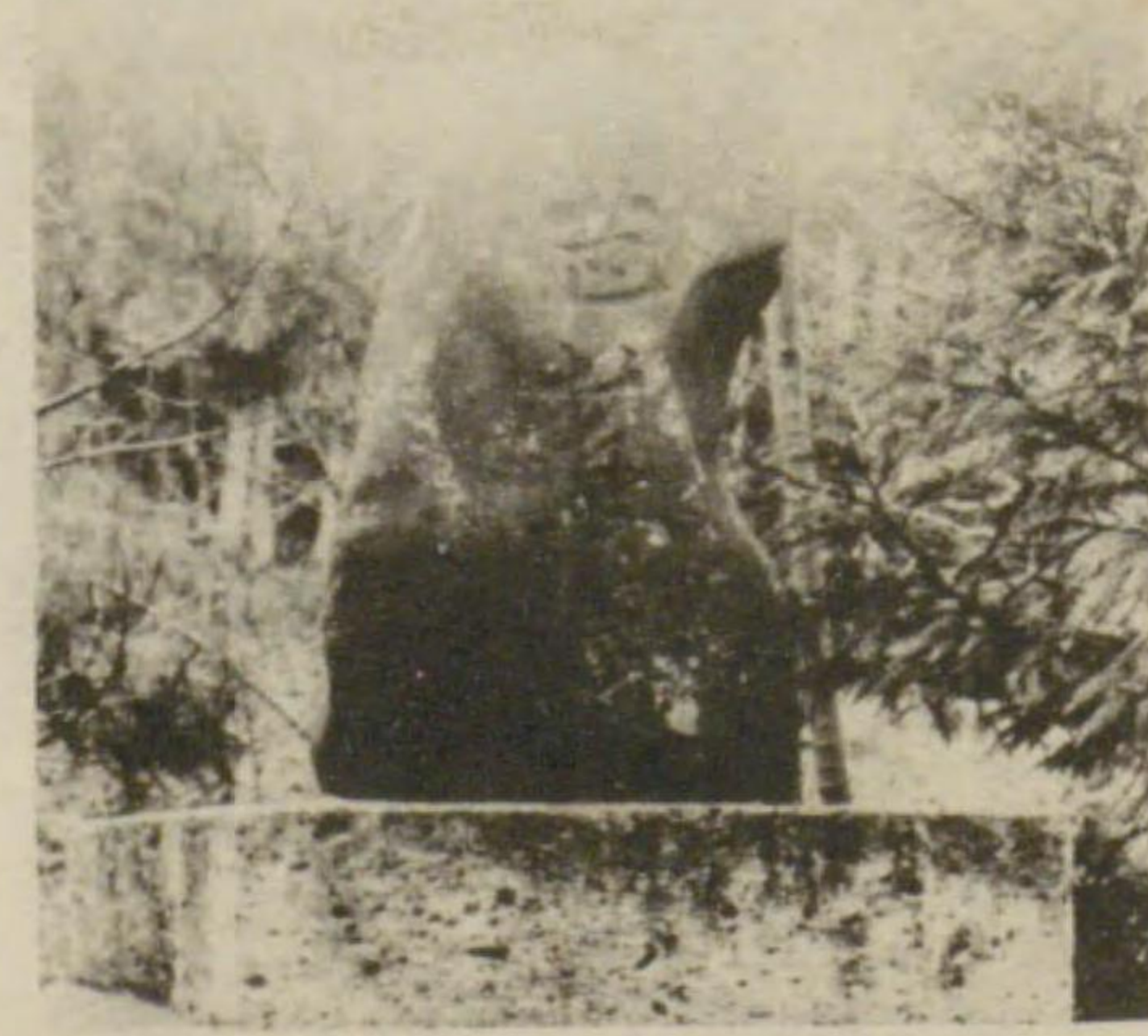
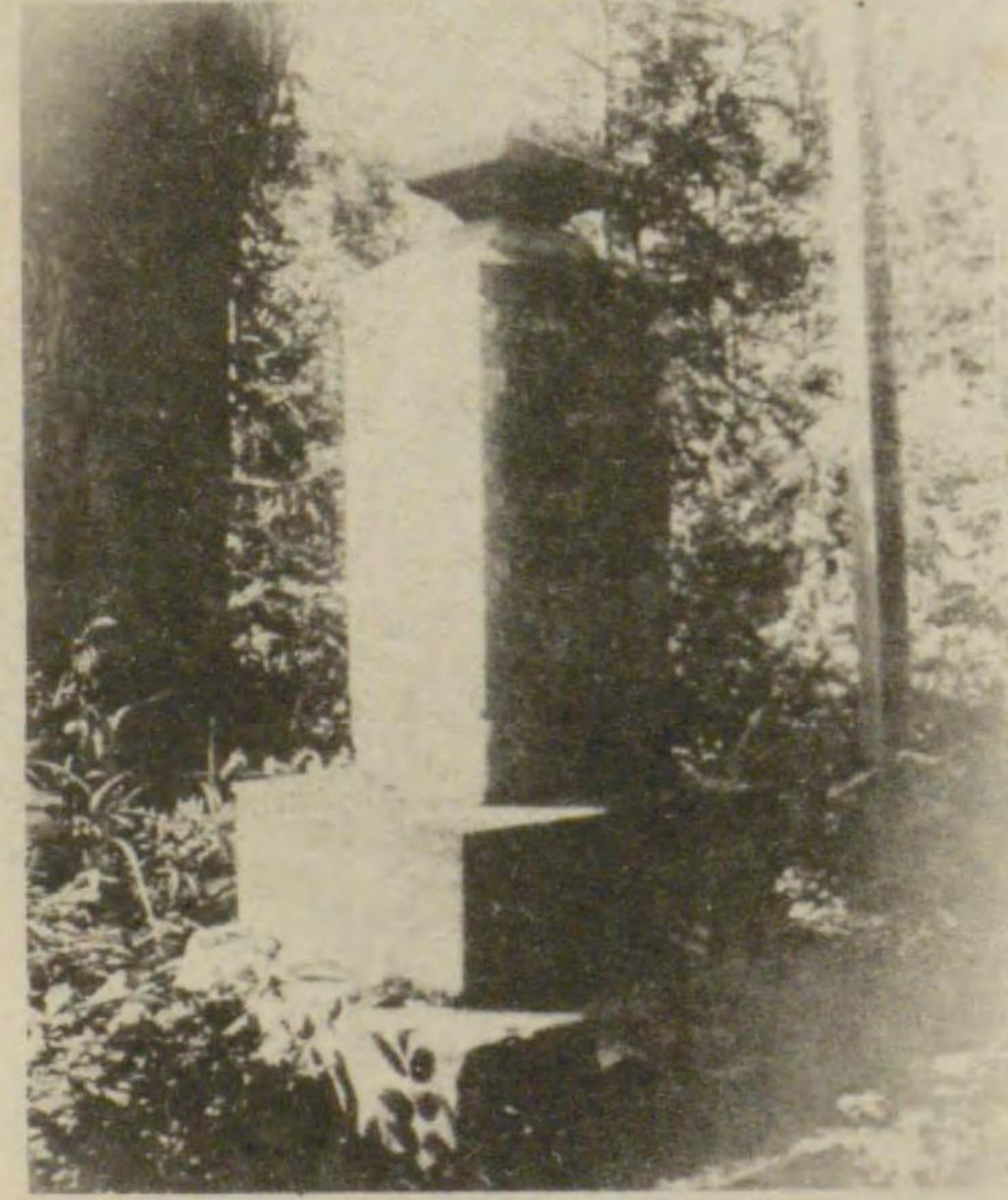
岩出山伊達家の墓

鳴子の碑



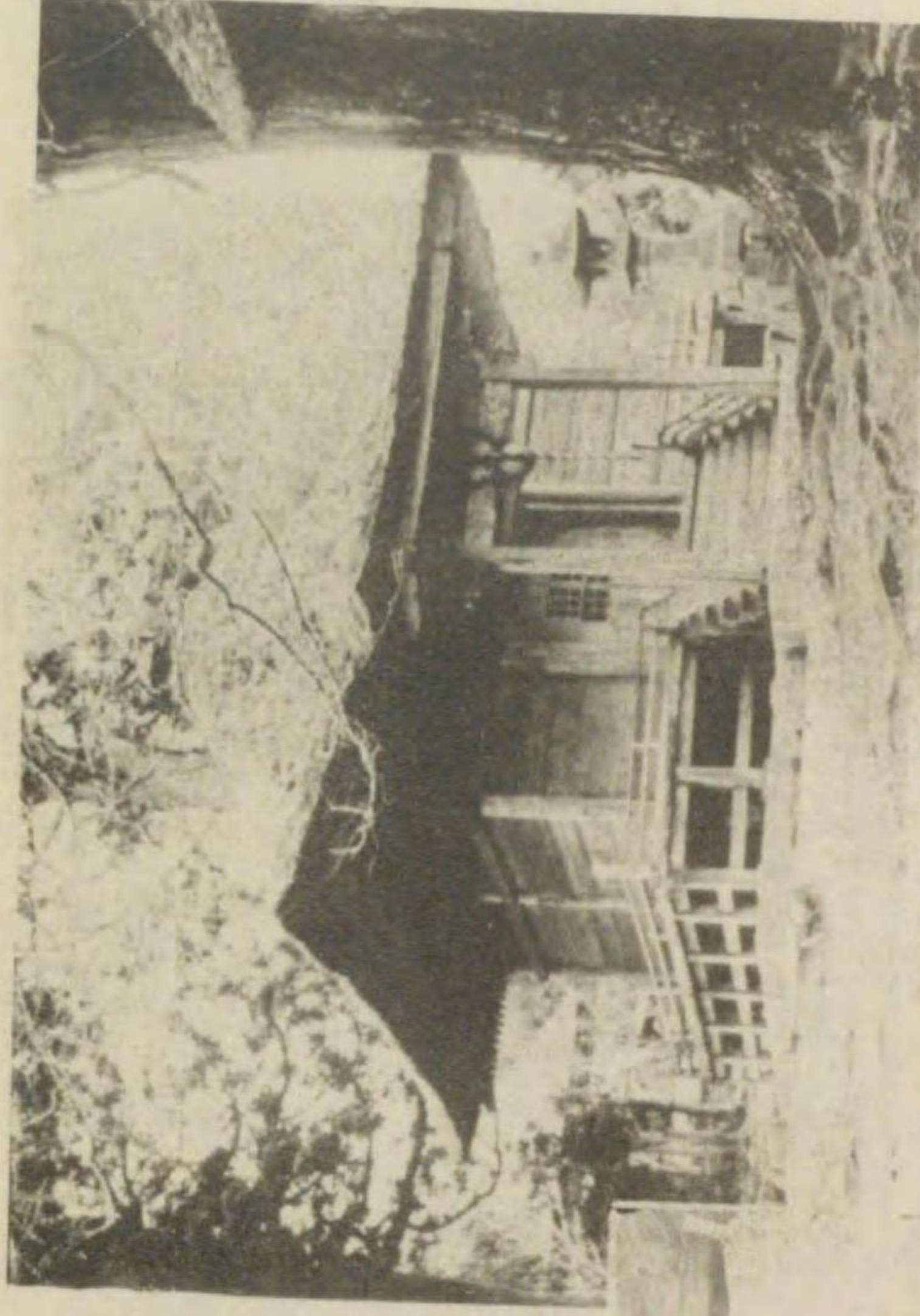
岩出山弘安の碑

鳴子山内主従の碑



尿前芭蕉の碑

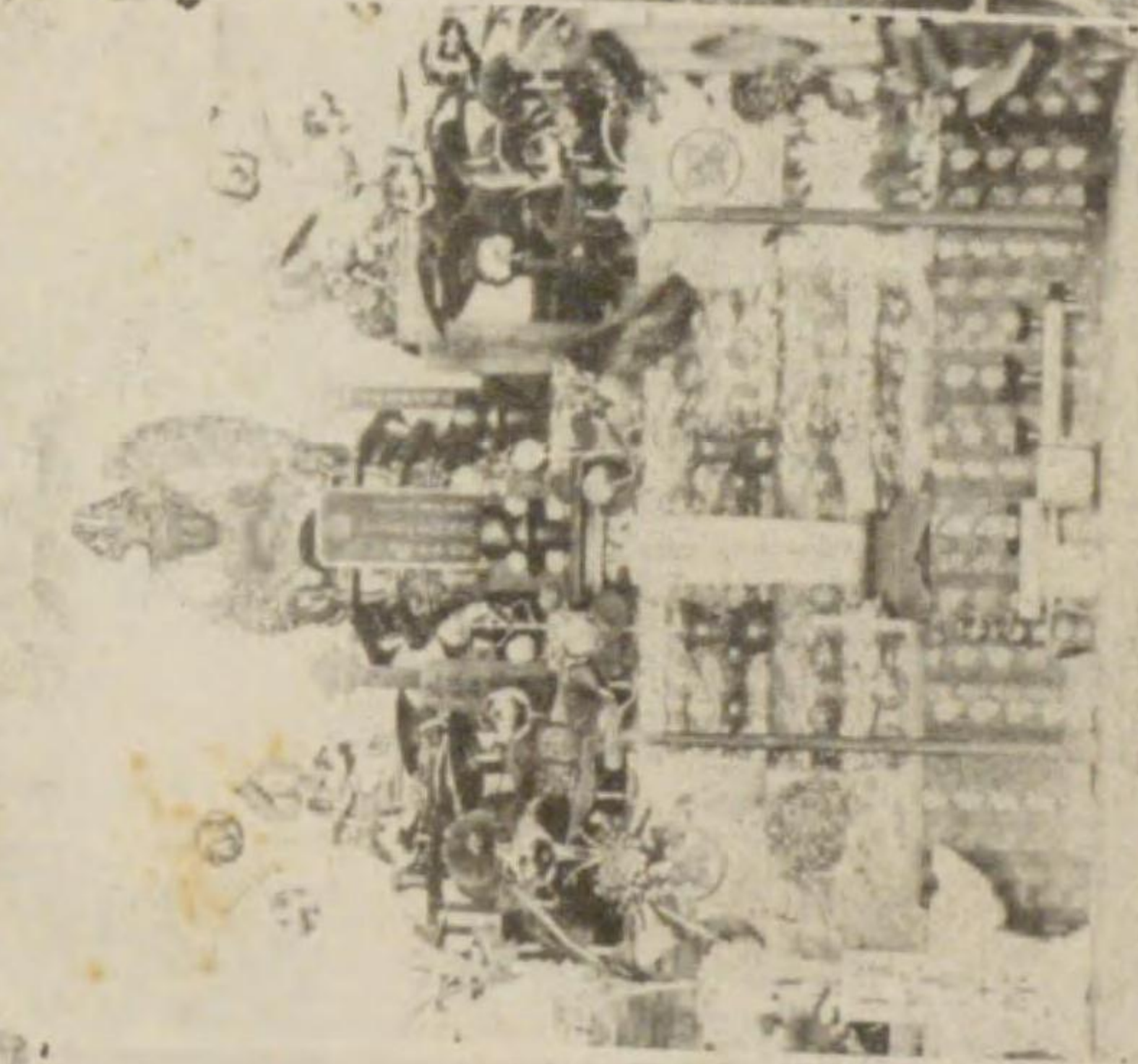
上野目の観音堂



水室の薬師堂



尊本の寺相實山出岩



上野目観音堂の佛像

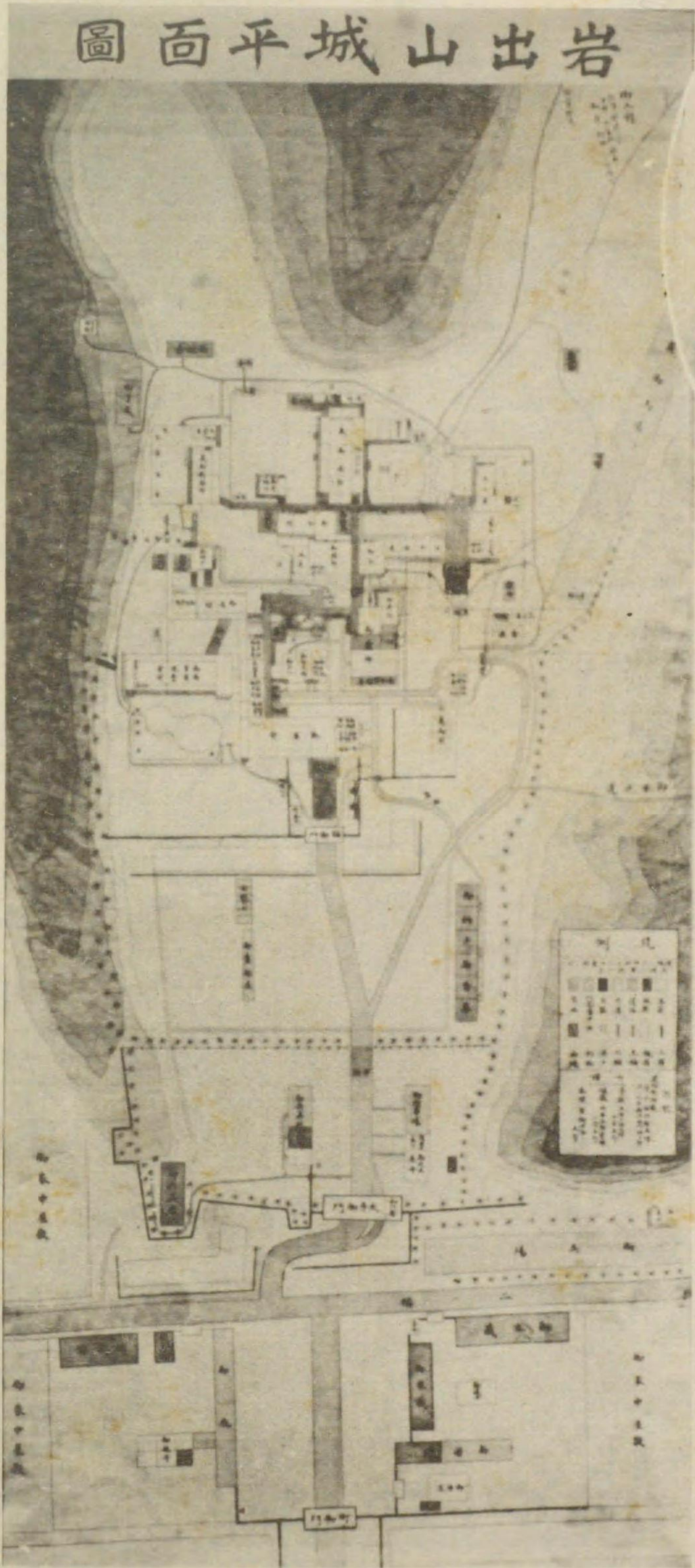
川渡の薬師堂



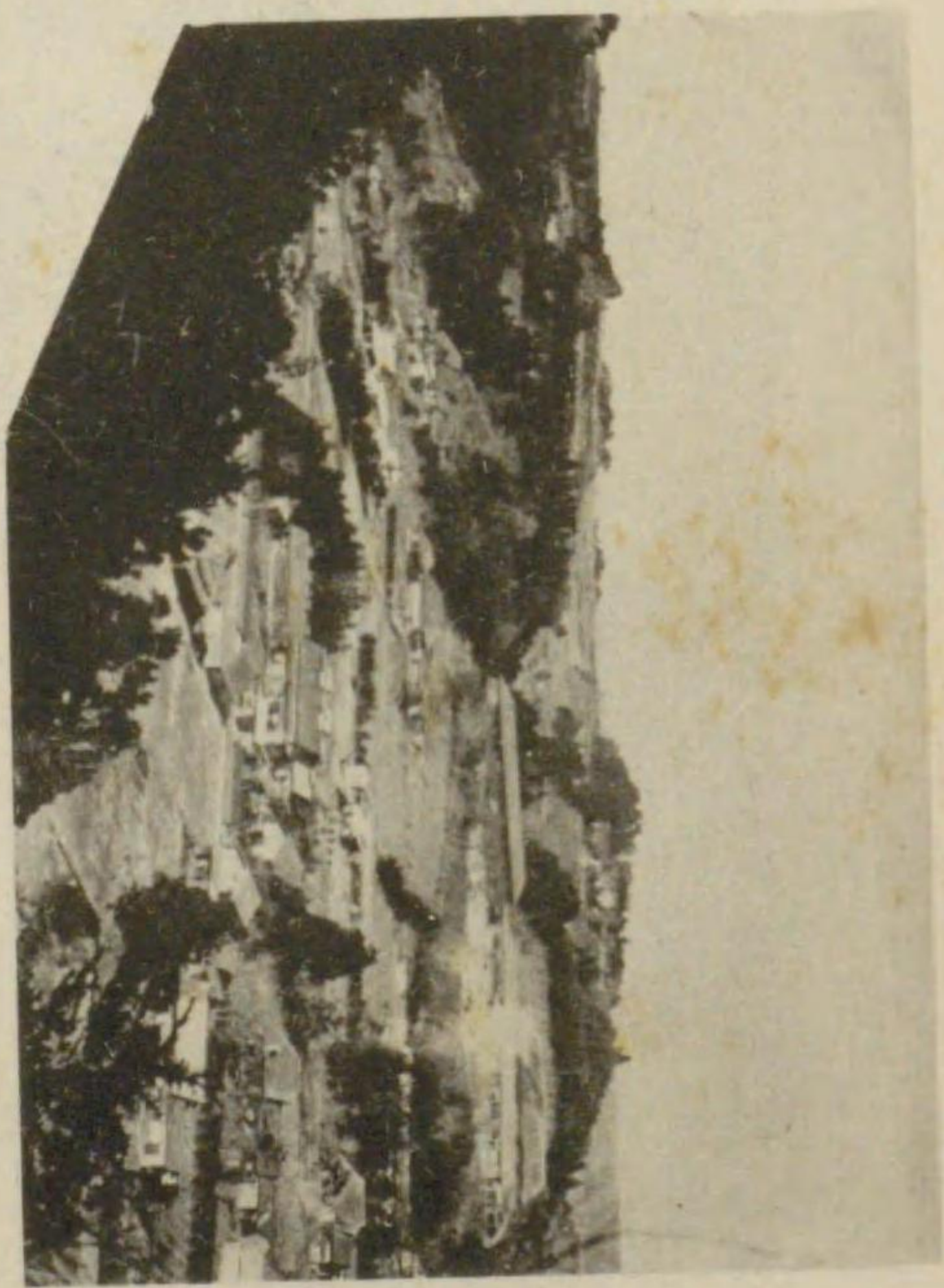
伊達邦直公



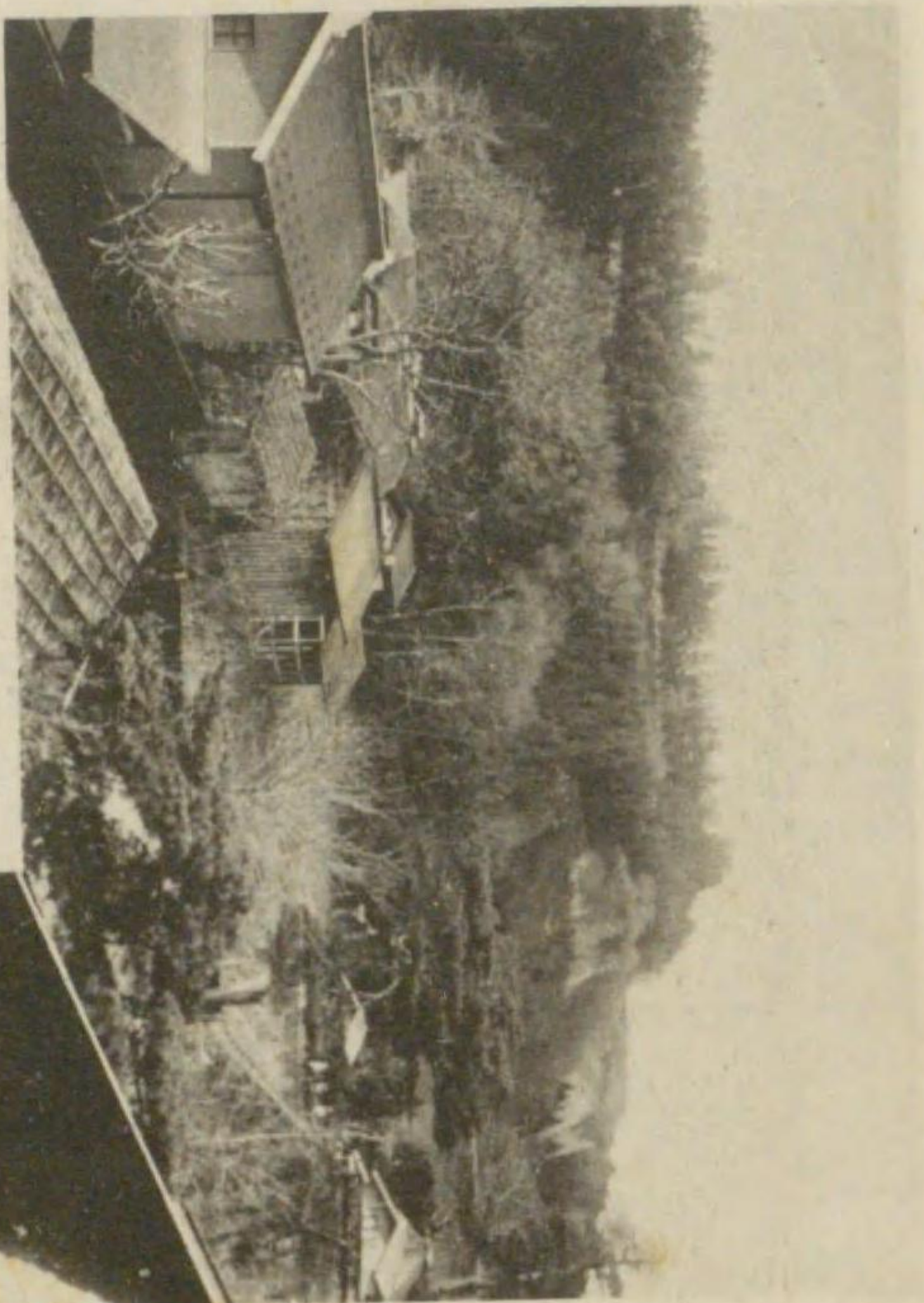
岩出山城平面圖



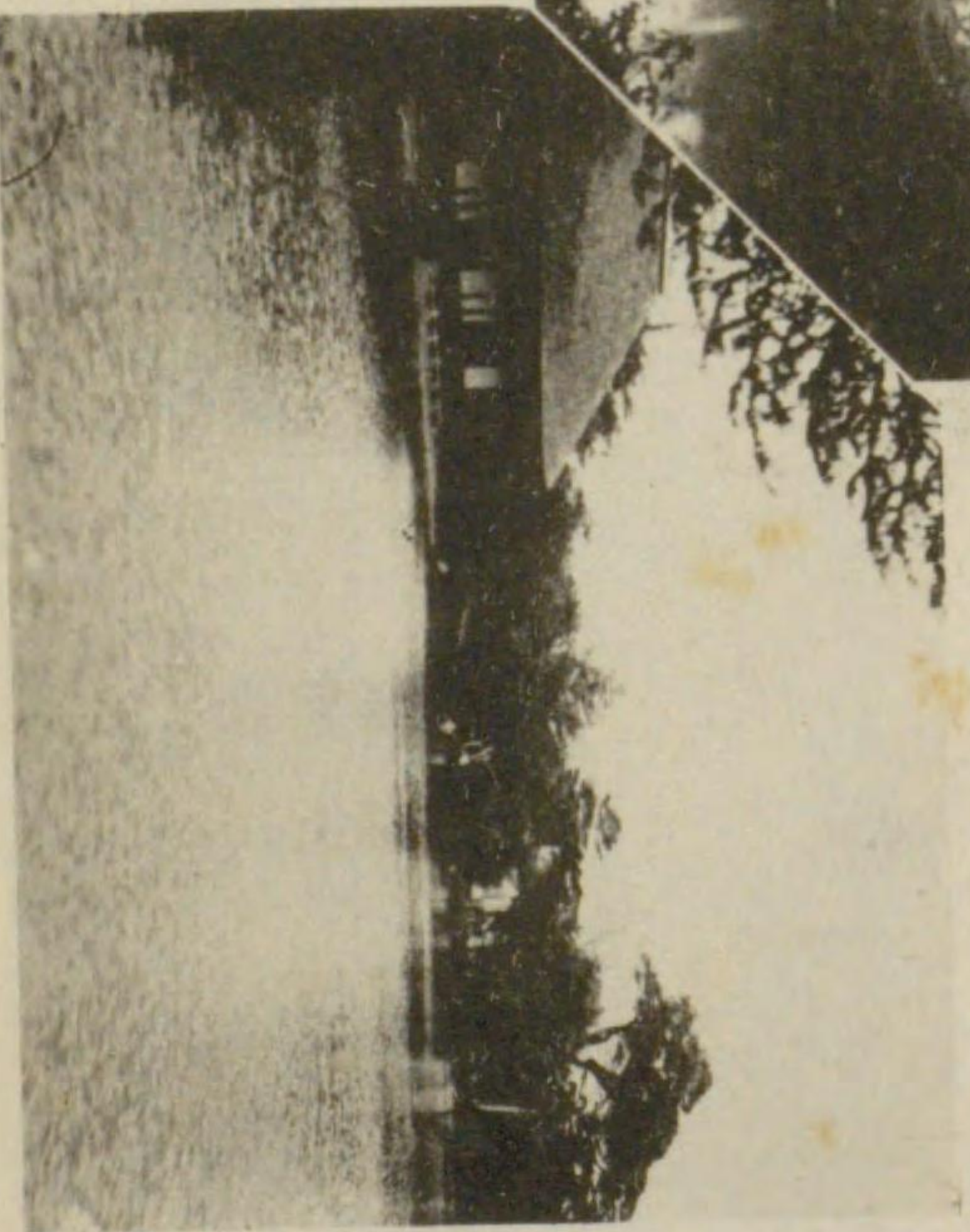
岩出山城址



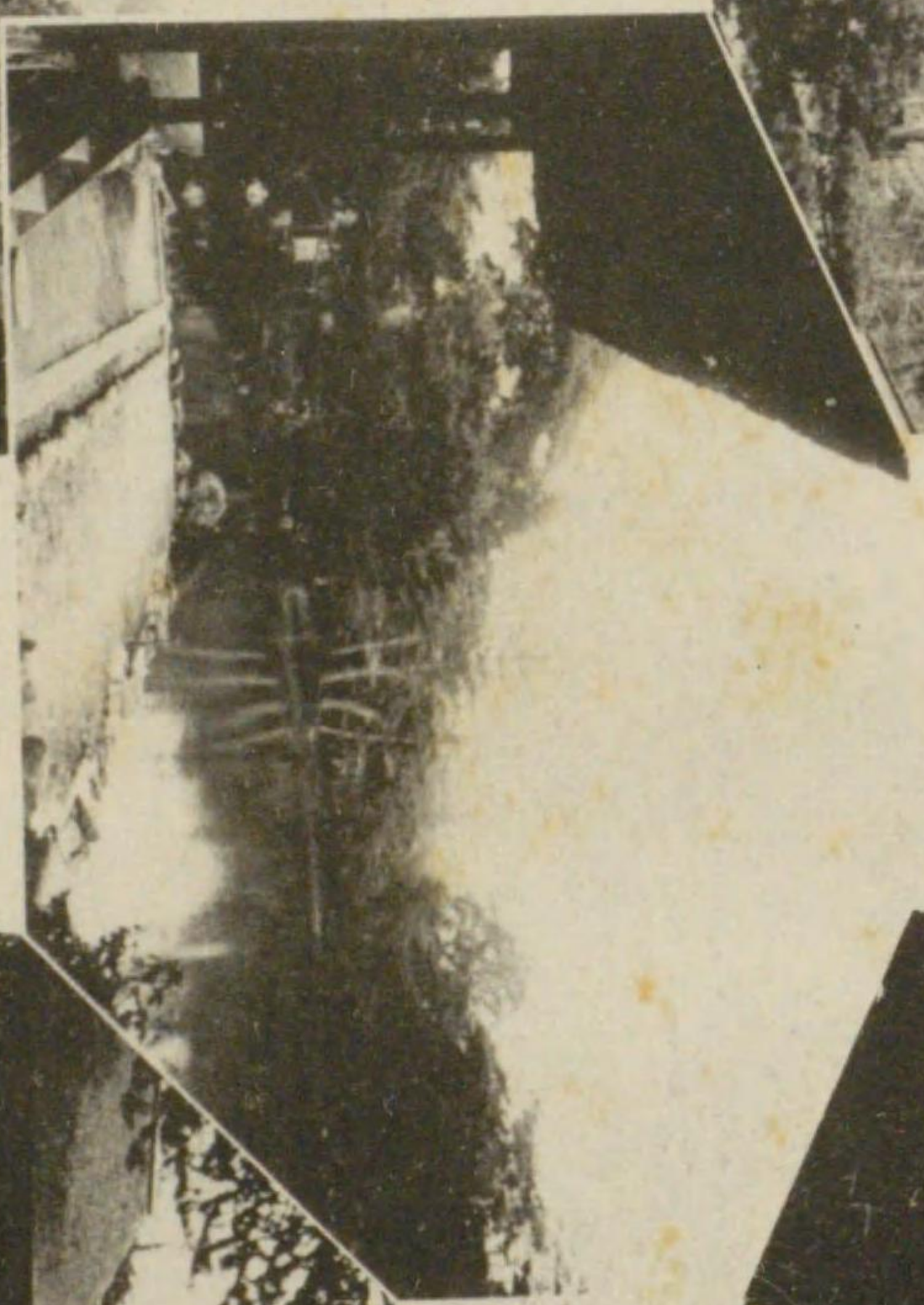
岩出山城御本丸址



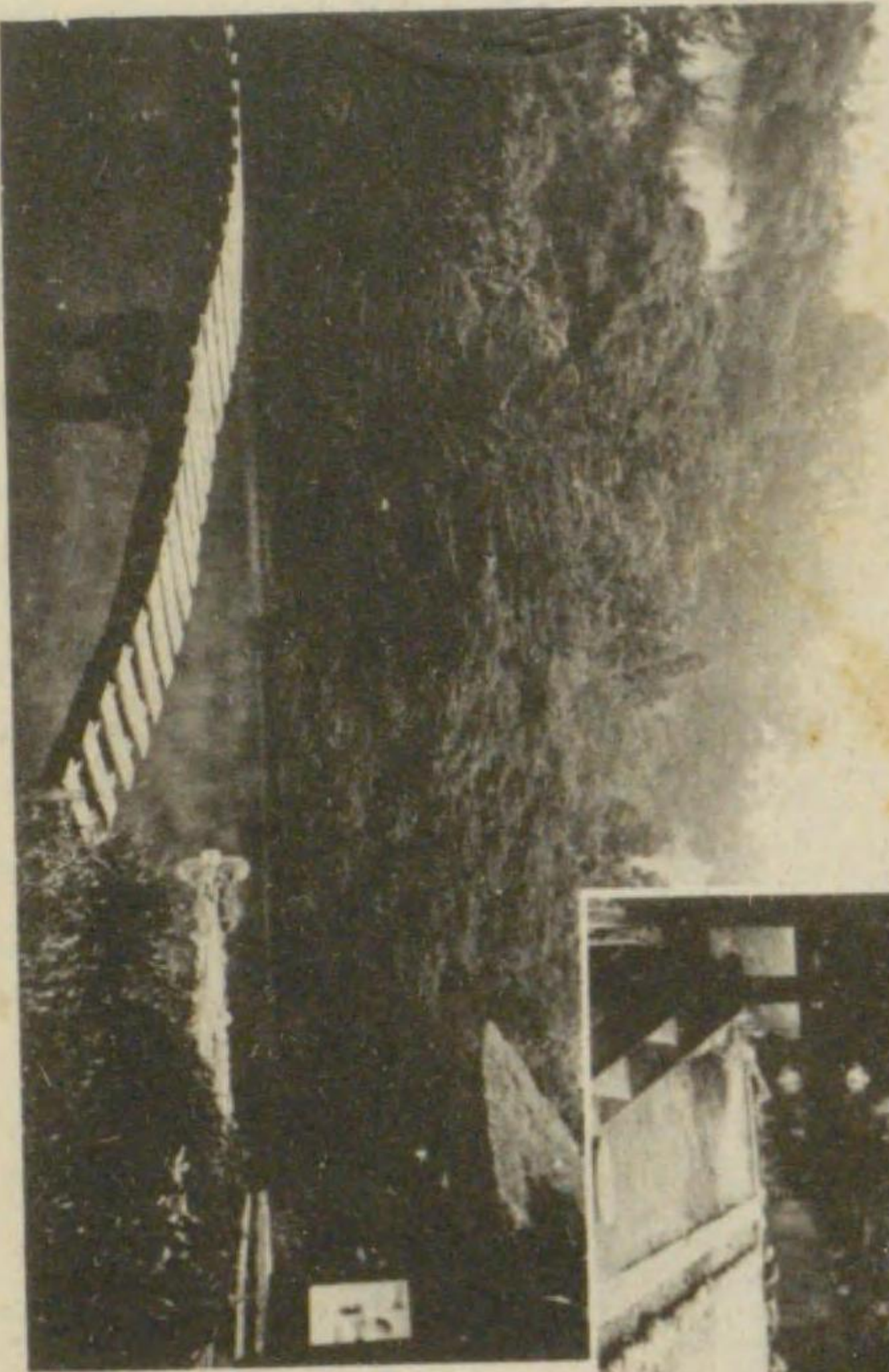
有備館の一



有備館の二



有備館の三



照井城址



一栗城址



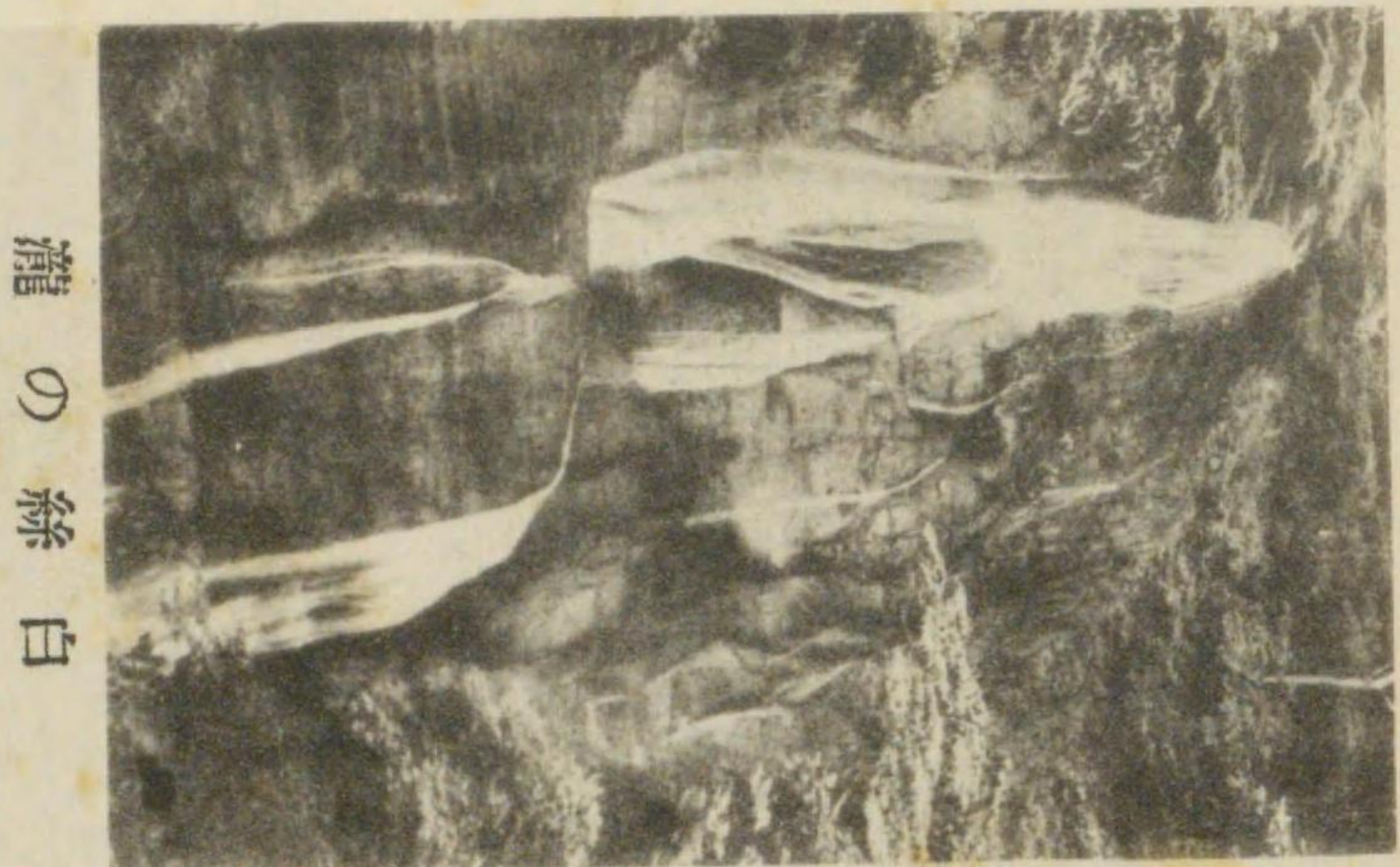
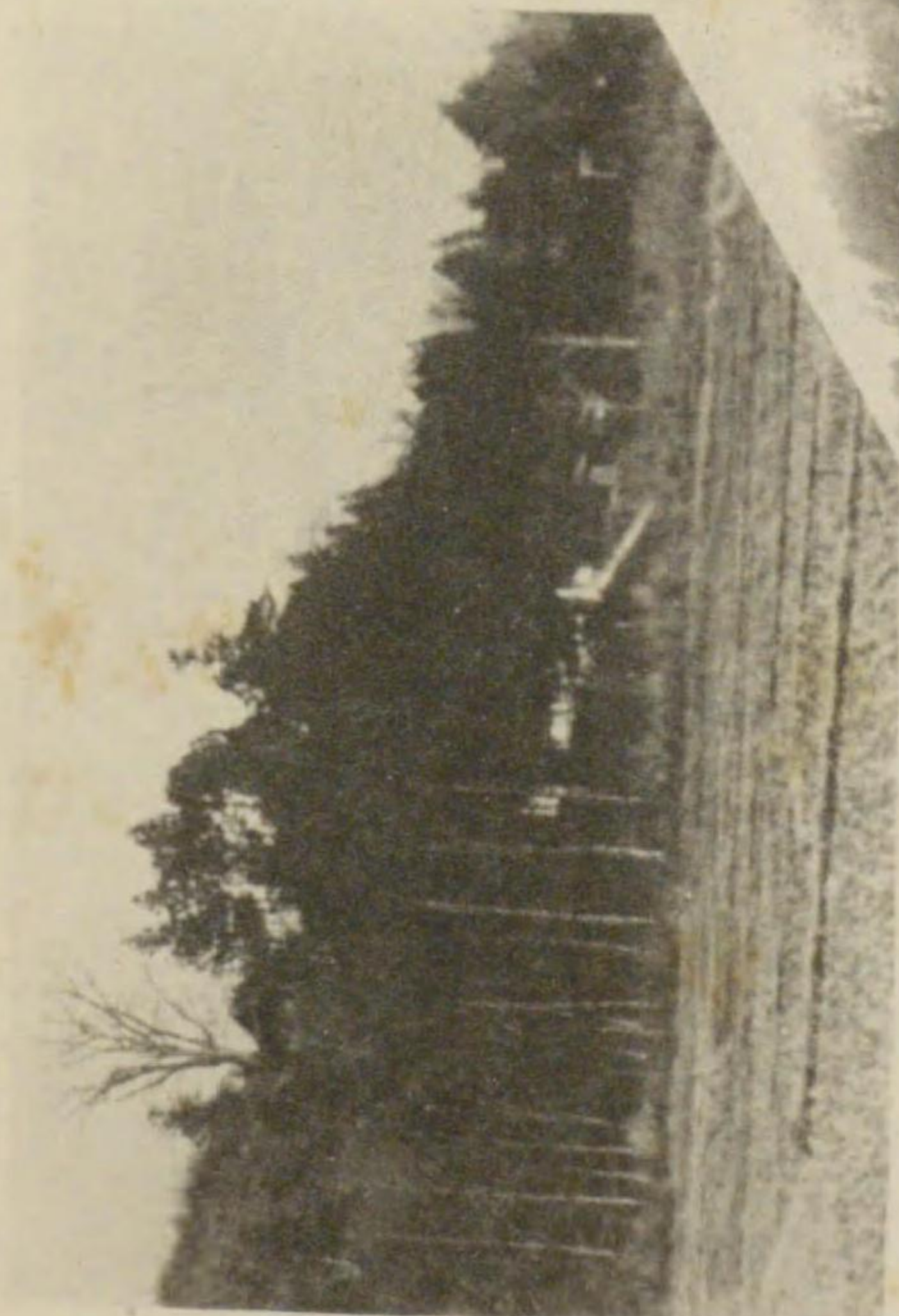
名生城址



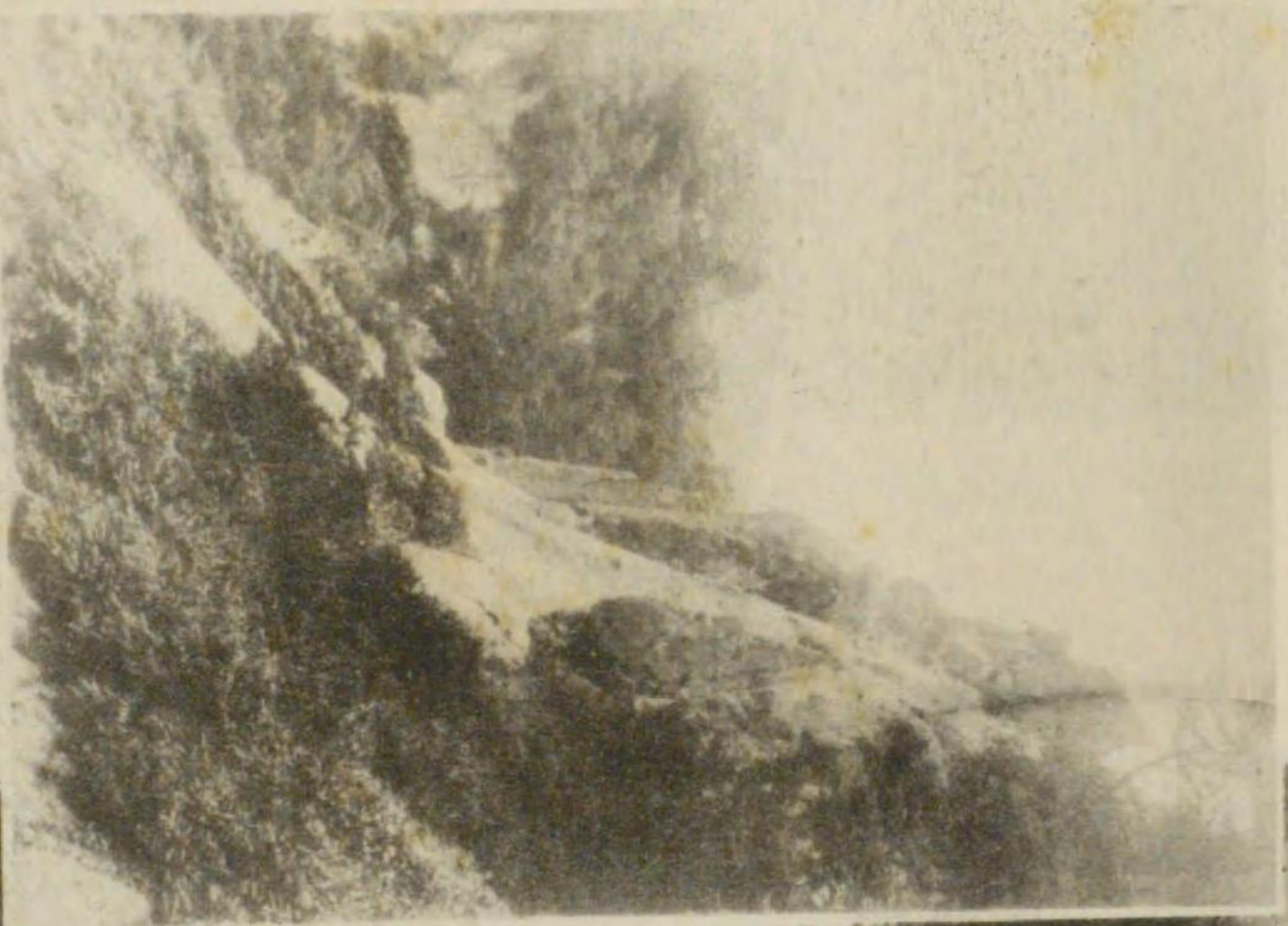
新田城址



葛岡城址



瀧の絲白



立石の勝景



三條の山翠



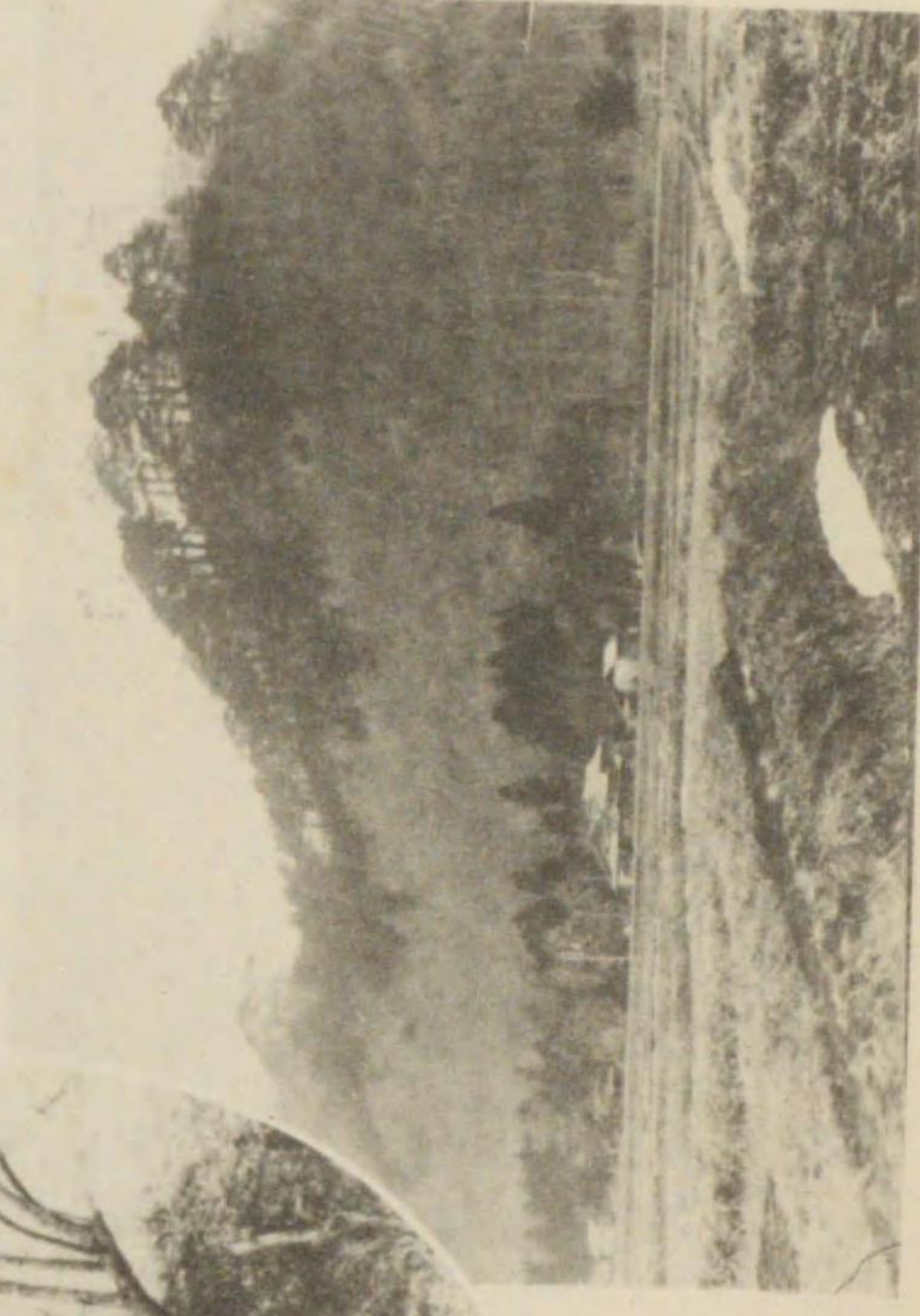
濁沼の水色



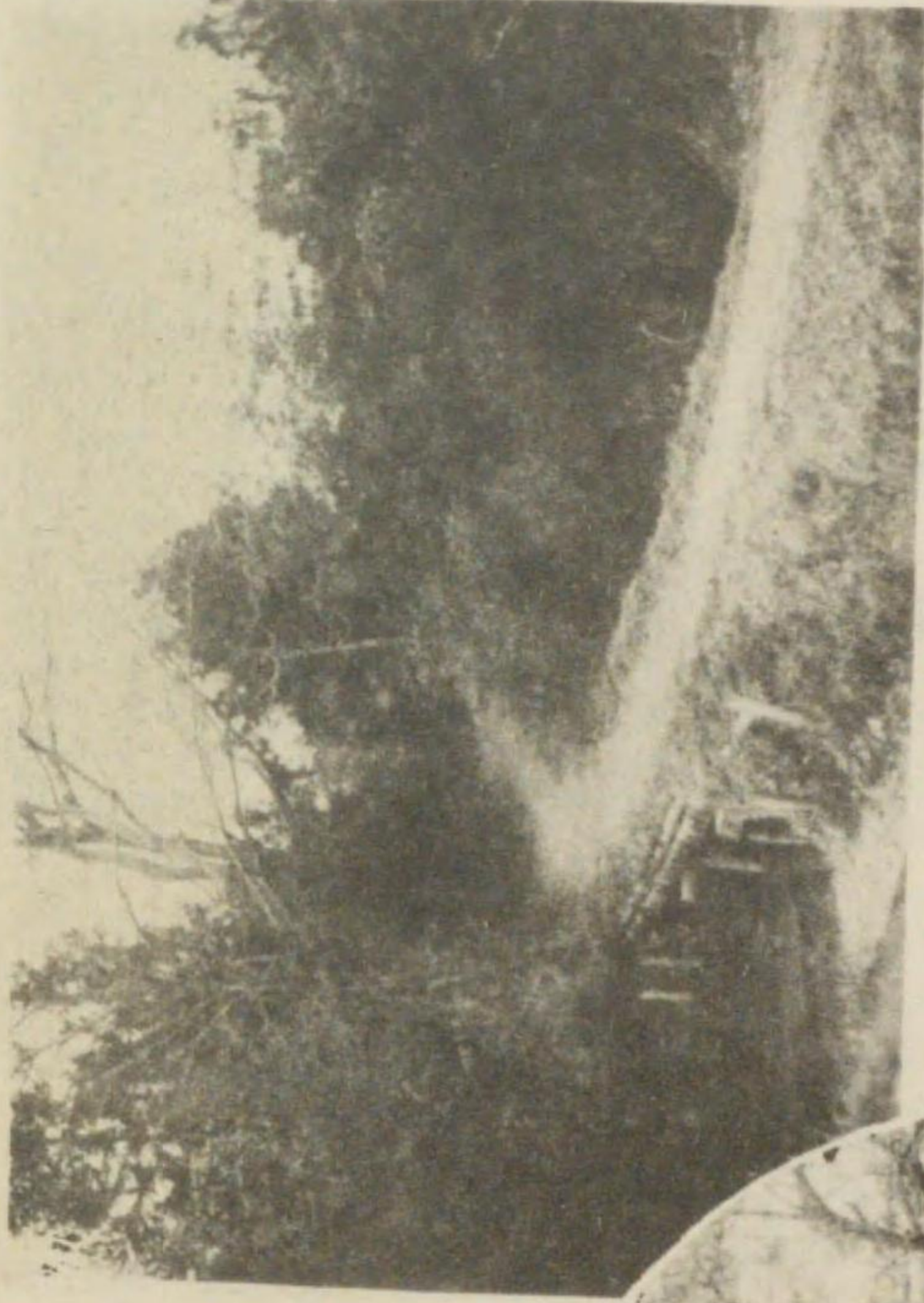
美豆小島



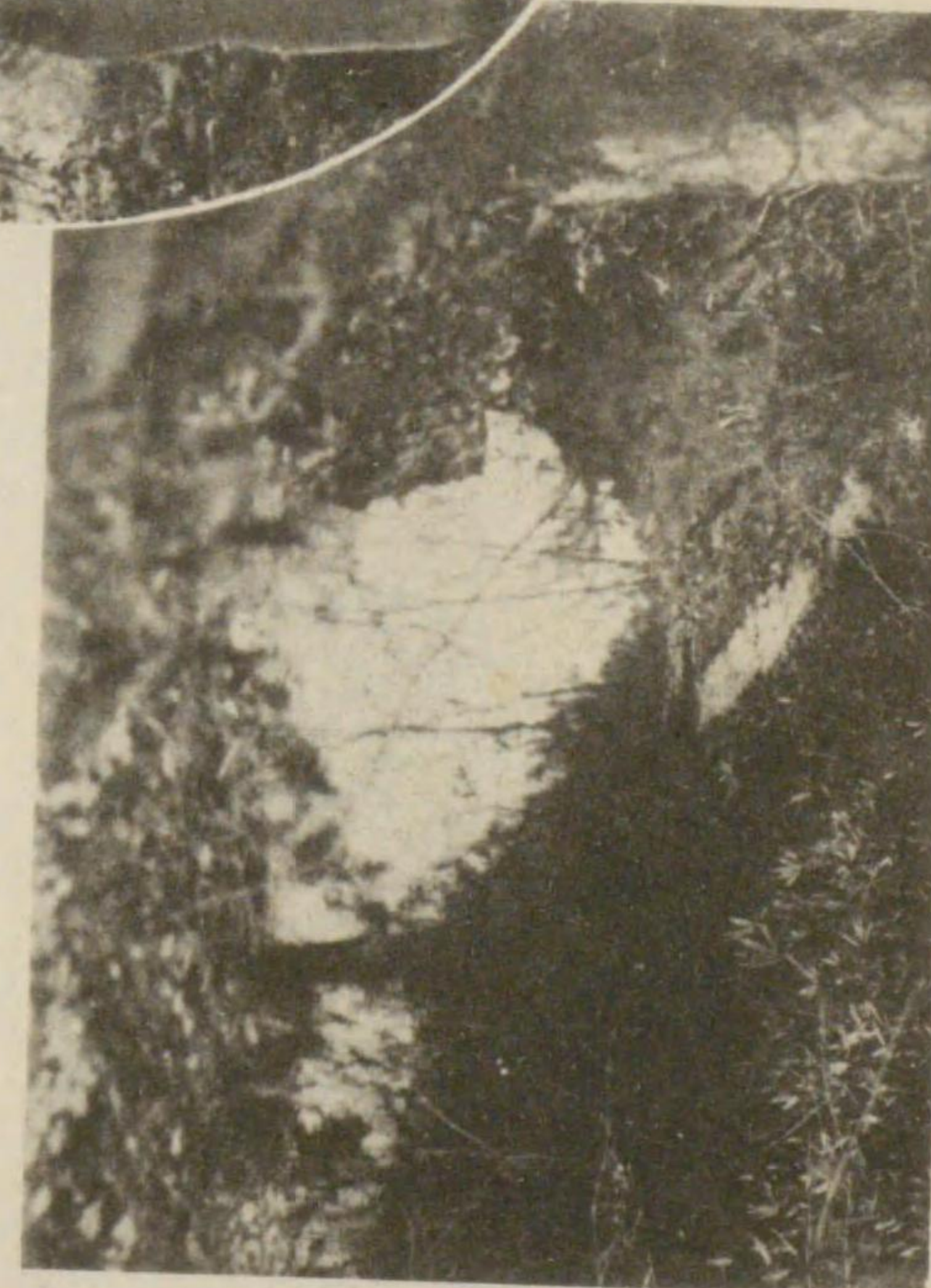
小 黒ヶ崎



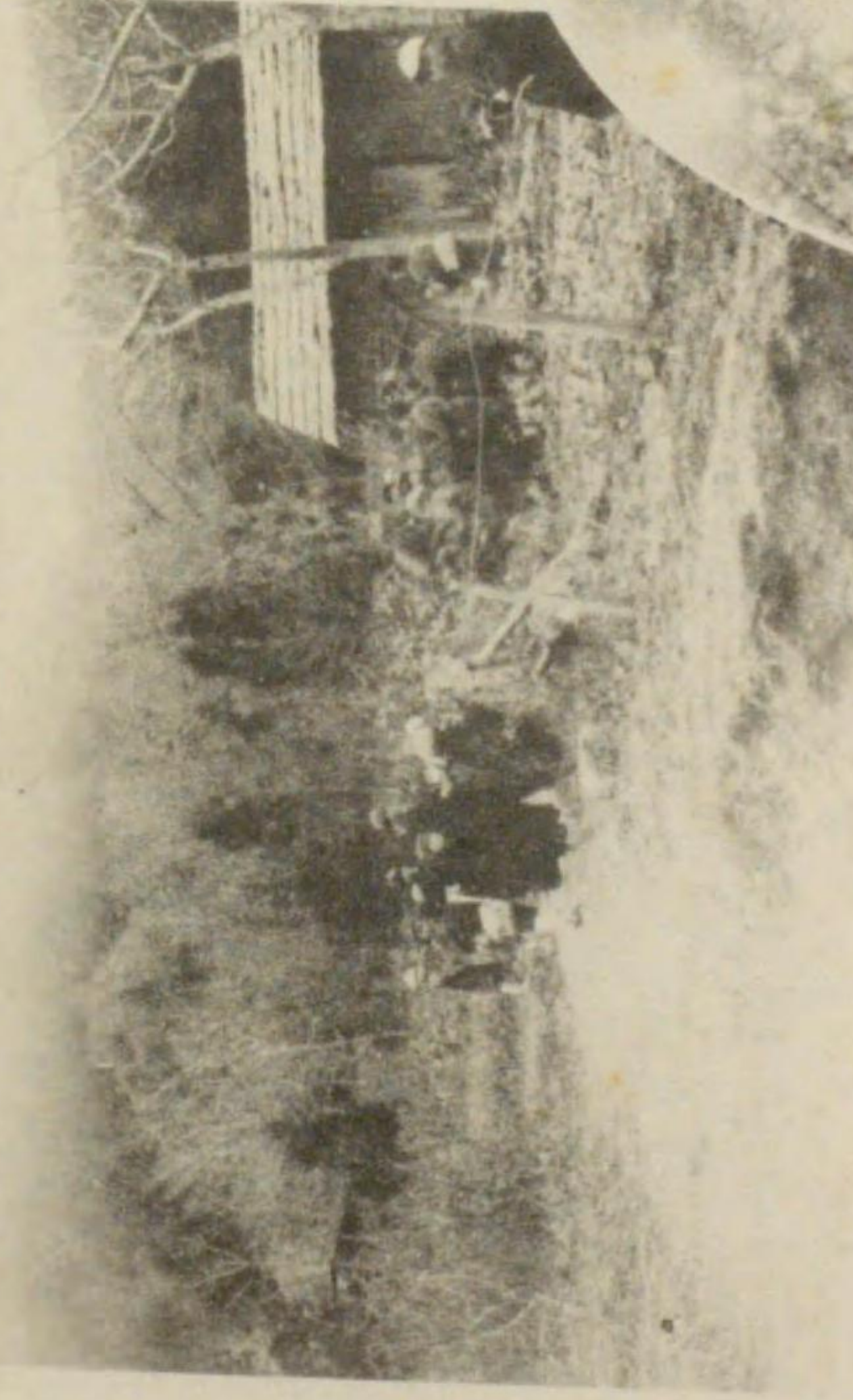
抑關の址と池



池 月 沼



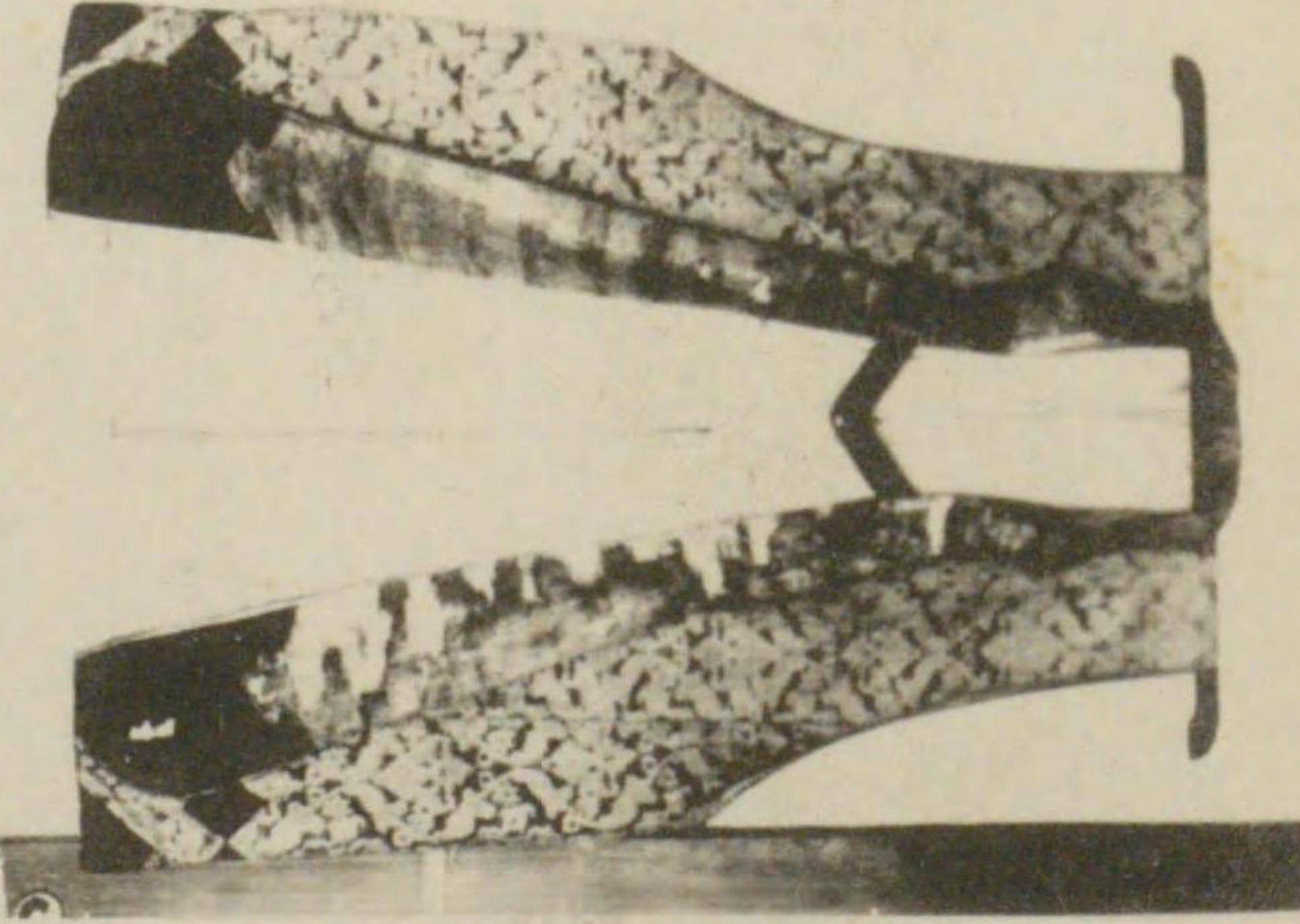
尿 前 關 址



梅の割石



陣羽織 (伊達宗夫藏)

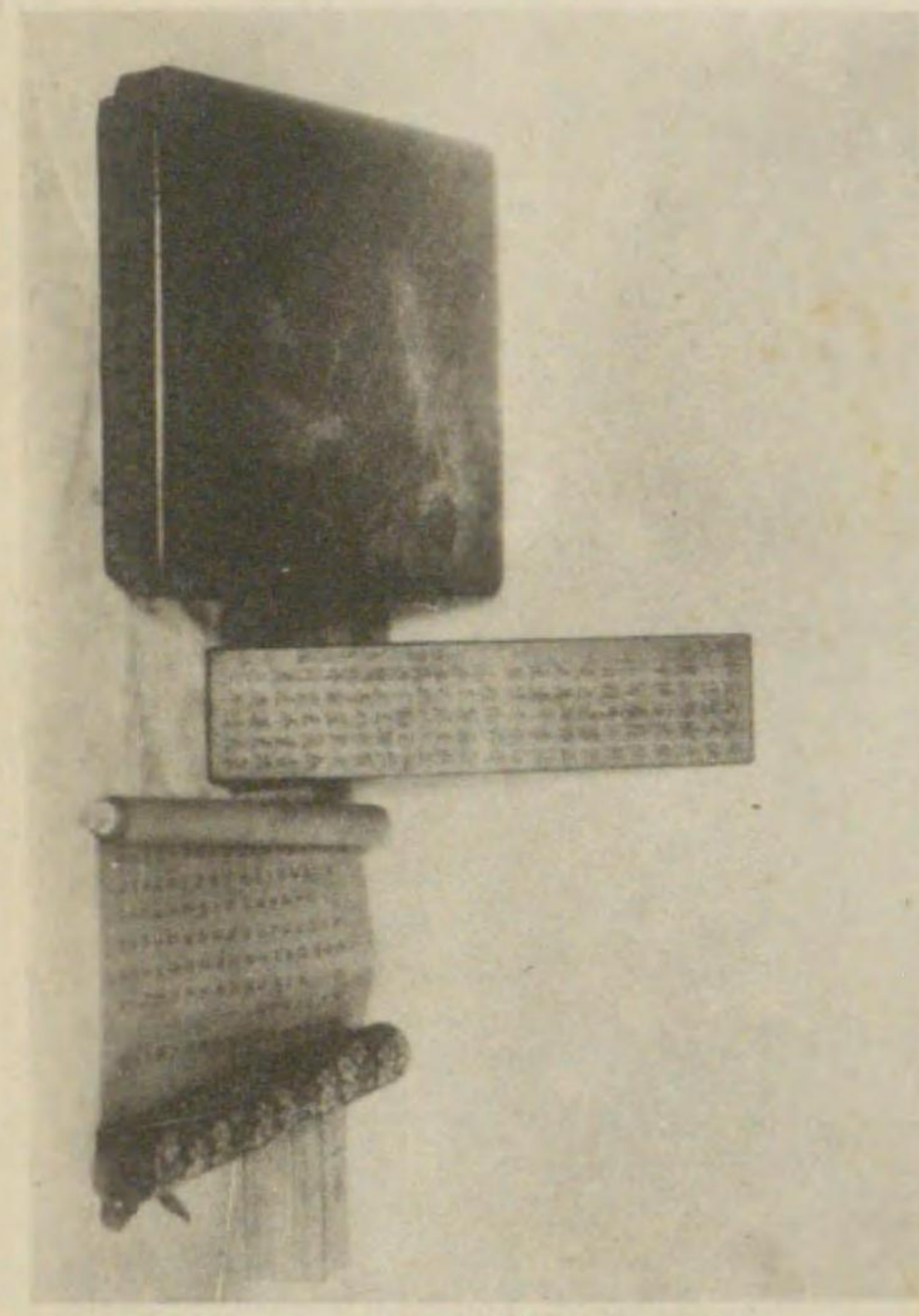


關白秀吉より山岡志摩拜領のもの

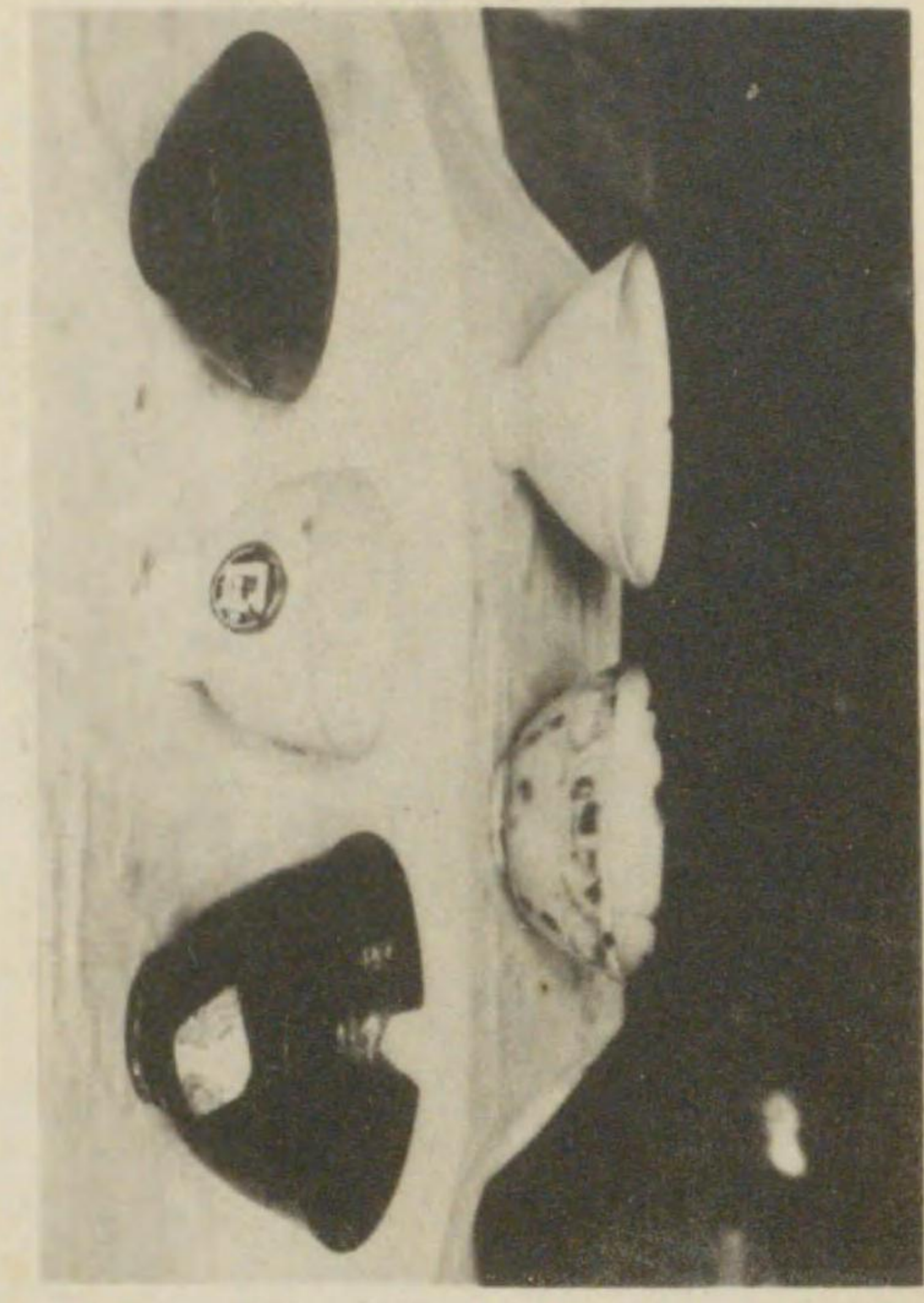
開山の法具 (實相寺藏)



寫經と硯箱 (實相寺藏)

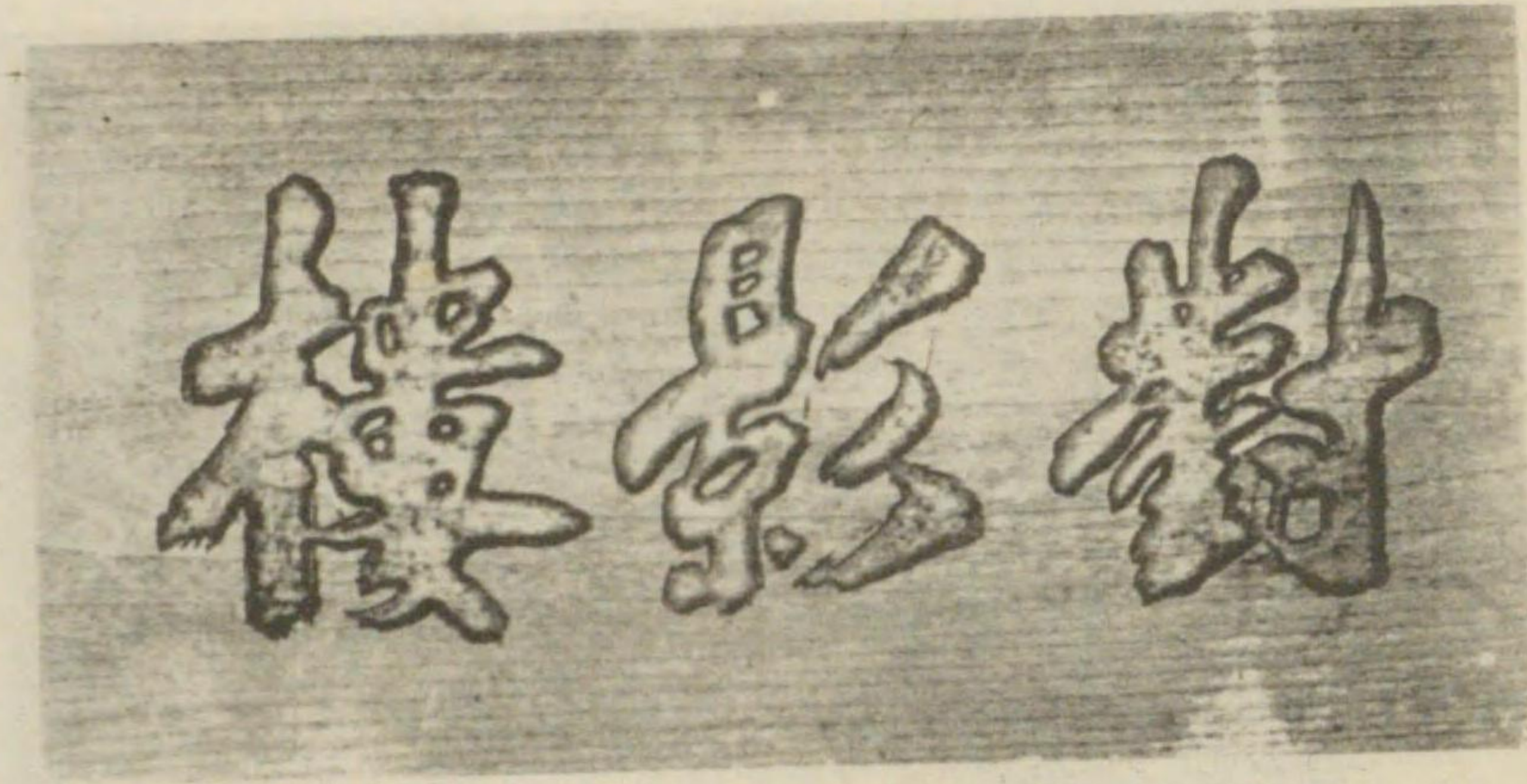


上段二個は徳川家康
下段三個は浪山利命
の寄附

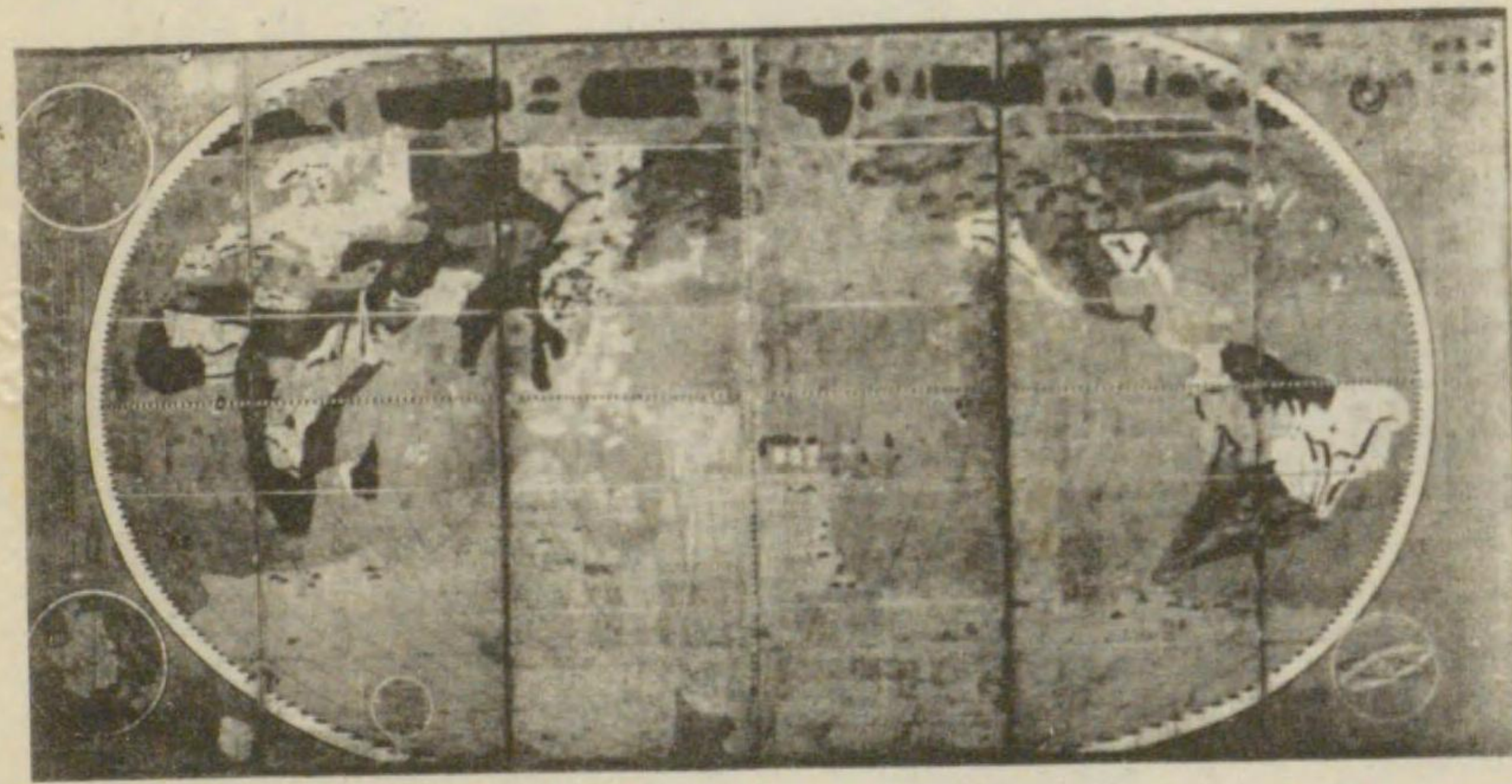


茶器 (實相寺藏)

寫經一軸は冷泉十納言
硯箱は村通の寄附

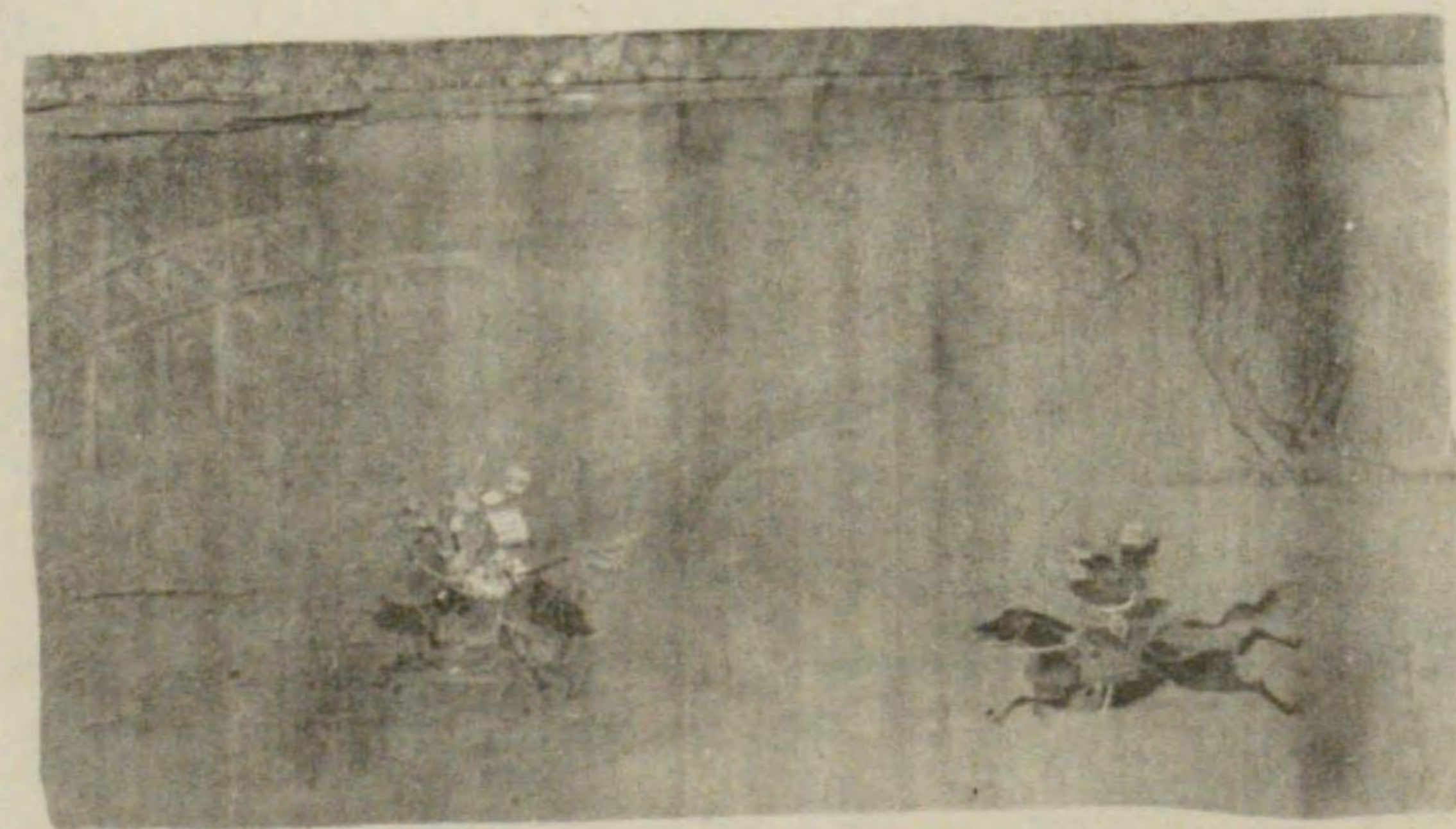


(藏夫宗達伊) 額扁の館備有



(伊達宗夫藏)

風屏の圖地國萬坤乾

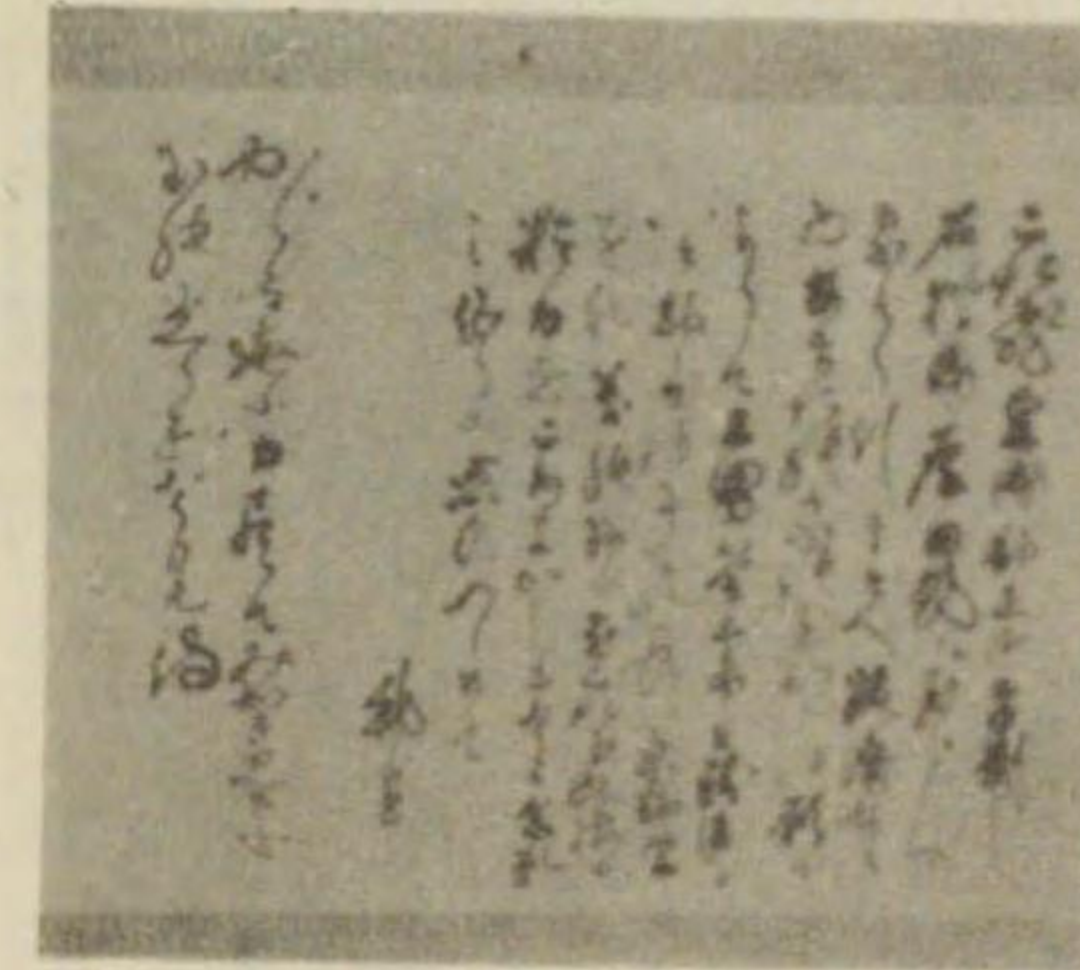


(佐々木源三郎藏)

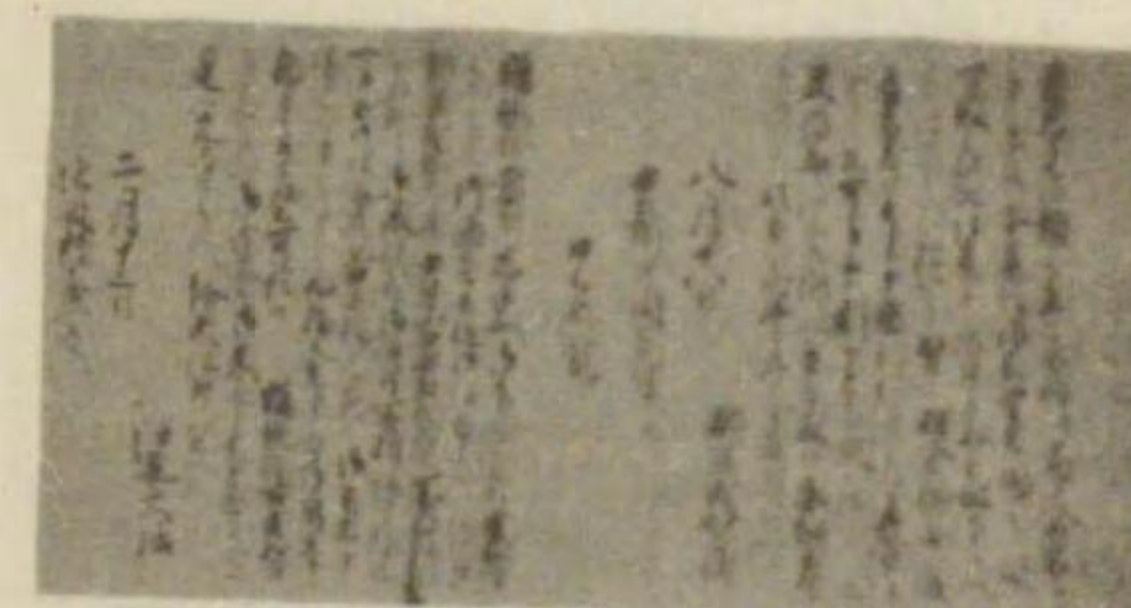
軸の月池の登先川治宇筆幽探



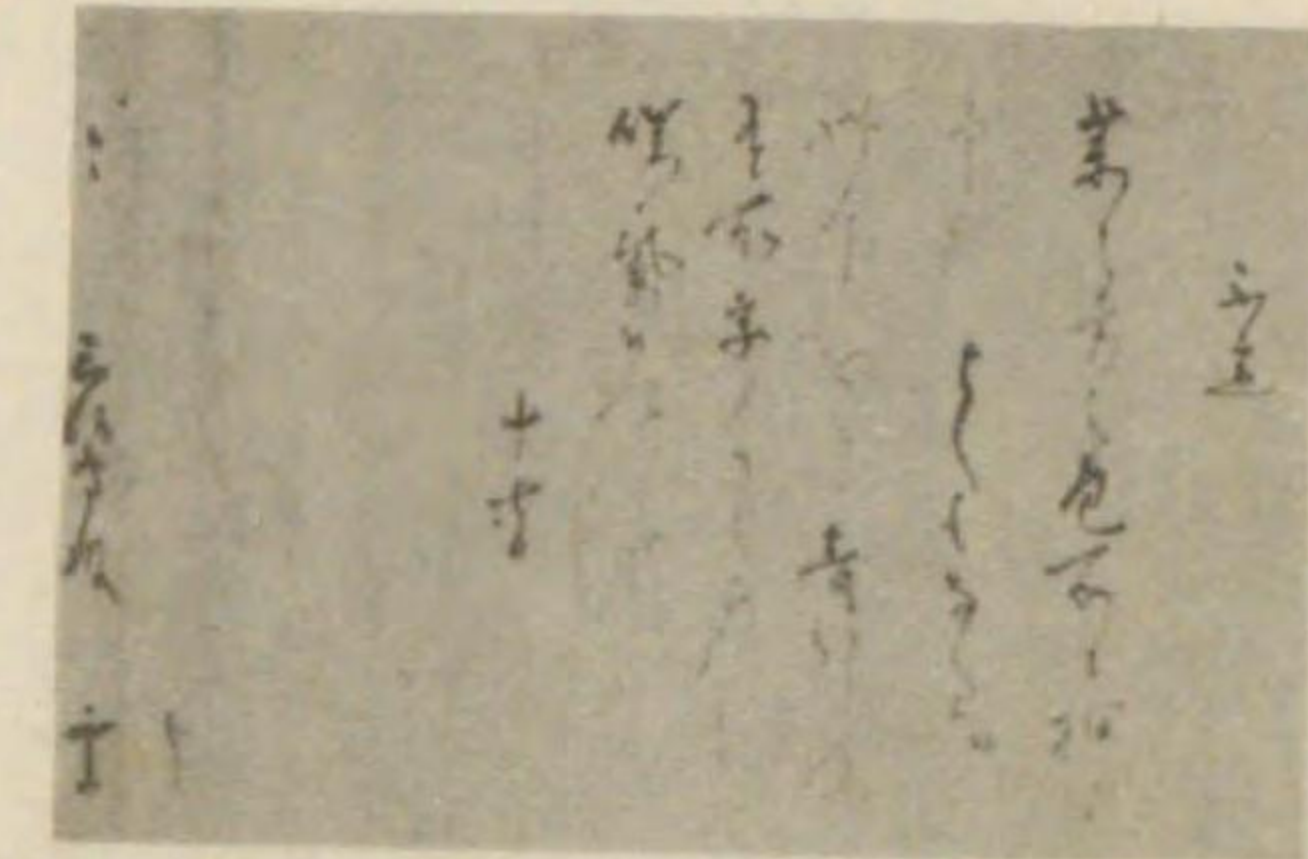
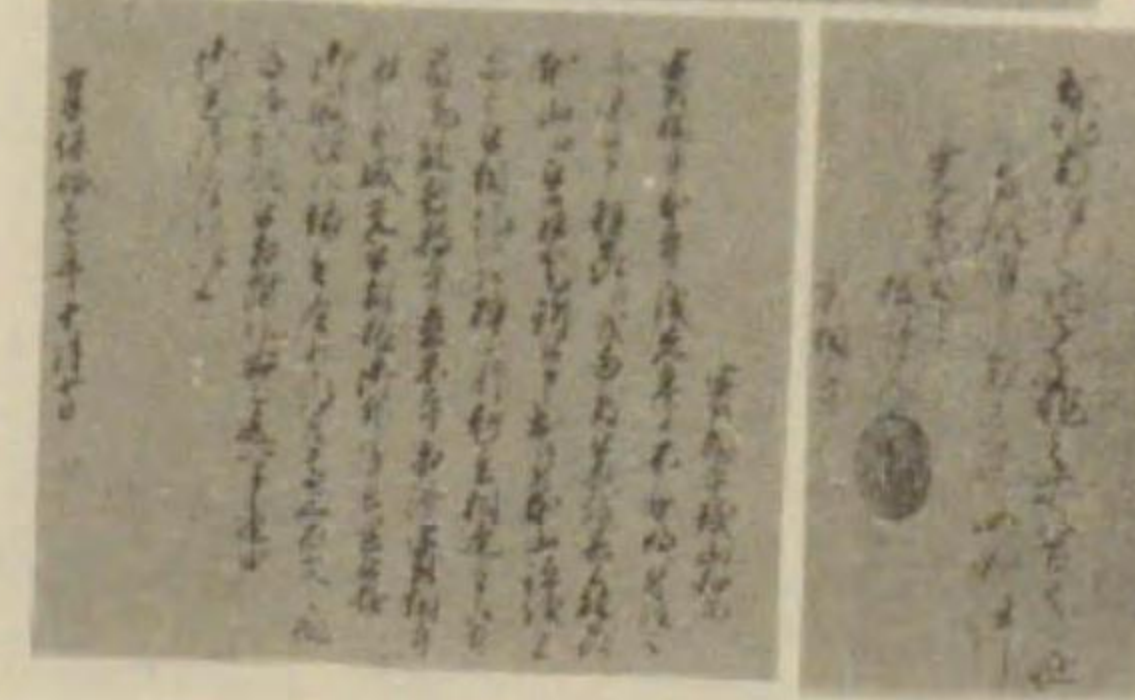
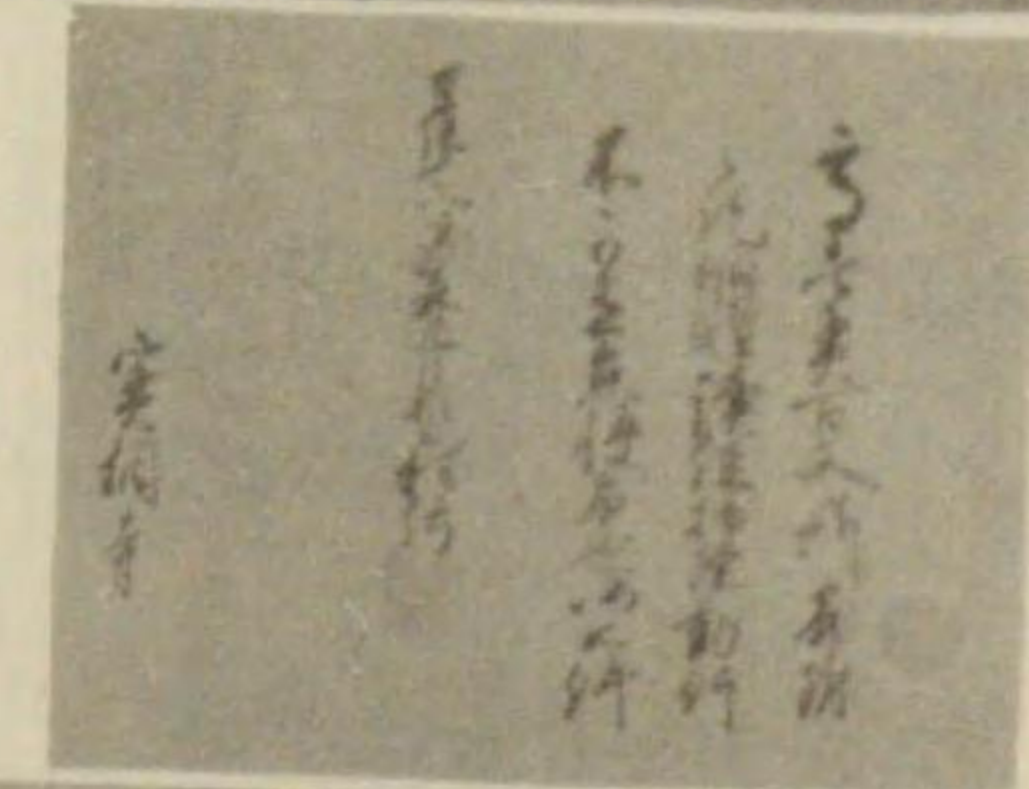
獅山公の御筆
(伊達宗夫藏)



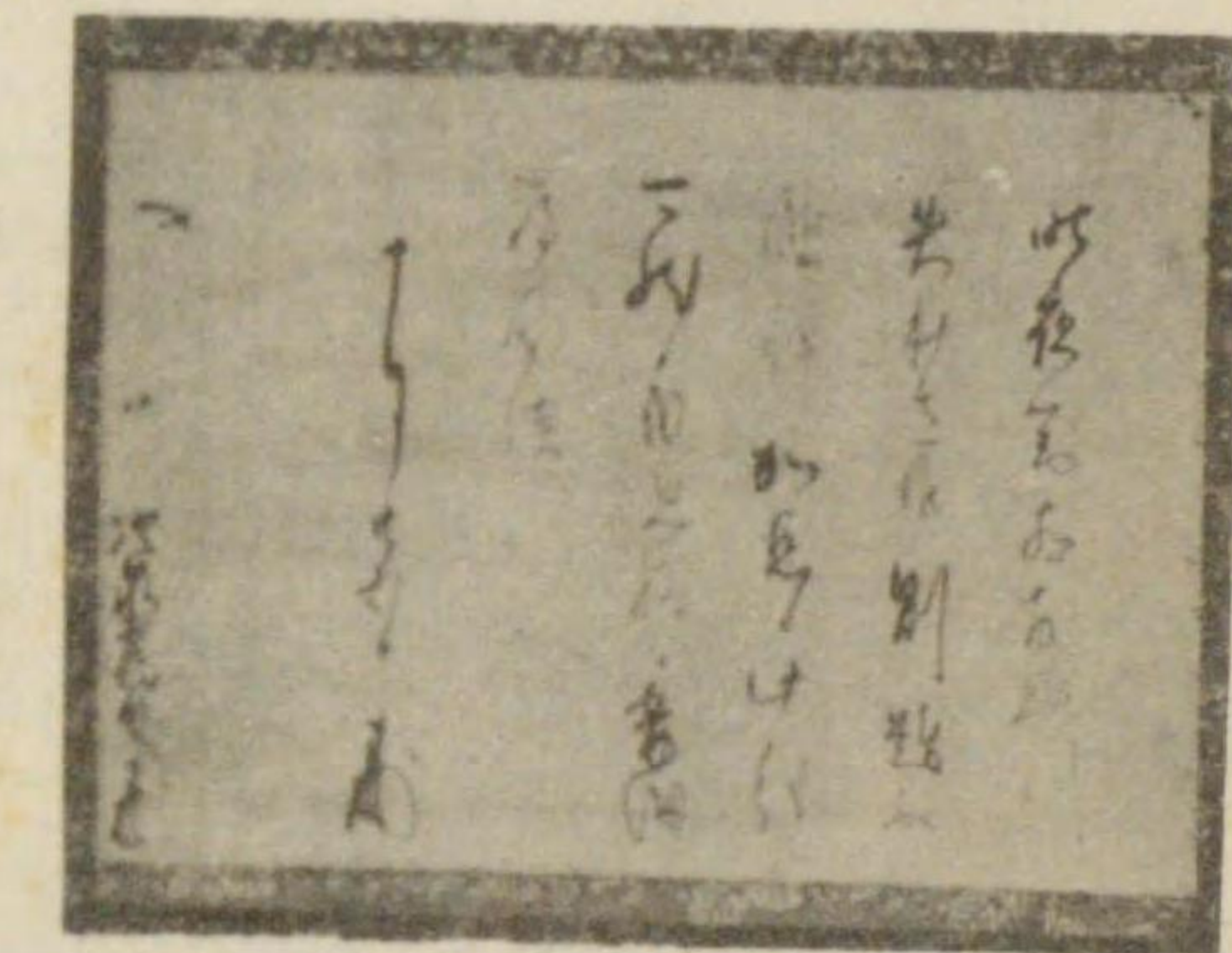
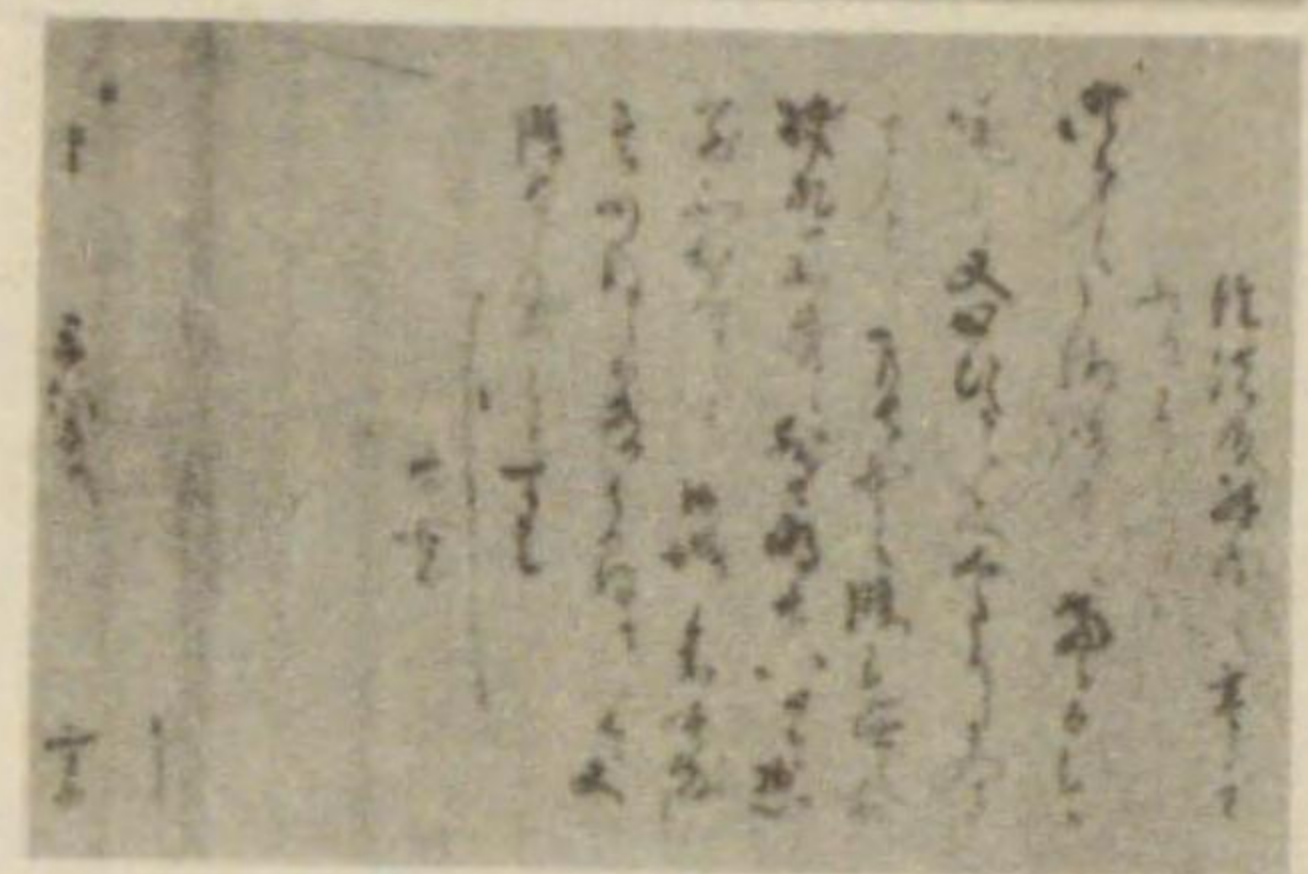
邦直公の歌
(伊達宗夫藏)



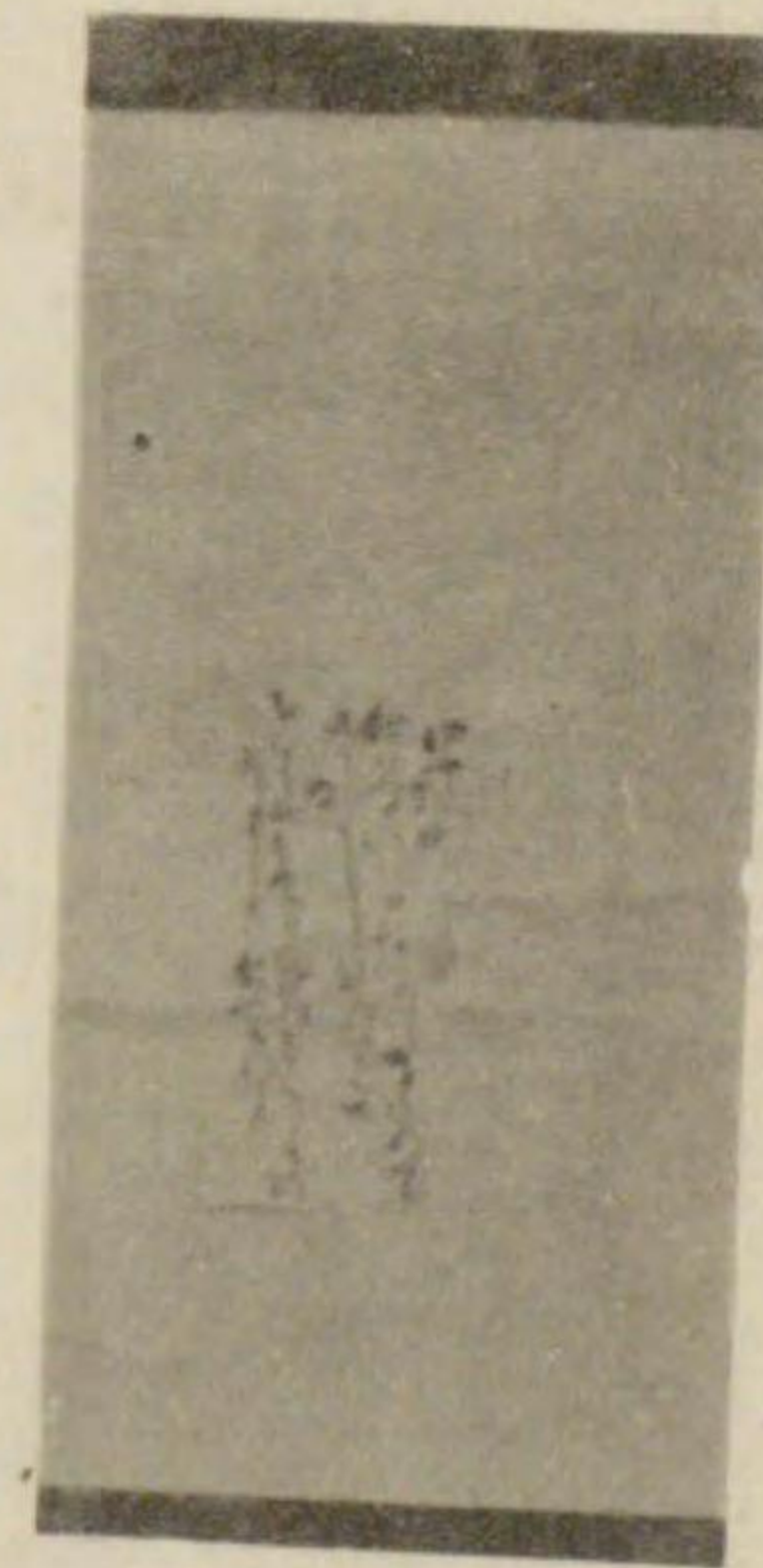
實相寺の古文書



貞山公の御筆
(伊達宗夫藏)

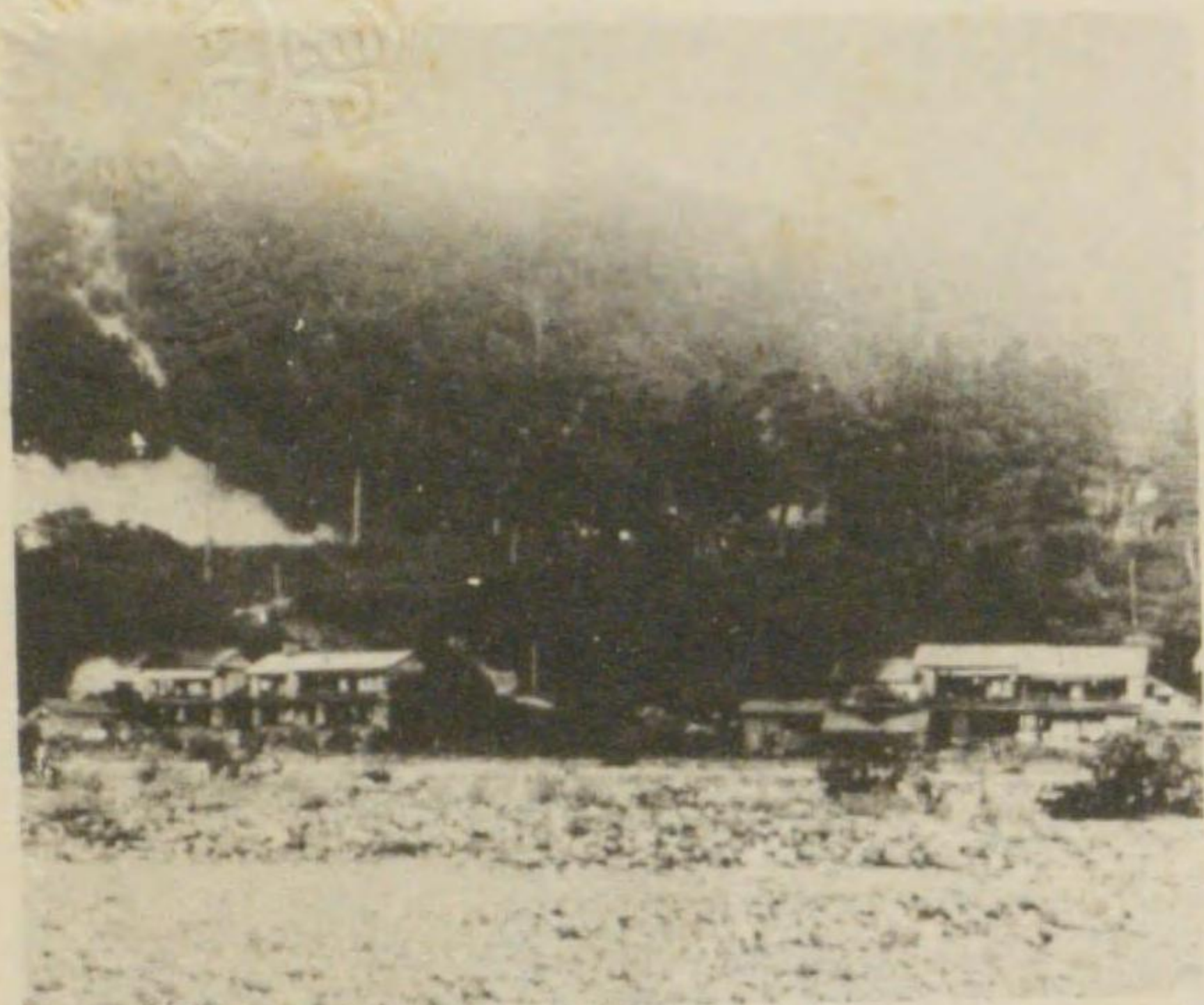


近衛公の御筆
(伊達宗夫藏)



定家卿の御筆
(伊達宗夫藏)

湯の賀多子鳴



湯原河子鳴



湯蛇山中



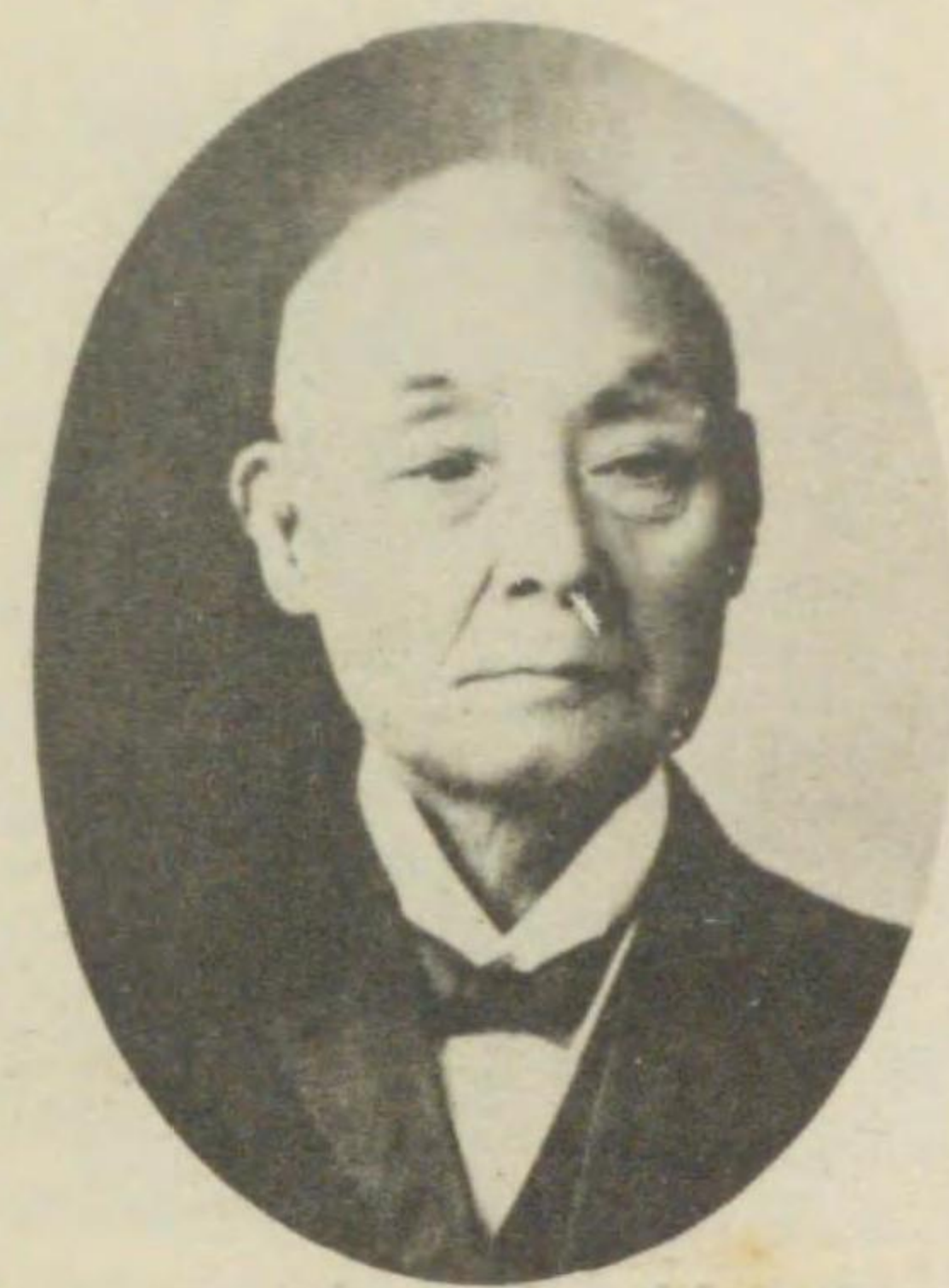
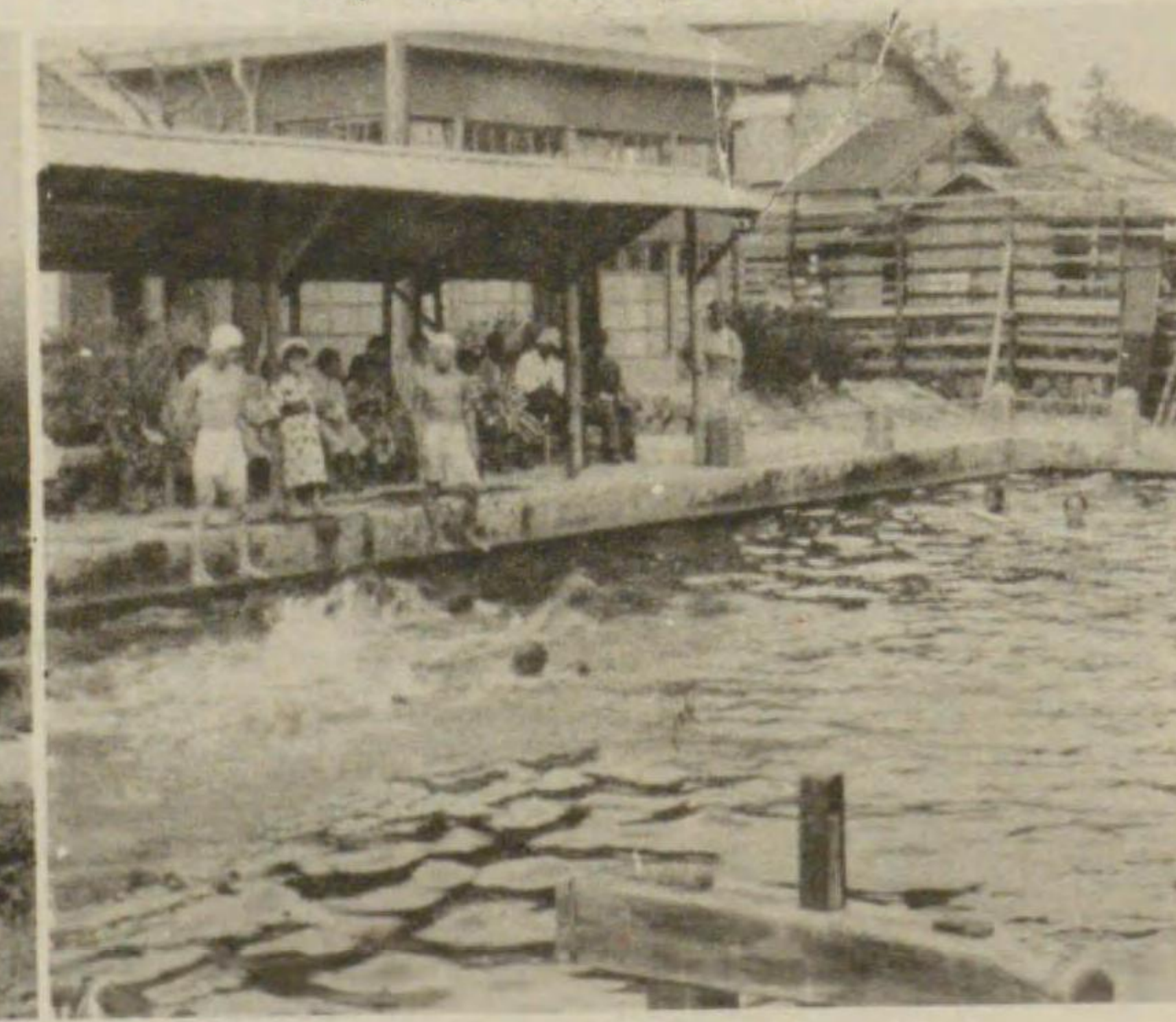
元湯子鳴



景全湯車



呂風人千湯車新



郎太信淵花



策逸内大



衛兵半村湯

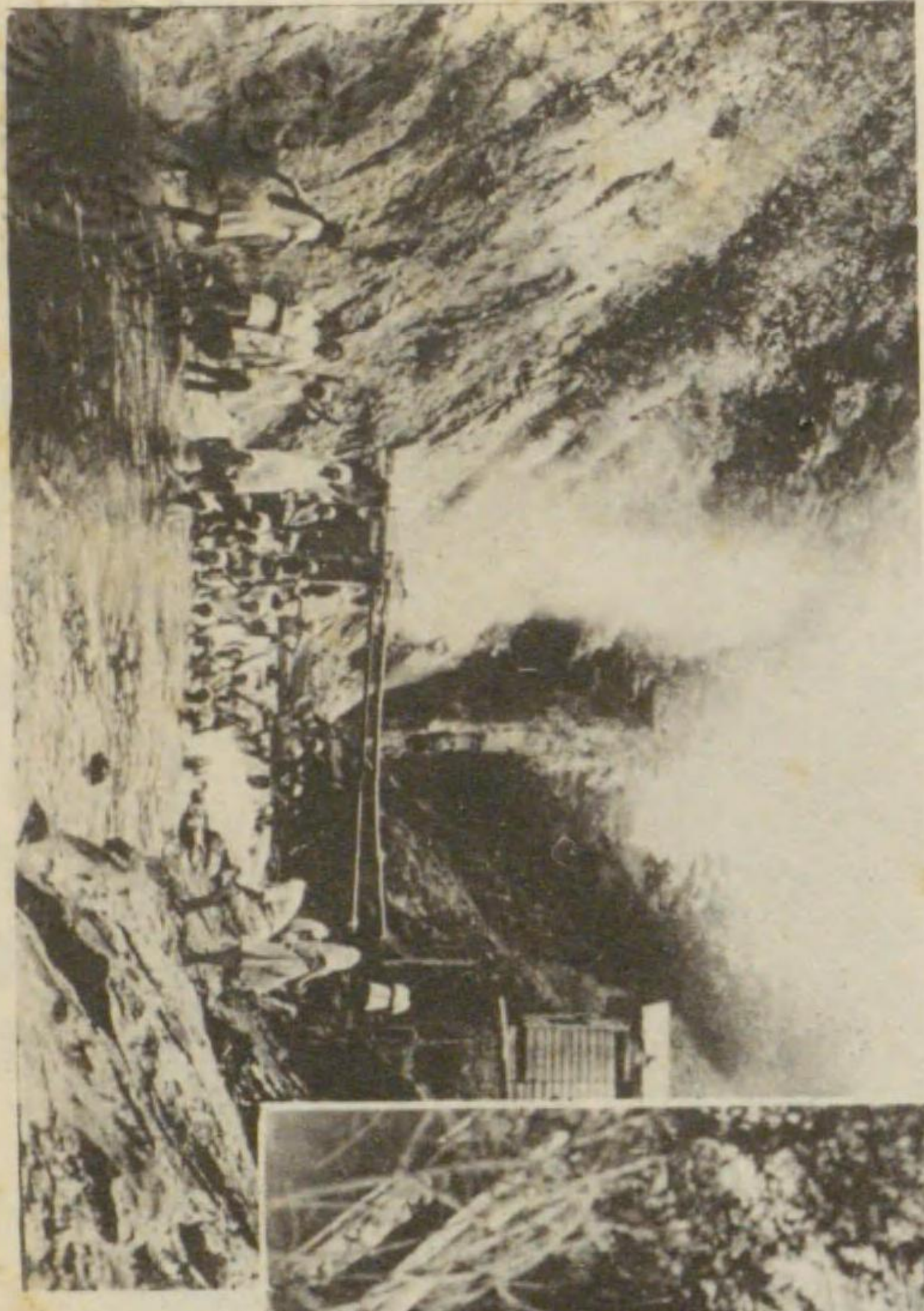


よつか野上 婦節



のめと 木々佐 婦節

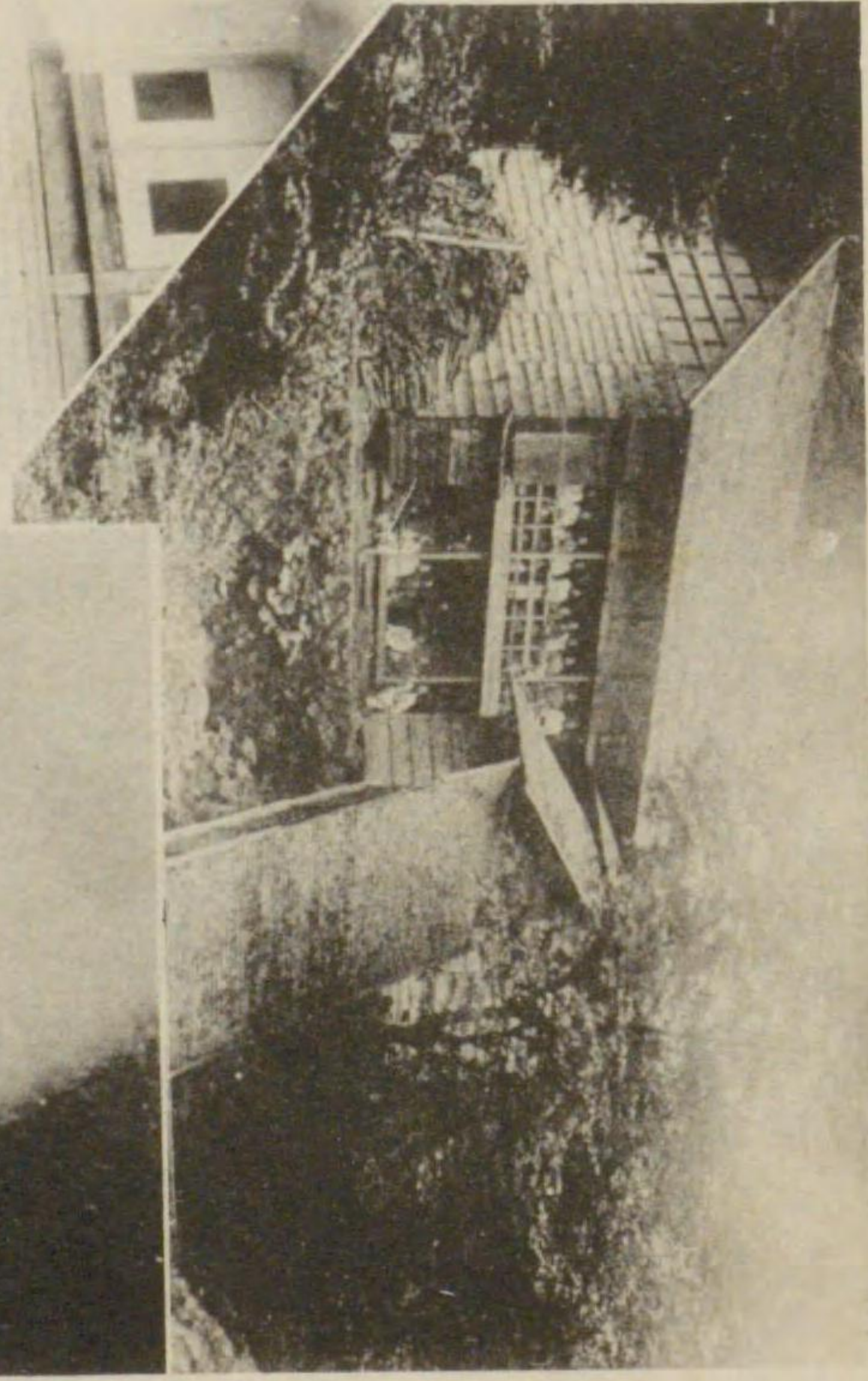
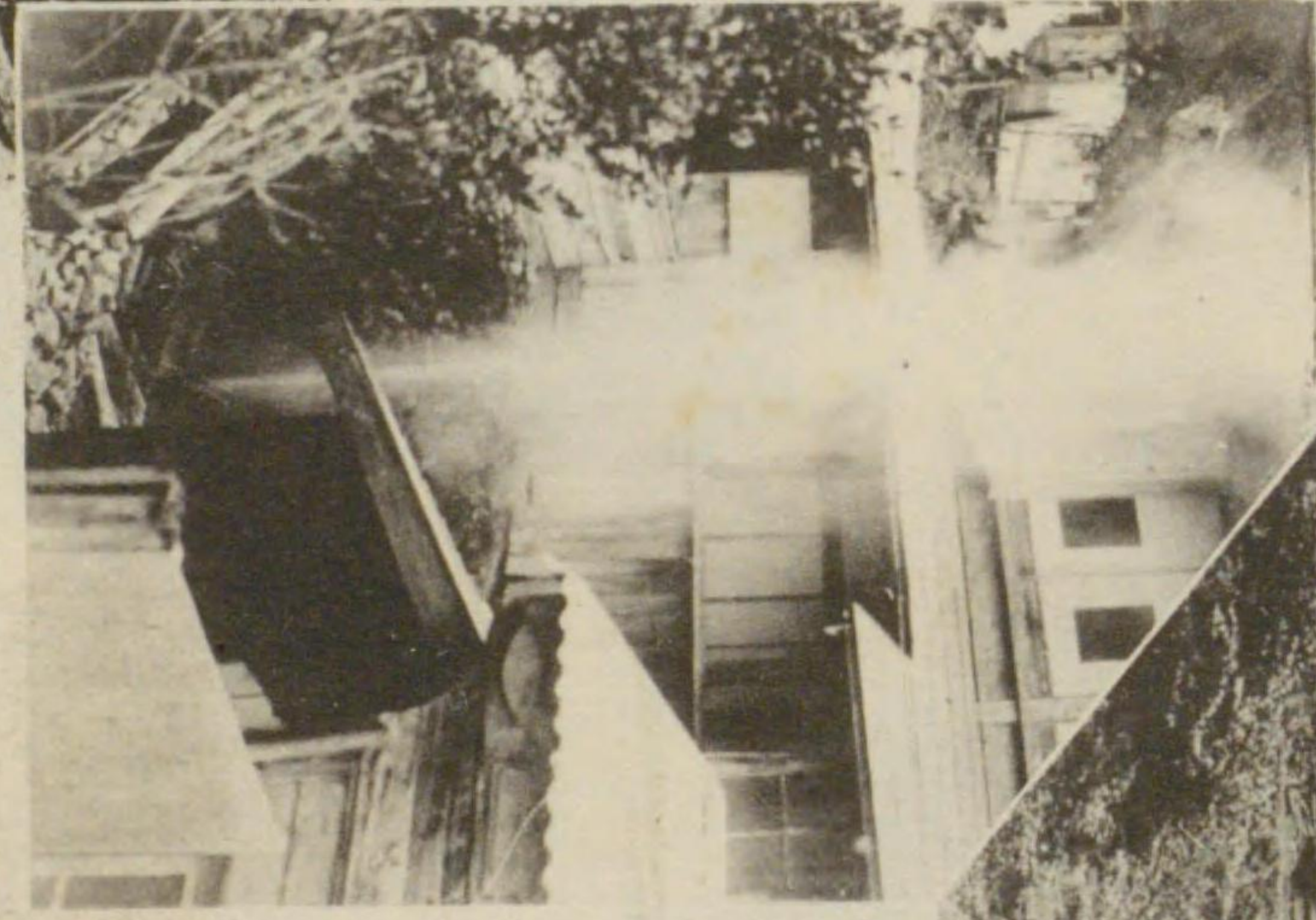
泉噴山中



泉歌間上吹首鬼



泉噴坂の一子鳴

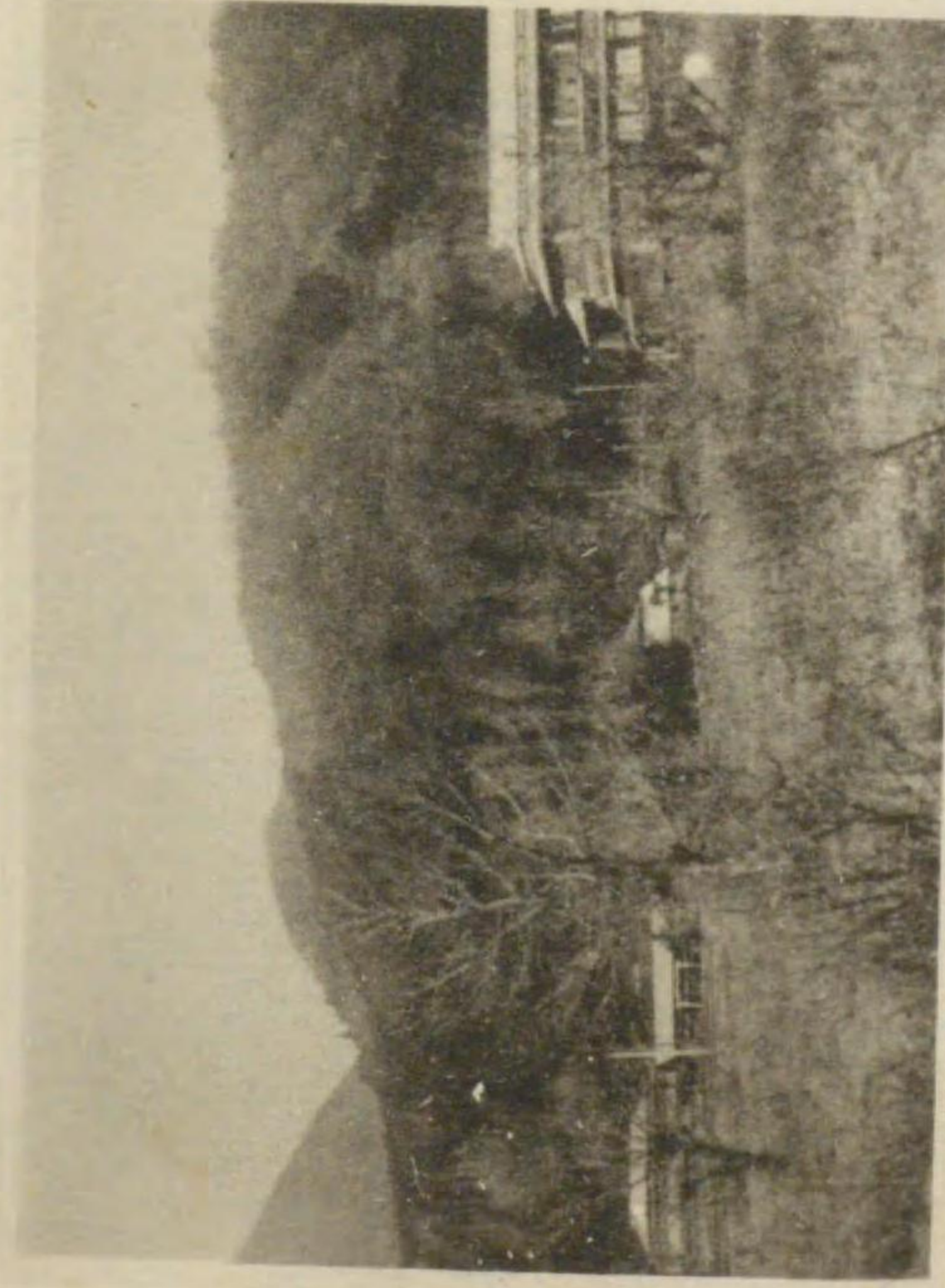


泉温瀧神首鬼



泉温瀧首鬼

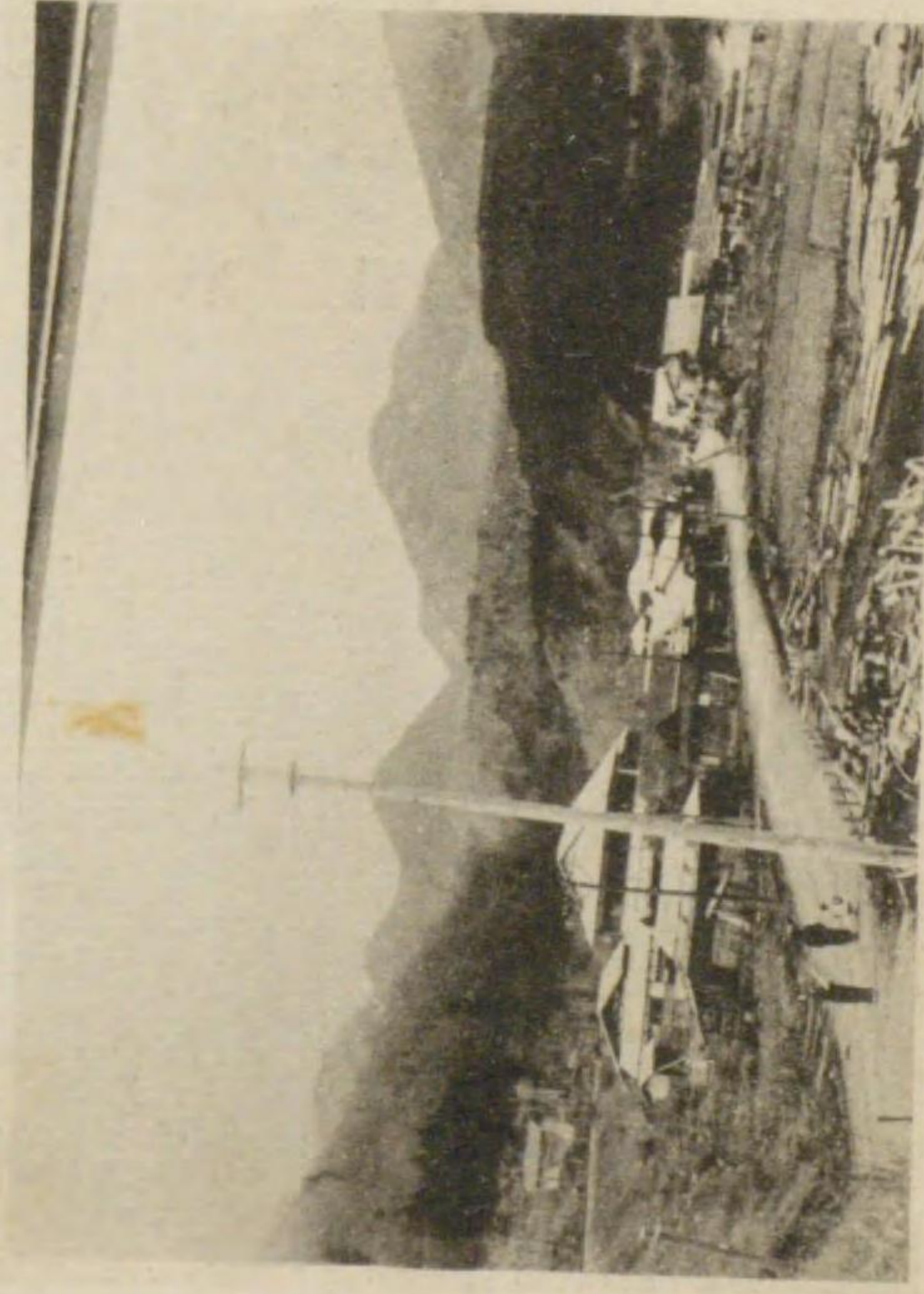
泉温中田



泉温渡川

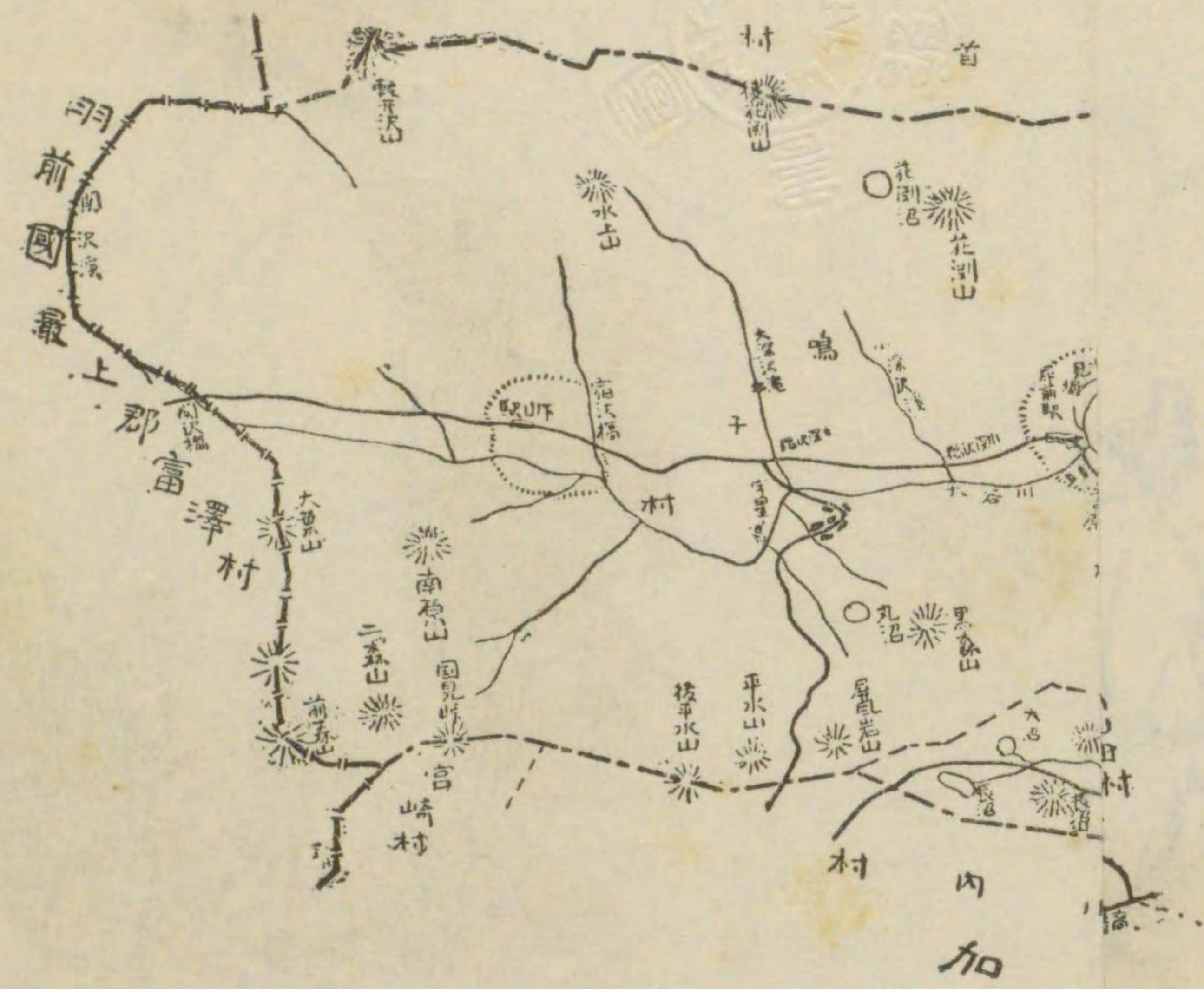


(二其) 泉温湯赤



(一其) 泉温湯赤






玉造郡全圖 (明治八年製)



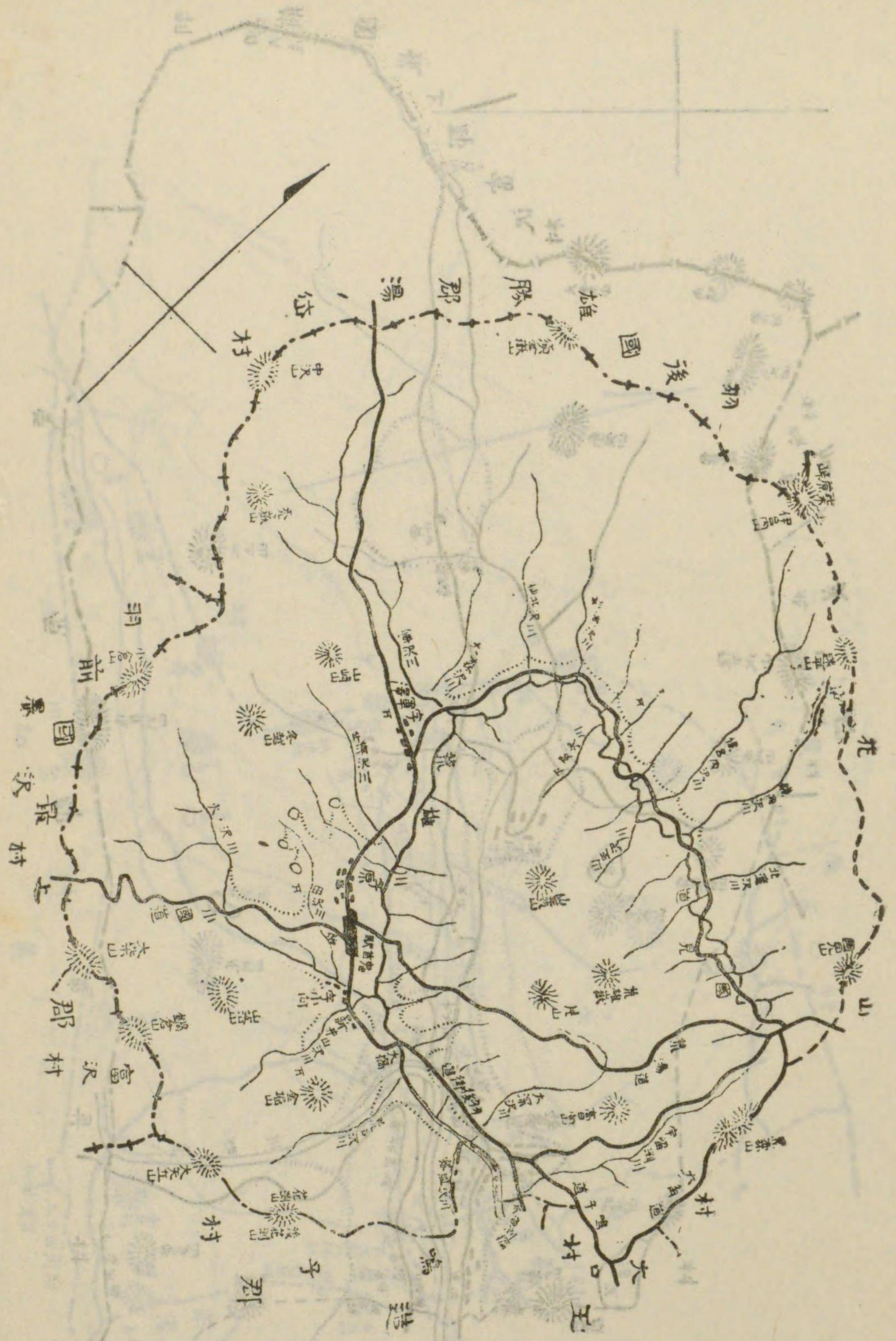
大谷川河岸不老瀧



大谷川溪流(屏風岩)



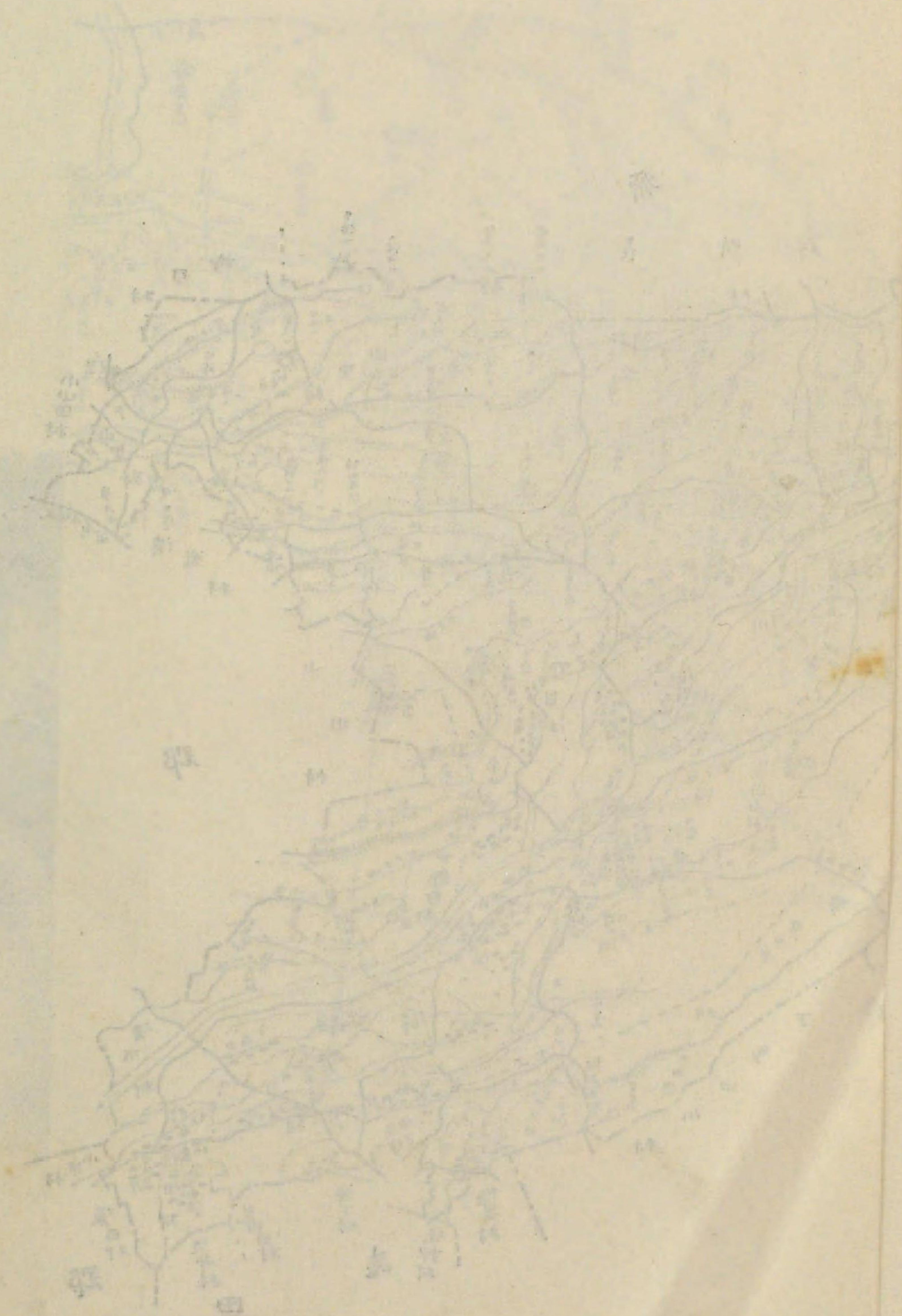
玉造郡全圖 (明治八年製)

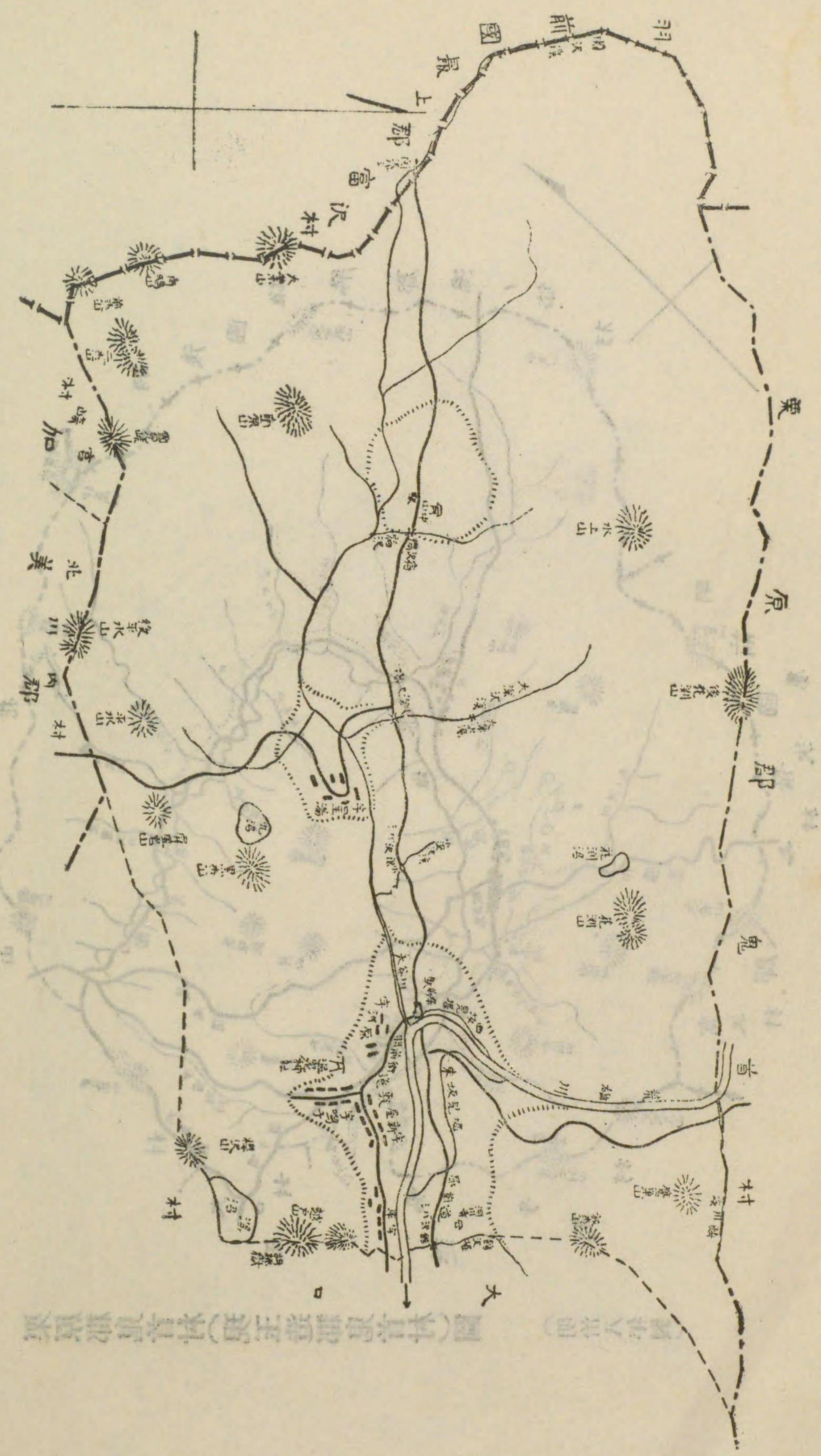


栗原郡鬼首村(現玉造郡鬼首村)圖 (明治八年製)

圖(風土記)料七藏櫻葉去 (編者不明)

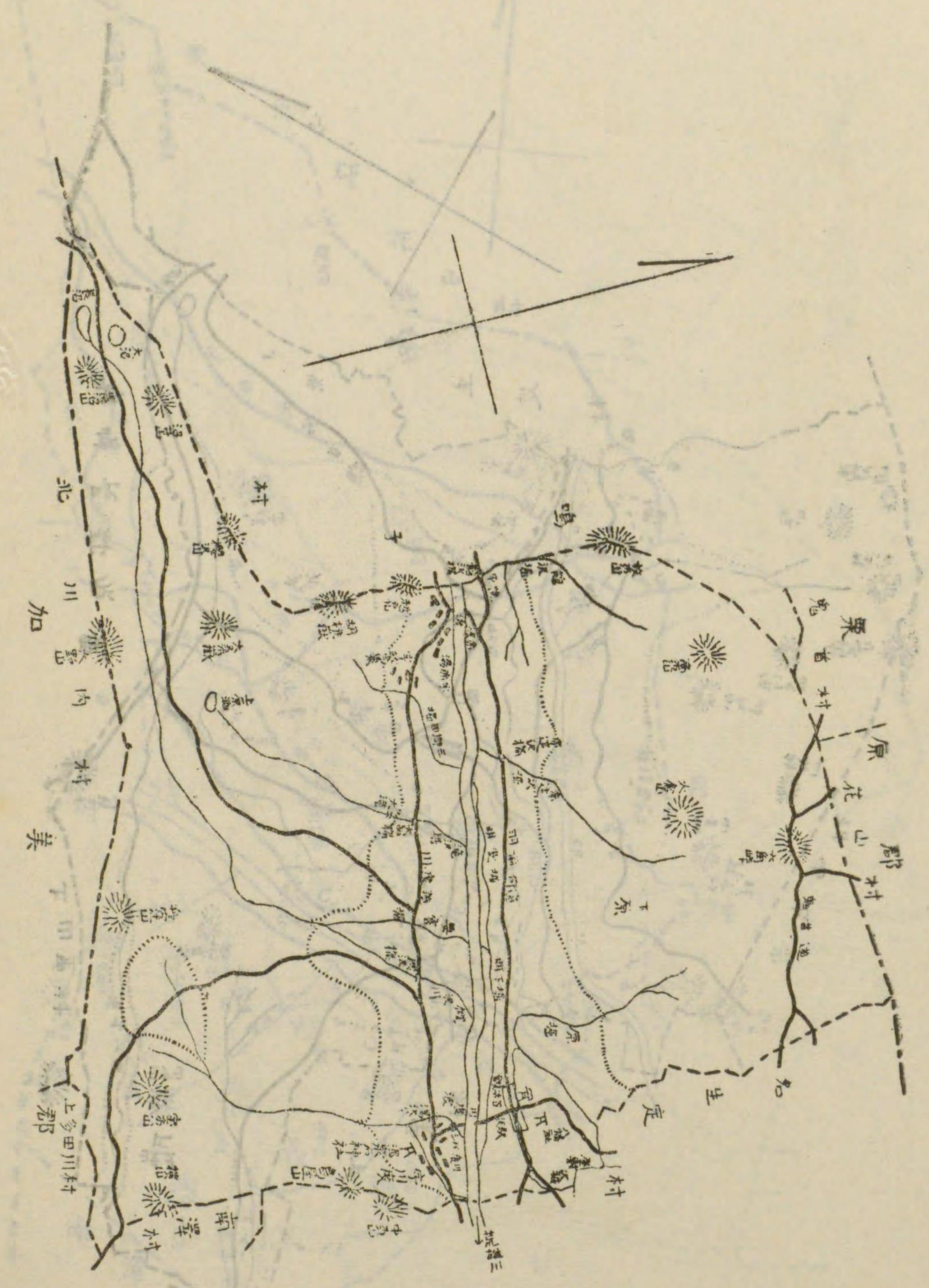
正源郡全圖 (明治八年製)





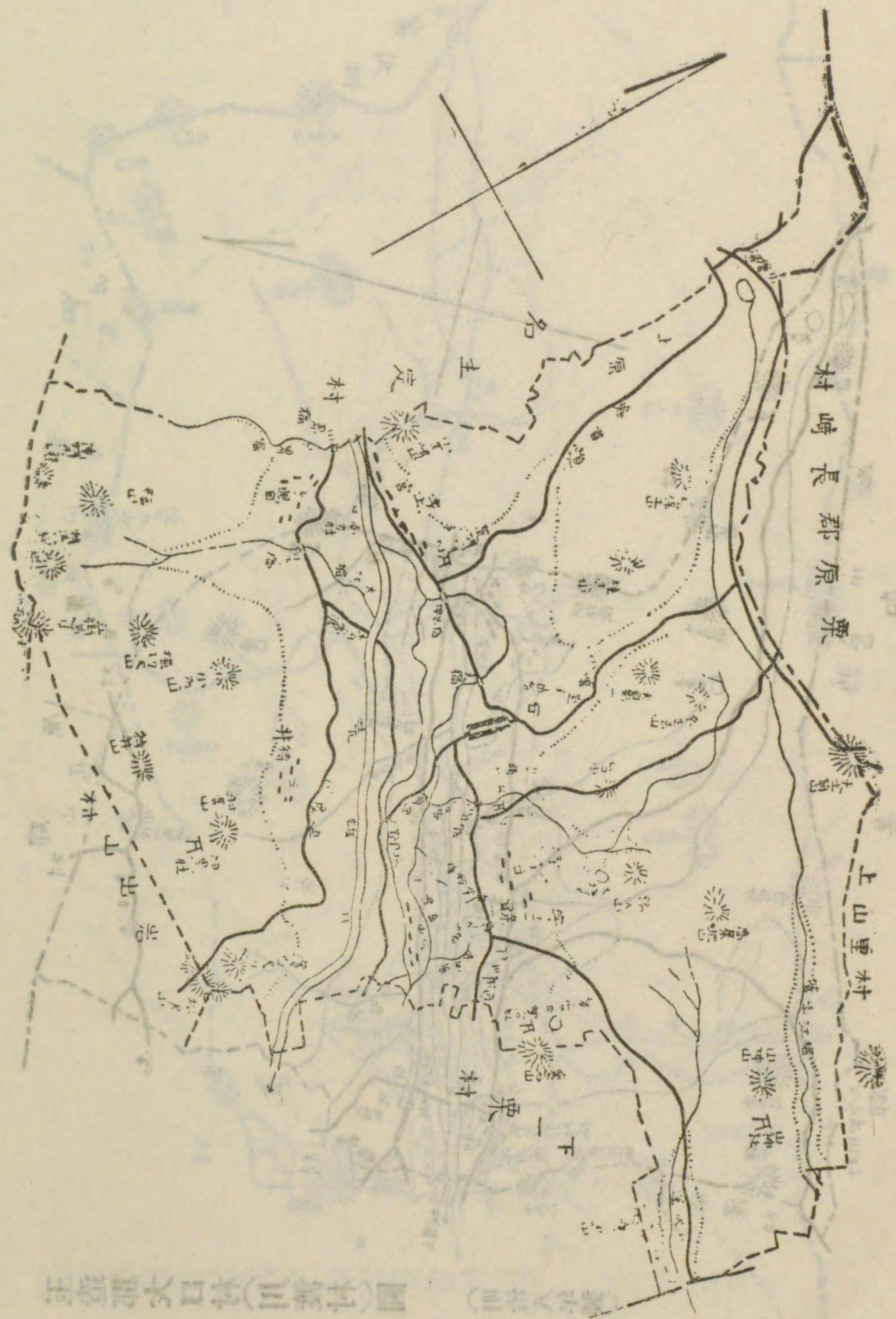
玉造郡鳴子村(鳴子町)圖 (明治八年製)

圖(料其源豐源王通)料其源豐源派

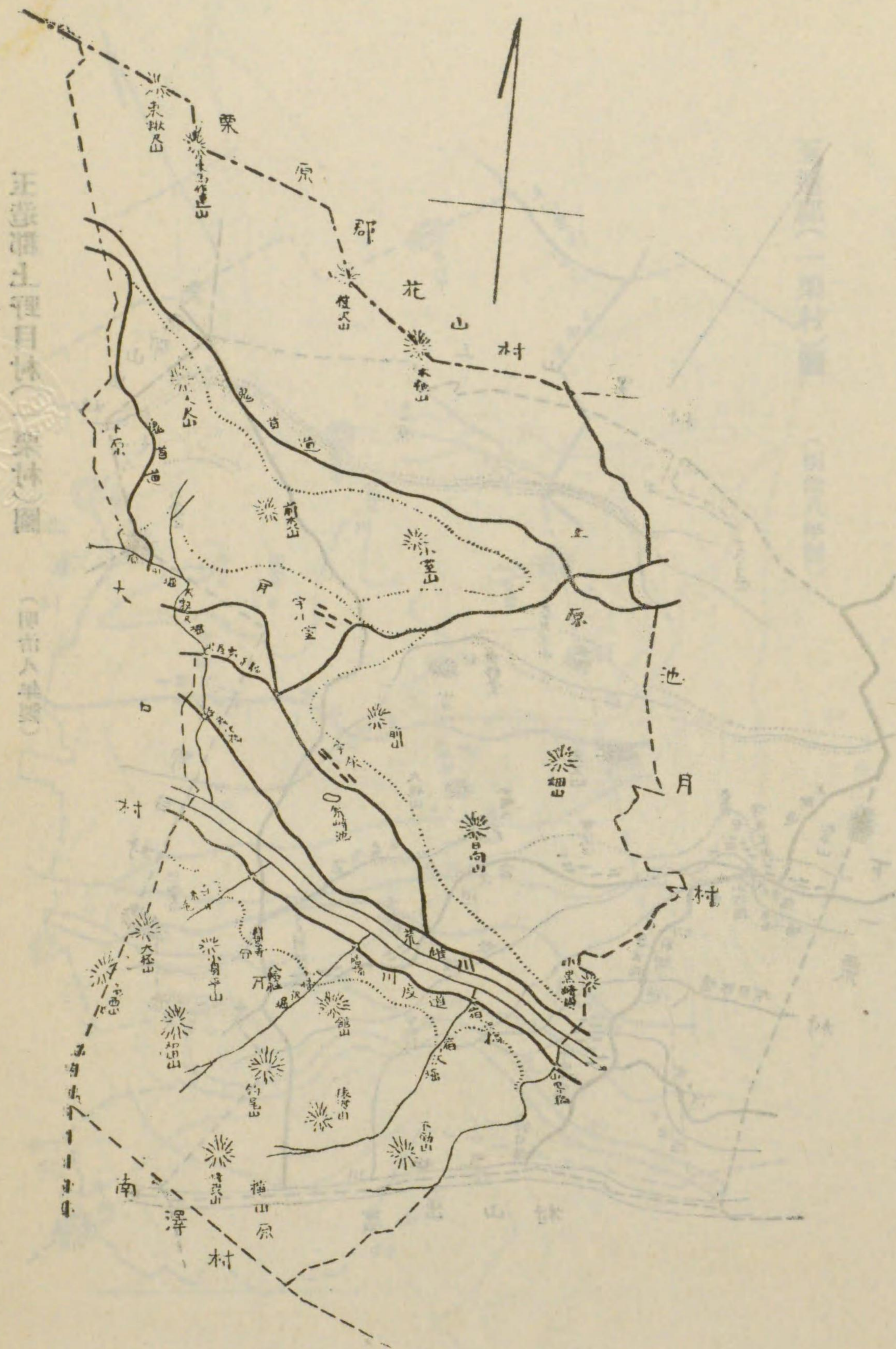


玉造郡大口村(川渡村)圖 (明治八年製)

圖(料其源豐源王通)料其源豐源派

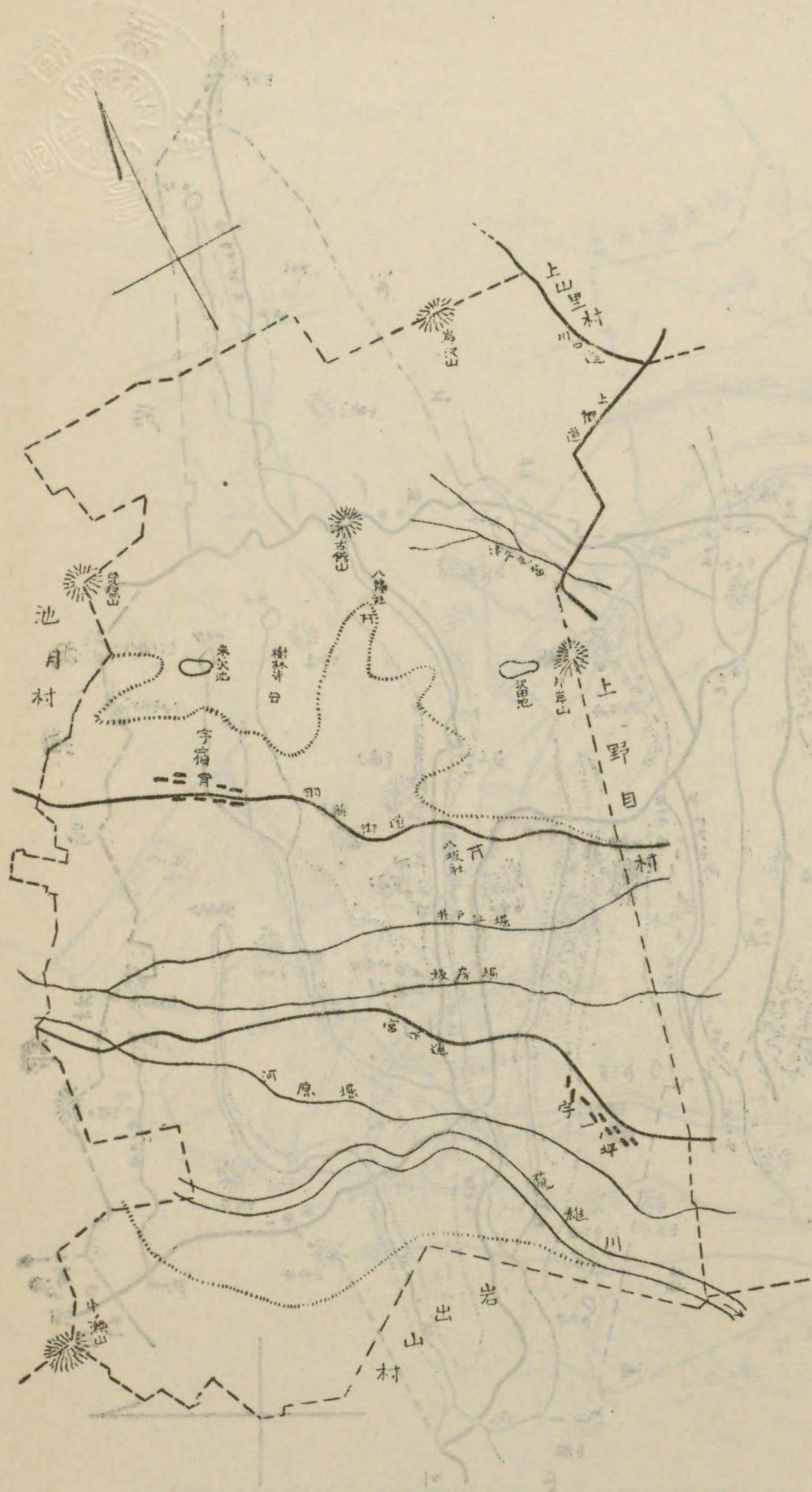


玉造郡池月村(川渡村)圖 (明治八年製)



玉造郡名生定村(川渡村)圖 (明治八年製)

玉造郡名生定村(川渡村)圖 (明治八年製)

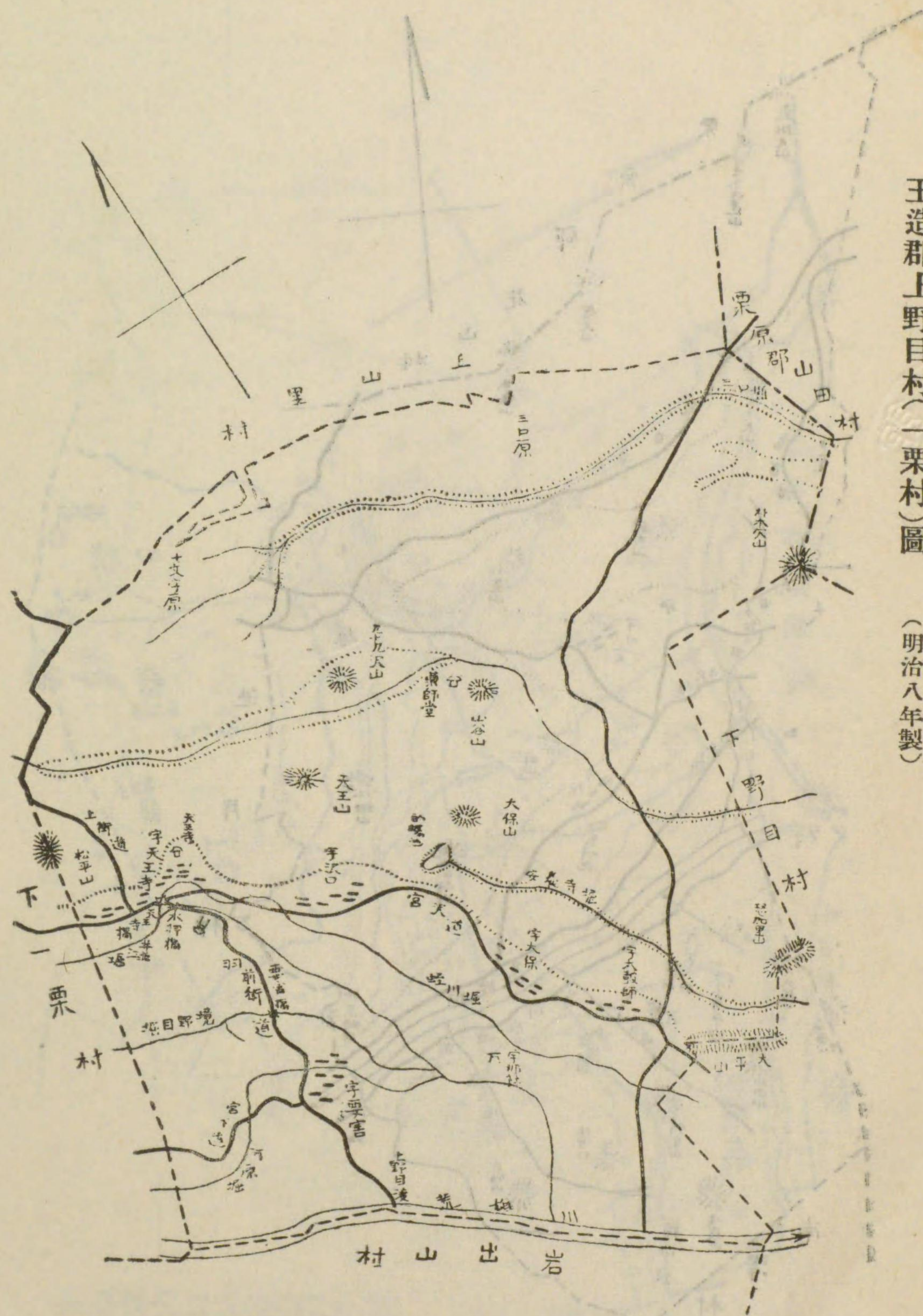


玉造郡(一栗村)圖

(明治八年製)

玉造郡(一栗村)圖

(明治八年製)

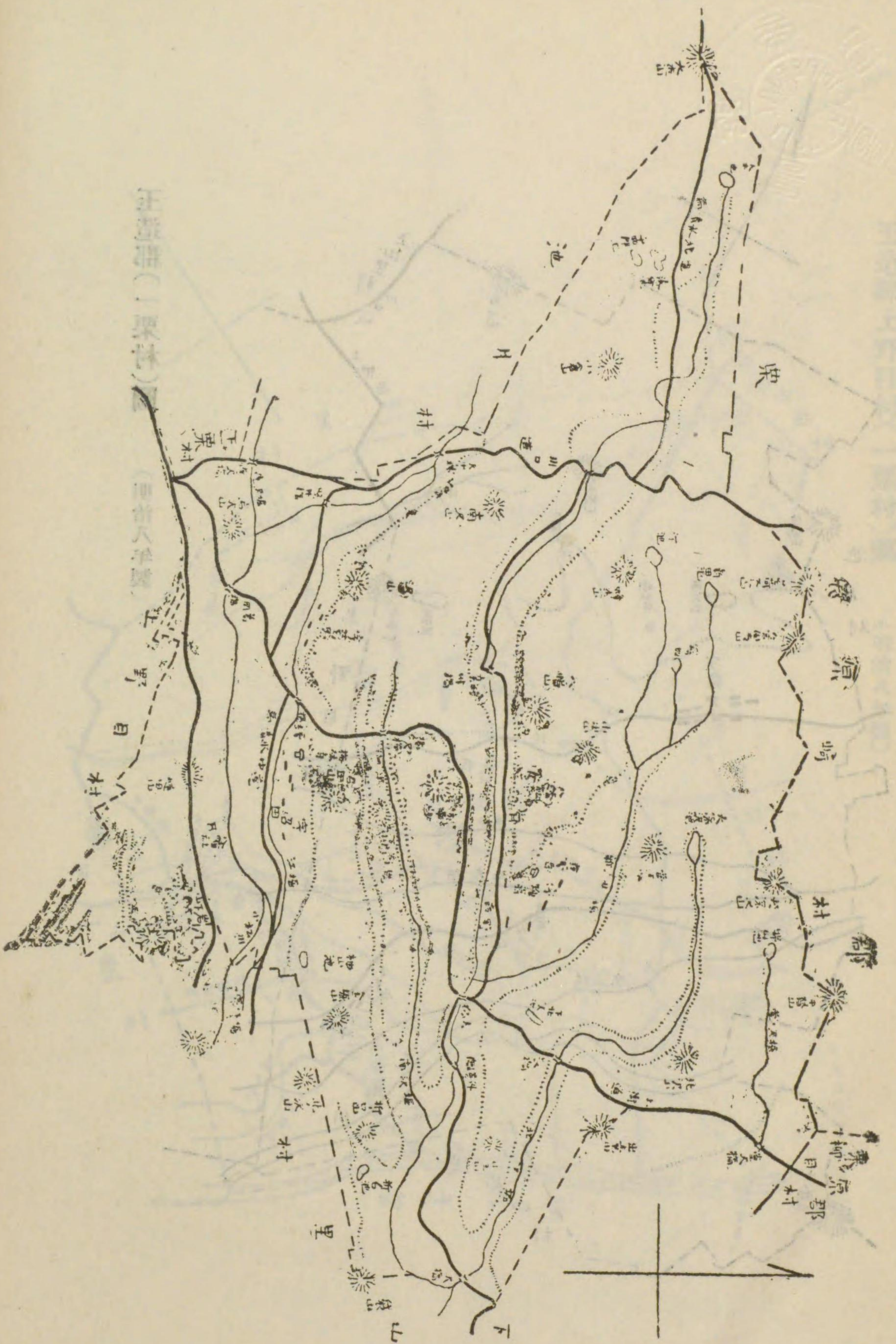


玉造郡上野目村(一栗村)圖

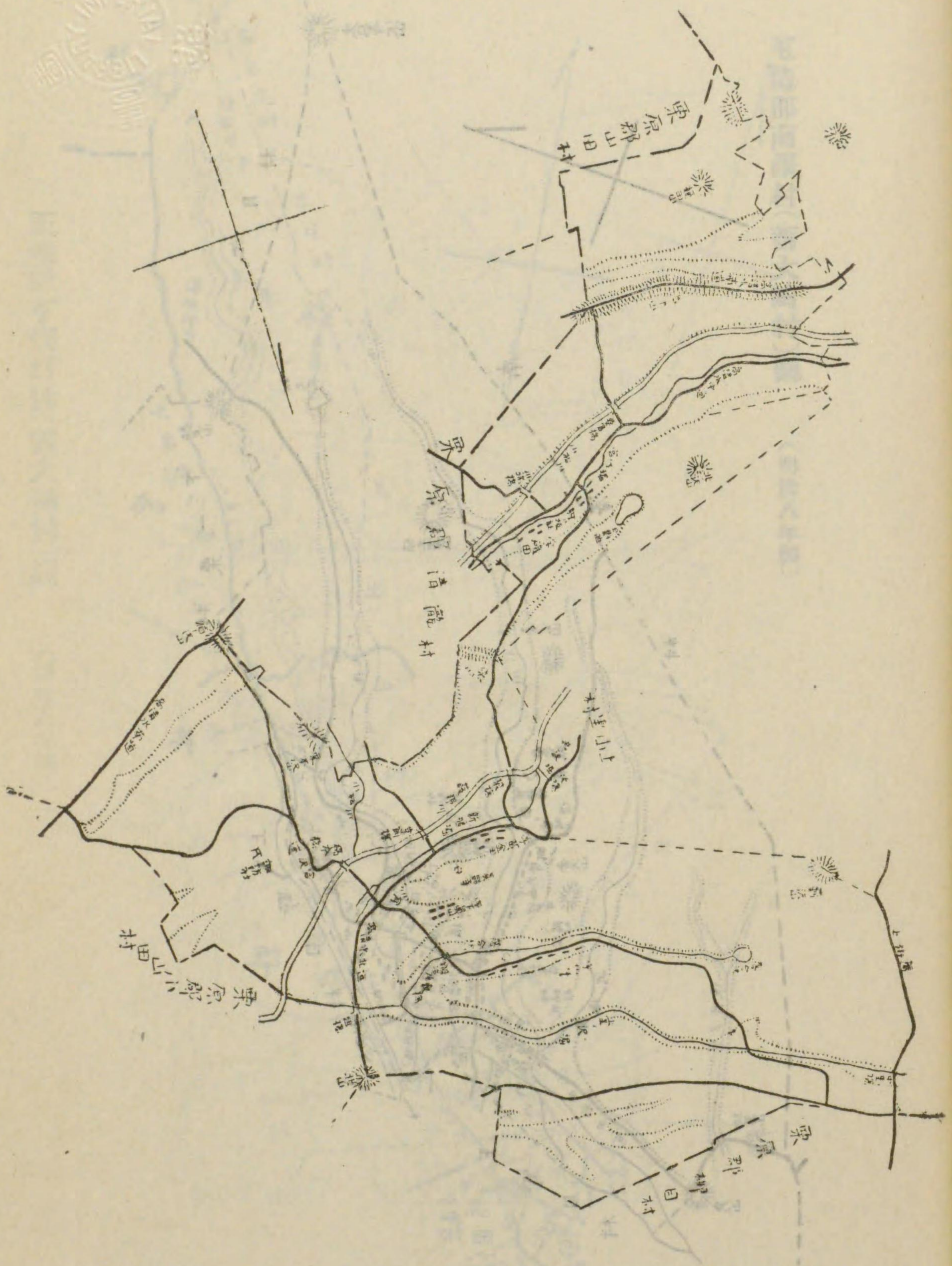
(明治八年製)

玉造郡上野目村(一栗村)圖

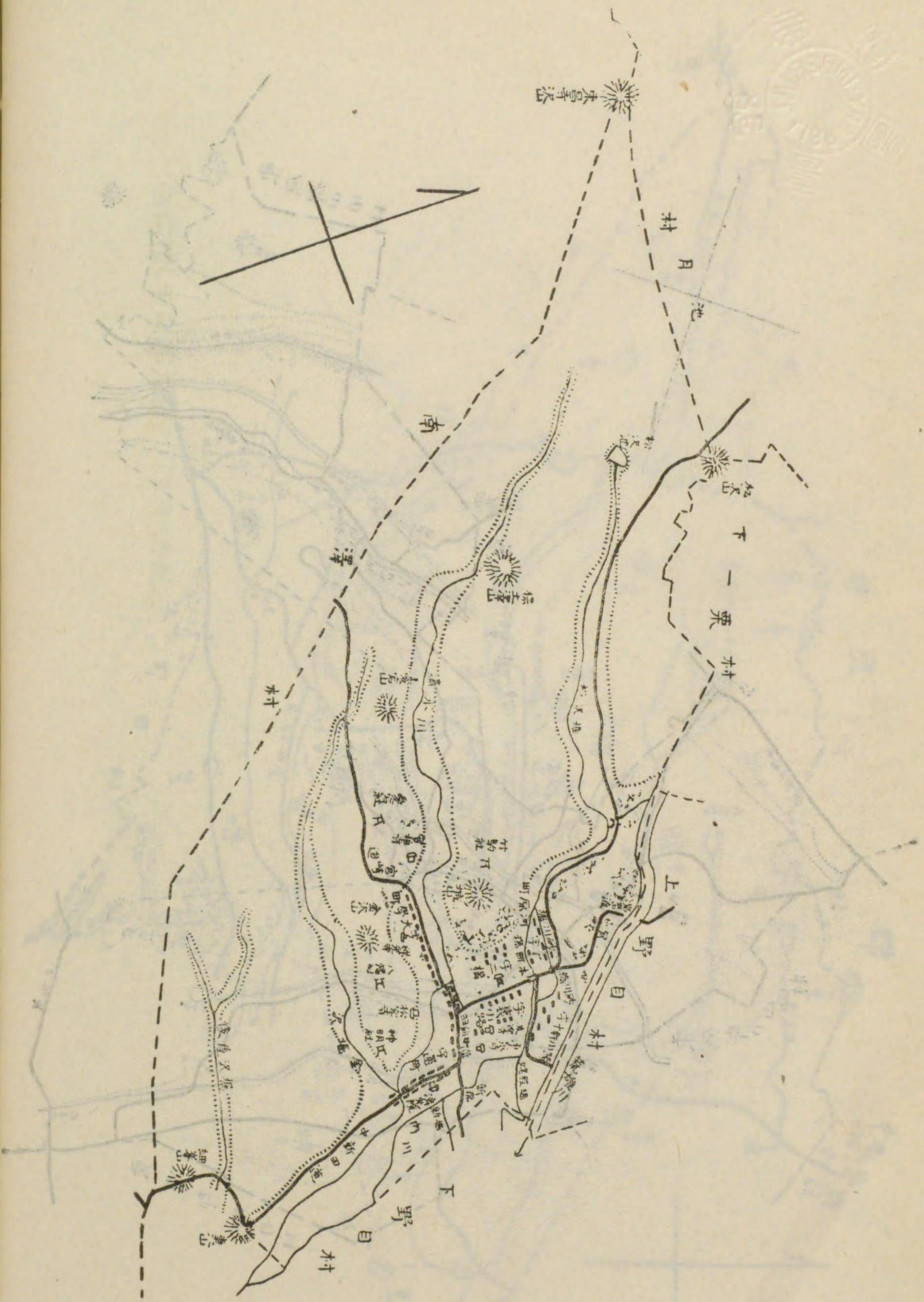
(明治八年製)



玉造郡上真山村(真山村)圖 (明治八年製)

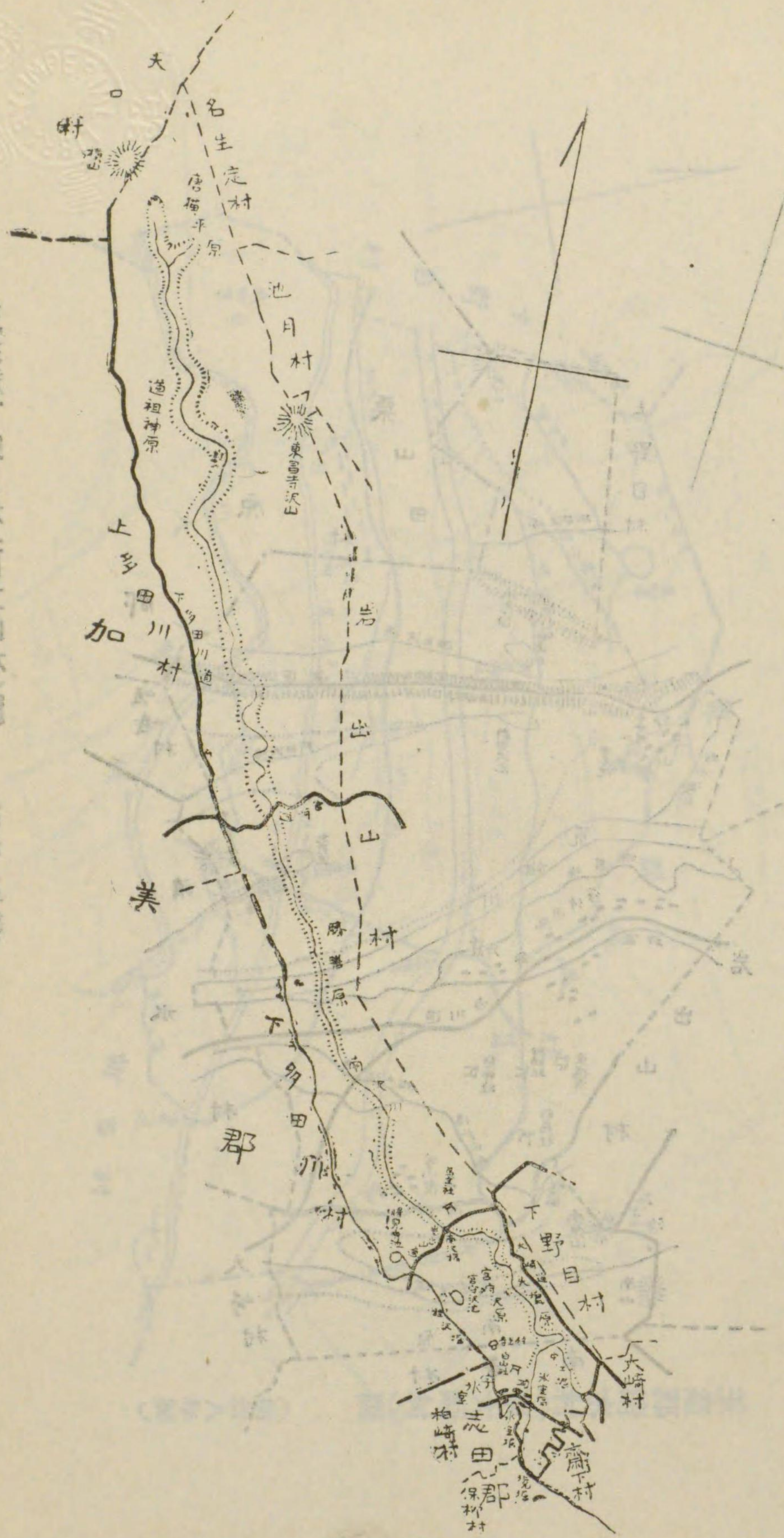


玉造郡下里村(真山村)圖 (明治八年製)



玉造郡岩出山村(岩出山町)圖 (明治八年製)

玉造郡南澤村(西大崎村)圖 (明治八年製)

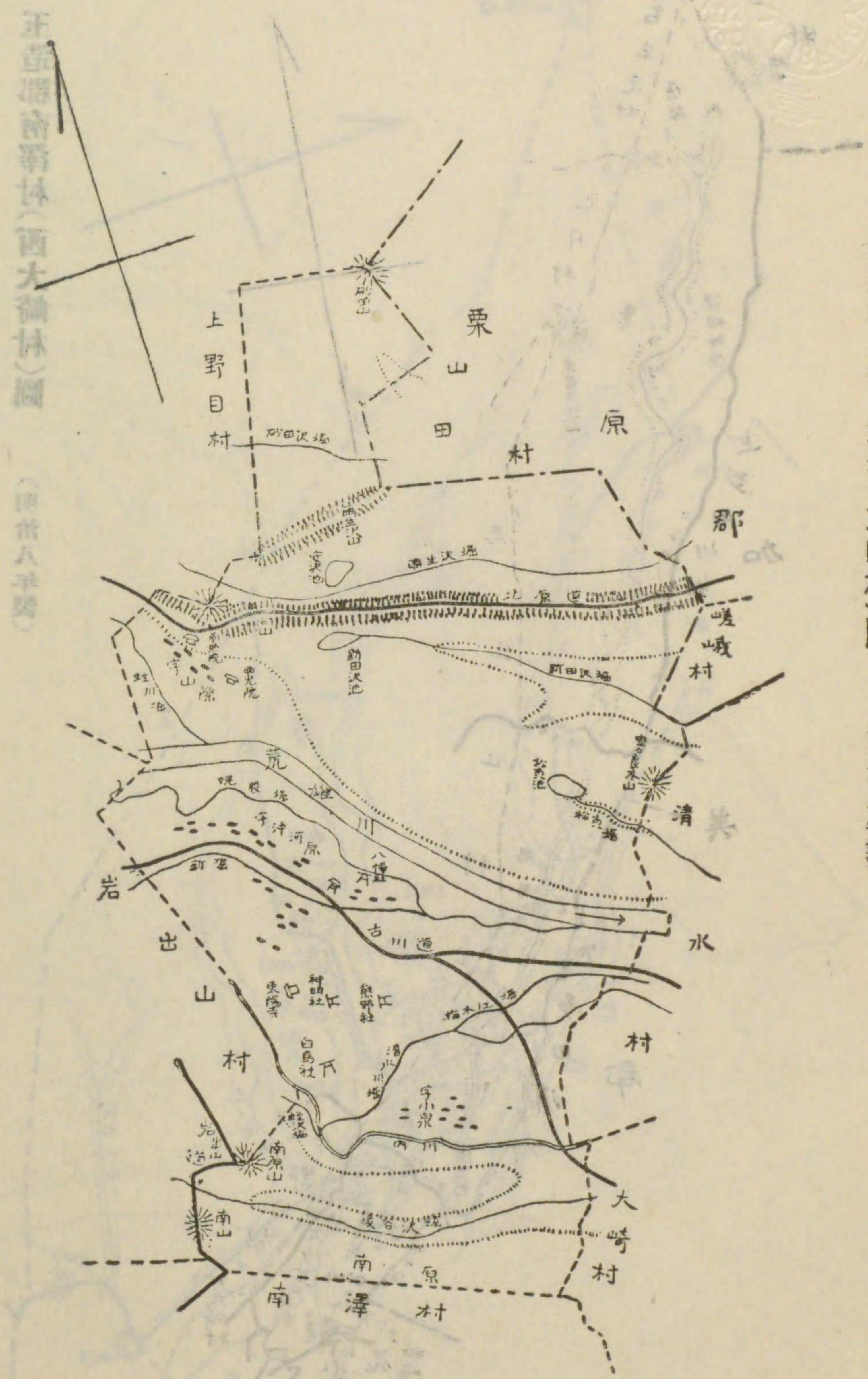


玉造郡南澤村(西大崎村)圖

(明治八年製)

玉造郡下野目村(西大崎村)圖

(明治八年製)

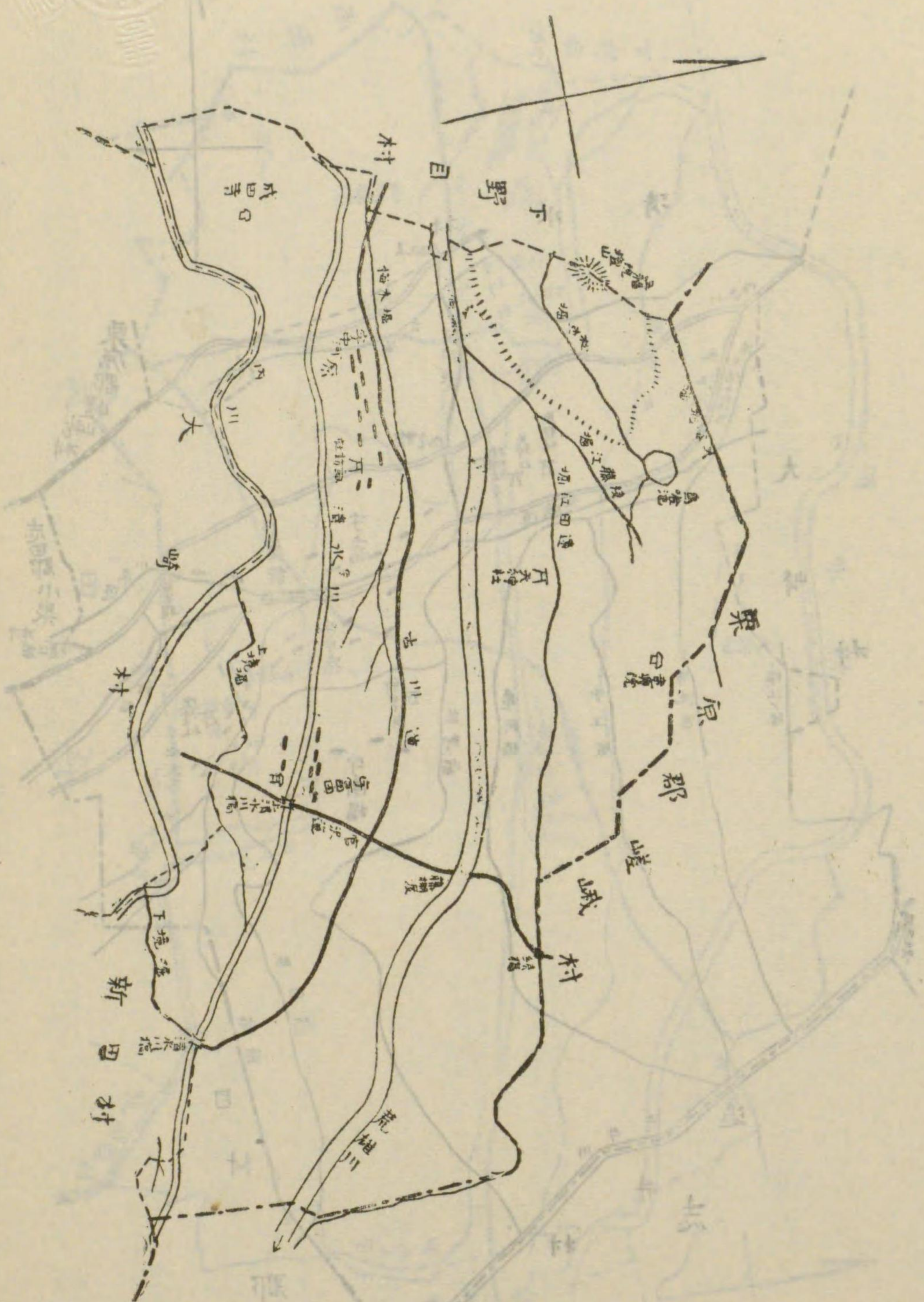


玉造郡南野目村(西大崎村)圖

(明治八年製)

玉造郡清水村(東大崎村)圖

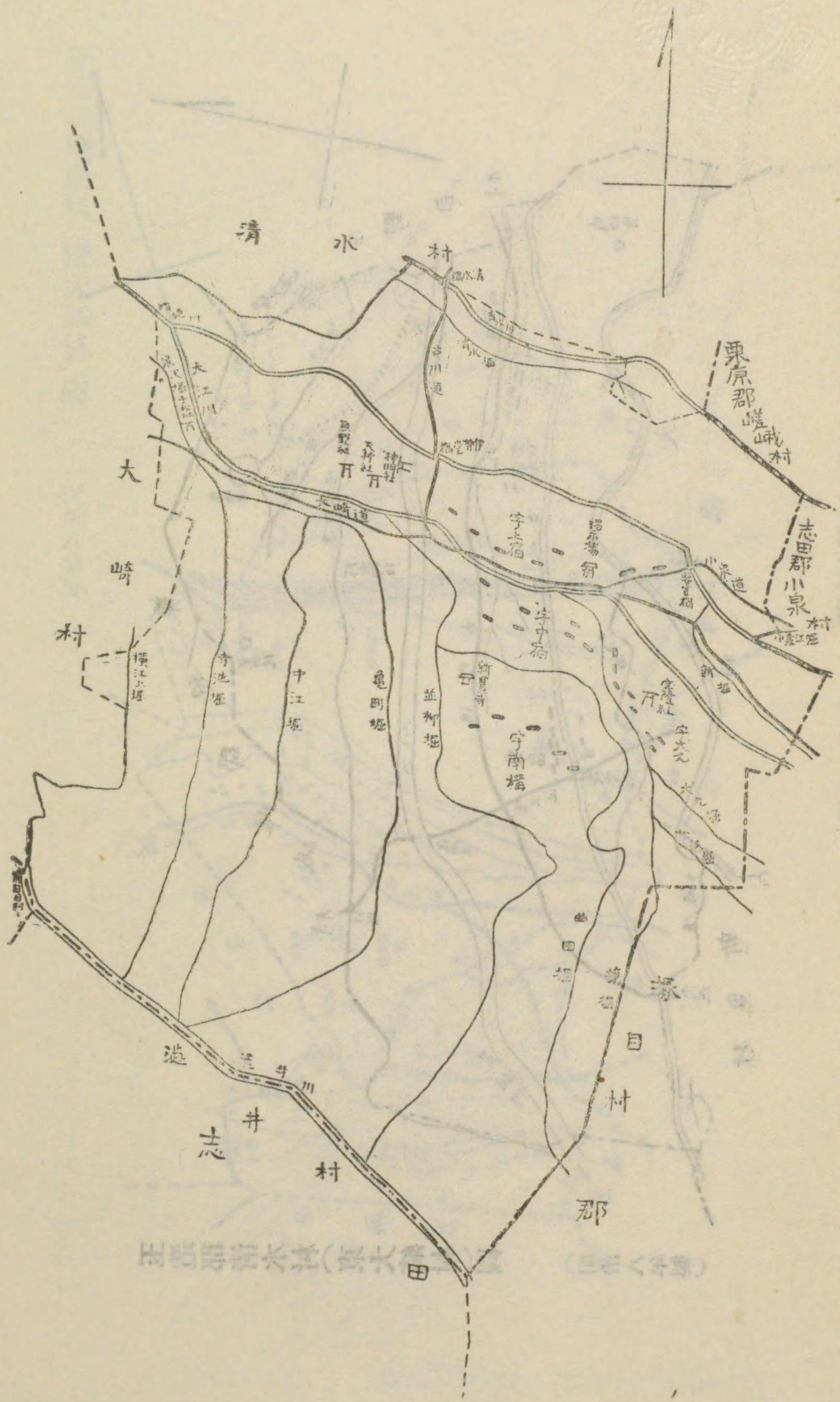
(明治八年製)



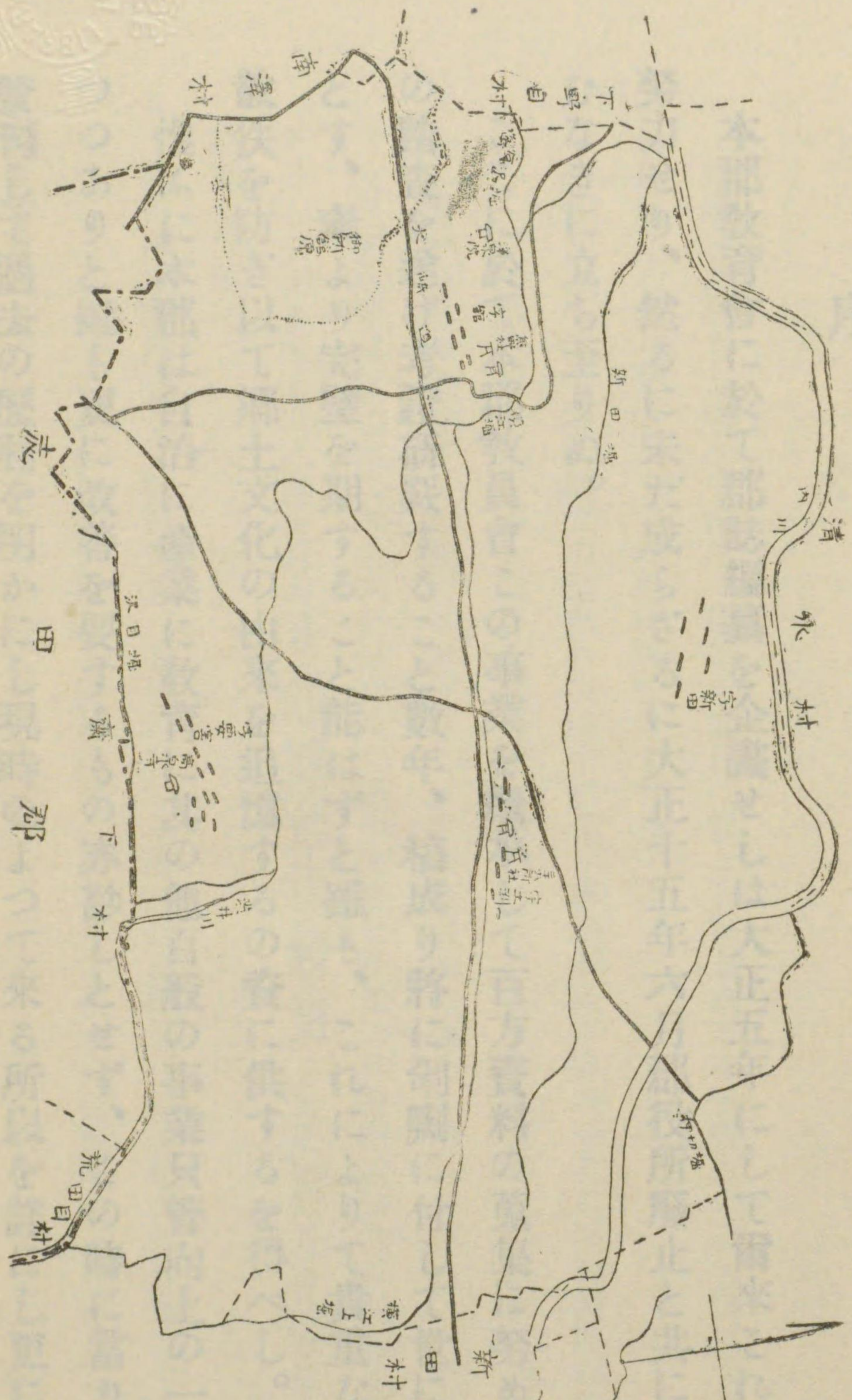
玉造郡南野目村(東大崎村)圖

(明治八年製)

玉造郡新田村(東大崎村)圖 (明治八年製)



玉造郡大崎村(東大崎村)圖 (明治八年製)

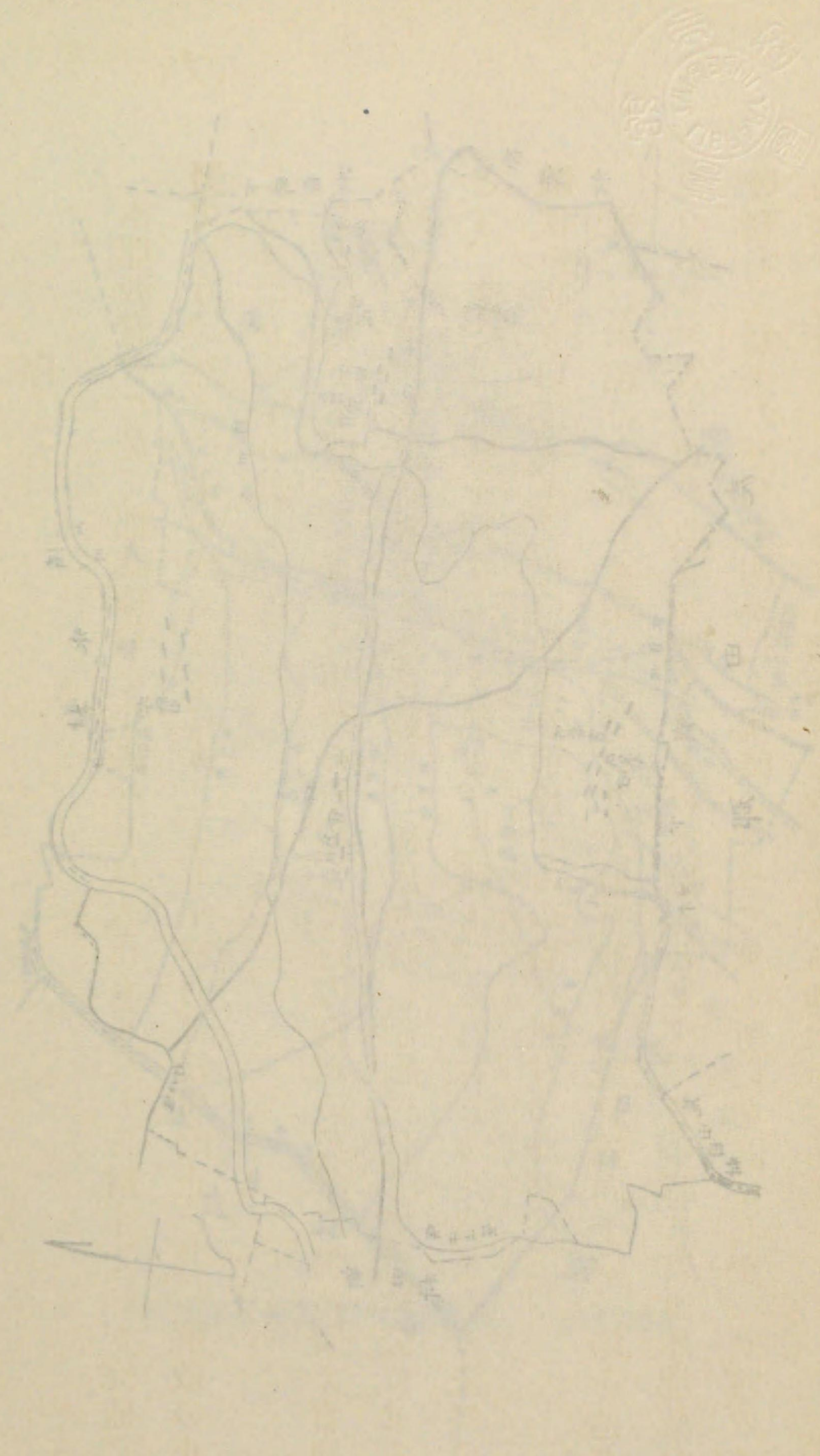


序

本郡教育會に於て郡誌編纂を企畫せしは大正五年にして爾來これが完成に努力せり、然るに未だ成らざるに大正十五年六月郡役所廢止と共に解散の止むなきに立ち至りぬ。

ここに於て本郡教員會この事業を繼承して百方資料の蒐集に努め廣く實地の踏査を遂げ考證研覈すること數年、稿成り將に剗刷に付して世に公にせんとす、素より完璧を期すること能はずと雖も、これによりて貴重なる史料の散佚を防ぎ以て郷土文化の由來を追憶するの資に供するを得べし。

惟ふに本郡は自治に産業に教育に其の他百般の事業只管向上の一路を辿りつつありと雖も更に改善を要するもの亦尠しとせず、この時に當り本郡誌を發刊して過去の歷程を明かにし現時のよつて來る所以を詳にし更に堅實なる未來を建設せしめんとするは本會の欣快とする所なり。



五島郡大瀨林(東大瀨林)圖 (昭和六年)

調査の囑託に應ず。

一、時恰も宮城郡誌の編纂に従事せり、豫備調査の進行に伴ひ心竊かに以らく、玉造郡衙所蔵の公簿中資料に採摘するものあり、書目を記し翰を中鉢郡視學に寄せ教育會に保管せしむるを請求せり。

一、同年六月三十日郡制廢止の當日玉造郡教育會を解散して玉造郡教員會は成立せられたり、仍りて郡誌編纂に關する細大の事業は擧げて教員會の統理に歸せり。

一、教育會の定むる郡誌の編纂委員は依然たり、昭和二年十一月二十三日岩出山小學校に委員を會して編纂主任を銓衡し、教員會長須藤規氏は主任の囑託書を發す、主任是聽し委員より提供の資料を底本として稿を草する一年八ヶ月餘、稿全く成るに及び教員會長は昭和四年七月末日主任の囑託を解けり。

一、資料調査の期に差異あり、一は教育會に於て大正十四年十月乃至十二月に提供せるあり、即ち鬼首・鳴子・川渡・眞山・大崎の五校これなり、一は教員會に於て昭和二年後漸次に蒐集したる岩出山・池月・一栗・西大崎の四校ありき。

一、資料提供に前後の差ありしは、編次項目の更正追加に起因する所多かりしと復た補修に需むるもの鮮少なからざるべし、去れば教育會又は教員會に於て東搜西索、困知勉行の事蹟歴然たりき。

一、郷土史資料の蒐集は極めて難色困殆なりしこと古今を通じて難中之難と稱せり。蓋し郷土史を離れて國史は大成せざるものなり、郷土史は恰かも國史の胞子の如し、胞子は一微粒子なりと雖も生物體を組織し構成する原形質なればなり、原形質の郷土史にして瑕瑾或は闕漏ありとせんか、光輝ある國史と謂ふを得ざるべし、郷土史資料の覈査勘校重且大なり。

一、諸國風土記は本邦地誌の濫觴なり、元明天皇和銅六年勅して山川・原野・土地の肥瘠・産物の品種より故事舊聞に至るまで調査せしめたりしも容易に果さず、文化漸く進みて文徳天皇齊衡二年勅して諸國に史官を配置せられて後醍醐天皇延長六年に至りて諸國風土記始めて成る、實に二百十五年の歲月を累ぬ、去れと其の書吉野朝時代迄存在せしも今は散佚して常陸風土記の一あるのみ、他は殘篇風土記と稱して考古の資と成れるも、眞偽の容疑裡に在

一、觀蹟聞老志と名蹟志。二書等しく仙臺藩封内に於ける郷土史の嚆矢なり、老志は貞山公五世の孫伊達吉村卿儒臣佐久間義和洞巖をして撰ばしむ。松平正直知府たりしとき公刊せしものと、又稿本と稱する謄寫本を對比すれば記の異なるあり、假令は玉造川の排水地帯を記して、一は桃生郡小野村濱市と云ひ、一は前谷地村和淵と云ふ。名跡志は郡司萱場高壽その部下洞巖の門弟佐藤信要をして撰ばしめ且つ洞巖その議に參するも稿脱せずして洞巖逝去し高橋以敬後を嗣ぎ潤色せしめたりしと。

一、封内風土記。七世の孫伊達重村卿寛文年間會津風土記の成るに鑑み、寶曆十三年儒臣田邊希文に命じて撰ばしむ、項を頒つて四維の境界と方位、耕士の肥瘠と面積、重臣家僕の定員より神社・佛閣・孝子忠僕・別荘倉廩・山岳川淵島浦岬崎池沼堰堤・名所・古碑・古塚・舊跡等とす、九ヶ年の歳星を積みて明和九年正月十五日稿成り以聞せり、叙して「九經春秋三易其稿」と。

一、安永風土記書出は風土記拾遺の資料なり、希文の子田邊良輔希元安永二年八月玉造郡に足跡を印し大肝入村肝入をして資料を提供せしめたるもの是れなり、蓋し希文齡八十一、衰憊徧く郡邑に就て史實を悉問するを得ざれば脱漏なきを保せざるを歎き、仍りて息希元をして補篇を撰ばしめんとす、希元父命を守り本郡に始めとし宮城郡之に次ぐ、その項を頒つて村名の由來・端郷・小名・屋敷名・川・山・沼・原・坂・峠・村境・東西南北・馬・男・女・戸・寺院（山號地名本山開山世代寺の移轉）神社（宮殿の間數方位鳥井扁額地主社家別當）及び代數書上名家なりとす。書出に二本あり、表紙に「御覽濟」の記有るものと又無きものとの區別せり、記無きものは肝入より提供の資にして記有るもの希元の加筆又有觸の字句は削除せられたり。此書公刊なくして止む、蓋し天明の凶歉に續いて重村卿の薨去に亞ぐに寛政八年に齊村卿文化九年に周宗卿文政二年に齋村卿同十年に齊義卿相踵ぎ薨去せられしに因れりと。今は縣の圖書に存置せるも岩出山本郷、鬼首村、葛岡村は關如せり、惜むべし。後の郷土史は安政七年閏三月に成る保田光則の新撰陸奥風土記あるのみ。

一、維新後初めて郷土史資料の蒐集に着手せるは、明治六年三月廿四日太政官正院より地誌提要の資料進達の令達なるべし。二十六項の調査目を掲げて期するに五十日を限りに進達すべしと令せり、考證左に。

開拓使府縣へ

今般地誌提要編輯相成候處、専ら圖籍上に就て編纂者之實驗に涉らざるに付事實違遺脱の條件不少、仍て原稿に訂正例則を添へ諮問に及候條、各廳に於て一々訂正を加へ不分明の條は其地の戸長等に諮詢し實地に照し掛紙或は別冊に綴り明白に可申出、尤御用嚴急に候間往還日數を除き五十日を限り取調可差出候事。

但全誌取調の儀迫て指圖可致、此節は専ら原稿訂正の御用候條此段可相心候事。

明治六年三月廿四日

例 則 正 院

形勢。疆域。郡數。戶數。人口。歲額。縣治。軍鎮。學校。名邑。驛路。港灣。島嶼。岬角。海峽。暗礁。燈臺。名山。大川。池沼。瀑布。溫泉。大社。巨刹。物産。鑛山

一、上記の各項を五十日の期間に調査し進達したるものなし、上記の令達を一括して保存せしは本縣の圖書館のみなり、當時本郡は水澤縣の管轄に屬し岩出山に取次所を置かれし時代にして、明治九年八月宮城縣の管轄となり公簿の引續ありしも期間に調査書の進達したる跡なし、憶ふに志田郡の如く進達せずして止みしにはあらざるか、参照の一とし又史蹟調査の困殆を證するの一として左に例證を示せば。

今般地誌提要御編輯に付山川及社寺池沼等、現今之稱評に依り相尋向案之趣各小區戸長等に而詳細取調、五月三十日迄に取纏め可奉差上旨御布令に罷成承知奉畏候。元來本大區に者右地名之件件無御座候得共、一應各小區へ相達候處、前顯之通無之候段戸長一同申出候に付、依之此段御届奉申上候以上。

明治六年六月

第六大區志田北方區長 澁谷利兵衛

一、郷土史資料の蒐集は繼續せられ、本縣廳内に修史課を設置せられて修史の急務を高唱せられたりしも、中央政府の修史館中地誌編纂の事務を廢止するに及びて萬事休せり矣。参照下に

縣甲第百八十七號

各區區戸長

皇國地誌關涉の圖書等遺漏なく旁求採集し書目を以て可届出、尤舊記等民間に存在するもの往々散佚に歸し、終に徵古の助を欠くに至るべきに付厚く注意搜求可致此段相達候事。

明治九年十二月廿七日

宮城縣權令 宮 城 時 亮

第九十二號

官院省使府縣

修史館中地誌編纂修事務、自今被廢候條此旨相達候事。

明治十年十二月八日

太政大臣三條實美

一、郷土史資料蒐集の困頓夫れ斯の如し、況して玉造郡に在りては殊に然りとす。昭和四年を

逆算すれば一千二百年の奈良朝神龜五年玉造軍團を建置して大和民族と異人種族の境界線を劃す、史に謂ふ、延暦八年八月の條に賊と居を接ふ同等すべからずと、爾かも多賀城碑に刻せる「去蝦夷國界一百二十里」は玉造郡なりと解する先哲あり、蠻華種族の接壤地帯たりしを證せり。

又平安朝以降にありては承和四年山岳潰裂の地妖は享樂の温泉と名勝の瀉沼を出顯し、爾かも餘黨は延喜式内の神祇史に遺跡を傳ふ。加之らず、康平寛治の曆星に跨がる前九後三の役は日本戰史に歴然たり。

文治五年頼朝の東征は鎌倉幕府建置の礎石にして楷梯なるが如く遂に建國一年八百五十二年の王道廢れて霸道漸く興る。換言すれば泰衡は政事戰爭の犠牲に供せらるるが如し、多賀波場城址は考古の資。

一、悠遠の久しき玉造郡の史實を證せんがため、叢書隨筆雜書を引用せり、書目を左に列記す。
 日本書紀。續日本紀。舊事記。垂統大紀。本朝通鑑。大寶令。貞永式目。觀蹟聞老志。名跡志。封内風土記。安永風土記書出。新撰陸奥風土記。藩翰譜。黃門譜。政宗記。伊達勤王事歷。會津陣物語。會津四家合考。關原合戰記。餘日記録。奥羽舊事。大崎葛西盛衰記

大崎家系圖。仙臺藩祖成蹟抄。伊達鑑。東藩史稿。岩出山城由來書。日本戰史。仙臺藩戊辰史。仙臺藩戊辰殉難小史。明治史料。仙臺志料。岩出山邑主伊達家雜記。岩出山伊達家譜。治家記録。義經記。奥細道。八雲御抄。萬葉緯。日本外史。常山紀談。枕草紙春曙抄。復軒雜纂。農業全書。古傳密要。在田利見抄。囊塵埃拾錄。東鑑。前々太平記。前太平記。菅窺武鑑。仙臺領古城書上。農政座右。新猿樂記。家譜略。歷朝聖德錄。社會樹林大日本人名辭書。民族論。考古學講座。陸奥郡郷考。仙臺郡村古事考。宮城縣史談。縣誌提要。玉造郡地誌。地理志料。教育五十年史。宮城縣第一、二、三回報。宮城縣地方事務兼管内景况報告。岩出山大觀。神社明細帳。宮城縣鑛泉志。宮城縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書。宮城縣々治一斑。玉造郡統計一覽。

一、教育會及び教員會の覈査銓衡の資料を經とし、繁富の引用書籍を緯として輯録せるも、洩れたるもの尠なからざるべし。或は隠れて世に顯はれざるもの、或は好個の資料あるを知るも短期の蒐集に索及し得ざるもの、或は一小冊の郡誌に秘藏の書圖を羅列するを故さらに避けたるもの、或は之れに反して價值なきもの身から謙遜して提供を敢て爲さざるなきを保せず。

一、古往今來史實に殷阜なる玉造郡なるが故に遺漏なく闕如なき完璧の郡誌なりと謂ふ得ざる

も、破壊されゆく古跡を永遠に傳へて郷土史資料の散佚を禦き、明治の御代さへも既に半ばは重雲裡に埋められつゝある現代の史實を闡明ならしめて、未來の創造に貢獻する楷梯ともなり又好同伴たらしむるを得ば聊か本誌編纂の期待に副はん乎。伊達男爵本書に題して曰く「善く古を言ふ者、之れを今に考ふ」と。

一、教育會に定めたる編次項目を教員會に於ての主なる更正は第一章六項の鑛泉を第十二章に編入して更らに四項を増設せり、故に舊の第十二章名勝を第十一章に合せて史蹟名勝に改題せり。

一、提供の資料又は引用の書目に録せる口碑傳説にして史實に遠ざかるものと雖も敢て捨てざりしは文化的解釋を避け且つ猥りに獨見を贅せるよりも、寧ろ眞實の研究に餘地を存して好題材に供するに若かざるべし。

一、始め教育會より交附の資料を基調に、未着の資料を豫想し統計諸表の數字のみを六號活字約百頁とし總てを合せて七百五十頁以下と豫定せり。後ち教員會より交附の資料に且つ補充の資料を通算すれば約九百餘頁を積算せり。仍りて數字の外に引用書目をも組替し六號を四

百頁に増加せり、爲めに頁數に移動ありしも廣汎の資料をも記入するを得たり。

一、始め口繪の挿入も百點十頁の豫定なりしも、資料の傍證を鮮明ならしむるがため増して百三十餘點、二十八頁を算せり。

一、第十二章玉造の温泉は大正十四年の調査資料なるが爲め追補を加ふるも變遷異動の頻煩なる地帯なれば資料提供の月日より公刊の期に至りても尙且つ異同なきを保せず、而して末章に編入したるは異日の改補に便ならしむるが故なり。

一、第十三章補遺篇を増置せるは、各章各項稿成り刊終りて後ちの資料の中にも重要視する史實のみを採録せり、且つ謂ふ刊終りて後資料の到着せるもあり、印刷所より返還せられしものあり、提供者の了解を乞ふ。

教育會長八谷悞氏、教員會長須藤規氏並に玉造郡誌編纂委員即ち各小學校長諸士は上代中古の墨寶其他の搜訪若しくは考證、藏儲の源流考を提供せられ銳意周到なる指導と援助により蹉躓なく脱稿したるは悉く皆各位の賜なりと衷心より深謝する所なり。

昭和四年十二月

玉造郡誌編纂主任 梅森三郎 識

昭和四年十二月... 玉造郡誌編纂主任、謝森江、浪、藤、...

一、編纂の目的... 二、編纂の範囲... 三、編纂の体裁... 四、編纂の順序... 五、編纂の注意...

玉造郡誌目次

題字——男爵伊達正人……………八五

序文——玉造郡教員會長須藤規……………一〇一—一〇五

地圖——郡町村十六葉……………一〇六—一〇〇

口繪——寫眞版、十六葉、廿八頁、百三十二點……………一〇七—一〇九

第一章 土……………一一—七五

第一節 位置 疆域……………一

第二節 地 勢……………八

第三節 氣 候……………一一

第四節 山 岳……………一七

第五節 河 川……………二一—二八

一、流域。二、町村別。三、堰堤及水利組合。(岩出山大堰普通水利組合、二ツ石堰普通水利組合)

目次

目次

第六節 沼池……………四三

第七節 原野……………四七

(鳥屋山原野組合)

第八節 耕土……………四九

一、概況。二、藩制の耕土。三、維新の耕土。四、現代の耕土。五、町村別。

第九節 疆域地勢の變遷……………六〇

一、概説。二、藩制の郷村。三、維新の町村分合。四、鬼首と玉造郡。五、行政區の變遷。

第十節 地名の由來傳説……………六六

一、概説。二、玉造。三、大崎五郡。四、藩制時代。五、維新當時。

第二章 住民

七六——一〇〇

第一節 上古……………七六

一、概説。二、姓氏。三、戶籍。

第二節 藩制時代……………八五

第三節 明治以降……………八九

第三章 法 制

一〇一——二〇五

一、戶口調査。二、國勢調査。三、戶口統計。四、町村別。

第一節 王朝……………一〇一

一、概説。二、軍政。三、俯見公。四、安倍郡領。五、藤原三衡。

第二節 幕府……………一〇九

一、鎌倉。二、大崎氏の統治。三、木村氏の統治と動亂。

第三節 岩出山の治府……………一一〇

第四節 岩出山領主……………一二六

一、初祖宗泰と家臣。二、彈正の稱號。三、領地。四、家臣の祿高。五、制度。六、武備。

七、徽章。

第五節 眞山の領主……………一三六

第六節 藩制の地方統治……………一三七

一、藩廳。(郡奉行、代官) 二、地方。(大肝入、肝入、大組頭及諸役。五人組) 三、町村一般。鳴子郡鬼首村東大崎村川渡村。

目次

三

第七節 王政復古……………一四三

- 一、大政奉還。二、鳥羽伏見の戦端。三、討會沙汰書の訂正。四、九條總督の松島上陸。五、伊達邦直の出陣。六、會津藩主の謝罪。七、討庄の疑義。八、戸田主書の上書。九、參謀の罵言讒謗。十、密書の露見。十一、世良修藏の殉難。十二、寛宥の詔勅。十三、仙臺城の受
- 授。十四、版籍奉還。十五、戊辰の殉難者。十六、仙臺藩知事。十七、廢藩爲縣。

第八節 行政……………一七四

- 一、縣の分合。二、地方長官の歴任。三、大小區の編制。四、郡區の編制(歴任郡長氏名)
- 五、戸長任用の變遷。六、町村制。七、町村沿革概要。

第九節 刑……………一九三

第十節 警備……………一九六

- 一、警察。二、岩出山警察署及駐在所。三、消防。四、町村警備概要。

第四章 社會

二〇六—二四四

第一節 風習……………二〇六

- 一、風俗習慣の概況。(鬼首村鳴子町川渡村東大崎村) 二、年中行事。(岩出山町鳴子町川渡村)

真山村東大崎村) 三、冠婚葬祭。(岩出山町) 四、契約諸講(真山村東大崎村)……………二二〇

第二節 方言……………二二〇

- (岩出山町川渡村鬼首村一栗村東大崎村)……………二二三

第三節 俚言……………二四〇

- (鬼首村鳴子町川渡村)……………二四〇

第四節 俚諺……………二四〇

- (川渡村鬼首村岩出山町)……………二四〇

第五章 經濟

二四五—二七三

第一節 財政……………二四五

- 一、玉造郡財政一般。二、町村別財政統計一般。(岩出山町鳴子町鬼首村真山村東大崎村)……………二八二
- 三、金融機關。(銀行産業組合)……………二八二

第二節 登記及賣買……………二六九

- 一、登記事務の開始。(岩出山出張所鳴子出張所) 二、町村別賣買一班(鳴子町鬼首村真山村)……………二七三

第六章 産業

二七四—三五三

第一節 生産物産.....二七四

一、概説。二、特有物産。三、生産物總覽。(岩出山町眞山村西大崎村) 玉造郡農會。

第二節 農産.....二八二

一、統計。二、町村別農業狀態。(鳴子町川渡村鬼首村眞山村一栗村東大崎村)

第三節 林産.....二九三

一、藩制。二、林野及産物。三、町村別林業狀態。(鬼首村鳴子町川渡村眞山村一栗村東大崎村)

第四節 畜産.....三〇〇

一、概説。馬。市場。家畜一斑。宮城種馬所。牛。二、統計。三、町村別狀態。(鬼首村鳴子町川渡村眞山村一栗村東大崎村)

第五節 鑛産.....三一三

鑛區の狀態(鬼首村鳴子町川渡村眞山村一栗村)

第六節 水産.....三一七

(鬼首村川渡村)

第七節 工業.....三一八

一、概説。二、株式會社岩出山製絲場。三、株式會社岩出山機業場及び其他。四、町村別狀態。(岩出山町鳴子町鬼首村一栗村)

第八節 凶荒賑恤.....三三二

一、概説。二、維新後。(明治二十二年水害明治三十八年凶歉明治四十三年水害) 三、町村別狀報。(岩出山町鳴子町川渡村鬼首村眞山村)

第七章 交通

三五四—三八五

第一節 道路.....三五五

一、概説。二、改修。(道路名稱國府縣郡市町村道里程) 三、橋梁 四、町村別。(鬼首村岩出山町道路愛護組合鳴子町川渡村眞山村一栗村東大崎村)

第二節 驛傳.....三七〇

第三節 鐵道.....三七四

岩出山驛、池月驛、川渡驛、鳴子驛、中山平驛。

第四節 通信

岩出山局、鳴子局、川渡局、鬼首局。

三八一

第八章 衛生

三八六—四〇〇

第一節 病院

第二節 醫師

第三節 醫師會

第四節 町村衛生概要

一町六ヶ村衛生組合。岩出山町鳴子町川渡村鬼首村東大崎村

三九〇
三九一

第九章 教育

四〇一—四五七

第一節 沿革

一、學制。二、教育令。三、小學校令。四、統計一班。

第二節 學校

一、尋常高等小學校。岩出山小學校。鳴子小學校。岩出山實科高等女學校。鳴子小學校中山

四〇二
四一三

二分教場。川渡小學校。鬼首小學校。尾ヶ澤分教場。岩入分教場。真山小學校。池月小學校上

野目小學校。大崎小學校。西大崎小學校。南澤小學校。川北分教場。中里分教場。二、實業

補習學校。岩出山。川渡。鬼首。真山。上野目。池月。西大崎。東大崎。

第三節 社會教育

一、圖書館。岩出山。鬼首。真山。鳴子。川渡。東大崎。西大崎。二、教育會。岩出山。鬼

首。真山。東大崎。一栗。西大崎。三、玉造郡教員會。四、青年團。訓令組織。岩出山町。

同町同窓會。鬼首。鳴子。同少年赤十字團。川渡。上野目。同向上會。同同窓會。真山。東

大崎。西天崎。五、處女會。訓令組織。岩出山。同主婦會。鬼首。鳴子。川渡。一栗。上野

目主婦會。東大崎。同主婦會。西大崎。同主婦會。六、青年訓練。訓令。岩出山。川渡。鬼

首。真山。上野目。東大崎。西大崎。同軍人分會。

第十章 宗教

四五八—四八九

第一節 神社

一、概説。二、町村別神社。岩出山町郷社八幡神社。鳴子町村社温泉神社。川渡村村社温泉

石神社。鬼首村村社荒雄川神社。主馬神社。一栗村郷社荒雄川神社(記念碑)村社八幡神社。

日吉神社。真山村諏訪神社。八坂神社。村社八幡神社。村社若宮八幡神社。西大崎村村社八

幡神社。村社馬主神社。東大崎村子松神社。村社熊野神社。三十六所神社。

第二節 佛閣

一、概説。二、町村別佛閣。岩出山寶相寺。祥光寺。松窓寺。來迎寺。清光院。淨泉寺。鳴

子町洞川院。鬼首村洞雲寺。川渡村祥雲寺。眞山村護勢寺。眞昌寺。梅林寺。本還寺。一栗

村天王寺。樹林寺。如來寺。花岳院。西大崎村東陽寺。西光院。東大崎村淨泉院。高泉寺。

新豊寺。成田寺。天王寺の觀音堂。氷室の藥師堂。

第三節 教會

第四節 其他

四八七
四八八

第十一章 史蹟

第一節 概説

四九〇—五八七

第二節 古墳

四九〇
四九二

伊達參河守の墓。氏家彈正の墓。山岡志摩夫妻の墓。伊達虎之助の墓。小野小町の墓。内山

綱次の墓。白河三氏の墓。

第三節 古碑

五〇四

弘安四年の碑。建武三年の碑。芭蕉の句碑。啼子の碑。赤梅温泉の碑。

第四節 城址

五一〇

王造軍團。多賀波場城。岩出山城。有備館。鬼切邊城。矢館。三條山の古壘。宿の澤館。

萩野館。玉の木の柵。葛岡城。田子谷館。小倉館。眞山館。大坪館。小林館。一栗館。庄司

館。膳館。照井城。名生城。新井田城。

第五節 社寺の跡

五三二

荒雄川神社跡。形山寺跡。東昌寺跡。滿願寺跡。齋柳庵跡。歸命院跡。安養寺跡。神宮寺跡

第六節 古跡

五三四

抑の關。抑の池。岩手の關。尿前の關。鬼切部の古戰場。合戦原の古戰場。鎧摺の笹。鬼首

の巖窟。鬼首の奇橋。門の串の刑場址。小の松の庄。藥師田の址。九十九澤橋。七曜森。太

閤屋敷。要害。急松。力石。玉の石。峰不動。梅香屋敷。道閑清水。御手洗の清水。稻荷崎

の池。一本松。おり橋。

第七節 名勝

五四六

小黒ヶ崎。美豆小島。池月沼。石割の梅。白絲の瀧。瀉沼。玉造の江。鬼叫びの藤花。荒雄川

沿岸の紅葉。段々瀧。盗人瀧。不動瀧。黒瀧。宇留川淵瀧。花淵山。立石。上野原四十八沼

目次

鳴子スキー場。手招の松。住吉の杉。辨天淵。潜り松。

第八節

古今人物

五六〇

- 一、岩出山歴代の城主。宗泰宗敏親村泰村通村則宗秩義監邦直。
- 二、古文書に著はる人物。鳴子尿前遊佐勘解由長門九郎左衛門左近但馬平八郎平左衛門權右漸門甚之丞平兵衛平左衛門甚之丞平藏。
- 東大崎成田澁谷平右衛門勘三郎平右衛門彦三郎平兵衛平右衛門。
- 上一栗掃門善右衛門吉右衛門仲右衛門仲兵衛。
- 上真山彌八善左衛門藤右衛門善左衛門善十郎。成田平左衛門。三丁目勘右衛門。伏見新十郎。上真山善左衛門。下真山左内。鳴子高橋萬右衛門。
- 三、金石文に著はるる人物。伊藤子律墓誌銘。館内又右衛門定勝の墓誌。毅齋阿部先生墓誌銘。大内逸策先生の頌德碑。花淵信太郎翁の頌德碑。佐藤幸壽君墓誌銘。玉磐先生壽藏碑。蟻伸先生壽藏碑。安部文次郎昭方の墓誌銘。遠澤茂榮之碑。遠藤彦之丞碑。佐々木實由之碑。兒玉圓吉先生壽碑。多田先生頌德碑。小野先生枯筆塚。佐川陽之助銘碑。
- 四、功績著明の人物。湯村半兵衛。松岡馨兒。大場義雄。高橋平右衛門。上野かつよ。佐々木とめの。

第十二章 玉造の温泉

五八九—六七六

第一節 總説

説

五八九

温泉地帯。泉質の分類。玉つくりのゆ。

第二節

鳴子町温泉

五九三

鳴子町温泉所在地。湯元。河原。新屋敷。多賀。新車。元車。中山。由來。位置。交通。旅館。旅籠料。

温泉の稱號及泉主。鰻湯熊谷彦治。鷹の湯高野善兵衛。新鰻湯遊佐勘左衛門。源藏湯大沼源藏。瀧の湯熊谷彦治。遊佐勘左衛門。大沼源藏。升の湯高橋萬藏。遊佐旅館遊佐まん。賜の湯高橋八郎。東屋佐々木東太郎。遊泉閣平塚徳太郎。松本旅館松の湯。河原姥の湯遊佐甚平。東河原湯高橋みさを。丸正旅館大沼せつ。八幡湯千葉五郎。西多賀の湯小島文治郎。東多賀の湯遊佐あやの。菅原の湯菅原東吾。龜の湯高橋繁三郎。効能の湯靈泉湯遊佐とみえ。洗心の湯角田林之助。保養院桑原三雄。三塚榮藏。熊喜湯家喜恒藏。湯泉樓高橋きね。浩養館代表岡勇次郎。白濁湯高橋友衛。蛇湯板本忠之助。星沼の湯遊佐源治郎。瀧湯加藤敏男。泉質及び醫治効用。鰻湯。鷹の湯。新鰻湯。賜の湯。瀧の湯。源藏湯。升の湯。新屋敷の湯。姥の湯。荒雄の湯。東多賀の湯。新車元湯菅原の湯。龜の湯。金忠靈泉湯。洗心

目次

一三三

湯。辨天島三塚の湯。中山温泉南の湯。

第三節 川渡村温泉

川渡村の温泉所在地。川渡。田中。赤湯。位置。交通。軍馬補充支部派出所。營林署。
 温泉の稱號及泉主。大湯真癒湯藤島吉郎右衛門。川渡ホテル横山万平。高久旅館高橋久太郎。目
 の湯桔梗つや。新湯阿部みゆき。越後屋吉田もと。鷺巢の湯高橋新助。ふかし電氣湯高橋友
 衛。子の湯高橋新治。子持湯菊地武雄。子持湯菊地要五郎。目の湯菅原慶治。片倉利吉。目
 の湯大沼寅治。子持湯高橋勘七。姥の湯伊藤倉吉。
 泉質及び醫治効用。大湯。新湯。瀧の湯。田中の湯。湯坂温泉。龜の湯。子持湯。小寶の湯
 明正館の湯。赤湯新湯。片倉の湯。新赤湯瀧の湯。新赤湯元湯。新赤湯。東湯東の湯。赤湯
 鶴の湯。金鑛湯。

第四節 鬼首村温泉

鬼首村の温泉所在地。神瀧。轟。宮澤。蟹澤。荒湯。位置。交通。
 泉主湯名及泉質醫治効用。轟温泉高橋東。古湯。新湯。蟹澤温泉高高覺左衛門。神瀧温泉大
 場平八郎。新湯。古湯。宮澤温泉大山新之丞。高橋富士藏。高橋龜五郎。上の湯。荒湯温泉
 遊佐忠右衛門。

第五節 間歇泉及び噴泉

鬼首間歇泉。鬼首吹上げの高さまで御明記。鳴子の間歇泉。中山の噴泉。中山平温泉土地株
 地式會社。奥の耶馬溪。

第十三章 補遺篇

戊辰戦役日表。當別村誌。岩出山城圖解……………六

第一章 地

第二章 人口

第三章 産業

第四章 交通

第五章 教育

第六章 文化

第七章 歴史

第八章 地理

第九章 気象

第十章 水産

第十一章 林業

第十二章 畜産

第十三章 衛生

第十四章 消防

第十五章 警察

第十六章 選挙

第十七章 税金

第十八章 労働

第十九章 福祉

第二十章 観光

第二十一章 環境

第二十二章 防災

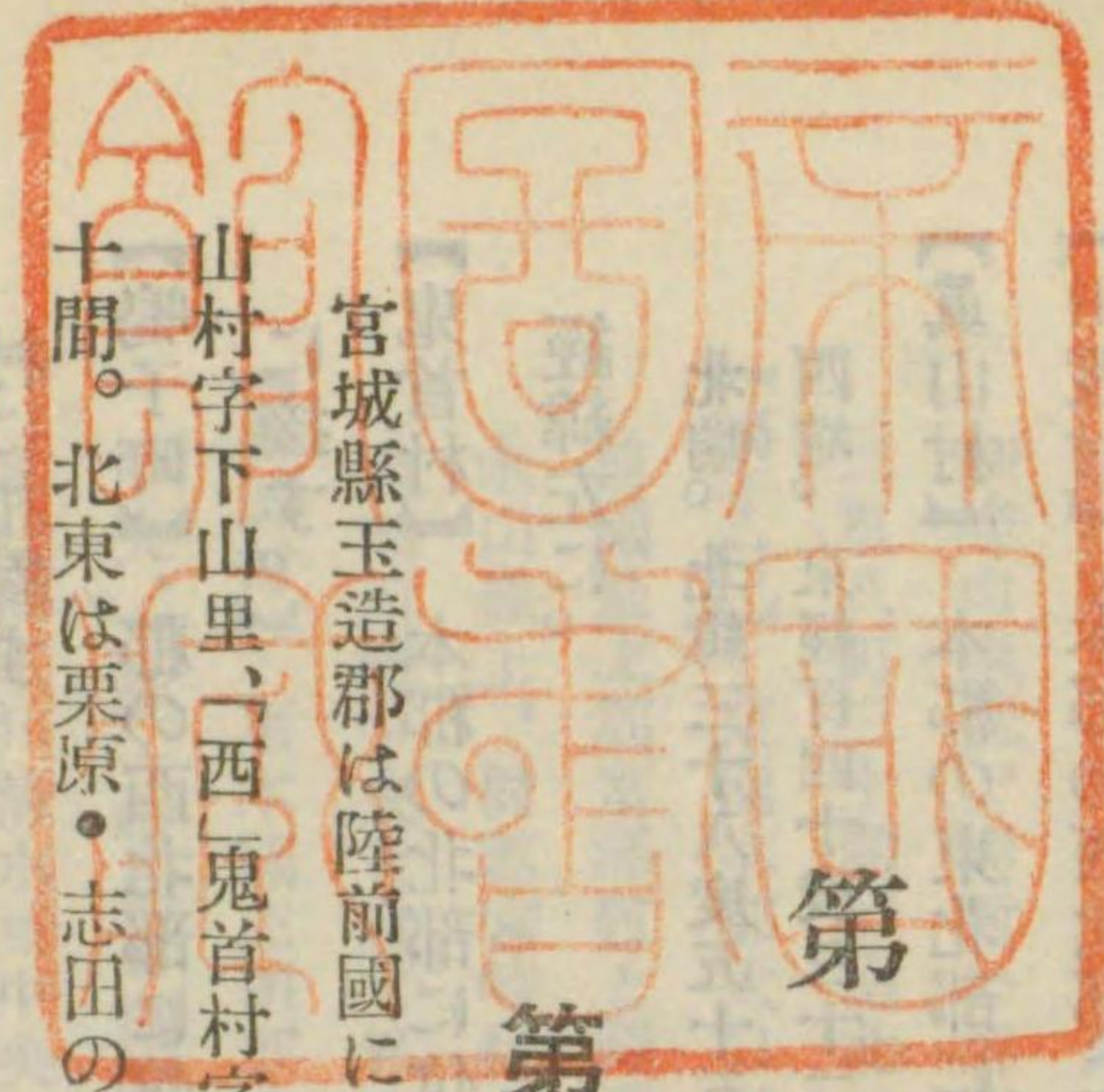
第二十三章 国際

第二十四章 附録

第二十五章 索引

玉造郡誌

玉造郡教員會編



第一章 土地

第一節 位置—疆域

宮城縣玉造郡は陸前國に屬し縣の西北端に位し、北緯三十八度三九東經百四十度〇八の間にあり。郡の四極は「東」眞山村字下山里、「西」鬼首村字軍澤その廣九里二十町二十間、「南」東大崎村字新田「北」鬼首村字岩入、その袤九里十四町三十間。北東は栗原・志田の二郡に隣し南は加美郡に接し西は山形・秋田二縣に界す、面積二十九方里二五なりとす。參證下に。

封内風土記。玉造郡。東連志田郡。西隣羽州新莊。界前森。角嶋山。東遠鈴山。關澤。西遠鈴山。西長根。南接加美郡。北跨栗原郡。東西六十二里。南北三十里餘。

玉造郡地誌。東北は本國栗原郡に連り、向朴木欠雨生澤砂田大土前大森若荷森警固森深澤牛潛北栗木澤宿ノ澤袋一本楡東馬作連東鯉澤橙澤輕井澤花淵等諸山の嶺上岩下種田兩山の東麓高森六角花淵鷹巢諸山各北麓。荒雄川清川鱒川溪新田堀遠田江堀大谷地堀堂ノ澤堀小道道高清水南北の兩道、各中央或は上原標塚及び畦畔を以て界とし、西は羽前國最上郡に隣し、大葉角嶋前森諸山

の嶺上或は關澤溪中央を以て界し、南は本國加美郡に接はり、國見後平水大野等諸山の嶺上、舟窪長沼屏風岩平水諸山各南麓或は田切原標塚池田原南端及び桂澤堀上多田川道枝道等中央を以て界とし、東南の一隅僅に本國志田郡に突入して、緒絶川澁井川小泉江堀澤目堀中江堀水室堀桂澤堀中央、又は畦畔を以て界とす、各所境標を以て郡界を表す。
幅員東西九里九町三十四間、南北三里十四町五十五間。

【岩出山町】 玉造郡の東南部に位し、南西部は西大崎・川渡の二箇村に連り、北東部は荒雄川を隔て一栗村並に西大崎村に相對す。

【鳴子町】 郡の西北部に位し、東は川渡北は栗原郡花山村及び本郡鬼首村に境し、西は山形縣に界し南は加美郡宮崎村に接す。

【鬼首村】 本郡の北部に位し、南は鳴子町に接し、北は秋田縣雄勝郡、西は山形縣最上郡、東は栗原郡花山村に境す。經緯左に。

北端。北緯三十八度五十五分五十五秒(岩入。保呂内川上流)。南端。北緯三十八度四十五分三十四秒(大柴山頂)。
西端。東經百四十度三十二分三十二秒(軍澤川上流)。東端。東經百四十度四十五分四十二秒(田代向六角牧場の東北)。

【眞山村】 本郡の東北部に位し、北東は栗原郡長崎村及び同郡一迫村に隣接し、南は同郡清瀧村に、西は一栗村に界す。

【川渡村】 本郡の西北部に位し、東北は一栗村及び栗原郡花山村に境し、西は鳴子町に隣し南は西大崎村及加美郡廣原村宮崎村に接す。

【一栗村】 東は栗原郡清瀧村と界し、西は川渡村に連り、南は岩出山町及西大崎村に隣り、北は眞山村及栗原郡長崎村に接す。東西三里餘南北一里餘にして東西に長く南北に狭少にして面積大約四方里半。

【東大崎村】 郡の東南部に位し、東南は志田郡荒雄村、志田村に接し、北は栗原郡宮澤村に、西は西大崎村に隣す。東

經百四十一度五十六分二十九秒北緯三十八度三十四分三十二秒の間に在り。

【西大崎村】 郡の南端に在り、北は一栗村岩出山町東は東大崎村及び栗原郡清瀧、宮澤の二村、南は志田郡志田村志田村、西は加美郡廣原村。

玉造郡地誌。(編云。明治八年宮城縣修史課起稿)。「陸前國玉造郡岩出山村」疆域、東本郡下野目村と細峰轟兩山の嶺上中新田道、或は内川姥殿堀中央又は畦畔を以て界し、西本郡池月村と東昌寺澤松澤兩山の嶺上を以て界し、南本郡南澤村と東昌寺澤山嶺上細峰山南麓、同村の勝膳原北端を以て界し、北本郡上野目村と荒雄川中央、本郡下一栗村と松澤山嶺上を以て界とす。幅員東西二里八町三十間、南北二十八町五十二間二尺。

【鳴子村】 東南本郡大口村と放レ森越戸胡桃櫻澤諸山の嶺上、黒森屏風岩兩山の南麓或は館ノ澤堀中央湯沼南端を以て界し、西羽前國最上郡富澤村と關澤溪中央、或は大葉角嶋前森諸山の嶺上を以て界し、南本國加美郡北川内村と屏風岩平水兩山の南麓後平水山嶺上、同郡宮崎村と國見峠の嶺上を以て界し、北本國栗原郡鬼首村と輕井澤後花淵兩山の嶺上、花淵鷹巢兩山の北麓或は荒雄川鱗川溪中央を以て界とす。幅員、東西三里五町二十二間南北一里十九町二十間。

【新田村】 東本國志田郡小泉村と緒絶川江堀中央或は畦畔、同郡塚目村と境堀中央或は畦畔を以て界し、西同郡荒田目村と澁井川中央、本郡大崎村と緒絶川及び横江上堀中央或は畦畔を以て界し、南志田郡澁井村と澁井川中央を以て界し、北本郡清水村と畦畔或は清水川清水堀中央、本國栗原郡嵯峨村と清水川中央を以て界とす。幅員、東西十九町四十九間二尺、南北二十町十九間二尺。

【大崎村】 東本郡新田村と内川及び横江上堀中央或は畦畔を以て界し、西本郡下野目村と畦畔及び同村の南原東端南澤村と齋下村への枝道を以て界し、南本國志田郡荒田目村と澁井川中央或は畦畔を以て界し、北本郡清水村と内川及び押切堀中央或は畦畔を以て界とす。幅員、東西二十九町南北二十町三間。

【清水村】 東北本國栗原郡嵯峨村と遠田江堀大谷地堀中央或は畦畔を以て界し、西本郡下野目村と内川及び清水川梅水江堀中央、五福院檀山嶺上或は畦畔を以て界し、南本郡大崎村と内川及び上境堀中央或は畦畔、新田村と清水川及び下境堀中央或は畦畔を

以て界とす。幅員、東西二十二町四十四間、南北十四町三十三間。

【下野目村】 東本國栗原郡嵯峨村と向山嶺上或は新田澤堀中央又は畦畔、本郡清水村と座々良木山嶺上及び梅木江堀清川堀内川中央或は畦畔、本郡大崎村と南原東端或は畦畔を以て界し、西本郡岩出山村と南原山嶺上及び内川姥股堀岩出山道中央或は畦畔、本郡上野目村と向山雨生澤砂田諸山の嶺上或は畦畔を以て界し、南本郡南澤村と南原南端同村の大檀原北端、或は岩出山道中央を以て界し、北東國栗原郡山田村と向山雨生澤砂田諸山の嶺上或は畦畔を以て界とす。幅員、東西一十一町二十二間三尺、南北一里十四町四十五間。

【南澤村】 東本郡大崎村と齋下村への枝道、本國志田郡齋下村と中江堀中央或は畦畔、同郡保柳村と氷室堀境堀中央を以て界し、西本郡大口村と横山東半腹、名生定村と唐猫平原栗塚を以て界し、南本國加美郡上多田川村と上多田川道及び、下多田川村への枝道同郡下多田川村と桂澤堀中央或は池田原南端同村の中野北端本國志田郡柏崎村と桂澤堀中央或は畦畔を以て界し、北本郡池月村と東昌寺澤山嶺上及び、唐猫平原北端同村の南峰森山南麓本郡岩出山村と勝原北端或は東昌寺澤山嶺上、同村の細峰山南麓、本郡下野目村と大檀原北端同村の南原南端或は岩出山道中央を以て界とす。幅員、東西五里十九町南北二十五町。

【上野目村】 東本國栗原郡山田村と朴木欠山嶺上或は畦畔を以て界し、東本郡下野目村と朴木欠惣理大平諸山の嶺上又は畦畔を以て界し、西本郡一栗村と松平山嶺上々々街道中央或は畦畔を以て界し、南本郡岩出山村と荒雄川中央を以て界し、北本郡上山里村と三口十文字兩原の北端、同村の樋田山南麓高清水南道の南端或は畦畔を以て界とす。幅員、東西三十町、南北三十四町。

【下栗村】 東本郡上野目村と片岸山嶺上々々街道中央或は畦畔、本郡上山里村と川口道中央を以て界し、南本郡岩出山村と牛ノ瀨山嶺上を以て界し、西北本郡池月村と牛ノ瀨西久保岩ノ澤諸山の嶺上或は畦畔を以て界とす。幅員、東西二十二町四十間、南北二十九町十間。

【池月村】 東北本郡上山里村と大土前山、嶺上小倉山南半腹山神山東麓、同村の岩ノ澤山西麓或は川口道中央を以て界し、東南本郡下一栗村と遅ノ澤愛宕松澤諸山の嶺上或は畦畔を以て界し、西本郡名生定村と小黑崎嶺上或は上原塚又は山界堀花山村枝道中央を以て界し、南本郡岩出山村と松澤立街道兩山の嶺上本郡南澤村と立街道山嶺上南峰森山南麓、同村の唐猫平原北端を以て界し、北本國栗原郡長崎村と大土前山嶺上小僧道中央或は土原栗塚を以て界とす。幅員、東西一里二十二町二十間、南北一里十三町四十間。

【上山里村】 東南本郡下山里村と出龍袋兩山の嶺上、北ノ澤山南半腹樋田山の半腹或は上街道高清水北道、葎野川北澤堀中央又は畦畔を以て界し、東北本國栗原郡柳目村と牛潛山の東麓を以て界し、西南本郡下一栗村と川口道中央を以て界し、西本郡池月村と大森山嶺上小倉山南半腹岩ノ澤山西麓、同村の山神山東麓或は川口道中央を以て界し、南本郡上野目村と樋田山南麓高清水南道の南端、同村の三口十文字兩原の北端或は畦畔を以て界し、北本國栗原郡長崎村と大森岩荷森警固森大深澤牛潛等の諸山嶺上を以て界とす。幅員、東西二里二十間、南北一里十町。

【下山里村】 東北本國栗原郡小山田村と北山嶺上栗木澤山東半腹、或は高清水北道堂ノ澤堀中央又は支道を以て界し、東南本國栗原郡清瀧村と高清水南道中央、宿ノ澤栗木澤袋等の諸山嶺上若下樋田兩山の東半腹或は畦畔を以て界し、西南本郡上山里村と樋田山東半腹若下山西半腹、北ノ澤山北半腹袋荷澤兩山の嶺上葎野川北澤堀高清水北道上街道中央或は畦畔を以て界し、南本國栗原郡山田村と樋田山南半腹を以て界し、北本國栗原郡柳目村と北山嶺上宮澤道中央或は支道畦畔等を以て界とす。幅員、東西三十町五十八間、南北二十四町四十三間。

【名生定村】 東南本郡池月村と小黑崎山嶺上或は山界堀中央花山村枝道及び上原標塚を以て界し、西大口村と六杯山嶺上瀧西山東半腹東畝澤山西麓、或は原田屋敷澤ノ堀中央及び下原標塚又は畦畔を以て界し、南々澤村と横山原標塚を以て界し、北本國栗原郡花山村と一本嶽東馬作連東畝澤榎澤諸山の嶺上を以て界とす。幅員、東西三十二町十四間四尺二寸、南北二里九町五十四間。

【大口村】 東本郡名生定村と鳥屋山東半腹六角峠東麓、同村の東畝澤山西麓中森山嶺上原堀屋敷澤堀中央下原標塚、或は畦畔本郡南澤村と横山東半腹を以て界し、西北本郡鳴子村と放ノ森越戸胡桃櫻澤諸山の嶺上高森沼井兩山の北麓、同村の黒森屏風岩兩山の南麓沼沼南端或は館ノ澤堀中央を以て界し、南本國加美郡上多田川村と田切原標塚、同郡北川内村と大野山嶺上或は舟窪長沼兩山の南麓を以て界し、北本國栗原郡鬼首村と高森山北麓同郡花山村と六角峠北麓を以て界とす。幅員、東西二里十三町十五間、南北二里二十七町十四間。(以上地面参照)

風土記出上。(編云。安永二年各村所入より仙臺藩廳へ提出の古文書)。**鳴子**、御國境但古より關澤と申所に見杭被相建候。其外に炭塚一ヶ所、南は西遠鈴山之内に炭塚一ヶ所、北は輕井澤山之内炭塚一ヶ所、右三ヶ所共に正保二年御國境論、双方へ和語

其所古人立會炭塚被相立、双方へ繪圖取遣、當時肝入方に右繪圖は所持仕候。

御郡境並御村境。但南は當御郡大口村境、大吹懸より見當森櫻澤長根切、夫より小鳴澤かつち峰へ引通、吉坂大鳴澤かつち外里森長沼へ引通、夫より彌藏上ヶむちな穴屏風岩鹿の道、嘉美郡境大野道切段々嶺切みのわ峠へ引續、井戸沼西ノ嶺切熊澤西峰切二つ森、西は賀美郡宮崎村、東は玉造郡鳴子村段々峰切、前森山峰切、夫より耳つく山玉造鳴子村と出羽新庄御領との御國境、夫より遠鈴山水落切。

北は輕井澤峠峰通、栗原壹ノ追鬼首村と玉造鳴子村境、大深澤より引通から松澤峰下り、寒風澤玉造川片瀨片川、東は下白川淵より土橋迄片瀨片川、夫より道切に金折坂つち長根峰切、鬼首村鳴子村との御郡境、東は當御郡大口村鳴子村之御村境にて、飯の澤より風越し、越井渡山御村境。

【成田】 御村境。西之方同郡下野目村境、鷲路屋敷より同村富田屋敷三丁目村境迄十丁十二間、南は成田村西同村名生村境より北は下野目村境五福院壇迄十五丁三十間。

【伏見名生入合】 御村境。東西十八丁三十四間。但伏見村境新田村夜鳥と申所より、西之方は名生村南澤村境同村樋渡と申所東迄南北十八丁十六間。但南伏見村志田才下村境、同郡飯川村用水落水門下、同郡澁井村用水江南淵土手きわより、北は名生村三丁目村境名生村押切と申所迄。但伏見村名生村往古より人家田畑入合に御座候而、繪圖等一紙に而指上置申候所柄に御座候に付如斯。

【新田】 御村境。東西十八丁三十二間。但東は志田塚目村石名坂と申所より、西之方伏見村下伏見と申所迄、南北二十二丁五十八間。但南は志田澁井村澁井川境より、北之方三丁目村下川原と申所まで。

【三丁目】 御村境。長西之方成田村境畠田屋敷より、同郡新田村境下川原迄十四丁三十間、南之方伏見村志田堰川境より、北之方栗原郡小林村境下屋敷迄十八丁二十間。

【南澤】 御村境。但東西三里二十丁五十二間、南北十六丁四十三間半。東は志田郡柏崎村齊才村御郡境、西は玉造郡大口村古金山と申所、南者賀美郡上多田川村山號寺原と申所宮守澤と申所御郡境、北は玉造郡若出山本郷下野目村大海道境大柳と申所に御座候。

【下野目】 御村境。但南は同郡南澤村境、北は栗原郡雨生澤村境、西は同郡上野目村若出山本郷境、東は同郡成田村三丁目村名生村境。丁數東西長三十六丁南北四十二丁。南は南澤裏海道境より、北は栗原郡雨生澤村境さいかち澤御林迄、西は若出山本郷境川原屋敷前上野目村境木戸脇、西より東は成田村鷲沼裏三丁目横道境迄。

【賜目】 御村境。東西四十七丁南北十九丁、但東は下一栗村境大とふみ、北は上一栗村坂水川原下宮村八幡南上宮村松川原と申所、西は名生定村山境と申所、南は南澤村若出山本郷野山々境に御座候。

【上一栗】 御村境。但西下宮村銘澤前より東下一栗村境十五堂迄十五丁十間、南賜目村境川原より、北一ノ追長崎村境麻まき原迄三十二丁四十間。

【下一栗】 御村境。但東上野目村境、西上一栗村境、北葛岡村境、南は若出山境、東西十九丁二十七間、南北二十三丁五十間、上野目村境、高屋敷上一栗村境十五屋敷葛岡村境若ノ澤より若出山境松澤と申所。

【上宮】 御村境。東西一里七丁二十五間、同郡名生定村境より下宮村境迄、南北一里十三丁四十五間、同郡賜目村境より一ノ追長崎村境迄。

【下宮】 御村境。九丁三十二間上一栗村境銘澤より上宮村境大橋迄東西道法、一里十二丁五十間一ノ追長崎村大出長根より上一栗村坂水境迄南北道法。

【上野目】 御村境。東西二十九丁四十五間南北三十一丁三十二間、但東は下野目境針生、西は下一栗村境高屋敷、南は若出山境川原北は葛岡村境十文字。

【上眞山】 御村境。但東は下眞山村境金ヶ森、西は上一栗村境麻藤原、村長さ二里半三丁八間。南葛岡村境大窪浦、北は一追柳目村境十文字迄、横一里十丁。(編云下眞山外欠本)。

【大口】 御村境。東西一里十丁南北二里十二丁。但東は當御郡名生定村境六盃澤より川を越し屋敷澤、夫より大しやく坂境、西は賀美郡大野道切、夫より吉坂小島坂かつち櫻澤長根切見當森大吹懸け形沼境切、南は賀美郡多田川村境より段々大野山道切、北は御郡境一ノ追鬼首村湯道窪、夫より御郡境はつノ境塚有之候、夫より大しやく山境切。

【名生定】 御村境。東西一里五丁南北一里三十丁。但東上宮村竹原賜目村山境、北は一ノ追花山村野山上原、西は大口村西澤と申所、南は南澤村長名と申所。

第二節 地

勢

玉造郡の地勢、概ね山嶽多ふくして平野少し。東南の田圃は所謂の大崎曠土の一部を占む、西北は峰巒重疊奥羽山脈の分水嶺を形成し、その峻嶺なるもの荒雄嶽・禿ヶ嶽・花淵山等の諸山にして、支脈は蜿蜒起伏して東に傾斜す。荒雄川は荒雄嶽に發し郡の中央を貫流し志田・遠田の二郡を経て北上川に合流して石巻灣に注ぐ。

玉造郡地誌。 西南北の三面連山起伏して東方開け平夷にして田圃たり。中間荒雄川を帯び東より西に通じて羽前道あり、西方山岳尤險難なりと雖も牛馬の運搬不便とせず。

【岩出山町】 本町の廣袤東西一里廿八丁、南北一里五丁、面積約二方里。東部は肥沃なる大崎耕土にして、良田拓げ市街も亦此に發達し、西部は奥羽山脈に連る丘陵起伏し、松澤・程土澤・東昌寺澤・木通澤・金澤の谿谷を作り、自然に谿流の源泉を構成す。此の谿流に沿ひて田圃漸次に拓き人家亦點在するに至れり。

【鳴子町】 東經百四十度四四、北緯三十八度四四(湯元)。奥羽山脈は西境を南北に走りて分水嶺を成し、峰巒起伏して地勢高峻なり。荒雄川大谷川は其の間を流れ、沿岸纔かに狹少なる平野を作る。西境に奥羽山を始め雄大なる諸峰重疊し、西北境に大柴山・花淵山等あり。

【鬼首村】 全村奥羽山脈、那須火山脈中にありて山岳重疊す荒雄岳は村の中央に崛起し、須金岳・大崎岳・小崎岳・大柴山・小柴山等の連山其の四周を抱擁す。此の中央の高山と四周の間を、荒雄川(江合川の上流)は源を村の東部に發し、北に流れ西に流れ、更に南流東流して、殆んど全村を環狀して流る。此の沿岸に狹少なる平地を表はす。

【川渡村】 村の西部を北より南に走る。奥羽山脈の支脈は本村内群峰重疊して六百米の高地となり、低地にして尙百米を下るの地殆んど絶無と云ふを得べし。荒雄川西より東流して村の中央を過ぎ、二三の支流を合せて一栗村に入る。

【一栗村】 山脈は西より北に互り疊重起伏し概ね平坦の地なしと雖も、中央より東南一帯は平坦にして田圃相連る。

【真山村】 東西に走れる數條の丘陵は各所に點在し、吉野・小松の二川は、源を上原に發し西より東に流れて、本村を貫通して栗原郡清瀧村に入る。二川の沿岸概ね耕土にして、村民農を業とし養蠶を營み、林業工業此れに次ぐ。

【西大崎村】 東北・西北の二方面は丘陵起伏し谿澗あり自ら小流の源を爲す。東北丘陵の南西側に沿ひて一條の河川は東南に面して流る之を荒雄川と云ふ。内川はその支流にして二丘陵の間に廣がる大崎耕土の一部を西北より東南に貫流す。又別に村の最西北端に源を發し、西北丘陵の東北側に沿ひて東南に流る、南澤川あり。村の西北端に立ちて其の地形を望めば、恰も數字の「7」の字を筆太に書きたるが如し。

【東大崎村】 東西に短く南北に長し、本郡中唯一の平坦地帯に屬す。只僅かに西部に西大崎村境に丘陵あり、又北部栗原郡宮澤村境に、春染山脈の支端あるのみ、東南一帯は所謂の大崎曠土にし村の疆域曠土に列る。荒雄川は村内を貫流し土地肥沃に殖産に便なり。

玉造郡地誌。 【岩出山村】 西東昌寺澤松澤南細峰金澤の山嶽に沿ひ東北荒雄内川の二川を帯ぶ運輸便ならず薪炭乏しからず。

【鳴子村】 西南北三面山嶽圍繞し、東僅に開け平坦にし西南隅國見峠以北二ツ森前森角嶋大葉等延亘、西北隅なる輕井澤以東後花淵花淵鷺ノ巢放ノ森の諸山を負ひ、東南隅湯沼に對し其西北越戸桃櫻澤屏風岩後平水等の諸山に亘り、中間大谷川東流して東荒雄川を帯ぶ。羽前路は東より西に直に通ずる路甚險なり、運輸便ならず。薪炭乏しからず。

【新田村】 全地平坦にして田圃たり南に澁井川北に清水川を帯ぶ。運輸便利、薪炭乏し。

【大崎村】 全地稍平坦にして、北内川を帯ぶ、陸運便利、薪炭乏し。

【清水村】 北五福院檀山を負ひ、中央に荒雄川南に内川清水川の二川を帯ぶ。運輸便利、薪炭乏し。

【下野目村】 東向山座々良木山北雨生澤砂田の山岳を負ひ南々原に沿ふ西平坦にして荒雄川中間を東流す運輸不便、薪炭に富む。
 【南澤村】 東平坦にして南澤川村の中間を東流し、西北横山東昌寺澤山の二山を負ひ、唐猫平の曠野東南に連り池田勝膳宮守の原野たり。運輸便ならず、薪炭乏しからず。
 【上野目村】 南開け稍平坦にして荒雄川西より東に流れ、東惣加理村木欠の山岳にして、西北の松平山に沿ひ其以東十文字三口の廣原たり。陸運便利、薪炭乏しからず。
 【下一栗村】 東西半ば開け平坦にして、東北より以西に片岸岸岩の澤西久保の山岳を負ひ、南牛ノ瀬山に對して、荒雄川を帶ぶ。陸運便利、薪炭乏しからず。
 【池月村】 中間僅に開け稍平坦にして荒雄川を帶ぶ、東連ノ澤愛宕の兩山に沿ひ南松澤立街道南峰森の山嶽に對し、西小黒崎山あり其以北上原の曠野にして、其東北大土前山を負ふ。運輸便ならず、薪炭乏しからず。
 【上山里村】 東僅に開け稍平坦にして他の三面皆な山岳を以て圍繞し、東南隅に袋山突出し以南に北の澤山あり、以西樋田山より岩澤山小倉山に連り、西北隅大森山あり其以北若荷森警固森大深澤牛潛北澤出龍等の諸山に延亘して、中間葭野小松の二川貫流し運輸便ならず、薪炭乏しからず。
 【下山里村】 中間僅に開け稍平坦にして葭野小松の二川を帶ぶ、東宿澤栗木澤の兩山に沿ひ南岩下北ノ澤の諸山に對し、西北々山蕪澤の山岳を負ひ運輸便ならず、薪炭乏しからず。
 【大口村】 東西僅に開け稍平坦にして中間荒雄川貫流して南北全く諸山圍繞せり。西南隅に長沼山あり以東大野山より中森山等に連り、東南隅に田初原の曠野に對し北六角高森の山岳にして以西放ノ森より沼井等の山岳を負ひ、運輸便ならず、薪炭乏しからず。
 【名生定村】 東小黒崎山に沿ふ、其以北は上原の曠野にして西南隅に六杯瀧西の諸山より以東不動山に連亘して横山原に對し西に下原の曠野ありて其以北は東畝澤山より以東、澗澤一本嶽の諸山に連り中間の東西僅に開け稍平坦にして、西より東へ荒雄川を帶ぶ。運輸便ならず、薪炭乏しからず。

第三節 氣候

郡の西北山を負ふ。夏涼冬寒、華氏極暑約八十度極寒約二十度。東南地帯に在りては、夏炎冬寒、華氏極暑八十八度極寒二十四度。町村を列記する下の如し。

【岩出山町】 當地の氣温は概して寒冷、殊に一、二月最も低く七、八月に至り最も高し、年平均温度十度前後なり。降水量亦概して多き方にて、夏季最も多く秋冬の交最も少し、年平均降水量千二百耗前後に達す。雪は十二月より翌年三月までの間に多く、積雪尺餘に達する降雪珍しからず、往々にして四月に入りて降ることあり。

昭和二年四月より翌三年三月に至る、石巻測候所雨量觀測所(岩出山尋常高等小學校)に於ける降水量月別に示せば次の如し。

四月	一八三・四耗	五月	一一一・四耗	六月	八九・六
七月	一〇六・二	八月	二二四・三	九月	一三一・一
十月	一〇六・七	十一月	四四・九	十二月	五〇・四
一月	一三二・六	二月	八七・九	三月	六〇・七
計	一三二八・六				

湿度は七、八月多濕にして一、二月最も乾燥せり。風は概して春季に多く夏季少し、秋冬の交より春にかけては北西の風多く、春夏の交より秋にかけて南東の風多し。

【鳴子町】 夏は山氣掬すべきものあれども冬は積雪深く且西風烈しく爲に吹雪勝々として咫尺を辨ぜざるに至ること稀

【】ならず、今大正十年の統計を表示せん。

月	氣温平均	平均最高	平均最低
一月	九、五	三、一	九、〇
二月	九、三	三、一	九、〇
三月	〇、五	四、四	九、〇
四月	二、四	七、九	九、〇
五月	三、二	七、九	九、〇
六月	三、一	七、九	九、〇
七月	一、七	三、八	九、〇
八月	一、七	三、八	九、〇
九月	四、九	一、一	九、〇
十月	一〇、〇	六、二	九、〇
十一月	一〇、〇	六、二	九、〇
十二月	一〇、〇	六、二	九、〇

大正十年月	平均	最大	最小
一月	七、一	一〇、一	四、一
二月	六、〇	九、〇	三、〇
三月	六、三	九、三	三、三
四月	六、三	九、三	三、三
五月	六、三	九、三	三、三
六月	六、三	九、三	三、三
七月	六、三	九、三	三、三
八月	六、三	九、三	三、三
九月	六、三	九、三	三、三
十月	六、三	九、三	三、三
十一月	六、三	九、三	三、三
十二月	六、三	九、三	三、三

大正五年月	雨雪回数	雨雪の量
一月	三	四〇六、二耗
二月	二	一〇二、一
三月	二	一〇三、九
四月	二	一〇三、九
五月	二	一〇三、九
六月	二	一〇三、九
七月	二	一〇三、九
八月	二	一〇三、九
九月	二	一〇三、九
十月	二	一〇三、九
十一月	二	一〇三、九
十二月	二	一〇三、九

大正十年 月 日 平均 最大 速度

大正十年 月 日	平均	最大	速度
一月二日	六、四	三、八	
四月十五日	四、五	三、五	
七月七日	二、四	二、四	
十月三十日	二、一	一、七	
大正九年 月 日	四、〇	三、五	

大正十年 月 日 平均 最大 速度

大正十年 月 日	平均	最大	速度
二月十八日	六、〇	三、七	
五月廿八日	二、八	二、四	
八月九日	二、四	二、四	
十一月五日	四、九	一、六	
大正十年 終 日	四、二	一、二	

大正十年 月 日 平均 最大 速度

大正十年 月 日	平均	最大	速度
三月廿一日	六、〇	三、七	
六月十二日	二、五	二、七	
九月廿一日	二、〇	一、〇	
十二月十六日	五、六	二、〇	
大正十年 終 日	四、二	一、二	

大正十年 月 日 平均 最大 速度

大正十年 月 日	平均	最大	速度
四月廿一日	六、〇	三、七	
七月廿一日	二、五	二、七	
十月廿一日	二、〇	一、〇	
十二月廿一日	五、六	二、〇	
大正十年 終 日	四、二	一、二	

【鬼首村】 山岳疊重、村の平均高度一千五百尺餘、人家のみ在する荒雄川沿岸地帯にして尙一千尺内外なるを以て、氣温概して低し。随つて夏季及び春秋の季節は短く、冬季降雪の期間に長し。雨雪量、六月初夏の候と十一、十二月初

冬に概して多しとす。風、季節風の影響に依り、夏季は東南風冬季に西北風多きを例とす。本村小學校内設置の鬼首観測所の記録を左に抄記する。

最高温度。三十五度(大正十一年八月廿一日及十三年八月十一日)

最低温度。零下十八度八分(大正五年二月二十三日)

年平均温度。十度一分五(大正十三年平均气温)

一年間の降水量。最多、二三六九、五耗(大正六年)最少、九六六、五耗(大正十一年)平均、一八九五、六耗(大正二年一月より十三年十二月まで十二ヶ年の平均)

冬期の雪は、十月十一月の交にありて、翌年四月上旬又は三月下旬に至るを通例とし、積雪は四五尺位のものなるも山地に至れば六七尺を通例とす。解雪の始めは四月上旬にして、平地は平年四月中旬に消えるも山地は五月上旬に尙残雪を看る。禿岳、須金岳寺の谷間には七月下旬まで残雪を見るを通例とす。梅花は四月下旬、櫻桃李は五月上旬に開花す。

【川渡村】 夏、東風起るときは雲西に走れば、必らず降雨となり、西風に變ずれば雲を拂ひ雨を霽らすを常とす。「花淵山に霞か、れば必ず雨と爲る」との里諺百發百中殆んど相違することなし。冬、西風強きも奥羽山脈の水蒸氣を遮り、隣縣山形縣に比し、

【一栗村】 一歳中雨雪共に多く嚴寒に至りては積雪尺餘に至る尠からず、風向は山脈の方向に従ひ稍一定せるもの、如く、秋分より春分に至る間常に西北風多し。酷暑は華氏の九十度に昇り嚴冬三十度より五十度の間を昇降せり。最近五ヶ年間の温度を示せば左の如し。
最近五ヶ年間各月温度(上野目小學校職員室)

月	最高温度					月	最低温度				
	十三年	十四年	十五年	二年	平均		十三年	十四年	十五年	二年	平均
一月	五	五	四	五	五・〇	一月	元	元	三	三	三・二
二月	五	五	四	五	五・〇	二月	三	三	三	三	三・八
三月	三	五	五	五	五・八	三月	四	四	四	四	四・七五
四月	六	六	六	六	六・二	四月	四	四	四	四	四・七五
五月	七	七	七	七	七・二	五月	五	五	五	五	五・〇
六月	七	七	七	七	七・八	六月	五	五	五	五	五・二
七月	六	六	六	六	六・二	七月	三	三	三	三	三・八
八月	六	六	六	六	六・〇	八月	七	七	七	七	七・六
九月	八	八	八	八	八・六	九月	六	六	六	六	六・二
十月	六	七	七	七	七・〇	十月	五	五	五	五	五・六
十一月	三	三	三	三	三・六	十一月	三	三	三	三	三・八
十二月	六	五	五	五	五・八	十二月	三	三	三	三	三・〇

【西大崎村】 氣候は概ね温暖にして寒暑の差少なく、一年中最も寒きは一月にして最も暑きは八月なり。風は秋季より春季に掛け、西北風或は北風多く、夏季は南東風多し。雨量、初霜、初雪等年により異れども、初霜、多くは十月にして、初雪は十一月に多し。雨量は大方千ミリ米内外にあり、以下大正十年より大正十四年にあたる五ヶ年間の氣象統計表を左に示す。

年別事項	晴天日數	曇天日數	雨天日數	雨量	最低温度	初霜ノ月	晩霜ノ月	初雪ノ月	晩雪ノ月
大正十年	一六・五	九・五	七〇	一	一	二〇	四	二	三

大正十一年	一五・三	二・三	五・五	九〇・八	(一)三	二	四	二	三
同十二年	一五・五	二・五	五・一	六四・五	(一)四	一〇	五	二	三
同十三年	一八・四	三・一	三・五	六六・六	(一)〇	一〇	五	一〇	三
同十四年	一五・五	二・七	四・五	一一・五	(一)二	一〇	五	三	三

【東大崎村】概して寒暖の差異甚しからず、又雨量は六、七月多量を示すも、雨量の平均農作物に適順せり。大正五年以降温度の高低表(華氏)を掲ぐる左の如し。

最低	大正五年 一月六日 三度	六年 一月廿四日 三度	七年 一月七日 三度	八年 一月四日 五度	九年 一月十五日 五度	十年 一月八日 三度	十一年 一月八日 三度	十二年 二月三日 三度	十三年 二月三日 三度	十四年 二月十二日 三度	平均 三度
最高	八月九日 九度	八月九日 九度	七月廿一日 九度	七月廿四日 九度	八月十二日 九度	八月十一日 九度	八月廿二日 九度	八月十三日 九度	八月九日 九度	八月廿一日 九度	九度
初雪	十二月七日	十二月廿四日	十二月三日	十一月十日	十一月十日	十二月七日	十二月七日	十二月十日	十二月十日	十二月十日	九〇・五

第四節 山 岳

鬼首村鳴子町に在りては古來より著名の高山峻嶺各所に介在すると雖も、其他の町村地帯に在りては丘陵高臺に過ぎざるべし。西大崎村の南部に國見山系統に最高二百尺の臺地、北部に花淵山系統に屬する、荒雄河岸の斷丘に二百尺の臺地あり。東大崎村北部三丁目即ち栗原郡宮澤村小林に隣接する脊梁地點に四九・五米の丘陵を最とし、之れに亞ぐに小學校附近に海拔二九・六米の丘陵あるのみ。左に鬼首村鳴子町川渡村の高峰を列記し併せて考証を記載する下に。

宮城縣縣治一斑。 禿ヶ嶽。玉造郡鬼首村にあり、海拔四千六百四十四尺、登口より一里十八町。
 荒雄山。同郡同村にあり、海拔三千二百四十八尺、登口より三里。
 安永風土記書出。 鳴子村。花淵山。耳つく山。遠鈴山。輕井澤山。水上山。國見山。二ツ森。放レ森山。右八ヶ山高山也、丁數相知不申候。
 大口村。大倉山。胡桃嶽。長沼山。大野山。横山。六角山。但右六つ共高山に而丁數相改可申様無御座候間申上兼候。
 【鬼首村】 荒雄岳。九八四・二米、鬼首村の中央に位置し、全山火成岩なれども、麓は大部分水成岩(凝灰石)なり、山中所々に温泉湧出し、又山の中央に近き所に硫氣孔あり。
 山猫森。(三四・四米)村の北端秋田縣との境にあり。
 竹ノ子森。(一一二五・四米)山猫森の西南につき須金岳に接し、同じく秋田縣境にあり。
 須金岳。(一二四三・〇米)竹ノ子森の更に西南につき東西に長く秋田縣に跨りて蜿蜒鬼首村の北境を限る。全山火成岩(多く花崗岩)より成る。

軍澤岳。(一一九三・五米)一名拳が森といひ、宮城・山形・秋田三縣に跨る。

大嶺山。(一一一九・七米)本村の西北山形縣と境する所にあり。

小嶺山。禿ヶ岳(一二六一・七米)同村の西境山形縣に跨りて本村否本郡第一の高山にして全山殆んど花崗岩より成る。此の山は一に神室山とも書く。

小柴山。(一〇五五・八米)小柴大柴共に村の西南境にあり。

大柴山。(一〇九六・〇米)山形縣及鳴子町に跨る。

片倉森。(一〇四〇・六米)同村の北部軍澤と仙北澤との間にあり、中腹に大森あり、その下に大森平あり。

花淵山。(九八四・九米)鳴子町の西北にあり、東西二峰に分る通稱西花淵。東花淵と云ふ、東花淵の山頂に沼あり。

半依山。(五九・一米)鳴子町岩淵より鬼首村に通ずる荒雄川の沿岸にあり、風穴の名古來より高かし、

奥羽山。(七六八・一米)鳴子町の西方にあり、

胡桃岳。(四六一・四米)尾ヶ岳。(四六二・〇米) 烏ヶ森。(三九六・〇米) 共に鳴子町の東境にあり、瀉沼を圍む。

【川渡村】 本村の山岳は多くは奥羽山脈に屬し、三條山・六角山・尾ヶ岳・鳥屋山等多くの峰巒連亘し、平地と雖も海拔一百米を下るの地殆どなく、地理學上の平野と稱すべきものは只荒雄川の沿岸に於て獨長なる耕地を見るのみ、他は殆ど二百米以上の山岳丘陵を以て村をうづむ、今左に域内に於ける主なる山岳を示せば、

- 三角點 六一九・四米。尾ヶ岳 四六二・〇米。鳥屋山 四四九・〇米。蜂ヶ森 三五六・〇米。三角點 三四九・三米
- 三角點 三〇六・五米。小黑崎山 二四四・六米。

【一栗村】 村の西北隅に近く名生法山。二八〇米、聳え東北には片岸山・岩ノ澤山・西久保山を負ひ、西に荒雄川を距て、牛ノ瀬山あり。東南は十文字、三口の高原によりて大平山掛木欠山等の諸山に連る。

西久保山。(池月にては愛宕山と稱す)は高さ十丈周圍一里十八丁、村の東部にあり嶺上より二分し東方下一栗に屬し

西方は池月に屬す山脈の東方岩の澤山に連る。

片岸山。(上野目にて松平山と稱す)は高さ八丈周圍一里三十町、村の東北方にあり嶺上より二分し、東方は天王寺西方は下一栗に屬す北方は古館山に連る。

古館山。高さ十一丈周圍一里西方西久保山に連る。登路一條にして片岸谷より登れば嶮阻なれ雖も近し。

岩ノ澤山。(池月にては遅ノ澤山と稱す)は高さ五丈周圍二十町、村の東北方嶺上より二分し、南方下一栗北方池月に屬す。西方は西久保山に連る溪流を發し眞山村に至る。

牛ノ瀬山。(岩出山町池月にては松澤山と稱す)は高さ二十丈周圍二里二十六町、村の西南方にあり嶺上より三分し、

東南方は岩出山町に屬し、西方池月北方下一栗に屬す。山脈の西方は池月區立街道山に連る。

天王山。高さ七丈周圍一里七丁村の東南にあり、東方大保山西方片岸山に連る。山谷山。高さ六丈五尺周圍一里西方

天王山に連る。

大保山。高さ七丈周圍一里山脈の東方惣加里山西方天王山に連る。九十九澤山。高さ六丈周圍一里二十五丁。

惣加里山。(西大崎村にては雨生澤山と稱す)高さ八丈周圍六里、村の東南隅にあり嶺上より三分し、東方は栗原郡

清瀧村、南方は西大崎村西方は本村に屬す。山脈の西方惣加里山に連る。

大平山。(西大崎村にては向山と言ふ)高さ七丈周圍五里村の東方にあり、嶺上より四分し東方栗原郡宮澤村清瀧村に

より三分し東北栗原郡山田村に属し南本村に属し西上野目村に属す。山脈西上野目村大保山に連り樹木鬱葱。向山、上野目村にて大平山と云ふ。凡高七丈周圍五里村の北方にあり、嶺上より四分し東栗原郡嵯峨村及び同郡山田村に属し西上野目村に属し南本村に属す。山脈南座々良木に連る樹木生せず。座々良木山、清水村にて五福院檀山と云ふ。凡高八丈周圍二里三十町村の中央より東方に連る、嶺上より二分し東南清水村に属し西北本村に属す。山脈西北向上に連る樹木生せず。南山、岩出山村にて細峰山と云ふ。凡高六丈周圍六里五町村の西南にあり、嶺上より二分し東南本村に属し西北岩出山村に属す。山脈西岩出山村東昌寺澤山に連る樹木生せず。南原山、岩出山村にて轟山と云ふ。凡高五丈周圍二里八町村の西南にあり、嶺上より二分し東南本村に属し西北岩出山村に属す。山脈西岩出山東昌寺澤山に連る樹木生せず。

【南澤村】 横山、凡高九十丈周圍五里十四町村の西方にあり東半腹より西方に亘り大口村に属し東本村に属す。山脈北大口村鳥屋山に連り樹木疎生す。溪流一條深五寸より一尺に至る廣三尺より一間に至る、下流南澤川となる。東昌寺澤山、池月村にて立街道山と云ふ、凡高二十五丈周圍六里十四町十四間村の西北にあり、嶺上より三分し東岩出山村に属し西北池月村に属し南本村に属す。山脈東方岩出山村細峰山に連り西北池月村峰森山に連る樹木生せず。

【上野目村】 太平山、下野目村にて向山と云ふ。凡高七丈周圍五里村の東南にあり、嶺上より四分し東は栗原郡嵯峨村及び同郡山田村に属し西本村に属し南上下野目村に属す。山脈南下野目村座々良木山に連る樹木生せず。惣加理山、下野目村にて南生澤山と云ふ。凡高八尺周圍六里村の東南にあり嶺上より三分し東北栗原郡山田村に属し南下野目村に属し西本村に属す。山脈西大保山に連る樹木鬱葱。朴木欠山、下野目村にて砂田山と云ふ。凡高六丈周圍六里村の東方に孤立す。嶺上より三分し東は栗原郡山田村に属し南下野目村に属し西北本村に属す。樹木鬱葱。山谷山、凡高六丈五尺周圍一里村の北方にあり、山脈西天王山に連る樹木鬱葱。大保山、凡高七丈周圍一里村の中央にあり、山脈西天王山に連る樹木鬱葱。九十九澤山、凡高六丈周圍一里二十五町村の北方に孤立す。樹木鬱葱。松平山、下一栗村にて片岸山と云ふ、高八丈周圍一里三十町村の西方にあり、嶺上より二分し東南は本村に属し西北下一栗に属す。山脈西下一栗村古館山に連る樹木鬱葱。天王山、凡高七丈周圍一里十二町村の西方にあり、山脈西松平山に連る樹木鬱葱。

【下一栗村】 片岸山、上野目村にて松平山と云ふ。凡高八丈周圍一里三十町村の東方にあり、嶺上より二分し東南は上野目村に属し西北は本村に属す。山脈西古館山に連る樹木鬱葱。岩ノ澤山、池月村にて遅ノ澤山と云ふ。凡高五丈周圍二十町村の北方にあり、嶺上より二分し東北は池月村に属し西南は本村に属す。山脈西池月村銘澤山に連る樹木鬱葱。古館山、凡高十一丈周圍一里村の北方にあり、山脈西方西久保山に連る樹木鬱葱。登路一條本村より右折し字片岸より上る高三十町險なり、溪流一條深八寸廣一間下流津久毛堀となる。西久保山、池月村にて愛宕山と云ふ、凡高十丈周圍一里十八町村の西方にあり、嶺上より二分し東南は本村に属し西北池月村に属す。山脈北池月村高森地山に連る樹木鬱葱。牛ノ瀬山、岩出山村池月村にて松澤山と云ふ、凡高二十丈周圍二里二十六町村の西南にあり、嶺上より三分し西北は池月村に属し東本村に属し南は岩出山村に属す。山脈西池月村立街道山に連る樹木生せず。

【池月村】 遅澤山、下一栗村にて岩ノ澤山と云ふ。凡高五丈周圍二十町村の東方にあり、嶺上より二分し東北は本村に属し西南は一栗村に属す。山脈西銘澤山に連る樹木鬱葱たり。山神山、凡高八丈周圍一里二十町村の東方にあり、山脈西高築地山に連る樹木鬱葱。登路一條本村より右折し字菅生より上る高十町險ならず。愛宕山、下一栗村にて西久保山と云ふ。凡高十丈周圍一里十八町村の東方にあり、嶺上より二分し東南は下一栗村に属し西北は本村に属す。山脈北高築地山に連る樹木鬱葱。登路一條本村より左折し字木元より上る高三町險ならず。小倉山、凡高十五丈周圍二里十町村の北方にあり、南半腹より二分し南は本村に属し東西上山里村に属す。山脈西大土前山に連る樹木鬱葱。高築地山、凡高十二丈周圍二里三十町村の東北にあり、山脈北大土前山に連る樹木生せず草を生ず。登路一條本村より右折し字大堤谷より上る高十二町險なり、溪流一條深五寸廣二間下流遅ノ澤堀となる。銘澤山、凡高五丈周圍三里村の南方にあり、山脈北高築地山に連る樹木鬱葱。登路一條本村より右折し字山口より上る高二町險なり、溪流一條深五寸廣一間下流山口堀となる。山口山、凡高三丈周圍一里三十町村の東方にあり、山脈西大日影山に連る樹木鬱葱。名生法山、凡高二十丈周圍一里村の北方に在り、山脈西大日影山に連る樹木鬱葱。登路一條本村より右折し字三口谷より上る高十三町險なり、溪流一條深一尺廣一間下流山口堀となる。大土前山、上山里村にて大森山と云ふ。凡高十丈周圍四里村の北方にあり、嶺上より三分し東は山里村に属し南は本村に属し西北栗原郡長崎村に属す。山脈東上山里若荷森山に連る樹木なく草を生ず。大日影山、凡高七丈周圍一里村の北方にあり、山脈名生法山に連る樹木鬱葱。桂森山、凡高十五丈周圍二里村の北方にあり、山脈西松保土山に連る樹木鬱葱。松保土山、凡高十丈周圍一里村の西北に在り、山脈東桂森山に連る樹木鬱葱

黒崎山、凡高二十丈周圍二里村の西方にあり、嶺上より二分し東南は本村に屬し西北名生定村に屬す。山脈北名生定村日向山に連る樹木鬱蒼。松澤山、下一栗村にて牛ノ瀬山と云ふ。凡高二十丈周圍二里二十六町村の南方にあり、嶺上より三分し西北は本村に屬し東下一栗村に南は岩出山村に屬す。山脈西岩出山村東昌寺澤山に連る樹木南は鬱蒼、東西北は樹木なく草を生ず。繪圖澤山、凡高六丈周圍三十二町村の南方にあり、山脈西羽黒山に連る樹木鬱蒼。羽黒山、凡高十丈周圍二十町村の南方にあり、山脈西待井山に連る樹木鬱蒼。登路一條本村より右折し字羽黒下より上る高二十町險なり。待井山、凡高五丈周圍四十八町村の南方にあり、山脈西堀切澤山に連る樹木鬱蒼。登路一條本村より左折し字待井より上る高十二町險なり。小森山、凡高五丈周圍一里三十町村の南方にあり、山脈南堀切澤山に連る樹木鬱蒼。堀切澤山、凡高三丈周圍一里村の南方にあり、山脈南立街道山に連る樹木生せず。立街道山、岩出山南澤兩村にて東昌寺澤山と云ふ。凡高二十五丈周圍六里十四町十四間村の南方にあり、嶺上より三分し西北は本村に屬し南は南澤山に屬し東岩出山村に屬す。山脈東南岩出山村細峰山に連る樹木生せず。蜂森山、凡高九丈周圍一里村の西南にあり、山脈西館山に連る樹木鬱蒼。登路一條字館下より上る高一里八町險なり。溪流一條深八寸廣一間三尺下流大澤堀となる。館山、凡高六丈周圍四里村の西南にあり、山脈南方南蜂森山に連る樹木鬱蒼。登路一條本村より右折し字館下より上る高一里險ならず。溪流一條深五寸廣一間三尺下流大澤堀となる。南蜂森山、凡高四丈周圍二里村の西南にあり、山脈北館山に連る樹木生せず。

【上山里村】 袋山、凡高十丈周圍一里六町村の東南にあり、嶺上より三分し東は下山里村に屬し西本村に屬し南北は栗原郡清瀧村に屬す。山脈西北の澤山に連る樹木生せず。折口山、凡高八丈周圍二十町村の南方にあり、山脈西金堀山に連る樹木鬱蒼。北ノ澤山、凡高五丈周圍三十三町村の南方にあり、北半腹より二分し東西南は下山里村に屬し北は本村に屬す。山脈北金堀山に連る樹木鬱蒼。金堀山、凡高八丈周圍四十八町村の南方にあり、山脈西沼田山に連る樹木鬱蒼。岩下山、凡高十丈周圍四里十八町村の東南方にあり、東西の半腹より三分し東は栗原郡清瀧村に屬し西は本村に屬し南北は下山里村に屬す。山脈西樋田山に連る樹木鬱蒼。樋田山、凡高十丈周圍三里十八町村の南方にあり、東半腹より四分し東栗原郡清瀧村同郡山田村本郡下山里村の三村に屬し西南北本村に屬す。山脈西岩ノ澤山に連る。樹木鬱蒼たり。岩澤山、凡高十五丈周圍十八町村の西南にあり、山脈東樋田山に連る樹木鬱蒼。澤田山、凡高十二丈周圍一里十四町村の西南にあり、山脈西北南澤山に連る樹木鬱蒼。沼田山、凡高十丈周圍一

里五町村の南方にあり、山脈西澤田山に連る樹木鬱蒼。毘沙門山、凡高八丈周圍二十三町村の南方にあり、山脈西澤田山に連る樹木鬱蒼。坊歸山、凡高十三丈周圍一里二十町村の南方にあり、山脈西南澤山に連る樹木鬱蒼。南澤山、凡高十三丈周圍二里二十町村の西方にあり、山脈西小倉山に連る樹木鬱蒼。溪流一條深一尺廣一間下流南澤堀となる。小倉山、凡高十五丈周圍二里十町村の西方にあり、南半腹より二分し南は池月村に屬し東西北は本村に屬す。脈西大倉山に連る樹木鬱蒼。大森山、池月村にて大土前山と云ふ。凡高十丈周圍四里村の西方にあり、嶺上より三分し東は本村に屬し南は池月村に屬し西北栗原郡長崎村に屬す。山脈東若荷森山に連る樹木なく草を生ず。若荷森山、凡高十五丈周圍三里十八町村の北方にあり、嶺上より二分し東南は本村に屬し西北は栗原郡長崎村に屬す。山脈東大深澤山に連る樹木鬱蒼。蜂森山、凡高十五丈周圍二里十八町村の西北にあり、山脈北若荷森山に連る樹木鬱蒼。八幡山、凡高十五丈周圍二里十五町村の西方にあり、山脈西蜂森山に連る樹木鬱蒼。山田山、凡高十二丈周圍一里十町村の西北にあり、山脈西八幡山に連る樹木鬱蒼。菅澤山、凡高十二丈周圍三里十五町村の東北にあり、山脈北警固森山に連る樹木鬱蒼。大深澤山、凡高十二丈周圍三里二十町村の東北にあり、嶺上より二分し東南は本村に屬し西北は栗原郡長崎村に屬す。山脈東牛澤山に連る樹木鬱蒼。牛澤山、凡高十丈周圍一里十八町村の東北にあり、嶺上より二分し東南は本村に屬し西北栗原郡長崎村に屬す。山脈西大深澤山に連る樹木なく草を生ず。北澤山、凡高十丈周圍一里十町村の東北にあり、山脈西大深澤山に連る樹木鬱蒼。出龍山、下山里村にて龍澤山と云ふ、凡高十二丈周圍四里二十四町村の東方にあり、嶺上より二分し東北は下山里村に屬し西南は本村に屬す。山脈北方北澤山に連る樹木鬱蒼。山王山、凡高十丈周圍一里十町村の東方にあり、山脈西菅ノ澤山に連る樹木鬱蒼。

【下山里村】 宿澤山、凡高三丈周圍二十八町二十間村の南方にあり、嶺上より二分し東西南は栗原郡清瀧村に屬し北は本村に屬す。山脈北栗木澤山に連る樹木なく草を生ず。栗木澤山、凡高五丈周圍二十九町四十間村の東南にあり、嶺上より三分し西南は栗原郡清瀧村に屬し東僅に同郡小山田村に屬し其他悉く本村に屬す。山脈栗原郡清瀧村の明神山に連る樹木鬱蒼。登路一條本村より右折し字八幡より上る高三町險ならず。袋山、凡高十五丈周圍一里六町村の南方にあり、嶺上より三分し東は本村に屬し西は上山里村に屬し南北は栗原郡清瀧村に屬す。山脈西北の澤山に連る樹木生せず。登路一條本村より左折し字袋より上高三町險

ならず。北ノ澤山、凡高五丈周圍三十三町村の西方にあり、北半腹より二分し東南は本村に屬し北は上山里村に屬す。山脈北上山里村の金堀山に連る樹木鬱葱。岩下山、凡高十丈周圍四里十八町村の西南にあり、東西の半腹より三分し東は栗原郡清瀧村に屬し西は上山里村に屬し南北悉く本村に屬す。山脈西樋田山に連る樹木鬱葱。登路一條本村より左折し字要害より上る高三町險ならず。樋田山、凡高十丈周圍三里十八町村の西南にあり、東半腹より四分し東は栗原郡清瀧村同村山田村本村の三村に屬し西南北悉く上山里村に屬す。山脈西上山里村岩ノ澤山に連る樹木鬱葱。薮澤山、上山里村にて出龍山と云ふ。凡高十二丈周圍四里二十四町村の西方にあり、嶺上より二分し東北は本村に屬し西南は上山里村に屬す。山脈北上山里村北澤山に連る樹木鬱葱。北山、凡高十丈周圍二里三十三町四十間村の北方にあり、嶺上より三分し東は栗原郡小山田村に屬し北は同郡柳目村に屬し西南は本村に屬す。山脈西北上山里村牛澤山に連る樹木鬱葱。登路一條本村より右折し字盛館より上る高八町險ならず。

【大口村】 中森山、名生定村にて六杯山と云ふ。凡高二十丈周圍二十町村の東方にあり、嶺上より二分し東南は名生定村に屬し西北本村に屬す。山脈南鳥屋山に連る樹木鬱葱。鳥屋山、名生定村にて瀧西山と云ふ。凡高六十五丈周圍一里二十町村の東方にあり、東半腹より二分し東は名生定村に屬し西南北は本村に屬す。山脈北中森山に連る樹木鬱葱。横山、凡高九十丈周圍五里十四町村の東南にあり、東半腹より西に亘り本村に屬し東は南澤村に屬す。山脈北鳥屋山に連る樹木鬱葱。寶森山、凡高二十丈周圍一里二十町村の南方にあり、山脈東横山に連る樹木鬱葱。溪流一條深二尺廣四尺下流湯澤川となる。舟窪山、凡高二十丈周圍二里十八町村の南方にあり、山脈西大野山に連る樹木鬱葱。溪流一條深三尺廣一間下流湯澤川となる。大野山、加美郡北川内村にて沼平山と云ふ。凡高百四十丈五尺周圍六里二十町村の南方にあり、嶺上より二分し南は北川内村に屬し北本村に屬す。山脈西北長沼山南北川内村吹越山に連る樹木南北は鬱葱其他生せず。長沼山、凡高三十五丈周圍五里二十五町村の西南にあり、山脈北沼井山に連る樹木生せず。沼井山、凡高二十丈周圍一里十町村の西南にあり、山脈東櫻澤山に連る樹木鬱葱。櫻澤山、凡高十八丈周圍二里五町村の西南にあり、嶺上より二分し東南は本村に屬し西北鳴子村に屬す。山脈西同村黒森山に連る樹木生せず。胡桃ヶ嶽、凡高四十丈周圍二里村の西方にあり、嶺上より二分し東南は本村に屬し西北鳴子村に屬す。山脈西櫻澤山に連る樹木生せず。溪流一條深一尺廣三尺下流三郷田堀となる。大桑山嶽、凡高五十丈周圍三里二十町村の西方にあり、山脈西櫻澤山北胡桃ヶ嶽に連る樹木生せず。越戸山、凡高二十丈周圍一里十八町村の西方にあり、嶺上より二分し東南は本村に屬し西北鳴子村に屬す。山脈南胡

桃ヶ嶽に連る樹木鬱葱。放はなレ森山、凡高六十丈周圍三里二十町村の西方にあり、嶺上より二分し東南は本村に屬し西北鳴子村に屬す。山脈西北同村鷹巢山に連る樹木東南は鬱葱其他生せず。溪流一條深一尺廣五尺下流館ノ澤堀となる。赤這山、凡高六十尺周圍四里村の西北にあり、山脈西放レ森山に連る樹木鬱葱。高森山、凡高六十尺周圍三里二十町村の北方にあり、山脈西放レ森山に連る樹木鬱葱。大倉山凡高八十丈周圍三里村の北方にあり、山脈西高森山に連る樹木鬱葱。溪流一條深一尺廣一間下流赤這堀となる。六角峠、凡高七十丈周圍五里三十町村の北方にあり、山脈西高森山に連る樹木生せず。溪流一條深一尺廣三尺下流原堀となる。

【名生定村】 不動山、凡高六十五丈周圍一里三十四町村の南方にあり、山脈西猿渡山に連る樹木鬱葱。溪流一條深一尺廣一間下流山男堀となる。猿渡山、凡高四十丈周圍二十三町村の南方にあり、山脈西釣尾山に連る樹木鬱葱。館山、凡高十五丈周圍十五町村の南方にあり、山脈南釣尾山に連る樹木鬱葱。釣尾山、凡高三十丈周圍二十五町村の南方にあり、山脈南蜂森山に連る樹木鬱葱。蜂森山、凡高七十二丈周圍二十町村の南方にあり、山脈西和田山に連る樹木鬱葱。溪流一條深二尺廣一間下流宿ノ澤堀となる。和田山、凡高七十二丈周圍三十町村の西南にあり、山脈北小身平山に連る樹木鬱葱。溪流一條深一尺五寸廣一間下流八幡澤堀となる。小身平山、凡高二十丈周圍一里六町村の西南にあり、山脈西六杯山に連る樹木鬱葱。瀧西山、大口村にて鳥屋山と云ふ。凡高六十五丈周圍一里三十町村の西南にあり、東半腹より二分し東は本村に屬し西南北は大口村に屬す。山脈北六杯山に連る樹木鬱葱。溪流一條深三尺廣二間字小身上河原に至て白糸ノ瀧となる。六杯山、大口村にて中森山と云ふ。凡高二十丈周圍二十町村の西方にあり、嶺上より二分し東南は本村に屬し西北大口村に屬す。山脈南瀧西山に連る樹木鬱葱。小黒崎山、凡高二十丈周圍二里村の東方にあり、嶺上より二分し東南は池月村に屬し西北は本村に屬す。山脈西日向山に連る樹木鬱葱。日向山、凡高六十丈周圍三十町村の東南にあり、山脈東南小黒崎山に連る樹木鬱葱。登路一條本村より左折し字高泉より上る高十八町險なり。畑山、凡高三十丈周圍三十町村の東方にあり、山脈西前山に連る樹木生せず。小室山、凡高五十丈周圍一里村の北方にあり、山脈西前山に連る樹木鬱葱。登路二條一は本村より左折し字小室より上る高十八町險にして近し一は本村より右折し字關口より上る高十七町易にして遠し。前森山、凡高六十丈周圍一里二十町村の西北にあり、山脈北大澤山に連る樹木鬱葱。登路一條本村より右折し字野際より上る高十八町險なり。大尺山、凡高七十丈周圍一里二十町村の西北にあり、山脈東南前表山に連る樹木生せず。

ず溪流一條深二尺廣二間下流屋敷澤堀となる。東鰯澤山。凡高二十五丈周圍一里十八町村の西北にあり、嶺上より二分し西南は本村に屬し東北栗原郡花山村に屬す。山脈東馬作連山に連る樹木鬱葱、東馬作連山、凡高二十丈周圍一里十二町村の北方にあり、嶺上より二分し西南は本村に屬し東北栗原郡花山村に屬す。山脈西東鰯澤山に連る樹木鬱葱。檜澤山、凡高十五丈周圍一里十二町村の北方にあり、嶺上より二分し西南は本村に屬し東北栗原郡花山村に屬す。山脈西東馬作連山に連る樹木鬱葱。一本嶺山、凡高十三丈周圍一里村の北方にあり、嶺上より二分し西南は本村に屬し東北栗原郡花山村に屬す。山脈西檜澤山に連る樹木鬱葱。

第五節 河川

一、流域

一條の流水にしてその稱號の異なるものあり。水源地帯の地名を川名に擬せしことあり、又貫流地帯の郡郷を川名に冠せしことあり、現時の川名なりし江合川の類之れなり。案ずるに鬼首村の境域に在りては鬼首川と稱せし時代あり。この川鳴子の尿前に至りて、大谷川の朝湊によりて玉造川となり、詩家墨客稱して玉造江又は玉江と云ふ。この川今の荒雄村江合區を貫流す。寛文六年木土混成の架橋工事を施行するに至り、貫流地帯の稱號を直ちに河川に冠して江合川と唱ふに至れり。後ち遠田郡亘理氏の領域に達して涌谷川と稱せり。現代の公稱江合川なりしも水源地帯に因みて荒雄川と稱する記録は往々公簿に散見せり。

江合川。本郡鬼首村の東部荒雄山系荒湯附近の溪谷より發して鬼首村を右に左に回旋し、一條の川體を形成して右岸に十二支流左岸に七支線の澗水滌々合して鳴子町尿前に注ぐ。

右岸十二流。北瀧川・古澤・鎌内澤・保呂内澤・芦野・仙北澤(替伏)・軍澤川・片隅澤・大保川・新井山澤・荒砥澤・寒風澤。
左岸七流。宮澤・吹上澤・赤澤・小保澤・大保澤・宇留川・鷹巢澤。

大谷川。鳴子町の西北輕井澤山の溪澗より發し、山形縣最上富澤村の境界より東南に面し貫流し、鳴子町尿前の地に達し鬼首村より放流せる河川に朝湊す。

安永風土記書出。鳴子村。玉造川、但水上は御國境一ノ迫鬼首村を流落末は桃生郡和澗にて北上川へ落合申候。

大谷川。但水上は出羽新庄御領御國境を流、玉造川へ尿前にて落合申候。

宮城縣縣治一斑。江合川。荒雄川又玉造川と稱す。源を玉造郡鬼首村荒雄山に發し、志田遠田郡を過き桃生郡前谷地村に至り北上川に入る。流域三十里、舟楫の便あり。

新撰陸奥風土記。江合川。玉造川の下流なり、志田郡古川の驛北を流る。本舟渡(寛文六年假土橋懸長四十三間幅二間半)涌谷の北を過、和澗のこなた吉住の南にて北上川へ落つ。

鳴子町尿前に至りて二川合流して本郡及び志田遠田二郡の耕土を潤し北上川に合流して石卷灣に朝向せるは上記の如しその河川の幅員の廣狹一ならず、最廣なるもの大口の五町岩出山の四町、名生定。上野目の三丁、清水鳴子池月一町三十間にして、又最狹なるもの新田の三間三尺、下野目の三十五間なりき。而して江合川左右の兩岸に堤塘を築造して岸を護りし起工は、藩祖政宗領土を保有せし以來の施設なり、その以前に在りては江合川は今の古川町を貫流して三本木村に至りて小野田川(三本木川)合流せられたり。政宗耕土を拓き糧食を豊かにし領民をして安定せしむるがため堤塘を築いて洪水の氾濫を防ぎ、荒蕪の地を開拓せしむるに一門又名門の百姓に命を下せしことあり。伊達彈正の今の荒雄村馬寄區敷玉村石森區の耕土、又は遊佐平左工門の志田、遠田に新田を拓かしたるの史實之なり。灌溉用水の水源悉く江合川の水流を擧用せり。而して江合川の流域變更及び新田開拓の考証を列舉する左に。

觀跡聞老志。玉造川或稱玉造江。其河原出千仙北自中山、出合鬼首川。過鳴子大口岩手山中新田三本木松山、經小野濱市入海也同、玉造川。或稱玉造江。其河源出千仙北中合鬼首川。過鳴子大口。分岩手山與下一栗之間作二澗。其南過岩手夜鳩過千古川北

江合橋。過敷村到浦谷城東。合干來神佐沼川二流。而其末入干海。

岩出山邑家譜。家祿増減の事、玉造郡拾五個村拙若知行の内田畑新田に相成る分百七十壹丁五反歩有之を申受度出願せしに願の如く許可せられ、且又志田郡鷹巢村知行添にて野谷地新田申受け、右所々新田開發し起高八拾五貫參百參拾六文の所知行高に拜領し、總計高千五百貳拾參貫六百六拾四文に相成りたり。

要するに江合川即ち荒雄川の氾濫を防禦し、耕土を開き糧食の増收を企圖するがため、灌溉用水の幹線を江合川に需め、更らに數條の水路を新設補修し、堰堤樋門を建設するが故に、地名を採擷して河川の名稱を定めたるが如し。江合大谷の二川を除き、岩出山町に内川清水川、東大崎村に澁井川大江川緒絶川、西大崎村に南澤川、眞山村に葎野川小松川、川渡村に槻澤川湯澤川等ありて水田を耕す。

江合川(荒雄川)、往時に在りて穀菽輸送の水路に應用せしことありしも、現時に在りては専ら灌溉用水に供用するを以て主體とす、爲め幾數個の堰樋を建設し數線の溝路を開鑿して水田に注ぐ。殊に平野地帯に於て此の種の土功を施設するもの最も多ふしとす。又高原地帯に於ては天水を貯藏せんがため地形を考察し、池塘を穿ちて貯水池と爲し所用の水量を保持するに勉めり。爰に毎町村に就き水路の名稱を記し併せて考證を録する下の如し。

【鳴子町】 荒雄川は鬼首村に發し迂曲して本町に入り尿前にて大谷川と合して東流し、本町の大部を濕し川渡村に入る下流を江合川と云ふ。大谷川は西分水嶺に發し山谷穿つ、二川共に急流岩石を磨するの豪壯復よく筏を浮ばす。

【岩出山町】 本町北東部を境せる江合川あり、同川に堰堤を築き通水せる用水路、内川は本町市街を貫流し、松澤川・蛭澤川・金澤川の谿流を合し本町東部の耕土を濕し、遠く大崎耕土に至り灌溉の便に供用す。

【西大崎村】 江合川は鳴子町川渡村一栗村岩出山町を経て本町に入り、下野目地方を東南に貫流して東大崎村に入る。清水川・南澤川・内川あり、内川は岩出山町に發源し、清水・南澤の二川は源を本村に發す。

上堰は本村南澤に水源あり、本村南澤及び東大崎村志田郡志田村の耕土に灌溉す。岩出山大堰、岩出山町に於て江合川より分流し、岩出山町西大崎村東大崎村及び志田・遠田の二郡に渉る。ニツ石堰。一栗村に於て江合川より分流し、本村山際部落に灌水す。

二、町 村 別

【川渡村】 本村の中央を東西に貫流する江合川は鬼首村荒雄岳瀧澤に其の源を發し、迂曲本町に入り、貫流して東に走る。河岸に狭長の平地あり、大口・名生定に至りて稍廣し、赤湯の稍々上流にて引きたる江合水電の水路は江合川の水の過半を入れ、赤這を流れ上川原・鍛冶谷澤・名生定を鐵道線路と殆ど並行に流れて一栗村の發電所に至る。江合川の支流には南岸に注ぐものには築澤川・湯澤川あり、北岸に注ぐものには赤這澤・館野澤等なり。

【一栗村】 江合川。昔時荒雄川又は玉造川と稱し舊記には上野目區内流程一里十丁四十八間、最深五尺最淺三尺最廣三丁最狭二町、急流にして水清く舟筏通せず堤防なしとあり、明治四十三年八月十二日の大洪水に際し沿岸の田圃流失し、川原と化せし面積夥しく河身亦歲々の出水により位置一定せず、川渡村より來り略東南流して岩出山町西大崎村界に至る流程一萬二千九百米あり(約三里一丁十間にして參謀本部測量)

【東大崎村】 川の大なるものを江合川とす、之に次ぐもの内川・澁井川・清水川とし、水田六百三十六町歩の地は概ね此の諸川に依りて灌溉す。江合川は本郡の中央部を貫流する第一川なり、本村の北部約三十町の間西北より東南に流下すその支流三丁目地と隣村西大崎村境より分流し下に流れて再び新田にて合す。内川に江合川の支流にして上流岩出山西部丑瀬より分れ、本村中央を流下し更に新田夜烏より分流して一は緒絶川と稱して志田郡古川町を貫流し、一は

大江川と言ひて本村々社の後を流れて志田郡古川町の南方を流下す。澁井川は江合川の支流にして本村名生・要害・臺所を経て志田郡内に流下す。外江合川と内川の間、伏見より排水をうがつ下流、新田の東端にて江合川に合す。之に依つて本村及び志田郡内の被害除かる。

玉造郡地誌。

【岩出山村】

荒雄川或は玉造川と云ふ二等河に屬す。最深八尺最淺三尺最廣四町最狹二町三十間、激流にして清溪舟筏通ぜず堤防なし、村の西北下一栗村より來り同村と上野目村界を東流して下野目村に至る。其間二十六町八間。内川、三等河に屬す。最深四尺最淺三尺最廣十四最狹間九間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし。村の北方字上河原北にて荒雄川より分れ東方に曲流して下野目村に至る其間一里五十八間。清水川、三等河に屬す、最深一尺最淺一尺最廣十間最狹五間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし、源二あり一は東昌寺澤山溪澗一は保土澤山溪澗より發し東方に曲流して下野目村に至り蛭澤堀となる。長一里十八町。

【鳴子村】

荒雄川、或は玉造川と云ふ、二等河に屬す。最深三丈最淺二尺最廣二町三十間最狹五十間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし、村の北方栗原郡鬼首村より來り同村界を東南に流れて大口村に至る其間二里八町。大谷川、三等河に屬す。最深一丈五尺最淺一尺三寸最廣三十間最狹二十間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし、源を西北輕井澤山の溪澗より發し最上郡富澤村界を東南に流れ尿前驛に至て荒雄川に合す其間二里三十二町五十四間三尺。

【新田村】

澁井川、三等河に屬す。最深五尺最淺四尺最廣三間三尺最狹一間三尺、緩流にして濁る舟筏通ぜず堤防なし、村の西方本郡大崎村と志田郡荒田目村界より來り志田郡澁井村界を東南に流れて同村塚目村と澁井村界に至る。其間十九町八間。大江川、三等河に屬す。最深四尺最淺二尺最廣三間三尺最狹二間五尺、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし、村の西北字夜鳥にて緒絶川より分れ東流して志田郡塚目村に至る其間二十一町十六間四尺。緒絶川、或は内川と云ふ三等河に屬す。最深五尺最淺三尺最廣七間最狹四間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし。村の西北大崎村と清水村界より來り東流して志田郡小泉村と塚目村界に至る其間二十二町三十九間。清水川、三等河に屬す。最深五尺最淺三尺最廣五間最狹三間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし。村の北方清水村より來り東流して同村に至る其間十二町三十四間、其れより同村を經來り栗原郡嵯峨村界を東流して同村と

志田郡小泉村界に至て遠田江堀となる其の間三町四十間。

【大崎村】

内川、三等河に屬す。最深四尺最淺三尺最廣六間三尺最狹四間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし、村の西北下野目村より來り東南に曲流して清水村に至る其間二十一町四十間、其れより同村を經來り東南に流れて同村及び新田村界に至る其間一町三十間。澁井川、三等河に屬す。最深三尺最淺二尺最廣三間最狹二間、緩流にして濁る舟筏通ぜず堤防なし、村の南方江堀の下流にして東に流れ志田郡荒田目村と本郡新田村界に至る其間八町四十間。

【清水村】

荒雄川、或は玉造川と云ふ、二等河に屬す。最深八尺最淺三尺最廣二町四十五間最狹一町十五間、水流急にして清溪舟筏通ぜず堤防なし、村の西方下野目村より來り東方に曲流して栗原郡嵯峨村に至る其間二十三町二十八間。内川、三等河に屬す。最深四尺最淺三尺最廣六間最狹四間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし、村の西南下野目村より來り東流して大崎村と新田村界に至る其間八町、其れより同村を經來り三町を經過して同村と新田村界に至る。清水川、三等河に屬す。最深七尺最淺三尺五寸最廣五間三尺最狹四間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし、村の西方下野目村より來り東南に流れて新田村に至る其間二十九町三十三間、其れより同村を經來り同村と栗原郡嵯峨村界に至る其間三町。

【下野目村】

荒雄川、二等河に屬す。最深一丈五尺最淺二尺最廣五十間最狹三十五間。急流にして清溪舟筏通ぜず堤防なし、村の西方上野目村と岩出山村界より來り東流して清水村に至る其間三十一町。内川、三等河に屬す。最深五尺最淺二尺最廣五間最狹四間、急流にして清溪舟筏通ぜず堤防なし、村の西方岩出山村より東流して清水村と大崎村界に至る其間二十五町。

【南澤村】

南澤川、三等河に屬す。最深三尺五寸最淺一尺五寸最廣五間三尺最狹四間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし、源を村の西方横山の溪澗より發し東流して志田郡柏崎村と同郡保柳村界に至る其間六里三十町五十一間。

【上野目村】

荒雄川、或は玉造川と云ふ、二等河に屬す。最深八尺最淺三尺最廣三町最狹二町三十間。急流にして清溪舟筏通ぜず堤防なし、村の西下一栗村より來り岩出山村界を東流して下野目村に至る其間二十五町八間。

【下一栗村】

荒雄川、或は玉造川と云ふ、二等河に屬す。最深五尺最淺三尺最廣二町最狹二町、急流にして清溪舟筏通ぜず堤防なし、村の西方池月村より來り同村界と東流して岩出山村と上野目村界に至る其間二十一町四十間。

【池月村】

荒雄川、或は玉造川とも云ふ、二等河に屬す。最深三尺最淺二尺最廣二町三十間最狹一町十間。急流にして清し舟筏通

せず堤防なし、村の西方名生定村より来り東南に流れて一栗村に至る其間二里。

【上山里村】 葭野川、三等河に屬す。最深一尺最淺五寸最廣八間最狹三間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし、村の西方大森池より起り東流し下山里村界を北流して同村に至る其間三里二十四町三十七間。小松川、三等河に屬す。最深二尺最淺一尺最廣八間最狹三間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし、村の西方池月村より来り東南に流れて下山里村に至る其間一里十八町。

【下山里村】 葭野川、三等河に屬す。最深六尺五寸最淺一尺五寸最廣十二間最狹五間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし、村の西南上山里村より来り同村界を北流して東北栗原郡小山田村に至る其間三十五町二十間。小松川、三等河に屬す。最深五尺最淺二尺最廣十間最狹七間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし、村の西方上山里村より来り東北に流れて栗原郡清瀧村に至る其間二十一町四十六間其より同村を經過して本村に來り北流し字要害に至て葭野川に入る其間五町二十六間。

【名生定村】 荒雄川、一名玉造川、二等河に屬す。最深八尺最淺二尺最廣三町二十間最狹一町、急流にして清溪舟筏通ぜず堤防なし、村の西方大口村より来り東南に流れて池月村に至る其間三十四町。

【大口村】 荒雄川、一名玉造川、二等河に屬す。最深一丈最淺二尺最廣五町最狹二町二尺、急流にして清溪舟筏通ぜず堤防なし、村の西方鳴子村より来り東流して名生定村に至る其間一里十八町。槻澤川、三等河に屬す。最深三尺最淺一尺最廣五十間最狹二十間急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし、村の西方長沼より發し東北に流れ字槻澤に至て荒雄川に入る其間二里二十町。湯澤川、三等河に屬す。最深三尺最淺一尺最廣五十間最狹十間、急流にして清し舟筏通ぜず堤防なし。村の南方寶森舟窪兩山の溪澗より發し東北に流れ字下河原に至て荒雄川に入る其間一里十八町。

三、堰堤及水利組合

樋堰を設置し堤塘を築造して灌溉を要とする普通水利組合あり、本郡に存置するものを掲げて後ち各組合につき叙述する左に。

久太郎堰 區域 東大崎村の一部、管理者 東大崎村長

藥王神堰 區域 東大崎村、栗原郡宮澤村の各一部、管理者 東大崎村長

上 堰 區域 東大崎村、西大崎村、志田郡志田村の各一部、管理者 西大崎村長

岩出山大堰 區域 岩出山町、西大崎村、東大崎村、志田郡古川町、荒雄村、敷玉村、志田村、下伊場野村、管理者 岩出山町長

二ツ石堰 區域 一栗村、西大崎村の各一部、管理者 一栗村長

坂見堰 區域 鳴子町の一部、管理者 鳴子町長

【岩出山大堰普通水利組合】 本堰水利上の利害は町村の區域と同じからず、故に全町村の事業として施行し能はざるを以て別に組合の設置を必要とせり、而して組合の目的は營造物を修理改築し從來享くる所の利益を永遠に保持せんとするにあり。

【沿革】 明治維新前本堰工事は仙臺藩の代官之れを統督し、關係人村肝入年番を以て事業を施せり。明治維新以後は地方廳に屬し村吏の年番法に依り、明治九年より地元戸長之れを管理す。二十年聯合村會法に基き所轄郡長の管理に屬す。二十二年町村制の實施に當り町村組合の事業と爲し、關係町村長中之れに主管たり。二十三年法律第四十六號に則り同年十二月五日日本組合を組織し岩出山町長花淵信太郎管理者たり。四十一年四月法律第五十號水利組合法實施し本縣知事の直接監督に移換し、大正三年九月四日本縣告示第五百九號を以て管理者岩出山町長を玉造郡長に變更せられたり。當時の郡長高橋克巳にして兼子悌治、石崎寅吉、卯壁正路、渡邊壽、佐藤靜治、村上金四郎、市村辰之助を經て八谷幅に至る。時恰も郡役所廢止に際し其の結果十五年六月二十九日達第百七十五號を以て本縣知事より解職せられ、同時に達第百七十六號本縣知事の指定により岩出山町長伊達宗夫管理者となり現時に至る。

【經費賦課法】 明治維新前は諸木材一式藩廳より下附せられ、繩俵人夫等は高役と稱する關係村々代高に賦課せり。維新後明治十一年まで人夫は關係村々反別或は關係村々代高に賦課徵收し、其他木材費用は民費より交付せられたり。明治十二年より關係村の協議費として全工費を地價金に賦課徵收し、爾後組合組織に變更ありしも其の賦課法に變更なし、本組合組織前五ヶ年の實費より一ヶ年の經費を算出するに概ね千百六十七圓三十三錢三厘にして、組合組織後最近五ヶ年間の實費より一ヶ年の經費を算出するに概ね一萬五千圓内外なり。

【組合の區域地積人員】 本組合の區域は玉造、志田の二郡に涉り其の地積組合員數等左表の如し。

營造物所在地 玉造郡岩出山町字上川原

名稱間數	組合區域	町村名	反別地價	組合土地	人員	計
營造物	玉造郡	岩出山町	反別地價	田	畑	人員
岩出山町全部			五、九二五	一、一七九	六三、一〇四	六三、一〇四
同大崎村下ノ目			一四、〇九二	八三、四二五	一四、八六四	二六五
大崎新田清水		大崎村	七九三、六二五	一三、〇〇〇	九七、七三五	五九七
樋管	志田郡古川町全部	古川町	二六、〇〇〇	一〇、三三〇	二六、二二〇	
縦八間	同志田村澁井荒田目保	志田村	四九九、八五〇	八、八五〇	五八、一七〇	四五〇
横五間	柳上中目塚目米倉飯川		二六、〇〇〇	九、六三九	一四、六八二	
	同荒雄村小泉福浦宮袋		八二五、九〇一	七四、六〇〇	八九、〇八五	五三
	江合	荒雄村	一九九、六三三	六、三〇八	一〇、〇〇〇	
水路延長	同敷玉村中目石森楠木	敷玉村	一三、一〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一〇六
五里	師山宮内境宮大幡		四九九、二五八	二、〇七二	三、七九二	
	同下伊場野村下伊場野	下伊場野村	一〇〇、九七〇	一、八三二	二、九〇二	六二
	全部		〇、八四八	一	〇、八四八	
通計			七〇七、七七一	五、四〇一	七四、九三三	二、六四八
田			一〇、八四八	一	一〇、八四八	
畑			七、七七一	五、四〇〇	七四、九三二	
人員			一〇、八四八	一	一〇、八四八	二
計			七、七七一	五、四〇〇	七四、九三二	二、六四八

【一ツ石堰普通水利組合】 一栗村池月にある。堰縦七十間横十間にして一栗村全部、大崎村下野目北向を區域とす。その沿革及び地目面積左に。

一栗村	反別地價	田	畑	計	人員
	三、九一〇	七、八四八	四、七五二	一〇、七七六	四七
	一〇、七七一	五、九八五	七、七〇〇	一〇、七七六	四七

【沿革】 維新前は仙臺藩代官郡内在勤者之を統督し關係村肝入の年番なりき。明治維新の後地元戸長管理に屬し、明治二十年以後志田玉造郡長の管理となる。二十三年十二月二十七日普通水利組合法により本組合を組織し、村長岡本勇吉管理者となりしが、十四年五月十九日以後玉造郡長之が管理の任に當る。大正十五年六月郡役所廢止と共に郡長の管理解かれ、一栗村長に移管す。一栗村長 佐々木熊之進 大正十五年六月八日就任 昭和二年三月一日退。一栗村助役 青木新之助 昭和二年三月二日就任 昭和二年九月五日 村長就職に付退。一栗村長 白井文一郎 昭和二年九月五日就任 現職。

安永風土記書出。【成田村】 玉造志田堰川。但川上玉造郡下野目村より、末流同郡名生村へ流落申候。志田遠田栗原堰川。但同村同村より末流三丁目村へ流落申候。

【三丁目村】 三丁目堰。但遠田栗原玉造二十八ヶ村入合、爲高千五百六十三貫五十文、三丁目大堰、右場所下野目村地に御座候處下野目村に爲高無之三丁目村川上へ之爲高に付三丁目村堰と申傳候。

【新田村】 川二筋、緒絶川、大江川、但水上岩出山大せきにて水分罷成、二筋共に志田用水江に罷成申候。

【上宮村】 二つ堰。但玉造郡上宮村より上り、同郡下一栗村にて六ヶ村入合松川原堰へ落合申候、高五十七貫四百五十三文水掛りに御座候。

【名生定村】 堰九ヶ所。但御村用水にて他郡他村へ入合等無御座候。此爲高四十貫五百九十四文、大肝入澁谷平右衛門、荷坂・中居・神明・種時・馬立・田中・外道・細田・堰之澤。

【下一栗村】 堰一つ、但六ヶ村入合新せきと申候。爲高二百十六貫六百九十六文之所相用申候用水に御座候。

【岩出山村】 松澤堀、村の西北松澤池より起り東流して字上原に至り内川に入る、長二十三町二十間幅四間、田三町三段四畝四歩の用水に供す。砂川堀、村の北方字河原にて内川より分れ東流して字十軒小路に至り内川に入る。長十五町幅五間、田三十町七段七畝十三歩の用水に供す。姥股堀、村の東方字十軒小路にて内川より分れ東流して下野目村に至る。長五町

幅四間。新堀、村の東方字下河原にて内川より分れ東流して下野目村に至る。長一町幅四間。後屋澤堀、村の南方細峰山の溪澗より發し東流して下野目村に至る。長十町幅三間、田二町歩の用水に供す。金澤堀、村の西方東昌寺澤山及び金澤山の溪澗より起り東流して字下金澤に至て清水川に入る。長一里幅二間。

【鳴子村】 西坂見堀、村の東北字柳にて荒雄川より分れ南流して字尿前下に至て同川に入る。長五町幅三尺五寸、田七町歩の用水に供す。東坂見堀、村の東北字岩淵に至て荒雄より分れ東南に流れ字岩淵前に至て同川に入る。長三十町幅五尺、田三十七町歩の用水に供す。館澤堀、村の東方大口村より來り同村の界を南流し字末澤に至て荒雄川に入る。長五町幅十間。

【川渡村】 川度堀、村の東方字川度にて湯澤川より分れ東流し字二ツ石に至て荒雄川に入る。長八町二十間幅五尺。町下堀、村の西南字下河原にて荒雄川より分れ東流し字青岩に至て同川に入る。長十二町幅一間二尺、田八町五段一畝二十一步の用水に供す。要害堀、村の西南字澤にて櫻澤川より分れ北流し字石ノ梅に至て荒雄川に入る。長十七町二間幅五尺田九段六畝二十七歩の用水に供す。瀧澤堀、村の西方上原池より發し東北に流れ字要害に至て荒雄川に入る。長二十五町幅一間三尺、田十二町五段二畝十七歩の用水に供す。三郷田堀、村の西方胡桃ヶ嶽の溪澗より發し東北に流れ字中野に至て荒雄川に入る。長十八町幅五尺、田四町七段十八歩の用水に供す。館澤堀、村の西北放ヶ森山の溪澗より發し鳴子村界を南流し字館澤に至て荒雄川に入る。長十五町五十間幅十間。館澤江堀、村の西方字館ノ澤にて館ノ澤堀より分れ東流し字赤這に至り二派に分れて田に入る。長七町三十間幅二尺、田七町八段六畝二十二歩の用水に供す。赤這堀、村の北方大倉山の溪澗より發し西南に流れ字赤這に至て荒雄川に入る。長二十町幅三間、田五町一段五畝歩の用水に供す。原堀、村の北方六角峠の溪澗より發し南流して字原に至り二派に分れ一は北ヶし字屋敷澤に至て名生定村界を東流して屋敷澤堀に合す。長十町幅一間、一は東流して名生定村に至て原田堀となる。長二十町幅一間、田十町六段七畝十二歩の用水に供す。屋敷澤堀、村の東北方名生定村より來り同村界を南流し字屋敷澤に至て原堀に合す。長六町幅一間三尺、田五町六段一畝八歩の悪水を瀉下す。明堂堀、村の西方字明堂にて荒雄川より分れ東流し字赤沼に至て町下堀に合す。長十町四十一間幅五尺、田十町三段六畝二十二歩の用水に供す。

【名生定村】 山界堀、村の東南不動山の溪澗より發し池月村界を東北に流れ字山界に至て荒雄川に入る。長一里二町幅五尺、田二段三畝歩の用水に供す。宿澤堀、村の南方峰ヶ森山の溪澗より發し東北に流れ字和田に至て荒雄川に入る。長一里幅一間、田七段二

歩の用水に供す。八幡澤堀、村の南方和田山の溪澗より發し字八幡澤に至て荒雄川に入る。長一町幅五尺、田四町歩の用水に供す。屋敷澤堀、村の西北大尺山の溪澗より發し大口村界を南流して字大尺に至て荒雄川に入る。長二十一町幅一間三尺、田十六町三畝十九歩の用水に供す。原田堀、村の西方大口村より來り同村界を東流し字大尺に至て屋敷澤堀に入る。長三町幅一間。

【上山里村】 南澤堀、村の西方南澤山の溪澗より發し東流して字要害に至て葭野川に入る。長一里十五町幅三間、田三十一町八畝五歩の用水に供す。江堀、村の西方字澤にて小松川より分れ東流し字宮ノ下に至て宮ノ下堀に入る。長一里三町四十六間幅一間、田四十九町五段五畝三步の用水に供す。宮下堀、村の南方字横山にて小松川より分れ東流して下山里村に至る。長五町十五間幅五尺、田十町三段五畝三步の用水に供す。遅澤堀、村の西南池月村より來り東流し字澤田に至て小松川に入る。長三町幅四間、田五町七段三畝十五歩の用水に供す。北澤堀、村の北方大深澤池より起り東流して字澤に至り下山里村界を南流して葭野川に入る。長三十五町幅三間、田九町三歩の用水に供す。堂ノ澤堀、村の北方野山池より起り東流して下山里村に至る。長十五町幅三間、田九町一歩の用水に供す。新田堀、村の西北方汀新田山崎の三池より起り東南に流れ字汀に至て葭野川に入る。長十八町幅一間三尺、田六町歩の用水に供す。

【下山里村】 宮下堀、村の西方上山里村より來り東北に流れて栗原郡清瀧村に至る。長十八町十八間幅五尺、田二十町二十三歩の用水に供す。北澤堀、村の西方上山里村より來り同村界を南流し字澤に至て葭野川に入る。長四十八間幅三間。新堰堀、村の西方字黄金森にて葭野川より分れ東流して字黄金田に至て敷派に分れて田に入る。長七町三十四間幅五尺、田二十八町九畝十七歩の用水に供す。堂ノ澤堀、村の西北方上山里村より來り東流して東北方栗原郡小山田村界を南流し字清水に至て葭野川に入る。長一里一町四十間幅三間、田十九町八段六歩の用水に供す。落合堀、村の西方落合池より起り東北に流れ字清水に至て堂ノ澤堀に入る。長二十一町十八間幅二間、田十二町三段一畝二十四歩の用水に供す。

【上野目村】 河原堀、村の西方下一栗村より來り東北に流れ字桑畑に至て井戸江堀に入る。長十三町五十間幅一間三尺、田二十一町一段九歩の用水に供す。境野目堀、村の西方下一栗村より來り東流して字桑畑に至て井戸江堀に入る。長十八町二十二間幅二間、田三十町歩の用水に供す。井戸江堀、村の西方下一栗村より來り東南に流れ字下河原に至て荒雄川に入る。長二十五町二十五間幅二間三尺、田五十町歩の用水に供す。蛭川堀、村の西方字天王寺にて井戸江堀より分れ東流して下野目村に至る。長二十

七町五十九間幅二間、田四十町歩の用水に供す。安養寺堀、村の北方的場池より起り東流して下野目村に至て雨生澤堀となる。長十三町五十二間幅一間、田五町歩の用水に供す。曲坂堀、村の西方下一栗より来り東流して下野目村に至て砂田堀となる。長一里四町七間幅一間、田九町歩の用水に供す。三口堀、村の西方十文字原より發し東流して栗原郡山田村に至る。長二十二町八間幅一間、田五町歩の用水に供す。

【池月村】 山界堀、村の西南名生定村より来り同村界を東北に流れ字山界に至て荒雄川に入る。長二十一町幅五尺。上目堀、村の西方字上宮にて荒雄川より分れ東流して下一栗村に至り井戸江堀となる。長二十町二十二間幅二間四尺三寸、田八町四段四畝十三歩の用水に供す。上ノ堰堀、村の西南字上宮にて上ノ目堀より分れ東北に流れ字大町に至て上ノ目堀に入る。長二十七町十二間幅二間四尺一寸、田四十五町九段七畝二歩の用水に供す。河原堀、村の東方字堰口にて上ノ目堀より分れ南流して下一栗村に至る。長三十間幅一間二尺。東田堀、村の北方銘澤山名生法山の溪澗より發し東南に流れ字宮に至て上ノ堰堀に入る。長十一町四十八間幅二間、田十二町九段七畝十五歩の用水に供す。遅澤堀、村の東北高築地山の溪澗より發し東流して上山里村に至る。長三十町三十間幅二間、田五町五段二歩の用水に供す。菅生江堀、村の西北上原の清水より發し東流して上山里村に至て小松川となる。長一里八町三十八間幅二間、田八町七段三畝八歩の用水に供す。

【下野目村】 後谷澤堀、村の西方岩出山村より来り東流して大崎村に至る。長二十三町幅三尺六寸、田十六町九段三畝十六歩の用水に供す。蛭澤堀、村の西方岩出山村より来り東南に流れて字上丸山に至りて内川に入る。長二町幅三間、田七町四段六畝歩の用水に供す。清水川堀、村の西南字中泉にて内川より分れ東流して清水村に至りて清水川となる。長十六町幅二間三尺、田三十一町五段九畝二十五歩の用水に供す。梅木堀、村の南方字高畑にて清水川堀より分れ東流して清水村に至る。長八町幅三尺四寸、田四町一畝十二歩の用水に供す。新堀、村の西方岩出山村より来り東流して字境に至て姥股堀に入る。長二十五町幅一間五尺、田六十九町四段一畝五歩の用水に供す。姥股堀、村の西方岩出山村より来り東流して字要害に至て荒雄川に入る。長三十町幅一間四尺、田五十五町八畝七歩の用水に供す。松森堀、村の東方松森池より起り東流して清水村に至る。長三町幅三尺、田六段九畝十七歩の用水に供す。新田澤堀、村の西方新田澤沼より起り東流して栗原郡嵯峨村と本郡清水村界に至て大谷地堀となる。長十三町幅一間三尺、田八町一段四畝二十六歩の用水に供す。雨生澤堀、村の西方上野目村より来り東流して栗原郡山田村に至る。長二

十七町幅一間三尺、田十八町七段三畝十一歩の用水に供す。砂田澤堀、村の西方上野目村より来り東流して栗原郡山田村に至る。長七町幅二間三尺、田三町七段二畝十六歩の用水に供す。蛭川堀、村の西方上野目村より来り東南に流れ字川前に至て荒雄川に入る。長六町幅四間。

【南澤村】 中江堀、村の東方字館南にて南澤川より分れ東流して志田郡齋下村に至る。長五町幅三間、田十五町八段三畝九歩の用水に供す。桂澤堀、村の東南將見寺池より起り東流して志田郡柏崎村にて志引堀となる。長十六町幅四尺、田七町八段一畝四歩の用水に供す。氷室堀、村の東方字八段田にて南澤川より分れ東流して志田郡保柳村に至る。長四町十六間幅三尺。境堀、村の東方字一時堰にて氷室堀より分れ東流して志田郡保柳村と同郡齋下村界に至る。長一町幅二尺。

【新田村】 泉澤堀、村の西方大崎村より字鹿島前に至り寺池堀と稱し南流して字上臺所に至て澁井川に入る。長十六町四十四間幅一間三尺、田七十六町七段八畝歩の用水に供す。中江堀、村の西北字鹿島前にて泉澤堀より分れ東南に流れて字臺所に至て澁井川に入る。長二十四町二十四間幅一間、田四十一町八段七畝十九歩の用水に供す。龜町堀、村の西北字小松にて中江堀より分れ南流して字臺所に至て澁井川に入る。長十五町十六間幅一間四尺八寸、田五十六町九段六畝十六歩の用水に供す。並柳堀、村の北方字天神前にて大江川より分れ南流して字下谷地に至て澁井川に入る。長十二町七間幅一間四尺八寸、田二十八町五段三畝十五歩の用水に供す。曲田堀、村の北方字中宿にて並柳堀より分れ東南に流れて字下谷地に至て境堀に入る。長二十五町五十六間幅一間四尺、田五十一町五畝十二歩の用水に供す。清水堀、清水村にて境堀と云ふ村の北方清水村界にて緒絶川より分れ東流して同村界に至て直に田に入る。長二十三町六間幅三尺、田十四町三段歩の用水に供す。犬丸堀、村の東方字下宿にて大江川より分れ東流して志田郡塚目村に至て川田江堀となる。長六町三十六間幅五尺。松孤堀、村の東方字要害にて緒絶川より分れ東流して志田郡塚目村に至て古川江堀となる。長四町幅一間二尺、田二段歩の用水に供す。境堀、村の東方字要害にて松孤堀より分れ東南に流れ志田郡澁井村と塚目村の界にて澁井川に入る。長三町二十間三尺幅三尺。横江上堀、村の西方大崎村より来り同村界を南流して字西谷地に至て澁井川に入る。長三町二十間三尺幅三尺。小泉江堀、志田郡小泉村にて大柿江堀と云ふ。村の東北字正松にて緒絶川より分れ小泉村界を東流して同村に至る。長一町幅二間。

【清水村】 大谷地堀、村の西北下野目村新田澤の下流にして同村より来り東流して栗原郡嵯峨村に至る。長四町五十七間幅一間二尺四寸。松森堀、村の西方下野目村より来り東流して字馬場壇に至り鳥喰池に入る。長九町幅三尺。遠田江堀、村の西方字北成田にて荒雄川より分れ東流して栗原郡嵯峨村に至る。長十五町三十五間幅五間、田十三町六畝歩の用水に供す。後藤江堀、村の西方字館にて遠田江堀より分れ東流して字小寺に至り二派に分れ田に入る。長二町三十間幅一間三尺、田四段歩の用水に供す。梅木堀、村の西方下野目村より来り東流して字藤棚に至り三派に分れ田に入る。長十一町幅一間三尺、田十六町四段六畝六歩の用水に供す。上境堀、大崎村にて押切堀といふ、村の南方大崎村界字上河原にて内川より分れ東流して字下河原に至り清水川に入る。長十四町五十一間幅一間、田四町九段八畝六歩の用水に供す。下境堀、新田村にて清水堀と云ふ、村の南方新田村界字原田にて内川より分れ同村界を東流して同村に至る。長四町五十間幅三尺、其れより同村を過ぎ来りて直に田に入る。

【大崎村】 新田堀、村の西北字西河原にて内川より分れ東流して新田村に至る。長二十四町八間幅二間、田三十三町一段五畝八歩の用水に供す。横江堀、村の西北字西河原にて内川より分れ南流して字要害下に至り二派に分れ、一は齋下村に至る。一は澁井川となる。長二十九町十二間幅三間三尺、田百十九町六段三畝二十四歩の用水に供す。横江上堀、村の西北字西河原にて内川より分れ南流して字要害下に至り二派に分れ、一は齋下村に至る。一は澁井川となる。長二十九町十二間幅三間三尺、田百十九町六段三畝二十四歩の用水に供す。横江上堀、或は並柳堀と云ふ。村の西方字木屋敷にて横江堀より分れ東南に曲流して新田村に至る。長十一町八間幅一間三尺、其れより同村を經来り同村界を南流して志田郡荒田目村界字西谷地に至り澁井川に入る。長三町二十五間幅三尺。後谷澤堀、村の西方下野目村より来り東流して字寺に至り横江堀に入る。長五十間幅四尺。押切堀、清水村にて上境堀と云ふ。村の北方字上河原にて内川より分れ清水村界を東流して同村に至る。長九町三十間幅一間、澤目堀、志田郡齋下村にて北境堀と云ふ。同村より来り東流して横江堀に入る。長八町五十八間幅一間。

第六節 沼 池

【鬼首村】 沼池稀なり、片倉森の西方軍澤より秋田縣に通ずる鬼首峠の東南に「ゆり返沼」あり、その他二三の沼澤あるのみ、灌漑用水池としては只た中川原區に泉田堤一あるのみ。

【鳴子町】 潟沼の本誌第十一章に詳述しあり爰に略す就いて見るべし。上野四十八沼、湯元の西南一里半程上野原あり。長沼、最も大なり魚族棲生蕃殖す。

【一栗村】 井戸江堀。村の西北方池月二ツ石堰より来り、東南流して上野目字下川原に至り江合川に注ぐ、長さ一里十町一間幅二間三尺約八十町歩の用水に供す。

坂房堀。境ノ目堀とも言ふ、西北方玉造園にて井戸江堀より分れ、東南流して桑畑に至りて井戸江堀に落つ、長さ一里八町十一間幅二間約七十町歩の用水に供す。

河原堀。西北方樋の口圍にて井戸江堀より分れ、東南流して上野目に入り東流して桑畑にて井戸江堀に落つ、長さ一里四町四十間幅一間三尺、田約五十町歩に灌漑す。

安養寺堀。大保山の中央より起り、東流して西大崎村に至る。長さ十三町五十二間幅一間、田五町歩の用水に供す。此堀は西大崎村にては雨生澤堀と稱す。

曲坂堀。古館山の東麓より發し、東流して西大崎村界に至る。長さ一里四町七間幅一間、田九町歩の用水に供す。西大崎村にては砂田堀と言ふ。

三口堀、十文字原より起り、東流して栗原郡清瀧村に至る。長さ二十二町八間幅一間、田五町歩の用水に供す。
蛭川堀。天王寺に於て井戸江堀より分れ、東流して西大崎村に至る。長さ二十七町五十九間幅二間、田四十町歩の用水に供す。

澤田池。東西十八間南北十七間周圍一町十間、下一栗村の東方にありて村の用水となす。(上野目小學校の南方田の中に存するはそれか)

米澤池。東西二十間南北二十間周圍一町二十間下一栗村の北方にありて村の用水となす。(調査するに現今の下一栗橋本浦園ならんか)

現時用水に使用せらるる溜池は、下一栗上野目に於て四十六ヶ所合計四町五反五畝九歩なり。
上野目三十七ヶ所(一ヶ所は官有地として面積不明)三町七反一畝九歩下一栗九ヶ所八反四畝歩、各堀の水にて灌漑し能はざる澤田の用水せんが爲に設けられたり。

【西大崎村】自然形成の沼池なし、たゞ灌漑用として造營さる貯水池あるのみ。

南澤に矢口上貯水池、矢口下貯水池、梨木澤貯水池あり。總面積二町三反二畝二十四歩にして、大正十四年に工を起し翌十五年に至りて竣成す。工費參萬圓を要す。發企人 志田郡志田村 佐藤源治郎 玉造郡西大崎村南澤 佐々木福治郎。
葛澤貯水池、面積八反歩、工費八百圓。

木戸脇大澤貯水池、面積七反歩、工費七百圓。

南原下貯水池、面積一反一畝一〇歩、竣工明治十三年頃なるべし。發企人 當時の戸長 笠原普作。

南原上貯水池、面積三反九畝六歩、工費人夫三百人位。竣工明治元年。

大坂貯水池、面積一町歩、竣工慶應元年頃なるべし。發企人 當時の戸長 千葉榮治。

以上の蓄水池を有する三部落は土地一般に高く従つて水利の便を有せず、灌漑は殆んど天水に俟つの外なく、雨量少き年に於ては挿秧不可能の状態なりしも、今や其の憂なく如何なる旱魃に際しても水の不足を歎ずることなきに至る。是等貯水池は營に灌漑用たるのみならず漁場としても利用せられ、亦風景の美を添ふることも少からず。

【東大崎村】大崎區名生字館にあり、長四〇間幅三〇間、周圍九百五十間形狀楕圓形を爲せり。二階沼、同區名生館にあり、長三七間幅三五間周圍六百尺二個の池沼より成りて二重なり形瓢に似たり。かぶと沼、同所にあり三角形を成し一邊三〇間他邊二〇間斜邊四〇間周圍四百尺なり。鯉を飼養し且つ蓮を栽植す。

安永二年風土記書上に今の鳴子町川渡村西大崎村の舊記に、又玉造郡地誌に、岩出山町松澤池外各町村に三十一個の池沼を録して位置及び周圍等を詳叙す。轉載下に、

安永風土記書出。池沼、鳴子村。花淵山、花淵沼。但岳山に沼御座候毎年秋に罷成光物飛申候。鳴子、形沼。但往古より形沼

と申傳候、廻り六百四十三間有り、獅山様(吉村卿)御出馬之砌御覽被遊候。草生不申暮等硫黄之氣御座候に付居不申候。

屏風岩、丸沼。黒森板背負沼。中山内崩沼。白須星沼。

南澤村、右北中里瀧殿沼。

大口村、長沼。大沼。

玉造郡地誌。【岩出山村】松澤池東西二十間南北三十間周圍一町四十三間、村の西北にあり下流松澤堀となる。

【鳴子村】湯沼、東西五町南北四町周圍十八町二十六間村の東南方にあり。丸沼、東西二町南北一町五十間周圍七町四十三間、村の南方にあり。花淵沼、東西二町十間南北三町周圍十一町三十間、村の北方にあり。

【清水村】鳥喰沼、東西四十五間南北三十間周圍二町三十二間村の北方にあり、下流藤江堀に通ず村の用水とす。

【下野目村】松森池、東西十五間南北十間周圍五十二間村の東方にあり、下流松森堀となる。安澤池、東西十七間南北四十間周圍一町五十四間村の西北方にあり、下流雨生澤堀に入る。新田澤池、東西三十九間南北二十間周圍一町五十八間村の西北にあり、

下流新田澤堀となる。

【南澤村】 將見寺池、東西五十間南北一町周圍五町村の東南にあり、村の用水となす。宮守澤池、東西十間南北一町周圍四町五間村の東南にあり、村の用水となす。

【上野目村】 的場池、東西三十五間南北二十七間周圍二町四間村の中央にあり、下流安養寺堀となる。

【下一栗村】 澤田池、東西十八間南北十七間周圍一町十間村の東方にあり、村の用水となす。米澤池、東西二十間南北二十間周圍一町二十間村の北方にあり、村の用水となす。

【池月村】 大堤池、東西四十間南北一町十五間周圍三町五十間村の東方にあり、山口堀に通じて村の用水となす。

【愛宕浦池】 東西一町二十五間南北三十八間周圍三町六間村の東方にあり、村の用水となす。

【上山里村】 折口池、東西五十間南北二十五間周圍二町三十間村の東方にあり、村の用水となす。袖山池、東西一町十間南北三十間周圍三町二十間村の東方にあり、村の用水となす。野山池、東西三十間南北三十間周圍二町村の北方にあり、下流堂ノ澤堀となる。汀池、東西三十一間南北三十間周圍二町二間村の北方にあり、下流新田堀となる。山崎池、東西三十間南北三十間周圍二町村の北方にあり、下流新田堀となる。新田池、東西三十間南北三十間周圍二町村の北方にあり、下流新田堀となる。下北澤池、東西五十間南北二十五間周圍二町三十間村の東方にあり、村の用水となす。大深澤池、東西二十間南北十五間周圍一町十間村の北方にあり、下流北澤堀となる。落合池、東西二十間南北十五間周圍一町十間村の西方にあり、村の用水となす。平四郎池、東西三十五間南北五十間周圍二町五十間村の西方にあり、村の用水となす。大森池、東西二十間南北十五間周圍一町十間村の西方にあり、下流葎野川となる。

【下山里村】 落合池、東西二町二十間南北五十間周圍六町二十間村の西北にあり、下流落合堀となる。日影池、東西四十五間南北二十間周圍二町十間村の西方にあり、村の用水となす。

【大口村】 大沼、東西一町十間南北四十間周圍三町村の西南にあり、村の用水となす。長沼、東西二町二十間南北十五間周圍五町十間村の西南にあり、下流榎澤川となる。上原池、東西五十間南北三十間周圍二町四十間村の西南にあり、瀧ノ澤に通ず。【名生定村】 原崎池、東西二十間南北八間周圍五十六間村の南方にあり、村の用水となす。

安永風土記書出。【鳴子村】 南原出堤・同中堤・同入堤・同新堤・輕井澤長堤・中山北澤堤・上野原小谷地堤。

【名生村】 義隆館惣堀之内甲沼・同篋捨沼・同古堤・同長堤。

【南澤村】 いもり澤宮寺堤。

【下野目村】 かうのす堤・安澤堤・留生澤堤・後谷堤。

【上一栗村】 銘澤山之内山口堤・石川山之内とき鳥澤堤・上野屋敷宮左衛門地向山之内かちか澤堤・大東澤之内大堤・同長堤・同小堤

【下宮村】 蛭ヶ澤用水堤・米澤用水堤。

【上野目村】 畑中屋敷井戸澤堤・澤口屋敷臺ノ澤堤・同大澤堤・鯨屋敷鯨堤・太鼓師屋敷北藏堤・北坂彦兵衛堤・安養寺屋敷かつか花澤堤・北坂屋敷北坂堤・山谷屋敷山谷堤・安養寺屋敷甚作堤。

【上真山村】 上赤田堤・南澤堤・中山田堤・田子谷堤・大深澤堤・満願寺堤・鉤之尾堤・落合堤・平四郎堤・かけ堤・堂ノ澤堤・北澤堤・種蒔堤・菅ノ澤堤・折ノ口堤。

【大口村】 かす塚堤上原堤・同新堤・いちこ堤。

【名生定村】 とぶとき堤・さわろき堤・源澤堤・原崎堤・かに澤堤。

第七節 原野

【鬼首村】 村内地勢高峻に急坂なる傾斜なりしも所々に稍平原他帯を成せり、主なるものを列記する左に。

柏木原、鬼首村の南方荒雄川の左岸、赤澤・小深澤間に介在す。村民の採草地として使用せしも、近時營林署の松・扁柏植林と村民の植林により、聽て森林化とならん。

大原、同村轟温泉の北方宮澤・吹上澤の間にあり、放牧地とす。禿ヶ岳裾野・禿ヶ岳及小柴山一帶の裾野にして、廣茫たる大原野にして村民の採草地なり。

若神子原、高畑、共に禿ヶ岳の東北にあり、上を高畑下を若神子原と云ふ。高畑は千六百尺餘若神子の四五百尺の下位六角牧場、同村の東部、栗原郡花山村に近く、軍馬補充部鍛冶谷澤派出所管の軍馬放牧地なり。

【鳴子町】 上野野、鳴子町中山にあり、中山平驛向の傾斜の緩かなる裾野即ち之れなり。スキー場に適せるが故に、鐵道省仙臺管理局主催の下に、スキー講習會を開催する數次なりき。

【川渡村】 本村は山岳に圍まれ原野と稱すべきものなきも、軍馬育成所派出所あるを以て稍や廣き草原あり。六角牧場、上原牧場等其の主なるものなり。山林原野を總じて面積九百九十町歩に達す。

【西大崎村】 本郡は原野少く、原野反別下野目一町九反三畝十五歩、南澤五町七反四畝廿二歩、總計七町六反八畝七歩とす。

島屋山原野組合。關係區域を西大崎村東大崎村加美郡廣原村鳴瀨村志田郡志田村荒雄村とす。西大崎村長之を管理す。

明治十五年宮城縣統計書上卷。

本宮原 鬼首、高原東西四町、南北四町、面積二十六町。柏木原 平原 鬼首、東西五丁、南北三町、面積二十町。小向原 鬼首、高原東西一町、南北六町、面積二十六町。大清水原 鬼首、高原東西四町、南北八町、面積三十九町

禿ヶ岳原 鬼首、高原東西十五町、南北六町、面積八十九町。若神子原 鬼首、高原東西三町、南北八町、面積二十五町。三杉

山原 鬼首、高原東西三町、南北三町、面積十一町。雄ノ澤原 鬼首、高原東西二町、南北三町、面積十八町。廣畑原 鬼首、

高原東西？、南北？、面積十町。大谷地原 鬼首、高原東西五町、南北三町、面積三十町。上ノ原 鳴子、高原東西？、南北？

面積二十五町。大深澤原 鳴子、高原東西四町、南北十町、面積五十九町。萬座畧原 鳴子、高原東西六町。南北三町、面積三十

町。小野原 鳴子、高原東西三町、南北六町、面積二十町。三手原 鳴子、高原東西十町、南北四町、面積二十三町。西原

鳴子、高原東西一町五十四間、南北三町、面積五町。桂澤原 南澤、平原東西十二町、南北十五町、面積七十九町。宮守澤原

南澤、平原東西八町、南北六町、面積百四十一町。横山原 名生定、高原東西十町、南北五町、面積三十六町。宿ノ澤原 下山

里、平原東西十町、南北十五町、面積三十二町。

玉造郡誌。

【大崎村】 御所館原、民有地に屬す。村の西方七町にあり。樹木なく草を生ず。

【下野目村】 南原、民有地に屬す。村の南方十五町にあり、樹木なく草を生ず。

【南澤村】 大壇原、民有地に屬す。村の北方四町にあり、樹木なく草を生ず。勝膳原、同上、村の南方一里二町にあり、樹木なく草

を生ず。唐猫平原、同上、村の北方三里三十町にあり、樹木なく草を生ず。池田原、同上、村の南方一里五町にあり、樹木なく草を

生ず。宮池澤原、同上、村の東方二町にあり、樹木なく草を生ず。道祖神原、同上、村の南方二里にあり、樹木なく草を生ず。

【上野目村】 十文字原、民有地に屬す。村の西北十一町にあり、樹木なく草を生ず。三口原、民有地に屬す。村の北方二十一町に

あり、樹木なく草を生ず。

【池月村】 上原、民有地に屬す。村の西北一里十八町にあり、東は本村西は名生定村北は栗原郡長崎村、樹木なく草を生ず。

【大口村】 下原、民有地に屬す。村の東北方三町にあり、東は名生定村西は本村樹木なく草を生ず。田切原、同上、村の南方一里

二十五町にあり、西は本村東南北は加美郡上多田川村、樹木なく草を生ず。

【名生定村】 上原、民有地に屬す。村の東北方十二町にあり、東は池月村西は本村北は栗原郡長崎村、樹木なく草を生ず。下原、同上

村の西北二十五町にあり、東は本村西は大口村、樹木なく草を生ず。横山原、同上、村の東南一里十八町にあり、樹木なく草を生ず

第八節 耕

一、概 説

本邦の美名を瑞穂國と云ふ、蓋し稼穡の業を盛んに營み人類生活主要の食糧をして豊穰ならしむるに在り。神代史に云ふ。「天照大神の御田に畔あり溝あり、又水田の種子陸田の種子を播種し給ふ」と。案ずるに天照大神の御田と記せるは古代史の所謂國つ神、即ち土酋の異人種の耕耨する耕土に對照したるの故なるべし。神武大帝此の種の土酋を蕩平

し耕土を奉納せしめて、率土の濱に至るまで王土と爲す。神武天皇辛酉正月朔旦（明治五年太陽曆二月十一日）御即元年將士を賞して宅土を賜ふは後ちの功田に該當す。又久米部に命じて稷田を營ましむ。孝德天皇大化の新政に私有の部曲「かきべ」田莊を擧げ公地公民の制を定め口分田「くぶんてん」及び租庸調の貢米納租の制を創定せらる。後ち田制に改訂ありと雖も田種の名稱を擧ぐれば功田・公田・口分田・公營田・位田・職田・賜田・神田・寺田にして有租と無租の區分あり。聖武天皇天平十年（一三九三）勅して百姓に種穀を給與し、稼穡の業を興勸隆獎せしむ。「百姓」の文字始めて國史に現はる後ち天平寶字二年國司藤原朝猶の奏上は廷議に納れられ夷俘の歸服するもの男女合せて一千六百九十人に種穀を給與し田園を耕耘せしめたり。

續日本紀。陸奥國言。去年八月以來歸服夷俘。男女惣一千六百九十餘人。或去離本土歸慕皇化。或身涉戰場與賊結怨。是新來良未安堵。亦夷心狠心猶豫多疑。望請。准天平十年閏七月十四日勅。量給種子令得佃田。永爲王民以充邊軍許之。

嵯峨天皇弘仁十四年（一四八三）大宰小貳小野峰守の上表により公營田を佃らしむ。爲めに調庸の輸貢に缺陷なく、民に究乏飢餓の憂を免かる。此時代に私營田の稱あり、公營田の對照なるべし。田制篇に、私營田といふのは荒廢の土空閑の地を官に請ひて私に營種する墾田なりと解説せり。略して私田と云ふ。

軍防令義解。凡公私田荒廢（謂位田賜田及口分田墾田等類。是爲私田。自餘者皆公田也）三年以上有能借佃者。經官司判借之。雖隔越亦聽。私田三年還主。公田六年還官。限滿之日。所借人口分未足者。公田即聽充分。私田不合。其官人於所部界内。有空閑地願佃者任聽營種。爲國司並郡司及百姓等。營種者即永爲私田。替解之日還公。田令義解。凡緣東邊北邊諸郡人居。皆於城堡内安置。其營門之所唯置莊舍。至農時堪營作者出就莊田。老少者留在堡内也。收歛訖勒還。其城堡崩頽者。從當處居戶隨閑修理。堡者高土以爲堡。障防城也。此非守固之城故役居戶修理。上條城隍崩頽者是守固之。故役兵士修理。彼此不同。仍立兩條也。

大化の口分田制は大寶律令に一變し、墾闢縱横、素封充實、空閑の地を求めて奴婢を使役し、山野を開墾して莊園と稱し、夫より生ずる收穫物を占領して自己の所得と爲し、國司不入と稱へて租調を輸さず課役を免るもの、朝紀の弛むに隨ひ、公田を掠めて莊園に易るに至れり。

上記は建國の始より各世期に渉る耕土制令の片鱗を特載したるものにして、敢て地租委讓に就ての批評資にはあらずるなり。

二、藩制の耕土

藩制時代の耕土は田・畠の二種なり。共に上々・上・中・下・下々の五段に分區して貢米の標準とす。耕地の肥瘠地味の良否により差等を定む。時人之を五段位附と云ふ。この等差により段別即ち耕土の面積に多寡の差位あり。上々田五段八畝廿五步。上田六段六畝二十步。中田七段七畝步。下田九段一步。下々田一町二段五步。上畑一町六段六畝二十步。中畑二町五段步。下畑五町。下々畑十町步にして外に茶畑を加ふ。茶畑に又五段の等位を定む。本郡の等位面積の計數は時代によりて幾部の多寡増減ありと雖も、明和時代に田畑を合せて二千七百六十五町四段一畝、田畑共に地味上の中に位す。考証左に。

封内風土記卷之十一。玉造郡。其田上中。千七百七十七町八段四畝餘。其畠上中、九百八十七町五段七畝餘。

上記の五段等位を貫位に換算するに、上上田代百七十文、上田代百五十文、中田代百三十文、下田代百十文、下々田代八十文、上田畑代六十文、中畑代四十文、下畑代二十文、下々畑代十文、上々茶畑代五百文、上茶畑代四百五十文、中茶畑代四百文、下茶畑代三百文、下々茶畑代二百文。安永二年風土記書出と題する寫本あり、今の岩出山町鬼首村及

び眞山村の内磯田・下眞山・葛岡の舊三ヶ村は散逸せり。其の他現在の町村を舊村邑毎に記載し、且つ伊達家に貢米するものを、御藏入と云ひ、藩士に食祿に給與するを御給所と云ふ。田畑の貫高左に。

田代	畑代	計	御藏入	御給所
鳴子村 貫文 五、八三	貫文 七、三八	貫文 一三、二一	貫文 一五、五五	貫文 四、五五 (鳴子町)
大口村 貫文 九、七三〇	貫文 一八、五八五	貫文 二八、三一五	貫文 一	貫文 一 (川渡村)
名生定村 貫文 九、六三〇	貫文 一八、九六八	貫文 二八、五九八	貫文 三〇	貫文 二四、八八 (川渡村)
鷺目村 貫文 三、三三三	貫文 九、七七七	貫文 一三、一一〇	貫文 一	貫文 一 (一栗村)
上一栗村 貫文 二五、九七七	貫文 一六、六四四	貫文 四二、六二一	貫文 一	貫文 一 (一栗村)
下一栗村 貫文 二八、二二六	貫文 二四、九八二	貫文 五三、二〇八	貫文 二、六六	貫文 一五〇、五五 (一栗村)
上宮村 貫文 三、三三二	貫文 一〇、四七七	貫文 一三、八〇九	貫文 二、八五	貫文 四、八五 (一栗村)
下宮村 貫文 二、五九九	貫文 三、八〇〇	貫文 六、三九九	貫文 六、三	貫文 二四、七七 (一栗村)
上野目村 貫文 一〇、二八九	貫文 三、六六六	貫文 一三、九六五	貫文 三、三五	貫文 一八、九六 (一栗村)
南澤村 貫文 一五、一八四	貫文 三、五九二	貫文 一八、七七六	貫文 一六、四四	貫文 一六四、八三 (西大崎村)
下野目村 貫文 二五、六三七	貫文 三、九七四	貫文 二九、六五一	貫文 四、七二	貫文 二五、四三 (眞山村舊村磯田下眞山葛岡欠)
上眞山村 貫文 一八、六六六	貫文 二、二六〇	貫文 二〇、九二六	貫文 九、七七	貫文 一四、一五 (眞山村舊村磯田下眞山葛岡欠)
成田村 貫文 三、四九一	貫文 八、四六二	貫文 一三、九五三	貫文 一、八三	貫文 三九、七〇 (眞山村舊村磯田下眞山葛岡欠)
伏見村 貫文 二五、八五九	貫文 二、九七〇	貫文 二八、八二九	貫文 四、三八	貫文 一四、五二 (眞山村舊村磯田下眞山葛岡欠)
三丁目村 貫文 六〇、五五五	貫文 一三、二二四	貫文 七三、七七九	貫文 六、六三	貫文 四、二六 (東大崎村)
新田村 貫文 二四、一六六	貫文 二、一八八	貫文 二六、三五四	貫文 四、三九	貫文 二七、五三 (東大崎村)
名生村 貫文 五三、八七三	貫文 九、七七七	貫文 六三、六五〇	貫文 六、八三	貫文 五、七八 (東大崎村)

三、維新の耕土

明治二年四月二十日辨事役所は伊達龜三郎に對し、新封土二十八萬石の領域の調査を命ぜられる版籍調と云ふ。宮城黒川・玉造・名取・加美・志田(内四十三ヶ村)六郡を合せて二十七萬九千二百五十九石九斗三升(元治元年より明治戊辰五ヶ年平均)を計上せり。然れども毎郡に互る耕地面積の計數を知るに由なし。明治八年十月本郡内村邑の併合行はれ新村名を附せり。假へば伏見名生を合せて大崎村に改むるが如し。當時未だ鬼首村は玉造郡に編入せざりし時代なり。この時代に當り宮城縣廳内に修史課を置き縣内諸般の事項を調査せしめて蒐集せしことあり、何々郡地誌と云ふ、項中地味及び田畑宅地の計數を載す。抄録左に。

玉造郡地誌。地味。郡の以東に屬する者十ヶ村、其色黒にして砂礫混淆する者一村、黒なる者三村、赤黒にして砂礫混淆する者一村、赤黒なる者三村、赤にして砂礫混淆する者一村、黒白なる者一村、其質美なる者五村、惡なる者五村。稻梁桑茶に宜しき者三村、宜しからざる者三村、稻梁桑に宜しき茶に適せざる者一村、稻梁に宜しき桑茶に適せざる者一村、稻梁に宜しき桑茶に適せざる者一村、稻梁に宜しき桑茶に適せざる者一村、稻梁に宜しき桑茶に適せざる者一村、不便にして時々早に苦しむ者二村、以西に屬する者四村、黒なる者二村、赤黒なる者一村、赤黒にして砂礫混淆する者一村、質美なる者二村、惡なる者二村、稻梁桑茶に宜しき者一村、稻梁に宜しからず桑茶に適する者二村、稻梁桑に宜しき茶に適せざる者一村、質美なる者二村、水利便にして早の患なき者三村、不便にして時々早に苦しむ者一村、凡郡中質の美惡水利の便否ありと雖も、之を概して瘠土となさざるなり。

【岩出山村】 其色黒砂礫混淆す其質義稻梁に宜しく桑に適す、水利便に早の患なし。

【鳴子村】 其色赤黒其質美、稻梁に宜しく桑に適す、茶に適せず、水利便に早の患なし。

【新田村】 其色赤黒其質惡、稻梁に宜しく桑茶に適す、水利便にして早の患なし。

【大崎村】 其色赤黒砂礫混淆す其質美、稻梁に宜しく桑茶に適せず、水利便にして早の患なし。

【清水村】 其色赤細砂礫混淆す其質惡、稻梁に宜しからず桑茶に適せず、水利便にして早の患なし。

民有有租地分配

郡内町村人反別地價	二、六六三	田	二、六六三	畑	八七二	宅地	三〇五	山林原野	八、〇五七	合計	二、四三六
縣内他郡市人反別地價	五二、六六二		五二、六六二		四九三		一、五五九	其他	四八、〇六八		七、八〇七
他府縣人反別地價	八八、二四		八八、二四		一七〇		一、〇〇〇		四、五八		七、九七
計	一四〇、五		一四〇、五		一、七六五		五、七三〇		二七、八		一九、四九一
民有々租地所有高	二、六五五		二、六五五		八四三		三、三六九		八、四九五		三、三三八
反別地價	三、六八三		三、六八三		一一二		一、〇六〇		一、三〇〇		四、九八六
計	六三、五七		六三、五七		四三六		一、六三九		五、〇八一		八、四四三

五、町 村 別

【岩出山町】 耕土は本町東部並に谿谷に發達すれども其の地積僅少なり、然れど他郡市町に所有の鮮少にあらず。

地目	本町民にして他市町村に所有のもの	他市町村民にして本町に所有のもの	比較
田	三、五八〇、四〇〇	一、一七〇、〇〇〇	増
畑	三、八八二、一一一	一、八五〇、〇〇〇	増
宅地	五、〇一〇、四二二	二、八六〇、五七七	増
山林	一、四四、五八二	一、六九、三三五	減
計	一三、〇一七、〇一五	六、六八〇、二七四	増

【鳴子町】 本町は地勢高峻にして面積の割合に耕土少し、然れど山谷丘陵の間に開墾の耕土あり、その地積猶十數町歩

宜有地。山林原野四千二十八町六反五畝、其他八町一反。郡有地、山林原野二百町。町有地田畑十二歩、宅地三十坪、山林原野二百六十六町四反一畝、其他百七十五町四反。私有地、田五十六町四反二畝、畑十九町六反、宅地三九六七六坪、山林原野七百六十町其他八十八町。

【泉首村】 村の總面積約十二方里、臺帳面積を示せば一萬五千五百三十九町五段餘即約十方里弱にして、その大部分は國有の森林地帯なり、種別概要左に。

國有林總面積、一萬四千二百四十八町五反。保安林百九十一町餘田百八十六町二反五畝餘、畑四十三町二反二畝餘、宅地三十三町四反餘步、山林六百一十一町九反四畝餘、原野二百五十四町四反二畝餘。鑛泉地三畝弱。墓地其他八反餘步。計一千二百九十一町餘

【真山地】	反別	三〇、二五九	九畝二十四歩強
【宅地】	反別	三〇、二五九	一町一反二十六歩強
【畑】	反別	三六、七四二	四反五畝十七歩強
【山林】	反別	一五〇、八七三	四町五畝八歩強
【原野】	反別	一三〇、一五〇	二反一畝十三歩強
【東首】	反別	七〇、五〇〇	

本村の土地にして他町村人の所有にかゝるもの(年度同上) 宅地二五七一坪。田四八町三三三坪。畑三九八一三。山林原野三九七一〇一坪。

本村人にして他町村の土地を所有するもの(年度同上) 宅地四五四八坪。田二五町八〇〇坪。畑四町九〇〇坪。山林原野九九町六二〇二坪。

【一栗村】 江合川の流域にして、灌漑排水便利土質亦良好なる砂質粘質壤土なれば耕耘に最適す。本村役場調査せる民有地左に。

田反別	四八八丁六二二二	地價	一三九、九二〇圓八一〇	畑反別	一五四丁六二二二	地價	八、七七一圓三八〇	宅地面積	四一丁七五一五	地價	一六、六七〇圓七六〇
山林原野	雑種地	反別	一八八九丁五六	地價	一三、七五六圓一三〇						
池	反別	一三、五三〇		宅地	山林原野	雑種地	反別	一八、〇三三			
下	反別	五、四七九		山林原野	雑種地	反別	七三、一三三				
上	反別	五〇、〇八〇		合計							
野	反別	九七、〇〇六									
目	反別	二七、四四五〇									

一栗村	反別	五、二九七	四八四、八七七	四九三、六四九
(法人)	反別	一五、四六〇	一五、六〇〇	三九三、〇〇〇
郡内他町村	反別	一六、〇八九	二、七一一	一七五、三四八
縣内他都市	反別	一三、九三三	一〇、四〇〇	一六三、五五〇
他府縣	反別	四八、八二〇	一六、九一〇	一〇五、七三三
合計	反別	一、六一六	〇、一六三	五、一〇九
合計	反別	四〇一、〇〇〇	七、八四〇	三、二八〇
合計	反別	三九三、八一〇	八、七七八〇	三、七三三

【西大崎村】 土地總段別地價其戸口當左の如し。

土地 二、二九四町九、八、一六。同土地價金 一二四、〇五七圓三八〇。戸口當土地六町二三歩。地價三二四圓七六〇。
 耕地 田五二四町四、九、一四。一戸當一町三、七、九。畑一五二町一、六、二九。一戸當三、九、二五。
 他町村に於ける所有反別 田四一町七、三、〇五。畑五町六、七、〇三。宅地三、〇九七坪。
 他町村者に所有せらるゝ反別 田二二三町七、三、一一。畑二〇町四、八、二三。宅地二、二九〇坪。
 自作農、北區八。中區一四。南區一四。東區一〇。西區一四。計六〇。小作農、北區三。中區八。南區八。東區一八。西區八。計四五。自作兼小作農、北區一八。中區六一。南區七二。東區七二。西區一五。計二三八、三四三。

【東大崎村】 本村大崎耕地の西部に位し、土地面積中耕地はその九分を占む。稻穀の産出を主とし、豆麥蔬菜之れに次ぐ。田六百三十六町五段五歩、畑百二十七町二反八畝一步。

【川渡村】 本村の耕土については、古い記録なきを以て知るに由なけれども、明治三十一年度に於ける田地は三百拾七町四段歩、畑地は百二町歩なりし事は明瞭なり。其の後大正十年舊温泉村は鳴子町川渡村に分離し、今日に於ては田

俯見。雄略紀。山背俯見村あり。垂仁紀。倭菅原伏見陵あり。神護景雲三年玉造人吉彌候部念丸等、姓下毛野俯見公をたまふ。此に貫す。封内風土記俯見廢す、伏見村存す。按圖名生。成田。南澤。下野目。上野目。三丁目。葛岡。上真山諸邑其地なり。葛岡後私に郡と稱す。葛岡城址あり。東鑑云。賴朝泰衡を滅し、郡邑を割き將士に賜ふ。畠山重忠功大なり自擇はしむ。重忠本郡最狹少を以て請ふ。時人廉介を稱す。伏見に御所館あり、大崎義隆居る。玉造。兵部省式。陸奥國玉造驛馬五匹、郡家驛傳を兼ね。神龜中玉造軍團をおき、後玉造耨といふ。承和四年玉造寒溫泉石神震動聲雷の如く、溫泉沸騰し色瘵の如し、國司に勅し災異を謝す。神名式、溫泉石神社と稱す。今大口村川度にあり、少彦名命を祀る陸奥郡郷考、玉造今なし。按圖、大口。鍛冶屋澤。名生定。上宮。下宮。賜目。上一栗。下一栗諸邑其地なり。祀典荒雄河神社上宮村、荒雄河上にあり、後鬼首村に遷し。荒雄河。一名玉造河。玉造江美豆小島、小黑崎あり之に屬す。信太、常陸信太郡、同訓其移民の居。陸奥郡郷考。今何地審ならず。按圖、鳴子邑尿前「しとまへ」村あり、尿「しと」信太「した」邑通ず、或其遺名なり。中山。陳森。二手野。小野澤。星沼諸邑其地なり。祀典溫泉神社鳴子村湯本にあり、大已貴命を祀る。栗田氏曰。出雲國玉作湯神社大已貴神を祀る。本社も玉造郡にあり。餘戶、俯見玉造間に横山原あり、横餘戶音訓通ず、諸州餘戶横某と稱す者多し。

二、藩制の郷村

一郷二千村に分區して玉造郡を構成して統治上の疆域とせらる。安永二年大肝入遊佐平大夫の書出左に。

玉造郡御村名次第書出。玉造假大肝煎 平大夫。玉造郡二十一ヶ村兼而相立居候御村名次第書出。
 一鳴子村。二大口村。三名生定村。四賜目村。五上宮村。六下宮村。七上一栗村。八下一栗村。九上野目村。十磯田村。十一下真山村。十二葛岡村。十三上真山村。十四岩出山本郷。十五下野目村。十六南澤村。十七名生村。十八伏見村。十九新田村。二十三丁目村。二十一成田村。
 此度風土記御用に相成候間當御村次第兼而相立居候準を以書上仕候様被仰渡候に付如斯御座候以上。
 安永二年八月 玉造假大肝入 平大夫

三、維新の町村分合

藩制時代に定むる玉造郡内二十一個の行政区は明治八年十一月二十二日磐井縣所轄時代に縮少して十五個と爲す。即ち成田。三丁目を廢して清水村に改め、伏見。名生を廢して大崎村に改め、上真山。葛岡を廢して上山里村にて改め、下真山。磯田を廢して下山里村に、上一栗。下宮。賜目。上宮を廢して池月村に改む。

玉造郡地誌。清水村。本村元、成田。三丁目と兩村たりしが、明治八年十一月合して今の名に改む。

大崎村。本村元、伏見。名生の兩村たりしを、明治八年十一月合して今の名に改む。

上山里村。本村元、上真山。葛岡の兩村たりしを、明治八年十一月合して今の名に改む。

下山里村。本村元、下真山。磯田と兩村たりしを、明治八年十一月合して今の名に改む。

池月村。本村元。上一栗。下宮。賜目。上宮と四村たりしを、明治八年十一月合して今の名に改む。

玉造郡地誌に明治八年十一月なりと記載しありしは地籍登録の歲月を示したるに過ぎざるべし。是より先き明治四年四月郡及び村名を廢止して總て郡を大區に町村を小區に改め、大區に一等戶長小區に二等戶長及び百姓代を配置し、後ち六年二月一等戶長を區長に、二等戶長を副區長に改む。九年十一月十八日縣甲第一五四號を發布し區劃の更正及區務所の制を布く。本郡は第三大區に屬し、更らに十四ヶ村を二分して十區六ヶ村小十一區八ヶ村とす。而して小區々務所を岩出山驛下宮驛の二ヶ所に置く、今の鬼首村は當時第四大區、小五區長崎。金田。花山に連合せられたり。抄録下記の如し。

第三大區 小十區、區務所玉造郡岩出山驛。一、地價金四十萬五千七百十六圓八十七錢二厘。戶數千四百四十九、人員七千八百十五人。一、六ヶ村、新田村。清水村。下野目村。大崎村。南澤村。岩出山村。

同 小十一區、區務所玉造郡下宮驛。一、地價金三十三萬六千九百七十二圓七十三錢五厘。戸數八百十七。人員六千六百九十人。一、八ヶ村、下山里村・上山里村・上野目村・下一栗村・池月村・名生定村・鳴子村・大口村。第四大區 小五區、長崎村地價二十二萬九千二百九十七圓五錢九厘。戸數七百六十一。人員六千九百九十四人。四ヶ村、長崎村・金田村・花山村・鬼首村。

四、鬼首村と玉造郡

式内荒雄川神社の由緒沿革に據れば、平安朝時代に在りては玉造郡に隸屬せしならん。天正十九年藩祖政宗米澤城より治府を岩手澤城に移せしとき、鬼首村より方物を獻進して賀表を上りしは爾かありし所以を窺知するに足るもの、如し。然らば栗原郡に編入し「一迫上郷姫松莊鬼首村」と公稱するに至りし歲月に就ては、第一回の檢地は慶長十年茂庭綱元屋代景頼主として之れを完了し名けて「檢地牒」と號し若林倉庫に納む、寛永十三年十二月朔日怪火のため倉庫と共に檢地牒は燒燼せり。仍りて第二回の檢地を行ふに當り三十五班の組役員を領内に派遣し玉造郡に始り久ふして完了せるは即ち「寛永の御檢地」なり、この時施行項目中屋敷地の名稱山川の形勢、交通の開閉、郡鄉村邑の境界は悉く査定し、後ち延寶に至りて確定し、「延寶古牒」と稱し明治維新に及ぶ。仍りて惟ふに平安朝時代よりの玉造郡鬼首村は、仙臺藩の創成期に至りて栗原郡に編入せられたるべし。

栗原郡一迫上郷姫松莊鬼首村は、明治四年四月大小區の制度を布かれしより同十一年七月郡區町村編制法を發せし時に至る。七年四ヶ月間長崎・金田・花山・鬼首の四ヶ村聯合して第四大區に屬し第五區と稱し區務所を長崎村に置く區制廢れて郡制興るに方り郡區の編制各所に擡頭せり。第四大區長男澤千里は古制に通曉する達人なり。千里の考案によりて同十一年十月二十一日郡長の任命と共に鬼首村は栗原郡より分離して玉造郡に編入せらる。

資料。明治九年時の栗原郡長男澤千里氏、本村の地勢・交通上より見て、玉造郡に配屬するの好都合なるを論じ遂に玉造郡の所轄

に入り、宮城縣と改稱するに及びて宮城縣玉造郡鬼首村と稱するに至る。

栗原郡誌。石越は明治十年月日不詳登米郡に屬し、鬼首は同十一年十一月の郡區更正の際玉造郡に屬せしめられたりといふ。

五、行政區の變遷

明治十一年十月二十一日權令松平正直百戸以上の町村に戸長一人、又以下にありては數村聯合して戸長一人を置く、本郡十五ヶ村に役場を設立する十ヶ所とす。

大崎村 三ヶ村 三三二戸。鬼首村 一ヶ村 一八三戸。鳴子村 一ヶ村 一六九戸。名生定村 二ヶ村 二四六戸。池月村 一ヶ村 一六一戸。下一栗村 二ヶ村 一七三戸。上山里村 二ヶ村 二〇五戸。岩出山村 一ヶ村 七二八戸。南澤村 一ヶ村 七六戸。下野目村 一ヶ村 一二三戸。合計 一五ヶ村 二、三九六戸。

同十四年四月戸數百戸以上を改めて二百五十戸以上に一の戸長役場を置くの制を布く。乃ち管内三百六十九個の役場を三百二個に減ず。本郡戸長役場の十ヶ所を改めて六ヶ所と爲す。町村名位置等下記の如し。

町村名	役場位置	舊村數	戸數	人口	町村名	役場位置	舊村數	戸數	人口
大崎村	下野目	五	五八二	四、九〇七	岩出山町	二 構	一	七〇四	四、一五〇
眞山村	上山里	二	二二二	一、九五九	下一栗	三	三六三	三、二二二	
溫泉村	大口	三	五五九	三、六四〇	鬼首村	百目木	一	二〇四	一、四二七

同十七年五月大政官達第四一號の發布により、郡内六ヶの戸長役を五ヶ所に改め、聯合戸長役場を置く、七月七日松平知事は連合戸長を任命す左に。

鬼首村戸長 大場源七郎。池月村外四ヶ村戸長 花淵信太郎。岩出山村戸長 湯村半兵衛。下野目外四ヶ村戸長 笠原源治。鳴子村外二ヶ村戸長 岡村重次郎。

明治二十二年縣令第八號を發布し區域名稱を定む。即ち岩出山町及大崎・眞山・一栗・温泉・鬼首五ヶ村を以て自治の行政區を構成し、後ち大崎村は明治二十九年二月東大崎村西大崎村に分れ、又温泉村は大正十年四月十九日分れて鳴子町大口村となる。現在の二町六村是なり。町村制實施當時の縣令左に。

縣令第八號明治二十二年二月九日

管下野村中本年三月三十一日を以て其區域及名稱を更正すること左に。

王造郡 町村名	舊村名	町村名	舊村名
大崎村	大崎村・清水村・新田村・下野目村・南澤村	岩出山町	岩出山村
眞山村	上山里村・下山里村	一栗村	池月村・下一栗村・上野目村
温泉村	鳴子村・大口村・名生定村。		
鬼首村	鬼首村		

第十節 地名の由來傳説

一、概説

地名の濫觴を釋ぬるに、元明天皇和銅六年（一三七三）諸國に命じて、郡村の名稱には勉めて、雅馴の文字を用ゐしめ、又國ごとに山川原野より、土地の肥瘠、産物の品種、其他之に關する故事舊聞を誌して、上つらしめ、之を風土記「ふどき」と呼ぶ。蓋し本邦最初の地誌なり。

續日本紀六。（元明天皇和銅六年）五月甲子（二日）畿内七道諸國郡郷名。著好字。其郡内所生。銀銅彩色草木禽獸魚虫等物。具録色目。及土地沃瘠。山川原野名稱所由。又古老相傳舊聞異事。載于史籍。言上。

先是。孝德天皇大化元年（一三〇五）封權を廢して郡縣と爲す。此の時既に國縣の名稱をも定めらるべし。去れと國縣の稱號雅馴ならず且つ文字の個數に制裁なかりしもの、如し。故好字を用ゐよと詔を下し給ふしならん。別本に雅馴の文字又地名は二字を限りにせとの記録あり。

二、玉造

元明天皇和銅五年出羽國を置き、翌六年諸國に令して風土記を編ましめ、庸貢條目を制定して、陸奥國には石英・白雪母・硫黄を貢物せよと令せらる。石英は結晶質類なりしが故に玉を造るには好材料たりしなるべし。禿嶽の水晶或は此れにて有りしならんと。由來上古の先住民族が愛玉の風盛んに行はれ、出雲玉作の瑪瑙、又大阪玉造の玉沙と陸奥玉造の石英と殆んど鼎足の如く愛玉家の嗜好を満たしめたるは傳説に於ける玉造稱號の起因なりき。

國史に著はる「玉造」の稱號を釋ぬるに、昭和四年を逆算する一千二百二年神龜五年玉造軍團と爲す、と玉造稱號の濫觴なるべし。十年の後ち天平九年に玉造柵の記之に亞ぐ。

郡名として國史に著しきは稱德天皇神護景雲三年「陸奥國玉造郡人外正七位上吉稱侯部念丸等」を始めとす。昭和四年を逆算する實に一千百六十一年なりとす。考証下に。

四十五代聖武帝神龜五年四月丁丑。陸奥國請。新置白河軍團。又改丹取軍團。爲玉造軍團。並許之。
同天平九年四月戊午。四百五十九人。分配玉造等五柵。四十七代廢帝天平寶字四年正月丙寅。記有出羽掾正六位上玉作金弓云者。
四十八代稱德帝神護景雲三年三月辛巳。陸奥國玉造郡人外正七位上吉稱侯部念丸等七人賜姓下毛野俯見公。大國造鳥足之所請也。
同寶龜十一年九月己未。勅征東使者。宜居多賀玉造等城。能加防禦兼練戰術。
五十代桓武帝延暦八年六月庚辰。征東將軍奏。瞻澤之地賊奴興區。方今大軍征討剪除村邑。餘黨伏鼠殺略人物。又子波和我僻在深

奥。臣等遠欲薄。代頼運有難。其從玉造塞至衣川營。同八月己亥玉造等一十ヶ郡。與賊接居。不可同等。故延復年。八十二代後鳥羽帝文治五年八月十四日。頼朝在多賀國府。時聞泰衡等在玉造郡。自多賀經黑川。之玉造郡。

三、大崎五郡

文治五年八月二十日源頼朝功臣泉田・澁谷・上形・狩野の四家臣を、玉造・加美・志田・栗原・遠田の五郡に封じて撫民の職に當らしむ。玉造外四郡の地勢南に鳴瀬川を控ひ北に迫川を構ふ。時人稱して五郡の地帯を河内と稱す。四氏此地を領するを以て河内四頭と云ふ。

家譜略。文治五年頼朝泰衡を伐つ。後其地を分割して功臣を封ず。河内五郡二保を以て泉田澁谷上形狩野の四家に賜ふ。是を河内四頭と稱す。建武中管領の命に従はず遂に大崎氏の有となる。陸奥郡郷考。文治五年頼朝平泉謀伐後。分割其地以て封功臣河内五郡。

大崎家の祖伊豫守家兼曆應元年(延元三年)閏七月二日兼家兄高經に従ひ新田義貞を亡ぼす。その功により曆應二年二月奥羽二州の探題に補せられ、中新田城に居り、二百六十郷を奄有し五ヶ所に御所を置き、一門一族一家四大家老侍大將等の階級整然として十二世の孫(大崎家系圖に據る)左兵衛督義隆に至り、名生城に移り天正十八年五月大崎の領土は關白秀吉に没收せらる。此の間二百五十二年の歲月を累さぬ。

大崎葛西盛衰記。黒川郡三十三郷(大崎の郷あり)加美郡三十三郷(中新田あり)玉造郡十八郷(名生新田の郷あり)栗原郡本郷十八郷(一迫二迫三迫を除き小野の郷あり)遠田郡六十六郷志田郡四十四郷。羽州最上四十八郷。大崎御所(黒川)小野御所(栗原)名生御所(玉造)新田御所(玉造)中新田御所(賀美)

大崎五郡の稱號は家兼三世の孫家貞の時代なるべし。家兼始め六郡を領す。家貞の次男家持を分封して黒川宮内少輔と稱し黒川郡三十三郷を所領とす。爰に至りて黒川の一部を失ふに至る。仍りて憶ふに大崎五郡の稱號は大崎家三世家貞(詮持)以來の稱號なるが如く思はる。

四、藩制時代

寛永十七年再び領内の封土を検査するに方り、端郷・小名・屋敷名の地名を定む。地名の由来悉知し難かるべしと雖も、考古史上唯一の羅針盤たり指南車たりしが如し。安永二年領内の風土記を修録せんがため、大肝入に命じて各種の項目を調査し進達せしことあり、「風土記書上」と云ふ。往時郡内二十一ヶ村に於ける屋敷・小名・端郷の三項を各村に分知し抄録する下記の如し。

- 【鳴子村】(屋敷名十八) 未澤・大畑・中・岩淵・雷土・尿前・川欠・川畑・田中・湯元・中山・陣ヶ森・南原・焼石又・星沼・白岩澤・御見。(小名三)五味巻・古戸・河原湯。(端郷三)見手の原・小の澤・中山。(鳴子町)
- 【成田村】(屋敷名八) 富田・鷺沼・中島・新・宮田・川原・三島・北成田。(小名四)新田・大町・上川原・中川原。
- 【伏見村】(屋敷名二十一) 要害・内・外出。上伏見・稻荷崎・原・北臺・上臺・大館・清水・上川原・中川原・中家・土淵・浦。下川原・荒・下伏見・中・境・新。(小名十)要害・上臺・西原・大館・道寒・上川原・中川原・土淵・下伏見。
- 【新田村】(屋敷十四) 要害・石橋・渡戸・臺所・南樺・お丸・上谷地・下谷地・川原・畑中・三ノ樺・上川原・柳。三丁目村(屋敷十五) 小・下宿・石館・陽・田子・竹野内・川端・新・宿・川原田・内野目・香田・塚田・下。(小名三)下川原・周防川原・小寺。
- 【名生村】(屋敷名十) 西・北館・三ノ樺・實成・笹・川原・砂・名子・新・柳。(小名七)館・軍場・川原・前川原・西川原・新田押切。(以上東大崎村)

【南澤村】(屋敷三十四) 榎室・彦間・南原・臺・樋渡・荒・山野上・たい・瀧館・川畑・將見・二つたん・唐竹・竹之内・木戸
脇折・堂々目木・鍛冶・中田・澤田・宮在家・東村・中名生寺・中里・曲り田・まとう場・高・中・高野・松崎・中村・二股・
山田・海老錠口。

【下野目村】(屋敷名二十九) 泉澤・南川原・高畑・戸代・川原・丸山・小泉・畑中・境・沖川・田中・堂ノ内・當場分・吉田・中
島・留沼・窪川・一本木・矢坂・高梨・荒谷・大畑・木戸脇・欠下・砂田・雨生澤・新田・松森。(以上西大崎村)

【鷺目村】(屋敷名十三) 古館・うかわ・日かけ・小森・山きわ・畑中・新・欠ノ上・清水ノ上・半屋傳・待井・待井原新・繪圖
澤。(小名六)下境・原・新田・大とふみ・清水の前・松川原。

【上一栗村】(屋敷名四十六) 樋ノ口・田中・大町・榎・鍋・竹ノ内・入生田・柿・岡本・後田・畑ケ田・坪ノ内・鍛冶・味道半・
金澤・飯森・坂水・槐・原・銘澤・堀ノ内・栗ノ木・清水・上野・高・岩上・欠下・稻・大ふけ・畑中・柳・石川・西久保・澤
森合・木ノ本・槻・おみの澤・日影・杉・須郷・岩下・山下・梅の木・荒。(小名五)馬古澤・大平・小平・麻まき原・大森。

【下一栗村】(屋敷名四十)川橋・山守・中富田・川原・地柄・橋元・槐・江合・熊堂・四つ・寺町・道・一本橋・中村・原・大野田
荒・一坪・畑中・賀畑・田下・新堀・扇戸田・石畑・山下・高・東・片岸・山中・ひとり・古館・木ノ下・坂下・杉澤・町・西・
内手・澤川・十之土・熊。(小名一)宿。

【上宮村】(屋敷十五) 中村・木戸・梅木・品々・一反田・草井・原・八幡・八木・中・堀・宮・宮本・山下。

【下宮村】(屋敷名) 但一字町屋と申惣名に御座候。(小名四)銘澤・妙法・釣尾・澤田。

【上野目村】(屋敷名二十九) 高・坂下・天王寺・門前・田中・千刈田・畑中・山・澤口・山神・大保・鯨・太鼓師・針生・橋本・
寺田・雲南・大田・桑畑・境ノ目・鎌田要害・涎・川原毛・土佛・安養寺・曲坂・山谷・朴木欠・土橋。(以上一栗村)

【上真山村】(屋敷四十七) 芦乃口・小倉・荷坂・北中居・南中居・六田・上神明・下神明・荒・釣之尾・田子谷・上山田・中山田
下山田・種蒔・沓縫・荒・下汀・中汀・上汀・林藏寺・山崎・新田・蓬田・南澤・機織・上馬立・下馬立・下田中・上外道・寺・
要害・掛け・上金谷・中金谷・下金谷・澤・坊歸り・上赤新田・下赤新田・九十田・北澤・堂之澤・長橋・段子澤・出籠・門口。
(真山村葛岡村欠く)。

【大口村】(屋敷二十七) 要害・澤・鍛冶・入・通原・新田・荒・河度・大西・森合・神山・鷺巢・赤梅・田中・蓬田・久田・大下
高嶺・沼井・馬場・片名郷・西村・一本松・井土畑・赤沼・原・町。(小名)越井戸・三合田。

【名生定村】(屋敷三十) 原・のきわ・中女寺・坂ノ上・西・萩野・みちやうね・黒崎・下關口・田中・木戸脇・石畑・下釜・五合
田・彌田・和田・山きわ・薬師田・上關口・小室・金谷・鴨・尿・かに澤・おみ・切岸・宿・まゝの上・一反田・原崎。(小名十
一)下境・川原・澤めき・わに口・深澤・六盃澤・原崎・西澤・大尺・青岩・森ノ越。

五、維新當時

明治八年本縣廳中に修史の一課を置き里見屬等に令して史料を縣内各大區の區長より調書を蒐集して編纂せしことあり。題して「宮城縣地誌史料」と云ふ。稿全く成らざるに停止せらる。幸ひに本郡内藩制時代の二十一ヶの村邑を併合して十四ヶ村に改めたりし後ちの起稿なるが故に脱稿せる村邑の部分を描載し、以て當時の字名境界等を悉知するに資せんとす。

【岩出山村】(通町) 本村の東南方より北へ連る東西一町三十間南北五町。(二樺) 本村の東北方より南へ連る東西五十間南北四町(大學町) 本村の東方東より西へ連る實相寺の前東西五町南北一町十間。(裏小路) 本村の東南方より北へ連る東西一町南北六町(河原町) 本村の北方北より南へ連る東西四町三十間南北三町。(十軒小路) 本村の東北東より北へ連る東西二町北一町四十間。(岩出山町)

【鳴子村】(鳴子) 本村の東南方北より南へ連る温泉神社の前、東西四十間南北二町。(河原) 本村の東南方南より北へ連る。東西三十五間南北三十五間。(新屋敷) 本村の東南方東より西へ連る、東西十町南北一町。(車) 本村の東方東より西へ連る、東西四十間南北二十五間。(星湯) 本村の西方東より西北へ斜通す。東西十八間南北三十三間。(鳴子町)

【新田村】(上宿) 本村の東北東より西へ連る伊勢堂橋の東神明社の前、東西七町二十間南北一町四十間。(中宿) 本村の東北東

より西へ連る、東西六町十間南北一町三十六間。(南橋) 本村の東方東より西へ連る。東西三町二十間南北一町十間。(犬丸) 本村の東方南より北へ連る。東西一町四十間南北二町。

【大崎村】(土淵) 本村の東より西へ連る三十六所社の前東西二町南北一町。(要害) 本村の南方東より西へ斜通す。東西一町南北二町三十間。(館) 本村の西より東へ連る熊野社の前、東西二町南北一町二十間。(新田) 本村の北方東より西へ連る、東西一町四十間南北一町十間。

【清水村】(富田) 本村の南方東より西へ連る上清水川橋の西、東西四町十間南北五十間。(中河原) 本村の西方西より東へ連る、東西二町三十間南北一町十間。(東大崎村)

【下野目村】(小泉) 本村の南より北へ連る、東西二町三十間南北四町十間。(沖河原) 本村の西より東へ連る東陽寺の北八幡社の前東西二十五町南北十町。(山際) 本村の南より北へ連る西光院の西北南照院の前、東西二十間南北三町十間。

【南澤村】(氷室) 本村の東方南より北へ連る、東西五十間南北一町二十五間。(西大崎村)

【上野目村】(天王寺) 本村の西方東より西へ連る天王寺橋の北天王寺の前、東西二町三十間南北一町。(大誠師) 本村の東方東より西へ連る、東西二町北一町。(大保) 本村の東方東より西へ連る、東西二町二十間南北一町。(澤口) 本村の西方東より西へ連る、東西二町南北一町。(要害) 本村の南方南より北へ連る、東西一町南北一町。

【下一栗村】(宿) 本村の西方東より西へ連る、東西一町三十間南北五十間。(一坪) 本村の南方南方より北へ連る、東西四十五間南北一町。

【池月村】(上一栗) 本村の東方東より西へ連る堂殿橋の北如來寺の前、東西五町五十間南北五十間。(沖) 本村の東南方東より西へ連る、東西六町四十間南北十五間。(待井) 本村の南方東より西へ連る、東西二町南北一町。(上宮) 本村の西方東より西へ連る押出橋の西荒雄川神社の前、東西五町南北一町。(鷺目) 本村の西方東より西北へ連る小森橋の西南方社の前、東西十八町南北一町。(一栗村)

【上山里村】(種蒔) 本村の東北東より西北へ連る、東西四町南北二町。(沼田) 本村の南方東より西へ連る要害橋の東梅林寺の前東西三町南北一町。(葛岡) 本村の西南東より西へ連る要害橋の東、東西四町南北一町三十間。

【下山里村】(下眞山) 本村の東北方東より西へ連る、東西一町十八間南北五十五間。(黄金田) 本村の中央東より西へ連る寺前橋の北眞昌寺の前、東西二町南北三十間。(小坪) 本村の北方東より西南へ斜に連る不動堂の西、東西二町四十間南北三十間。(磯田) 本村の西南方東より西へ連る八坂社の前、東西三町二十間南北二十五間。(眞山村)

【大口村】(川度) 本村の東方東より西へ連る川度橋の南温泉石神社の前、東西三町南北二町。(鶯巢) 本村の西方北より南へ連る、東西三十間南北一町。(赤湯) 本村の西方東より西へ連る、東西四町十間南北一町八間。

【名生定村】(小室) 本村の西北東より西へ連る、東西一町四十二間南北一町三十間。(尿) 本村の中央東より西へ連る、東西三町二十五間南北四十間。(川渡村)

六、町村別記

毎町村の由來傳説 明治二十二年四月一日町村制實施後、昭和の現代に至る、二町六個村に分區し詳叙する下の如し。

【鬼首村】 桓武天皇の御代坂上田村麻呂東征に際し、賊魁大武丸なるもの、栗原郡佐沼の山中にありしを征してその首を刎ねたり。然るにその首飛んで此の地に落ちたるにより此の名起れりと、或は又元栗原郡姫松莊に屬し鬼切邊の城といふ古館のありし爲鬼切邊と稱へしが、何時の頃よりか鬼首といひなされしと傳ふ。又藩内名蹟誌に「荒湯温泉」の項に、在鬼首村、温泉の上に大石有郷俗是を荒黄川神社大物忌命と稱し、尊崇すること久し。其の下流は玉造川たり。神名帳に玉造郡荒雄川神社有、想ふに此の地なるべし。往昔栗原・玉造相近きを以つて誤つて是を玉造とせしなるべし。郷俗荒雄を誤りて荒黄と稱せしなるべし。相傳ふ、古昔、山鬼の首を此の地に瘞しにより村の名と稱せしといへり、云々とあり。

鬼叫。俗に「おふざかみ」といふ、本村の南部寒風澤附近荒雄川の左岸にある絶壁なり、傳へ言ふ、昔坂上田村麻呂賊魁を切りしにその首飛び來りて此の絶壁に當り大聲を發して叫べるより此の名ありと。

奢誰人敢不能制之。永承之比。太子藤原朝臣登任。發數千兵攻之。出羽秋田城介平朝臣重成。爲前鋒太子率夫士爲後。賴長。以諸部之俘囚拒之。大戰于鬼切部太子軍敗績。死者甚多云々

【鳴子町】 仁明天皇承和二年鳴動すること十七日に及び山岳崩壞熱湯噴出したるを以て朝廷同年十月從五位下に叙し一社を建て温泉神社とし、其の湯をば鳴聲の湯と云ふ。之れ即ち鳴子地名の始なりと。又一説に文治二年源義經東奥に難を遁れんとして、都より道を北陸にとり羽州龜割峠に差かゝる時、京の君一子を生む、然れども羽州は敵國たるの故をもつて當地河原湯に來りて産湯となしたるに、初めて啼聲を發したる爲め、名づけて啼子の湯と云ひたるに後鳴子と改む。

【真山村】 真山の名稱は、初め後土御門帝元弘年間、足利氏時代に、信州諏訪の住士真山木工左衛門と稱するものありて移住をなし今の下真山の地に永住するに至り、この地の大番士として勢力を扶殖す。故に真山なる名の出でたるものなり。而して今尙その後裔の存す。

以上の傳説ありて古代を知るのみ、然るにかゝる傳説の時代において如何なる住民あり、而して如何なる生活狀況にありしかを知るを得ざるも、源賴朝家臣畠山重忠を葛岡の郷に封ぜられしことなるが故に、その時代にありても重忠の下にありて仕へし者のあるを推知すべし。尙降りて元弘年間真山氏のこの地に移住せし時にも、その從者或はこの地に永住せしものもありて從へしものなるが如し。

【真山村】 本村の管轄區域名稱の變遷について述べれば、明治十一年地方制度改正以前には、葛岡・磯田・上真山・下真山の四ヶ村に分れ居たるもこの制度改正の時期に當りて、葛岡・上真山の兩村合して上山里村とし、他の磯田・下真山の兩村合して下山里村と稱するに至る。明治二十二年町制實施と共に上山里・下山里の兩村更に合併をして今日の真山村とするに至れるものなり。

【一栗村】 本村大字上野目の地は往昔「泉ノ目郷」と稱したりと傳ふ。何れの時代より上野目と變ぜしか明かならず。又上宮・下宮の地名は、口碑に安寧天皇の皇子流轉し、本村上宮の地に居を定められその跡を宮屋敷と稱すと。これ上宮・下宮の起原ならん。

【西大崎村】 足利尾張守家氏下總の國大崎の地を所領してより大崎を以て其の稱號となす。曾孫伊豫守家兼花園院の宣旨を蒙り、奥羽兩國の探題に補せられ奥州に下りて、玉造大崎の御所に居り左京大夫家兼と稱す。家兼に二子あり長を左京大夫直持、次を修理大夫兼頼といふ。延元元年丙子八月直持は奥州管領に補せられ、兼頼は出羽の山形城に住して最上家の祖となり、直持は加美・玉

造・志田・遠田・栗原の五郡を領し、世々栗原郡小野・加美郡中新田・玉造郡名生の城に住し大崎と稱す、これより時人其の封内を大崎と稱するに至る。其の後明治二十二年四月町村制の實施に際し大崎村となり。同二十九年六月の分離して西大崎村と稱す。

【東大崎村】 今より三百五十年前、大崎五郡の押領使、足利左衛門督源義隆三十萬石にて此の地に居城し、元祖左京大夫家兼より天正年中義隆に至るまで第十五代、五郡の主冠として居住し、大崎と稱へて今の大崎區名生館に城を築きて五郡内を治む。然して公の居住したる所を今尙御所館及び大館・小館と呼ぶる此の土に義隆の庭園たりしとて椿の木二本在せり。故大崎義隆此の邊を領して治めしかば後世に至りて此の地を大崎と稱するに至れりと。尙明治二十九年東西兩大崎村に分れて本村を東大崎村と號す。最も城に近き地名を大崎區・名生館とす。之れより南方の地は此の時代要害な土地にして種々の設備して治めたりければ今尙要害と呼ぶる。大崎御所五ヶ所の内名生御所・新田御所の址跡あり。名生御所、大崎區名生淨泉院の南方なりと。新田御所、新田區新豐寺南方の田地なりと。

新田、大崎義隆のとき里見の族狼塚の城主里見紀伊義成(大崎家四家老の一)の二男新田刑部義景新田の城に住して義隆に寵せられて、常に義隆の臺所持をなす、其の家例として臺所佐々木徳美の裏山約一段歩に、今尙肥料を施さざると。而して臺所と後世の人呼に至れり此の附近一帯を新田と呼ばはると傳へらる。

第二章 住 民

第一節 上 古

一、概 説

四面環海瀕落歴落の帝國本土に棲息する先住民族の考証は先哲の既定説ありと雖も、時に或は考古學上一大新紀念に逢着するの機會なきにしもあらざるべし。神代史上「天照大神の御田には畔あり溝あり」と又「天ツ神國ツ神」の別號ありて自から天孫種即ち大和民族は天ツ神、其の他土着の先住民族は國ツ神にして異人種なりと推定せらる。その土着の先住民族に先後の差ありと雖も、溝畔の設備を有せざる田面は異人種の所有地たりしなん乎。

大和朝廷の根據地は始め南方日向に起り後ち大和に移り、居ること久ふして東北の拓殖に及びし關係上、史實に遠く史籍に乏しかるべしと雖も、環海の地勢、集積の貝塚、出土の器物、穴居の遺跡を証憑に古代人種の種族にエスキモー一種のコロツボクル人種、コーカシアン一種のアイヌ人種に、又インドネジ族、漢族ネグトリ族、印度族及びニューギニヤ島方面の南方種族又は人種學上ツングース系に屬する諸族と推定せらる。

ツングース種族渡來の徑路は南方亞細亞より西比利亞の黒龍江より日本海岸を南下し越後地方に上陸したる第一期は約紀元前千八百年にして古志族と云ひ、千島海流に乗り日本海を越えて朝鮮の東海岸を南下し、出雲半島に上陸したるは第二期紀元前千二百年にして出雲族と云ひ、又朝鮮半島より朝鮮海峽を横斷し、九州の北端に上陸し漸次に南下したる

は、第三期紀元前六百年にして日向族と云ふ。

アイヌ人種は太古西亞細亞方面に住居し漸次に東漸して黒龍江附近に新天地を相し、逐次に間宮海峽を渡り樺太北海道より津輕海峽を経て本邦に入りしは約紀元前二千年なりき。

從來のアイヌに四部族あり生活により分類せるものにして、一、海岸部族。二、山林部族。三、島嶼部族。四、雪國部族なりとす。陸奥出羽を中心に又武藏の臺地又は越後の北浦原、岩代等の各地に占據したるは雪國部族なるが如く思惟す。上記列擧の從來人種が種々の混血を生じ、殆んど原型を喪滅し、漸次に統一され或は驅逐し或は融和し包擁同化し、遂に大和民族たる日本民族を形成するが如く推定せらる。爾かあれと先哲の示す所によれば左記に分類せらる。

イ、縄紋土器の使用民はアイヌ族。

ロ、彌生式古器及び祝部土器の使用民は、大陸渡來の人種。

ハ、口碑傳説或は言語の類似により、大陸或は南洋渡來の人種。

ニ、政治史上の一大變動は、人種の大變動を醸せり。神武天皇の御東征は、畿内地方へ日本人種の渡來を意味す。

ホ、コロボツクルはアイヌに驅逐せられ、アイヌは日本人種に驅逐せらる。

續日本紀。文武天皇即位元年十月壬午(十九日)陸奥蝦夷。貢方物。十二月庚辰(十八日)賜越後蝦夷物。各有差。

同 書。元明天皇和銅二年七月乙卯朔。令諸國。運送兵器於出羽。爲征蝦夷也。八月戊申(二十五日)征蝦夷將軍正五位下佐

伯宿禰石湯。事畢入朝。召見特加優寵。九月乙丑(十二日)賜征狄將軍等祿。各有差。

同 書。元明天皇和銅三年正月壬子朔。天皇御大極殿受朝。卑人蝦夷等亦在列。丁卯(十六日)天皇御重閣門。賜宴文武百官並

卑人蝦夷。四月辛丑(二十一日)陸奥蝦夷等。請賜君姓。同於編之。許之。

同 書。元正天皇靈龜元年十月丁丑(二十三日)陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇彌奈等言。親族死亡子孫數人。常恐被狄徒抄略

乎。請於香阿村造建郡家。爲編戶民永保安堵。又蝦夷須賀君古麻比留等言。先祖以來貢獻昆布。常採此地年時不闕。今國府郭下相去道遠。往還累旬甚多辛苦。請於於閉村便建郡家。同百姓共率先親族永不開貢。並許之。

同 書。聖武天皇天平二年正月辛亥(二十六日)陸奥國言。部下田夷村蝦夷等。永懷賊心。既從教諭。請建郡家于田夷村。同爲百姓者。許之。

同 書。光仁天皇。寶龜五年七月壬戌(二十五日)陸奥國言。海道蝦夷忽發徒衆。焚橋塞道既絕往來。侵桃生城敗其西郭鎮守之兵勢不能支。國司量事與軍討之。但未知其相戰而殺傷。八月己巳勅坂東八國曰。陸奥國如有告急。隨國大小差發援兵二千已下五百已上。且行且奏。務赴機要。

日本書紀。二十七年武内宿禰自東國還奏言。東夷之中有日高見國其國人男女並推結文身爲人勇悍。是總曰蝦夷。亦沃壤而曠。擊可取也。四十年東夷多叛。邊境騷動。天皇(景行)詔群卿曰。今東國不安。暴神多起。亦蝦夷悉叛。屢略人民。遣誰人。以平其亂。云々。天皇持斧鉞以授日本武尊曰。朕聞。其東夷也。識性暴強。陵犯爲宗。村之無長。邑之勿首。各食封墾。並相盜略。亦山有邪神。郊有姦鬼。遮衢塞徑。多令苦人。其東夷之中。蝦夷是尤強。男女交居。父子無別。冬即窟穴。夏則住櫛。衣毛飲血。昆弟相疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘。見怨必報。是以。箭藏頭髻。刀佩衣中。或聚黨類而犯邊界。或伺農業而略人民。擊則隱章。追則入山。故往古以來。未染王化。

同 書。齊明天皇。五年遣阿部臣。率船師一百八十艘。討蝦夷國。阿部臣簡集飽田淳代二郡蝦夷二百四十一人。其虜三十一人。津輕郡蝦夷一百十二人。其虜四人。瞻振鈕蝦夷二十人於一所。而響賜祿。即以船一艘與五色綵帛。祭彼地神。至肉入籠。時間蒐蝦摩鹿島穉名二人進曰。可以後方羊蹄爲政所焉。隨瞻鹿島等語。而遂置郡領而歸。同年。遣坂合部連石布。津守連吉祥。使於唐國。仍以陸奥蝦夷男女二人。示唐主(高祖)唐主問曰此等蝦夷國在何方。使人答。國在東北。問。蝦夷何種。答。類有三種。遠者名都加留。次者名鹿蝦夷。近者名熟蝦夷。今此熟蝦夷。每歲入貢本國之朝。問。其國有五穀。答。無之。食肉存活。問。國有屋舍。答。無之。深山之中。止住樹木。

神代史の所謂る高天原天つ神は日本人種、國ツの神はアイヌ・夷狄・隼人・佐伯等の異人種にして日本最古の先住民族と謂ふを得べしと雖も、醫學博士清野謙次は其の著民族論に左の如く叙せられたり。

民族論。神武天皇の御東征を人類學的に觀察すると、甚だしく漠然たるものである。同天皇御東征の時、既に到る所に住民があつた。此人種は如何なる種族であつたかに就きて、史家は往々日本書紀やら古事記に記されたる、片言隻語を捉へて縱横憶斷して居る。然し其れが當を得て居るや否は極めて疑はしい。

考古學講座民族論。彌生式土器と祝部土器とを使用した者は、總て大陸渡來の人類であつて、之れが繩紋土器使用人類を悉く追ひ拂つてしまつたらうか。此兩種土器の分布は非常に廣大で、殆んど日本全國に及び、唯北海道に於て彌生式土器が、割合に乏しいだけである。一地方に於て地層から觀察すると、繩紋土器は古くて、彌生式土器は稍や新らしく、祝部土器は最も新しい祝部土器は朝鮮新羅の土器と殆んど同一物である、そして新羅土器は中部朝鮮の百濟土器と可成り著しい類似を示し、又新羅及百濟土器は支那漢代土器の或る物と類似して居る。恐らく支那文明の影響によつて成たものらしい。彌生式土器は特徴が少ないから判然とは云ひ兼ねるが、鳥居博士等も云はれる如く、蒙古地方の或土器とも似て居るし、朝鮮古代土器の或物とも似て居る。多分大陸文明の餘波として成つたものらしいが、決定的に斷言するには材料が未だ不足して居る。然し彌生式土器使用の初期は石器時代だつたが、金石併用時代に及び、遂には祝部土器使用の金屬時代迄も、彌生式土器が使用せられた事は確かである。

二、姓 氏

紀元五七五年崇神天皇十二年、神・人の分界を闡明ならしむるがため、民籍を檢校したるは、氏族制度及び戸籍法規の創始たるが如し。爾來五百年を経由し人口は増加し、外人の歸化するも亦多く、氏姓ために紛淆して爭訟常に已まざりしを以て、紀元一〇七五年允恭天皇即位の四年、詔を下し諸の氏人を味檀「あまかし」の丘に召集し、盟神採湯「くがたち」の法を以て、氏姓の眞僞を明らかにし、詐冒を正さして氏姓を明かにす。詔勅譯文左に

上古の治は、人民各々其所を得て、姓氏錯ることなし、朕祚を踐みてより茲に四年、上下相争ひ百姓安からず、或は皇孫神裔を詐冒し、或は誤りて己れが姓を失ふ。天下の治らざるは、蓋し是に由る、百僚宜しく正す法を議定すべし。

由來氏族制度、姓氏家系の研究は、國家の體制上重要な事項なりとす。爰を以て上古時代に盟神採湯の法あり、奈良朝に氏族志撰著の企てあり、平安朝に新撰氏錄の公刊あり、江戸時代に諸家系圖纂・寛永諸家系譜傳・寛政重修諸家譜の

は、敢て一家を表するに要なきも、社會の複雑と人口の繁殖するに隨ひ、氏の冠稱を要するに至れり。爾かも傳家の業程を異にし、又一家を分裂して居所を轉ずるは、古今の常態なり。斯る場合に於て、地名又は部落名、若くは官職業務により、上司より命名するものあり、或は親から撰擇冠稱するものあり。國史に徴するに多くは地名を冠用するを常とし、又官職を冠稱して氏とし、或は特殊の事情を記念として冠稱するものあり。或は又數代の後裔に至りて氏の改題を請ふものあり、又は或事情のため假名を冠するものあり、爰に歸化の韓人、韓國の氏を高原に改稱し、又は地名を冠稱するの例證を舉示せん。

續日本紀。(孝謙天皇天平寶字元年)四月辛巳(四日)其高麗。百濟。新羅人等。久慕聖化。來附我俗。志願給姓。悉聽許之。其戶籍記。无姓及族字。於理不穩宜爲改正。

同書。(寶龜元年)四月癸巳(一日)陸奥國黑川。賀美等一十郡俘囚三千九百二十人言曰。己等父祖本是王民。而爲夷所略遂成賤隸。今既殺敵歸降于孫蕃息。伏願。除俘囚之名輪調備之貢。許之。

三、戶籍

戶籍の文字、國史に初めて顯はれたるは、孝德天皇大化二年にして、昭和四年を溯ること實に一千二百八十一年なり。此の時、一、姓あるもの。二、公民にして姓なきものは雜戶。三、次は總じて賤民と稱し、男女老幼の區別を明かにして耕地を給與し、租庸の制度を定めて、國用に資すると共に、食糧の調節と自活の安定とに主きを置かれたるに基由せる戶籍法なるが如く思惟す。

孝德紀。戶籍へむふだ及び計帳を作り、班田あがちた受授の法を制し、人ごとに口分田くふんでんを給す。(原文漢)大化更新始めて戶籍法を設定せられしより、五十六年の歳月を経由し、文武天皇大寶二年律六卷及び令十一卷を普く

天下に布く、史に云ふ大寶令十七卷此れなり。同令中又戶籍の文字を踏用し。且つ當該官吏を置く。是より先き持統天皇全國の壯丁を檢閲し其の四分の一に丁るの數をして兵士となさしめんとす。文武天皇の御宇弓馬に堪ふる國民を檢閲して、三分の一に改めたり。偶々此歲薩摩國種ヶ島に叛民起りて朝命に逆ふ。天皇伐つて此れを平げしむ。征討の軍に従ひし勳功者を賞するに功田を賜ふの舉あり。仍て功田分賦の配率をして整正ならしむると。又人口の増殖に伴ひ本支貫族の混雜を釐革せしむるがため、戶籍法の改正行はれしならん。

續日本紀二。八月丙申(大寶二年八月朔日)薩摩。多嶺。隔化逆命。於是。發兵征討。遂檢戶。置吏焉。

歷朝聖德錄。(文武の條)此時に當り、諸臣の氏姓甚しく紛雜しければ、天皇は之を正し定めて、本支貴賤を明らかにせんと欲し、文武天皇十三年更に諸氏の族を改めて、八色の姓を作るに則り、真人以下連に至るまで、五姓を二百餘族に賜ふ

【町村別記】先住民の口傳傳說郡内町村に詳別すれば、その説の異なるものあり、資料に據り詳述する下に

【鬼首村】資料の徴すべきなく、上古何れの時より如何なる住民のありしやを知るに由なきも、今日村内川東・原臺・軍澤等より石斧・石刀・土器の破片(外側布目の凹凸あり内側平滑にして釉藥様のものを施せるが如し)屢々發掘せらるゝより推考するに古くより人類の棲めるを知るべし。只その種族を詳にせず、郷人は傳へて現住民の祖先は平氏の落武者なりと稱すれども、確信するに足る根據なし。然れども本村の地形等より見て社會の敗殘者の世を避け、隱遁の生活地として恰好の地たるより、平氏の落武者も關ヶ原の殘黨もあるべく、又降つて葛西・大崎の殘黨も其の他の事情によりて世を避けしものも屢々入込みたるなるべし又一面より見れば不毛の僻地に入りて新天地を開拓せんとする進取なる人物の來住せしことも想像し得らるべし。現住民の多數の其の言語のアクセントに、江合川流域一般より稍異なる所あるを認めらるゝのみならず、最上・秋田等の訛音交るを認めらるゝより推定すれば各地より入込める人々によりて、漸次開發せられしものと思はる。村人の口碑によれば、往昔本村には十七戸あり、本村草分の家と稱するもその時代亦審かならず。しかもその草分十七戸と稱せらるゝ家々の後裔の大部分現存し居るより見れば、それは比較的近世の事にして、多分凶作等打ちつゞきて住民の四方に流浪して、村内荒廢せる際に僅かに殘存せる家々

にはあらざるか。傳説に平氏没落以前既に安部頼時此の地に據りて征討の軍と此の地に戦ひたりといひ。その子貞任も又此の地に源頼義家父子の軍に抗して破れたりといひ、或は更に遡りて坂上田村麻呂の蝦夷を此の附近に征したりといふ。古くより人類の此の地に入り込み棲みしことを想像し得らるべしと雖も住民の状態は殆ど知る能はざるなり。

【鳴子町】上古の住民の如何なる種族なるか、史實史蹟に確實なるものなし。藩政以前に於ては中鉢・大沼・遊佐諸士の遠祖は移住して土着したる形蹟あり。即ち中鉢の遠祖中鉢出雲は源平時代に没落して來住し、元和の役に大阪に破れたる大沼の遠祖彌右衛門なる人は難を中山に避け、子孫次いで鳴子に來りて住したりと。天正年中出羽庄内遊佐莊の遊佐の遠祖國助なる人、其の族七名と共に來りて玉造郡名生の城主大崎氏に屬し、之れを遊佐七騎と稱す。七騎の子孫與右衛門鳴子末澤に住して子孫今日に及べりと。鳴子土着の住民に中鉢・大沼・遊佐の姓を名乗る者の多きは蓋しこの爲めならん。由來鳴子の地は山間の僻地なれば、前記諸士の如く没落の悲運に浮世を憚る隱遁者を抱擁するに適したるならん。

【川渡村】往古蝦夷、關東奥羽の邊より蝦夷島即ち今の北海道に棲み猖獗にして原始的生活をなし、全身毛多く文字なく衣食住風俗言語殊に異り、頭髮少しく縮れ眉は一字に續き鬚多く所謂「毛人」の實あり、單に蝦夷(或はカイ)と稱し、眼は窪み顔は比較的上下より左右に廣く眼は水平にして凹み頭の形は中頭である。文學博士鳥居龍藏の有史以前の日本に「アイヌと我々の祖先とは何れが最も早く渡來せしかといふに之は各地方によつて其の分布が一定せず、其の遲速は日本に存する石器時代の遺跡遺物によるのである。石器時代の遺物遺跡なるものは、一はアイヌの遺したるものであり、一は我々の祖先の残したものである。又その新古についてはアイヌの方が大体に於て古いけれども、日本内場所によるとアイヌの遺跡や遺物は全く存せずして、我々の祖先の石器時代に於ける遺跡遺物のみが存するところがある。かゝる事實に於てアイヌの遺跡がなくて我々の祖先の遺跡のみが残存するのはアイヌの住んで居ない場所に我々の祖先が入り込んだのである」と記されてあるが、當川渡村等に於ては遺物は發見されないが蝦夷の住んで居たことは確からしく思はれる。しかし之に關しては何等の記録もないので口傳によるものであるが、蝦夷穴と稱してあるのが三個所もある。その蝦夷穴の大なるものは名生定山の口の東南に當る所にあり、他は荒雄川の南沿岸岸雲寺の西北部にあるものである。無論これは完全に存するものではなく、今は山崩れの爲不明瞭で其の跡を留めるばかりである。其他の一は之と相對して荒雄川を隔て、小黒ヶ崎の北方斷崖に堅穴を穿ちて住したものと傳へられてゐる。其の場所の指定し得べき

ものは僅かに三に過ぎざるも、其他にも數ヶ所にあつたといふ古老の言である。かく穴居生活をして居たといふ口傳に思ひ合せると其の當時多くは魚鳥獸類を捕へ之を營業として之に適した居を撰んだかの如く思はる。

【眞山村】本村の先住民族の史實を尋ねんとするに、何時の世に如何なる種族が棲息し、如何なる生活状態なりしか正確なる依據すべき文獻なきが故に知る由なきも、郷土の傳説に、最古の住民地帯は葛岡なるべし、葛岡の八幡神社は後冷泉天皇康平五年前九年の役源義家の家臣鎌倉權五郎景正武運長久の守護として、鎌倉八幡宮より神石を奉持し來りし神石を神跡に崇めて葛岡に奉祀せるは今の八幡神社なりしと。降つて後鳥羽天皇文治年間源頼朝奥羽を蕩平し、家臣畠山重忠を葛岡に封ぜしこと東鑑等諸書に散見しあれば、此の時代の住民亦多かるべしと推定せらる。

第二節 藩制時代

仙臺藩領域に住する藩民を大別して、士・農・工・商の四階級と爲す。而して士分に數多の階級あり。御一門を最高とし、之れに亞ぐもの、御一家・御一族・准御一家の三種にして時人之れを三席と稱す。續いて着座・御太刀上・大番士組士及び番外士・士分即ち相當官級に該當するものあり、其の下に凡下扶持人と通稱するあり、即ち組拔・諸役所・乗物添・旗元・足輕・御作事・御小人・同心並に看守・小屋主・社侍・寺侍等あり。農は百姓なり、百姓に一定の土地を有するを御百姓と云ひ、否らざるものを水呑百姓と云ふ。工に御作事あり、百般の工業に従事する雜工あり、商に又御城商人、在郷商人ありて利權に厚薄多寡の差等あり。

封内風土記卷之十一。郡邑、玉造郡其邑二十一。其戸千三百七十二。其口八千七百十。其四千七百七十九男。其三千九百三十一女。公族伊達内藏村通(編註從五位下三河守伊達宗泰六世伊達彈正)家僕居其邑者男女凡二千八百六十五口。眞山木工左衛門爲純家僕男女凡二百二十口。總計三千六十七口。

文祿四年六月秀吉令を下して、天下の土地人民を檢校せんとし、七月秀次の事あり果さずして己む。徳川家康慶長八年(距昭和四年三百二十七年)征夷大將軍に任ぜらる、爾來百制大に革まり、各藩諸侯皆此れに倣ふ。王朝時代の戸籍計帳は、人別帳に改題し、村肝入五人組合をして死亡・出産・出入等は漏れなく登録せしむ、且つ出産の數夥多にして家産飽富なるも別戸を構成するを嚴禁せられたり。蓋し一戸を構へ獨立の生計を營む百姓に對しては五百文以下の耕土を保有せしめたり。人別帳には必らず、牌所寺の加判を要とす、時人稱して「寺宗判」と云ふ。惟ふに徳川家光寶永三年天主教を禁じ、六年踏繪の令を布き、十二年寺社奉行を置き、十四年島原の亂あり禁教の令を嚴にし貿易を禁止す。翌十五年正月家光ヤンヨースを顧問とし天主教を驅逐して、切支丹宗門の信徒にあらざるを立證せしむるの宗判なり。此制度法令永く傳へて明治維新に及ぶ。

藩主重村卿(徹山公)明和元年儒臣田邊希文に命じ、封内風土記を編輯せしむ、希文命を奉じて九年の歲月を経て明和八年正月編成り公に上り世に著る。封内風土記二十五卷これなり。此歳十一月十六日元を改め安永と號す。安永二年儒臣田邊良輔をして復た風土記を撰ばしむ。その資料を各郡村の大肝及肝入に令して申告せしむ。風土記書出と稱するもの即ちその稿本なり。仍りて封内風土記により、又風土記書出により人口戸數男女別を掲る下に。

風土記書上。		風土記	
人頭	家數	男女計	戸口
岩出山本郷	?	?	?
成田村	三	二六	一三三
新田村	六	一五二	六三三
名生村	三	一〇四	三三
鳴子村	五	一六二	一六
伏見村	六	八五	三六
三丁目村	三	二五	二五
南澤村	六	三〇	三五

下野目村	二九	一五五	七五〇	一一〇	賜目村	二	三	一三	?
上一栗村	七	八六	四九	七	下一栗村	七	九	四六	九
上宮村	元	四	二〇	三	下宮村	三	七	一三	九
上野目村	七	七五	四三	六	磯田村	?	?	?	八
下真山村	?	?	?	四	葛岡村	?	?	?	七
上真山村	九	九五	五〇	一〇	名生定村	五	三	三五	六
大口村	八	二八	六五	八					

上記の引用書に明和の風土記は賜目村の戸數を缺く、當時名生定村の小邑即ち附庸地の時代なればなり、又安永の書出に岩出山本郷及び磯田・下真山・葛岡の戸數人口を缺く、然れども明和の風土記に照らし恐らくは大差なかるべし。明和と安永の差隔近きが故なり、例へば鳴子村の百四十八戸、大口村の八十五戸、明和・安永共に同數を示せり、是に由り之を觀れば、安永の書出に缺きたる岩出山本郷は明和の風土記に表示する百六十一戸、又明和の風土記に缺くる賜目村は安永の書出に記載する二十一戸に内外する計數なりと推斷するも可ならん乎。

明和・安永を溯る概ね百三十餘年前の今の鳴子町中山平驛所在地の中山に、百姓を營むもの僅かに六戸のみなり。當時の肝入檢斷は尿前御境目守にして遊佐勘解由宣春六世の孫平八郎宣重時代なり。古文書に據れば中山に移住を望むの輩者縦ひ重罪犯なりともその罪科を赦すと、移民を勧誘せられたり。

風土記書出。中山人居に仕羽州江之驛に不仕候得者、御境御勿論路人之痛申所柄に御座候處、此所を人居に仕候者は縦重罪たり共其告可被相免由、山岡志摩様御制札被下置、右を中山へ相立置制道仕中山町に御百姓六軒取立置申候。

【町村別】藩制時代の住民生活等を現在の毎町村に分記する下の如し。

【岩出山本郷】伊達彈正家に屬する百姓工商を除くの外家臣に隸するもの第十世伊達邦直時代に、士通二百三十三人大番組三十五人、御徒組五十七人、御當地足輕六十七人、舟越御足輕四十七人、新御足輕十四人、御弓組四十三人、御小人組十九人、御口取組十人、御餅指組三人。

【鳴子町】戰國時代に於ては川渡村・名生定城主湯山氏の治下に屬し、其の後伊達政宗此地を平げ、其の第四子宗泰岩出山城に在りて之を管し、明治維新に至る。此の間前記諸士の子孫と他よりの移住民と天興の靈湯に浸りつゝ農業と木地等家庭手工業に従事したるなり。

【川渡村】此の時代の住民については時代により年代に於て一定せざるも、享保年間の戸數七十にして其の中、彈正屋敷(御弓組)の戸數十七、人口五百五十三といふ記録あり。

【鬼首村】戰國時代伊達政宗葛西大崎の叛亂を征定し、爾來明治に至るまで、仙臺藩の領有する所となる。住民は主に農・牧を業とし、冬期積雪の候には屋内にありて、木地曲木細工等の家内手工業に従事し、その材料は藩有の森林より殆ど自由に伐採したりしが如し、その當時は現今の如く各所に温泉も開かず、僅かに荒湯温泉のみ、同泉主の許に藏する記録によれば、慶長三年以降湯の税金を納入し、藩士傷病者の療養所に指定されたり。住民の戸口も時々異動ありしなるべく、今日荒地と化し居る所にて、比較的大工事を起して灌漑の便を計り耕作の跡を見得べく、多數の住民の棲めるを見得べく。又本村草分十七戸と言ふが如きも藩政時代に屬する事の如し、此の如く戸口の數の消長甚しきは、本村内に産する食料品は辛うじて住民の需要を満すのみにて、凶荒に備ふる爲蓄積し得るものは僅々數十戸のみ、其の他は凶作打ちつゞく時は食を得るに道なく、地僻遠にして他より物資の供給を受くるに難く、餓死するもの他地方に流浪するもの續出して、一小部分の住民のみ殘存し、豊作つゞき特産物たる木地細工、馬匹等の需要多き時には相當の住民を抱容し得たりし爲なるべし。

【真山村】古代の先住民族の如く生活状態及び戸口の計數を實如に明瞭し難かるべきも、封内風土記によれば、上真山邑百四戸葛岡邑三十七戸、下真山邑四十九戸、磯田邑十八戸、總二百八戸は、本村の全前たりし百五十五年前の戸數なりき。

第三節 明治以降

一、戸口調査

明治四年四月四日戸籍法を發布し、七月五日民政部より分離し、戸籍司と稱し、八月十日戸籍寮に改む。是より先き應慶四年(明治元年)二月五日民政部を新設し戸籍の事務を司る。當時内亂鎮まらず、庶令の改廢頻繁にして且つ單行法屢は布かる。四年三月四日奉行人脱籍の者不指置様可心得の布告を始めとし、同月七日士民脱籍取締令、五月二十五日兵士の戦死を調査して、神祇官に申告せしむの令規を頒布す。當時輪王寺宮(北白川宮)親王の御在所にして尙ほ探知するに由なしと云ふ。九月八日曆號を改めて明治と稱す。明治元年十月十四日脱藩武士に復歸を勧誘して生活安定の法を宣布す、十二月二日跡目相續・隱居家督・養子縁組に關する出願の手續を定む。二年二月三日浮浪の徒、各所に散布する者の復籍法を布き、三月八日公卿諸藩の侯伯に命じて、無籍者をして住居せしむるを禁止す。此時會計・軍務・刑法の三官寮に令して、三月を限り無籍戸外の者は、府若しくは藩に於て入籍復歸せしむべきの制を定むるも、人心未だ安らかならず、歸國を望むの士にして旅費に乏しきもの多く寺院に押入り財を奪ひ、或は良民に危害を加ふるの兇徒各所に出現し、十一月十三日復籍人引渡方並に、旅費支給の法を發布して人心を鎮定す。三年正月九日脱走人には悉く舊惡を糺明せず、且つ復籍人の引渡には、決して苛察の處置あるべからざる旨を嚴達し人心稍靜謐に歸し、随つて復籍するもの漸次に増加し、九月四日脱籍無産の輩に對して、復歸規則を發布して、戊辰亂離の戸籍をして堵に就かしむ。明治七年一月布告第一號戸籍寮を内務省の所管に移し、九年四月戸籍寮を廢し、五月戸籍局を置き、入籍・華士族分

家・僧尼の族籍・平民の苗字・署名の記載・寄留の書式・氏名の改稱及び八年十二月二日太政官達第二百五號の改正により、稍や具體案の端を啓くに至る。

十二年郡市長に委任し、隻民片戸の錯なからしむるに留意したりと雖も、當該吏員の粗漏・違式・錯誤ありて精覆の實を擧ぐるに由なく、十八年七月本縣訓令三號戸籍送入加除手續を發布し、同年十二月訓令第二十二號戸籍表様式並調製差出の期限を初めとし、戸籍更正順序十五ヶ條、戸籍帳編製並取扱規程三十二ヶ條、戸籍謄寫帳下與規五ヶ條を制定し、當該官吏を督せり。然れども二十五年十二月縣令第四十九號及び、訓令第四十八號により、郡市長に特任したる戸籍に關する條件を改めて地方長官に移管し、三十一年六月法律第十二號戸籍法の改正に、續いて三十二年法律第六十號國籍法の制定を發布す。

明治三十一年内閣訓令第一號人口統計材料統計表取扱手續に基き、同年を第一回とし、其後毎五年十二月三十一日を期とし、其日の現在數を調査して道府縣より内閣統計局に進達し、内閣統計局は之を集成して發表するの法を制定す。調査法の概要を擧ぐれば、現在人口は、各市町村の本籍人に、其市町村の出入寄留人員、並に兵營、軍艦及び入監中の人員を加除して得たるものとす。然れども現任人口よりも多かりし奇觀を呈すことあり、蓋し入寄留の重復と、出寄留の脱漏とに基因するものと爲さざるべからず。人口移動の頻繁なる今日、國勢調査の施行を待つにあらざれば、其の正確なる現任人口を知るを難しとす。

【戸口の統計一斑】 明治十二年郡長新置の委任條件中戸籍精覈の一項あり十八年戸籍法の改正を経て二十五年縣令四九號により委任權を解除せらる。其間に於ける宮城縣統計書の報ずる所により拔萃(玉造郡)する左に。

明治十五年	現		本	
	戸數	一戸當人口	男	女
	二、三六	七、二〇	八、五八	八、三二
			計	計
			一、六六七	一、六三七
			八、六三七	八、三二一
				計
				一、六七〇

同十六年	二、三九	七、一七	八、七〇七	八、七〇一	一六、九〇八	八、八九	一七、一八
同二十年	二、五二〇	七、四九	九、七三一	九、一五三	一八、八八四	九、六七三	一八、七三二
同二十三年	二、五三三	七、八二	一〇、三六六	九、六七八	二〇、〇四四	九、五六六	一九、八〇
同二十四年	二、五三三	七、九二	一〇、四三三	九、八五〇	二〇、三〇三	一〇、三九四	一九、七一一

戸籍に關する事務は二十五年十二月地方長官に移管す、三十一年六月戸籍法の改正に伴ひ人口統計材料統計表取扱手續を發布す。

二、國勢調査

大正七年九月勅令により、第一回國勢調査は大正九年十月一日午前零時を現在となし、氏名・世帯に於ける地位・男女の別・出生の年月日配偶の關係・職業及職業上の地位・出生地・民籍別又は國籍別等の各項に就き調査せられたり、續いて同十四年第二回の國勢調査を施行す。左に掲ぐる計數は大正九年に在りては臨時國查局、同十四年に在りては内閣統計局の調査を載録す。

大正九年	世帯	總數	男		女			
			一、〇八〇	五、七六一	二、七七一	三、〇五〇		
大正十四年	世帯	總數	男		女			
			一、〇八〇	五、七六一	二、七七一	三、〇五〇		
岩出山町	一、〇八〇	五、七六一	二、七七一	三、〇五〇	一、〇八〇	五、七六一	二、七七一	三、〇五〇
東大崎村	四三三	二、七三六	一、四一〇	一、三二六	四四五	二、八七五	一、四六二	一、四一三
西大崎村	三六四	二、四八〇	一、二四七	一、二三三	三八三	二、五三三	一、二七	一、二五六
一栗村	六九七	四、一三六	二、一六三	二、〇七三	七五四	四、四三二	二、二一〇	二、二二二
眞山村	三三三	二、二七七	一、二二六	一、〇五二	三五五	二、四九	一、二五	一、二四三

計	鬼首村	川渡村	鳴子町	温泉村
計	三三三	?	?	一、五八
計	三、〇〇一	?	?	九、四〇八
計	一、〇一八	?	?	四、五五五
計	九三三	?	?	四、八三三
計	三三六	七三四	八三〇	?
計	二、一七三	四、九五二	五、二一四	?
計	一、一〇〇	二、三三六	二、五四〇	?
計	一、〇七三	二、五九五	二、五七四	?
計	一、〇七三	二、五九五	二、五七四	?
計	一、〇七三	二、五九五	二、五七四	?

三、戸口統計

玉造郡役所廢止以前、大正十二年末現在を基調に、人口動態、人口及び戸數、現住戸數の職業別を本縣規程の標準により調査し公刊せり、轉載左に

現在戸數	東大崎村	西大崎村	岩出山町	一栗村	眞山村	川渡村	鳴子町	鬼首村	計
	四三三	三七三	一、〇一八	六六五	三三八	六四〇	六九二	三〇六	四、四七五
現住人口	男	一、四三三	一、四〇八	二、七〇四	二、一〇九	二、四四五	二、二八〇	一、一九三	一五、一〇二
	女	一、三三〇	一、三五四	二、八九二	二、二七九	二、二九九	二、六四五	一、〇七八	一四、九六一
寄留人口	男	三三	一四〇	四九二	一八八	五八	七四五	三三八	二、四一六
	女	三三	九六	五七四	一九三	五三	八二八	二一七	二、三六〇
計	男	一、四六六	一、五四八	三、一九六	二、二九二	二、五〇四	二、九〇五	一、二一〇	一七、九一八
	女	一、三六三	一、四五〇	三、三六六	二、四七二	二、七五二	三、四七〇	一一〇五	一六、九一六
一戸當	男	四・三	四・四	三・七	三・四	三・九	四・二	三・九	三・九
	女	三・九	四・一	三・三	三・七	三・八	五・二	三・七	三・七

本籍人口の動態 (大正十二年末)

出生	東大崎村	西大崎村	岩出山町	一栗村	眞山村	川渡村	鳴子町	鬼首村	計
	七〇	七五	四八	九五	七〇	八八	三五	三九	六七〇
死亡	男	一、七七一	一、七〇一	三、〇〇一	二、四一四	二、一五五	一、六一六	一、三三二	一四、〇六三
	女	一、四三三	一、三五四	二、八九二	二、二七九	二、二九九	二、六四五	一、〇七八	一四、九六一
計	男	三、一〇四	三、四〇五	六、〇〇二	四、六九三	四、四一〇	二、七八二	二、六七〇	三〇、〇二六
	女	二、八六六	三、〇〇八	五、一七四	四、七五三	四、四四九	三、七四五	二、〇一五	二八、九一七
産	男	一、〇三三	一、〇七〇	二、一四一	一、二四〇	一、〇七〇	三六九	四七〇	九、〇〇三
	女	一、〇三三	一、〇七〇	二、一四一	一、二四〇	一、〇七〇	三六九	四七〇	九、〇〇三
計	男	二、〇六六	二、一四〇	四、二八二	二、四八〇	二、一四〇	七三八	九四〇	一八、〇〇六
	女	二、〇六六	二、一四〇	四、二八二	二、四八〇	二、一四〇	七三八	九四〇	一八、〇〇六

職業別現在戸數 (大正十二年末)

本業と する戸數	農業	水産業	鐵業	工業	商業	交通業	公務	自由業	其他の	計
	二、五七	一	一	一	一	一	一	一	一	九
上ノ戸數	農業	水産業	鐵業	工業	商業	交通業	公務	自由業	其他の	計
	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	九
中本業ノ外ニ營ム業務	農業	水産業	鐵業	工業	商業	交通業	公務	自由業	其他の	計
	一、五七	一	一	一	一	一	一	一	一	九
計	農業	水産業	鐵業	工業	商業	交通業	公務	自由業	其他の	計
	二、五七	一	一	一	一	一	一	一	一	九

第二章 住民

交通業	133	133	1	5	33	94
公務自由業	234	234	3	3	1	
其他諸業	440	2元	8	1	2	
收入生計	2元	3	4	1	2	
無職業	4	1	1	1	1	
合計	4,475	2,523	133	7	502	351

四、町村別

資料として提供せられたる各町村の人口戸数は、或は町村の各部落或は累年統計を詳載し、稍々統一を缺くの嫌なき能はざると、又精粗の眞なきにしも非らずと雖も、編者は特に資料を尊重し轉載する左に。
 【岩出山町】 記録なきを以て古來の住民の状況を詳細に知る由なけれども最近の概況を左に掲ぐ。

一、最近二十ヶ年五年毎の人口戸數

年 度	本 籍 人 口		現 住 人 口		現 住 戸 數	平 均 一 戶
	男	女	男	女		
大正元年度	6,333	2,339	2,521	4,780	938	5.1
同 五年度	6,267	2,538	2,669	5,197	964	5.4
同 十年度	6,696	2,578	2,899	5,397	981	5.5
同 十五年度	1	2,793	2,899	5,682	1,033	5.5

二、現住戸數人口 (昭和三年十二月末現在)

戸 數	本 籍 人 口		非 本 籍 人 口		計
	男	女	男	女	
1,021	2,455	2,633	564	597	2,999
					3,300

三、現住戸數人口區別

區 名	本 籍 人 口		非 本 籍 人 口		計
	男	女	男	女	
東 昌 寺 澤	6	6	7	3	18
大 學 町	36	67	5	3	106
川 原 町	34	35	2	3	74
北 西 町	33	29	5	2	69
北 東 町	33	29	4	2	68
南 上 町	24	30	8	3	65
南 下 町	29	25	8	3	65
浦 小 路 北	22	28	2	3	55
浦 小 路 南	36	27	2	3	68
通 丁	26	38	3	3	68
計	2,455	2,633	564	597	2,999

四、職業別戸數

年 度	本 業 と する も の	本 業 の 傍 兼 業 と する も の	農 業	水 産 業	工 業	商 業	交 通 業	公 務 自 由 業	其 他 諸 業	收 入 計	計
大正十五年度	751	751	272	51	253	241	30	7	232	244	1,011
昭和十五年	95	95	272	51	298	241	30	7	232	244	1,011

本業とするもの	二七三	一五八	二四四	四	三六	一〇四三
本業の傍業とするもの	七四	七五	二九三	九四	三	六二六

【鳴子町】 明治以降に及び交通機關の發達に依り、他郡市他府縣の移住者多くして今日の盛況を呈するに至る。他郡市の中最も多きは栗原・加美にして他縣として指を山形縣に屈すべく、秋田縣之に次く各區在住民在籍人口戸數左に。

戸數人口調 (大正十一年六月調)

區名	戸數	人口	區名	戸數	人口	區名	戸數	人口
湯元	三五	一五七	新屋敷	一三	七八	車湯	七	三〇
岩淵	四	二五	尿前	四〇	二四	中山	五	三九
計	四九	六九二	計	六六	三六〇	計	一二	四八

大正十二年度	四六	二四九	六五	一、九五	二、〇〇八	三、九〇〇
同 十三年度	四八	三二	七〇	一、九九	二、〇六二	四、〇六一
同 十四年度	四四	二二	七五	一、九五	二、〇〇八	三、九六〇

前記の表に依るに本町戸數は本籍戸數の割に寄留者戸數の多きは他町村に類例を見ざる所なり。是は温泉地にして多數浴客の入込む故、他郡市町村他府縣の商人の移住して商工業に従事するもの多きに依る。

【川渡村】 漸次交通機關の發達に伴ひ戸數次第に増加し、殊に温泉浴客多きを加へいよ／＼戸口稠密となり現今に至りては戸數約七百を算し、人口三千五百を超えるに至れり。

【鬼首村】 維新當時の戸數人口は正確なる記録なきも、村民中に聞くに維新當時の歩高を受けしもの一五八戸といひ、

或は二百六戸といふ。人口も千人以上の所なるべし。その後多少の増減ありし如きも漸次に増加して今日に至る。左に本村人口動態を表示すべし。

年次	戸數	人口	前年比較増減	年次	戸數	人口	前年比較増減
明治四二	三六	一六五	—	同 四三	三三	一六九	七
同 四四	二六	一六一	—	大正 元	二九	一七五	七
大正 二	二五	一八二	—	同 三	二五	一八四	—
同 四	三〇	一九八	—	同 五	二七	一九七	—
同 六	二五	二〇六	—	同 七	二八	二〇六	—
同 八	二九	二二二	—	同 九	二六	二〇四	—
同 一〇	二八	二〇四	—	同 一一	二六	二〇六	—
同 一二	三三	二三四	—	同 一三	三〇	二二二	—

右は最近十六年間の戸數人口を表示せしものなれども、明治三十年代の凶作の前後等の動態不詳にして表示し得ざるを遺憾とす材料を求めて追而附加すべし。我が國最初の國勢調査なる大正九年十月一日の本村人口は男千十八人、女九百八十三人、計二千一人なり。本年十月一日に行はれし中間調査に於ては男千百人、女千七十三人、計二千七百七十三人なり。而して右表による人口の増加は十六年間に五百九十六人にして、年平均三十七人、出生死亡の差より年平均十人弱の減少を示す。これ本村産業その他の事情より見て他地方へ轉出のもの本村へ入住するものより遙に多きが爲なるべし。

【眞山村】 明治十一年郡區町村編制の發布の戸數人口は次の如し。
 下山里村 戸數 九十一。人口 一千四百四十三。 上山里村 戸數 百十六。人口 千三百四十八。 計 戸數 二百七。人口 二千四百九十一。

次に明治二十二年町村制實施の時、戸數一九五。人口一千七百五十五。尙明治三十一年後の狀況を左に表示すべし

職別	明治二十二年	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十四年
農 業	二、四二	二、五七	二、五七	二、五七	二、五七	二、五七	二、五七	二、五七	二、五七	二、五七	二、五七	二、五七
工 業	一、九五	三、三三	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九
商 業	九	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
公務自由業	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
其他諸業	六	五	七	三	四	五	八	九	七	七	七	七
收入生計	二	三	五	四	二	三	三	二	七	三	三	三
無 職	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二、七二	三、七七	三、四四	三、四八	三、五五	三、四〇	三、三二	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三

左に職業別表示をなさん

當村住民の生活は恵まれたる山紫水明の地、山あれど高からず川あれど大をなさざる所において、長閑な春を迎へ秋を待つ純農村の生活者なり何れも人情純朴なるをその特色となす。尙最後に現在に於ける死亡、出生の狀況を見るに昨今に依れば死亡者は年六十五人乃至七十人に及び出生者は年百十五人乃至百二十人を算するものなり。

【栗村】

明治八年調査、下一栗村。戸數七四、人口六〇〇、本籍七〇、士族二、平民六八、男三二三、士族七、平民三一六。女二七七、士族二、平民二七五。社三、村社一坐、小社二坐。寺一(曹洞宗一宇)。

上野目村。戸數七九、人口七八〇。本籍七七、士族六、平民七一。男三八五、士族二一、平民三六四。女三九五、士族二五、平民三七〇。社一(小社一坐)。寺一(臨濟宗一宇)。

年 度	本籍人口	現住人口	現住人口	現住人口	現住人口	現住人口	現住人口	現住人口	現住人口
大正二	四三九	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五
同 五	四六六	三九九	三九九	三九九	三九九	三九九	三九九	三九九	三九九
同 一四	一	三三〇	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二
昭和 三	一	三三三	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九

本業とする戸數	農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務	其他	收入計
農業	五二	一	一	一	一	一	一	一	一

第二章 住 民

【東大崎村】

年	本籍人口	現住人口		現住戸数	年	本籍人口	現住人口		現住戸数
		男	女				男	女	
大正二年	三、九六三	一、六四三	一、五三三	三、一七六	大正三年	四、〇〇六	一、六七三	一、五九〇	三、一六三
同 四	四、〇七七	一、五七三	一、六七二	三、一四四	同 五	四、一三九	一、七四三	一、七九五	三、五三七
同 六	三、九〇六	一、四三二	一、三六八	二、七九六	同 七	三、八六四	一、四〇六	一、三三六	二、七五二
同 八	三、八五一	一、五五八	一、六五九	三、二二七	同 九	三、八五五	一、四二六	一、三三二	二、七五八
同 十年	三、八六二	一、四九〇	一、四五一	二、九四一	同 十一	三、八九八	一、五八九	一、四八五	三、〇七四
同 十二	三、九七二	一、四三三	一、三五〇	二、七八三	同 十三	四、〇五〇	一、六七七	一、五二九	三、一五六
同 十四	四、一四〇	一、四八八	一、三六九	二、八五七					

第三章 法制

第一節 王朝

一、概説

建國の創め統治の官制を定めて國土人民を綏撫す。神武天皇即位の元年國造・縣主の官職を欽定し、稚根津彦等七名を大倭(大和)等八ヶ國の國造に、又弟猾・弟磯城を縣主に任じて行政施行の主管とす。越二年可美直手命等をして國政大夫の官を授けて司廳の任に當らしむ。

成務天皇五年(七九五)全國を劃して國造を大小百二十餘國に配置し、縣主を廢して稻置の職を置き一千二百餘邑に一の稻置を配置す。稻置の統管區域は八十の民戸にして、國造は十の稻置を統理せしむ。國造及び稻置に楯矛を賜ふて標識と爲せるは武を以て國を開き文を以て民を治むるは治國安民の統治政策にして、建國第一次の更新なりき。

舊事記。成務始分其他。定以爲國者。八曰阿尺。曰思國。曰伊久。曰染羽。曰浮田。曰信夫。曰白河。曰石城。

日本地理志料。成務帝國縣を定め、此止禰命を阿尺に、志久麻彦を思太に、豐島命を伊久に、足彦命を染羽に、賀我別王を浮田に、久麻直を信夫に、鹽伊己自直を白河に、建彌依米命を石背に、建許呂命を石城に封す。應神帝更に屋主刀禰を菊多に宇佐比刀禰を岐閉に封す國十有一なり。

成務記。朕今や大業を紹ぎ、朝夕懈たらざれど、人民尙ほ騒ぎて荒き心を悛めず。是れ國に長なく、邑に首なきが故なり。宜しく國ごとに長を立て邑ごとに首を置き、其地の長長しき者を撰びて、其官に任じて、民を治めしむべし。

社會事林。國造。「くにみやこ」上古の地方官なり。もと凶賊を討平し人民を鎮撫せし功を以て、その地に封ぜられたるものなり。

各その國にありて神を祭り民を治むることを掌る。神武天皇初めて大和に、九大國造を置かれしより、繼體の朝に至るまで、凡そ一百四十四の國を置き、各國造を封ぜられたり。その島に在るものを特に島造と稱す。稻置。「いなぎ」日本紀成務天皇紀に、五年令諸國以國郡。立造長。縣邑置稻置。並賜之矛以爲表とあり。これこの語に見えたる始めなり。邑長の號にて、國造に次ぎその職を世々にしたるもの。後には姓の名になり、第八等に居る。

孝德天皇大化二年(一三〇六)國造及び稻置の官職を廢止し、畿内七道の制を布き道與等十一ヶ國の稱號を廢して郡名に改め、新たに國司及び郡領の官職を置き勅を下し給ふ所謂の大化の革新にして建國以來第二次の維新なり。

勅。凡そ人の上たる者は、先づ己れを直くして後に人を正さざるべからず。故に國司は専ら罪人を判ず可らず。又賄賂を受けて邪正を誤る可らず。勢威を藉りて財貨を貪る可らず。

建國第二次の維新に東方十一ヶの小國を廢して新たに陸奥國を建置し大國の班に列したるべし。故に守・内・大椽・小椽・大目・小目の六官を配置せられたり。爾かあれど陸奥國建置の年次正史に欠けり。聞老志に「和銅二年七月陸奥守上毛野朝臣安麿の任官は陸奥國守の權輿なり」又續日本紀に「和銅元年三月丙午十三日從四位下上毛野朝臣小足を陸奥守と爲る」と記載しあり。國史郷史年次を異にせり又五十四郡考はその後ら新たに陸奥國を建つとのみ記して年次を明かにせず。仍りて惟ふに大化の新政より和銅の初年に互る六十餘年の間に一の國守の任命あらざるべし。史乘に著はれざりしは史官其の職を佚せしにはあらざる乎録して後哲を待つ。

- 大國。守一人從五位上。介一人正六位以下。大椽一人正七位下。小椽一人從七位上。大目一人從八位上。
- 小目一人從八位下。史生三人。
- 上國。守一人從五位下。介一人從六位上。椽一人從七位下。目一人從八位下。史生三人。
- 中國。守一人正六位下。椽一人正八位上。目一人大初位下。史生三人。
- 下國。守一人從六位下。目一人初少位上。史生三人。

社會事林。各國に博士醫師各一人あり、これに伴ひて、大國には學生五十人醫生十人、上國には學生四十人醫生八人、中國には學生三十人醫生六人、下國には學生二十人醫生四人あり。諸國史生以上を國司といふ。その後種々の沿革ありたるが、常に弊政百出し、國司は終に京都に止り(堀河帝の時)目代を使はして國務を行はしめ、莊園盛んに行はるゝに至りては、益々國司の弊を來し頼朝に至り、家人を以て家人を以て守護地頭となすに及び、國司その職を失へり。然れども尙遙授の官を置き、目代は本廳と稱して朝廷の稅務を掌り、その屬使に總檢校檢校稅所大帳所朝集建兒國堂所等あり。建武中興の時武人を用ふるを守護となし、公卿を用ふるを國司といへり。然れども幾ならずして、武人全く地方衛を專擅するに至れり、國司の國衛のある地を國府と稱し、後に府中ともいふ今に地名となりて残れるもの多し。

國司の命を受けて政務を掌るものにして、賦役・租稅・戶籍・學事・僧尼・勸業其他の事に關せざるものなし。大領少領・主政・主張の官職あり、復た大郡・上郡・中郡・下郡・小郡五階級に分類し、國造の職を解きしもの、又は有名なる豪族を以て任用し、郡領又は郡司と稱す。

- 大郡。二十里以下十六里以上。大領一人 小領一人 主政三人。上郡。十六里以下十二里以上。大領一人 小領一人 主政三人
 - 中郡。十二里以下八里以上。大領一人 小領一人 主政一人。下郡。八里以下四里以上。大領一人 小領一人 主帳一人。小郡。四里以下二里以上。大領一人 主帳一人。
- 古制を案ずるに、凡そ五十戸を以て一の村里を編成して長を置く、若し六十戸に達するときは、十戸を割して一村里と爲し長を置くの制あり。令義解。若滿六十戸者。割十戸立一里。置長一人。
- 是れに由りて此を觀れば、大郡は八百戸以上一千戸(六ヶ村以上二十ヶ村以下)上郡は六百戸(十二ヶ村)中郡は四百戸(八ヶ村)下郡は二百戸(四ヶ村)小郡は百戸(二ヶ村)なりとす。

日本史職官志。郡司。本於國造。大化中廢國造。置郡領。主政主張郡領。多取國造子孫。(中略)少領以上。謂之郡司。

大國の班位に伍す陸奥國守の任官前記の如し、翻て玉造郡の長官即ち大領小領主政主張の任命を考査するに或は未官

時代なるが如く思はる。郡に長官任命の史典なきの故を以て大和朝廷の圖版に編せざるが如きの説には肯定し得ざるべし。大化更新の郡縣制度の煥發より六十餘年の後即ち和銅四年始めて、大和國芳野郡に郡領以下の任官あり、郡司郡領等の考證左に。

續日本紀卷一。三月文武天皇二年(庚寅)十日任諸國郡。因詔。諸國司等。銓擬郡司。勿有偏黨。郡司居任。必須如法。自今以後不違越。

同書五。四月(元明天皇和銅四年)甲申(九日)大倭國芳野郡。始置大少領各一人。主政二人。主張一人。

同卷五。四月丁巳。詔。先是。郡司主政主張者。國司便任。申送名帳。隨而處分。事有率法。自今以後。宜見其正身。准式試練。然後補任。應請官裁。

同六。三月壬子(十九日)詔曰。任郡司少領以上者。性識清廉。雖堪時務。而蓄錢乏少。不滿六貫。自今以後。不得遷任。又詔。諸國之地。江山遐阻。負擔之重。久苦行役。具備資糧。關納貢之恒數。減損重負。恐懼路不少。宜各持一囊錢。作當虛給。永省勞費。往還得便。宜國郡司等。募豪富家。置米路側。任其買。一年之內。賣米一百斛以上者。以名奏聞。又賣買田。以錢爲價。若以他物爲價。田並其物共爲沒官。或有糺告者。則給告人。賣及買人並科違勅罪。郡司不加檢校。違十事以上。即解其任。九事以下量降考第。國司者式部監察。計違附考。或雖非用錢。而情願通商者聽之。

續日本紀六。五月己巳(七日)制。夫郡司少領。以終身爲限。非遷代之任。而不善國司。情有愛憎。以非爲是。強云致仕。集理解却。自今以後。不得更然。若齒及縱心。氣力疋弱。筋骨衰耗。神識迷亂。又久沉重病。起居不漸。發狂言。無益時務。如此之類。披訴心素。歸田養命。於理合聽。宜具得手書陳牒所司。待報處分撰擇替補。平城天皇大同三年十月。征夷大將軍陸奥出羽按察使。陸奥守坂上田村麻呂。奏言。郡司之任。職員有限。邊要之事。異中國。望請任幹了勇敢之人。宜爲防守警備之儲。制可。

二、軍 政

上記の如く大小領主政主張の官等姓氏は史典に徴し得ざるも、郡縣制度を布かれし當時より玉造郡は大和朝廷の圖版に班せり只た華蠻の境界線にあるのみ。奈良朝の初期に奥羽山脈を横斷し、東方拓殖の師を擧ぐるや、聖武天皇神龜五年(一三三八)四月十一日玉造軍團を置き、天平九年(一三九七)四月十四日從五位上坂本朝臣宇頭麻佐をして玉造軍團の鎮守に任ず。このとき新田・牡鹿に任命ありしも正六位上又は正七位下にして、玉造軍團鎮守より下官の將帥なり。玉造軍團の重鎮たりしを知るべし。是に由り此を觀れば大和朝廷の圖版たる亦知るべし。(參照第十一章四節二)

玉造軍團後ち玉造柵又玉造塞又は城と稱す。即ち兵營にして恰かも屯田兵の如し。去ればその鎮守を仰ぎ治國安民の統治者とし長官として命令に支配せられたるべし。只その疆域範圍の廣狹と統治權施行の年歲知るに由なきも、神龜五年以後延曆二十一年(一三八八)一四六二に至る約七十餘年内外なりと暫定して大差なかるべし。

軍防令。凡東北緣邊諸郡人居。皆安置城柵内。其營田之所。唯置莊舍。至農時出協莊田。收歛訖還城堡。

岩出山校資料。奈良朝以後。聖武天皇神龜元年陸奥海道蝦夷の亂あり。將軍藤原宇合坂東の兵三萬を率ゐて之を討つ。此の役に於て多賀の鎮所を多賀城として、征討の根據地を定めたるが如し。多賀城は神龜元年陸奥按察使兼鎮守將軍大野東人の築造する所にして、其の外廓たるべき主なる城柵は、海道蝦夷に備ふる桃生・牡鹿・山道蝦夷に備ふる玉造又山道蝦夷に備へ出羽に連絡せんとする色麻等にして、孰れも戍兵を休むる事なく漸次攻略を進むるの策に出でたり。

前九年の當時。後冷泉帝天喜年間臈澤・江刺・和賀・稗貫・斯波・岩手六郡の司。安倍賴時衣川の柵に叛するや、朝廷源賴義を陸奥守兼鎮守府將軍に任じ之を征討せしむ。賴義の子義家亦從軍し父子各所に轉戰勇奮年を閲する事前後十二年、漸くにして安倍氏を平げたり。賴義・義家の征軍は多賀城より冠川に添ひて七北田に出て、富谷を経て吉岡、古への黒川郷に至り、夫より玉造城寺原を過ぎて色麻に至り、中新田を経て玉造今の岩出山附近に達し、更に北進して栗原の伊治今の富野村に至り、夫より西磐

井郡黒澤、赤萩を経て衣川に達したるものなり。

三、俯見公

吉彌侯部下毛野俯見公の治下となる吉彌侯部は君子部にして毛野氏部曲裔なり。陸奥國戸籍に「戸主君子部國忍戸。戸主弟古須兒久波自、大寶二年籍後嫁出産。郡内郡上里戸主君子部波尼多。戸主同族阿佐麻呂爲妻」の記録あり。毛野に上毛野臣下毛野臣に分れその一族陸奥國に蔓延せり。その曩祖は彦狹島王の子御諸別王なり、王は東國を治めて善政の譽を獲たる仁徳の君子にましめて其の諸流東國に存せり、陸奥國守下毛野朝臣小足・上毛野朝臣安麻呂も亦御諸別王の後裔なり。稱徳天皇神護慶雲三年正月陸奥蝦夷を鑿し且つ授爵せしことあり、その歳三月玉造郡の人吉彌侯部念丸等七人に「下毛野俯見公」の姓を賜ふ。

四、安倍郡領

天平寶字八年(二四二四)淳仁天皇淡路に南遷す淡路廢帝これなり。貞觀元年(一五一九)藤原良房攝政となる。陽成天皇藤原の立つる所なり、基經攝政の職にあり外戚權を擅にす、承平五年(一五九五)將門の叛亂に古制概ね廢れ、盜賊海陸に横行し、朝綱紊亂して國司は不入と稱して租調を欠き、郡司郡領にして尙且つ領家莊園を兼ねるものあり、稱して大莊司といふ。名主又は郷士の稱興りて郡司郡領の名稱廢る。

此の時に當り、安倍頼良後ち頼時に改む、頼時の祖父忠頼の時東夷の酋長となる。阿倍陸奥臣の姓を賜はりしは、神護景雲三年玉造郡の下毛野俯見公の姓を賜りしと同年なりき、其の後孫は頼時にて陸奥の押領使となりて郡司の官に在

りて膽澤・江刺・和賀・稗貫・斯波・岩手の六郡を領し、西白河關に界し、東率土ヶ濱に抵る。衣川の形勢其中央に當り險に據り關を置き名けて衣川關と云ふ。資産豊饒陸奥に横行し民悦服す。然れども貢賦輸さず徭役を供せず國司之を制する能はず。

國司藤原登任先きに執事甲斐入道宗忍に咨り、後ち秋田城介平重成に議し、頼良を誅せんとす、頼良之を偵知し未だ詔勅を蒙らずして私に干戈の動くを待たんより寧ろ登任・重成を戮するに若かずと、永承六年(一七一一)二月十五日鬼功部に陣を構へて登任・重成の軍を破る。重成栗原に退却後ち秋田に歸り、登任密に逃れて京に入る。即ち前九年役の動機とす。本朝通鑑に永承五年(編者は前太平記の六年を採る)又國史野乘皆「鬼切部」と録せり、「切」は「功」の誤寫なるべしと。今の鬼首村軍澤は昭和四年を遡る八百七十八年の古戰場なりき。

源義家永保三年(一七四三)六月六日陸奥守兼鎮守府將軍に任ず。先是。清原武則前九年の戦功により康平六年(一七二三)二月鎮守府將軍に任ぜらる、その孫眞衡と武則の甥秀武と闘あり。後ち清衡を援けて武衡・家衡を寛治五年(一七五二)十一月十四日金澤城を攻めて之を殺戮す。之れを後三年の役と云ふ。前後十二年の兵亂夷らきて後ち統治の主權は藤原氏に移る。

五、藤原三衡

藤原清衡押領使の職にあり、嘉保元年(一七五四)治府を平泉に置く、清衡薨じ子基衡襲ぐ、其衡歿すその子秀衡繼ぐ、秀衡嘉應二年(一八三〇)五月二十五日從五位下に叙し鎮守府將軍に任じ又治三年(一八四七)薨じ次子泰衡承ぐ。

秀衡に妻妾あり一は源氏にして一は平氏なり、常に京畿の動靜を窺ふ。晚年源九郎義經を厚遇し家臣をして大領高館